「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

世界遺産一覧表への記載推薦書

二〇一六年一月　日本

目次

概要

第 1 章　資産の特質

1.a　所在国 _____ 2
1.b　地域 _____ 2
1.c　資産名称 _____ 2
1.d　所在位置 _____ 2
1.e　資産及び緩衝地帯の範囲 _____ 2
1.f　資産及び緩衝地帯の面積 _____ 2

第 2 章　説明

2.a　資産の説明 _____ 26
2.b　歴史と発展 _____ 56

第 3 章　記載のための価値証明

3.1.a 資産の概要 _____ 98
3.1.b 評価基準への適合性 _____ 104
3.1.c 完全性の言明 _____ 108
3.1.d 真実性の言明 _____ 110
3.1.e 保護、管理上の要件 _____ 114
3.2　比較分析 _____ 117
3.3　顕著な普遍的価値の言明 _____ 129

第 4 章　保全状況と資産に与える影響

4.a　現在の保存状況 _____ 134
4.b　資産に影響を与える要因 _____ 138

第 5 章　資産の保護と管理

5.a　所有関係 _____ 152
5.b　保護に関わる指定 _____ 153
5.c　保護の実施手段 _____ 171
5.d　資産が所在する市、県の関連計画 _____ 173
5.e　資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制 _____ 182
5.f　財源及び財政的水準 _____ 187

5.g 保存管理技術における専門的知識及び研修 188
5.h 来訪者施設と基盤施設 189
5.i 資産の公開、活用に関する方針、計画 200
5.j 職員の技術水準と専門性 206

第 6 章 経過観察

6.a 保存状況を計測するための主な指標 210
6.b 資産の経過観察のための体制 213
6.c 以前の保存状況報告の成果 214

第 7 章 資料

7.a 写真、スライド、画像一覧表 218
7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画または管理体制の解説及び関係諸計画（抜粋） 226
7.c 資産関連資料 228
7.d 資産管理機関住所 229
7.e 参考文献 230

第 8 章 連絡先

8.a 推薦書作成者 240
8.b 地方行政組織 240
8.c その他の組織 240
8.d 公式のウェブ・アドレス 241

第 9 章 締約国の代表者署名

付属資料

付属資料 1　包括的保存管理計画

1-1　包括的保存管理計画
1-2　各構成資産の保存管理計画（抜粋）

付属資料 2　資産目録

2-1　資産目録
2-2　官報告示の写し

付属資料 3　資産に関する補足情報

3-1　宗像大社沖津宮（沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩）
3-2　宗像大社沖津宮遙拝所
3-3　宗像大社中津宮
3-4　宗像大社辺津宮
3-5　新原・奴山古墳群
3-6　宗像大社の無形民俗文化財（森弘子、2011）

付属資料 4　比較対象に関する補足情報

4-1　信仰に関わる世界遺産との比較
4-2　東アジア周辺地域における紀元 1 年から 1000 年の時期の信仰の資産との比較
4-3　国内の同種資産との比較
4-4　世界から見た沖ノ島　－祭祀、政治、交易の物語の創造－（サイモン・ケイナー、2012）
4-5　竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡（禹在柄、2011）

付属資料 5　研究報告

5-1 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告 I
5-2 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告 II-1
5-3 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告 II-2
5-4 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告 III

付属資料 6　緩衝地帯の管理

6-1　緩衝地帯の設定根拠
6-2　緩衝地帯における届出・許可制度

付属資料 7　推薦資産に係る法令

7-1　文化財保護法

付属資料 8　推薦準備のために開催した会議等

8-1　推薦準備のために開催した会議等





「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

概要

The Sacred Island of
OKINOSHIMA
and Associated Sites
in the Munakata Region





「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、日本の西部沿岸に位置する。本資産は 4 世紀から現在まで続く「神宿る島」への信仰と関連する八つの構成資産からなる文化遺産である。構成資産は、日本列島と朝鮮半島との間に位置する沖ノ島全体と三つの岩礁からなる宗像大社沖津宮、大島の宗像大社沖津宮遙拝所と宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮と新原・奴山古墳群である。

沖ノ島には 4 世紀から 9 世紀の間の自然崇拝に基づく古代祭祀の変遷を示す、ほぼ手つかずの状態で現代まで残されてきた比類のない考古遺跡がある。その奉献品の質と量は祭祀の重要性を示し、東アジアにおける活発な対外交流が進んだ 500 年間における祭祀の変遷の証拠として、顕著な考古学的な価値をもつ。沖ノ島と共通する祭祀は大島と九州本土でも 7 世紀から 9 世紀に行われた。古代祭祀遺跡を含む沖津宮、中津宮、辺津宮は、宗像大社として現在まで続く信仰の場である。沖津宮遙拝所は、18 世紀までに成立した「神宿る島」を遥拝するための信仰の場である。5 世紀から 6 世紀に築かれた新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を担い現在も続く信仰の伝統を発展させた宗像氏の証拠である。

本資産は、古代東アジアにおける活発な対外交流の中で発展した「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が、海上の安全を願う生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

概要

国名
日本

地域
福岡県

資産名
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

座標
表 E-1 参照

資産の境界に関する記述
本資産は、日本国福岡県北部沿岸の宗像市、福津市に位置する。資産は、沖ノ島全島と付随する三つの岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）からなる宗像大社沖津宮、沖ノ島と九州本土の間に位置する大島の宗像大社沖津宮遙拝所及び宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮及び新原・奴山古墳群で構成される。

沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮は宗像大社（「宮」は神社を意味する）を構成し、その範囲は全て文化財保護法に基づく史跡に指定され保護されている。また、新原・奴山古墳群の全体も同法に基づく別の史跡の一部である。

構成資産は、広範な緩衝地帯によって囲まれている。

資産及び緩衝地帯の範囲図
概要の末尾に添付。

適用される評価基準
(ii), (iii), (vi)

表 E-1 座標

ID No.	構成資産名称	緯度	経度
1	沖ノ島	N 34° 14’42’’	E 130° 6’20’’
2	小屋島	N 34° 13’53’’	E 130° 6’42’’
3	御門柱	N 34° 13’54’’	E 130° 6’50’’
4	天狗岩	N 34° 13’56’’	E 130° 6’51’’
5	宗像大社沖津宮遙拝所	N 33° 54’32’’	E 130° 25’41’’
6	宗像大社中津宮	N 33° 53’50’’	E 130° 25’54’’
7	宗像大社辺津宮	N 33° 49’47’’	E 130° 30’51’’
8	新原・奴山古墳群	N 33° 49’03’’	E 130° 29’10’’

ID No. 1 から 4 は宗像大社沖津宮を構成する。

顕著な普遍的価値の言明

a) 概要

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、日本の西部沿岸に位置する。本資産は 4 世紀から現在まで続く「神宿る島」への信仰と関連する八つの構成資産からなる文化遺産である。構成資産は、日本列島と朝鮮半島との間に位置する沖ノ島全体と三つの岩礁からなる宗像大社沖津宮、大島の宗像大社沖津宮遙拝所と宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮と新原・奴山古墳群である。

沖ノ島には 4 世紀から 9 世紀の間の自然崇拝に基づく古代祭祀の変遷を示す、ほぼ手つかずの状態で現代まで残されてきた比類のない考古遺跡がある。その奉献品の質と量は祭祀の重要性を示し、東アジアにおける活発な対外交流が進んだ 500 年間における祭祀の変遷の証拠として、顕著な考古学的な価値をもつ。沖ノ島と共通する祭祀は大島と九州本土でも 7 世紀から 9 世紀に行われた。古代祭祀遺跡を含む沖津宮、中津宮、辺津宮は、宗像大社として現在まで続く信仰の場である。沖津宮遙拝所は、18 世紀までに成立した「神宿る島」を遥拝するための信仰の場である。5 世紀から 6 世紀に築かれた新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を担い現在も続く信仰の伝統を発展させた宗像氏の証拠である。

本資産は、古代東アジアにおける活発な対外交流の中で発展した「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が、海上の安全を願う生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

b) 評価基準への適合性

評価基準 (ii)

本資産は、沖ノ島から始まった古代祭祀の変遷によって、4 世紀から 9 世紀の東アジアにおける価値観の交流を明らかにする。宗像地域の人々は、航海の危険を乗り越えて、沖ノ島が位置する日本列島と朝鮮半島との間の海峡における対外交流に大きな役割を果たした。日本の古代国家は沖ノ島の神を非常に重要な交流の航路の守り神としたため、沖ノ島には当時の先進技術で作られた重要な舶載品が数多く奉献された。この古代祭祀の変遷は、日本の中央集権国家形成期における東アジアでの活発な対外交流の実態を反映する。大陸から持ち込まれた文化や優れた品々は、日本の政治や社会、信仰などあらゆる面の発展に貢献した。

評価基準 (iii)

本資産は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。沖ノ島は 1,500 年以上にわたり信仰の対象となってきた。特におびただしい量の貴重な奉献品を用いて行われた 4 世紀後半から 9 世紀末の約 500 年間の古代祭祀の変遷を伝える考古遺跡は、ほぼ手つかずの状態で島内に守られてきた。自然崇拝がこれらの航海の安全を祈る祭祀の基盤となり、沖ノ島、大島、九州本土の宗像大社三宮での人格神化した宗像三女神への信仰が生まれ、現在に継承されている。新原・奴山古墳群は、日本列島と大陸との交流を担う中で、この文化的伝統を生みだし、継承した宗像氏の存在の最も明白な物証である。大島の沖津宮遙拝所の存在から知られるように、沖ノ島への入島を制限し、遠くに島を拝む厳格な禁忌は宗像地域の人々の間で今日まで守られている。

評価基準 (vi)

古代の沖ノ島への信仰から生まれた宗像三女神信仰の歴史を伝える本資産は、海上の安全を祈る生きた伝統に直結する。沖ノ島への信仰は、航海や漁業に伴う危険に対する人間の自然な反応から生まれたものである。その伝統の始まりである沖ノ島の祭祀遺跡は、厳しく入島を制限する禁忌などの宗像地域に今日まで続く精神的・文化的伝統によって、当時のままの状態で守られてきた。沖ノ島に対する信仰は宗像三女神信仰へと発展し、現存する日本で最古の歴史書である 8 世紀の古事記や日本書紀に登場するなど、日本固有の信仰がいかに形成されたかを示す。今日も、この神宿る島に連なる女神は水上の安全を司る神として、海に囲まれた日本の全国で広くまつられている。

c) 完全性の言明

本資産は、「神宿る島」を崇拝する精神的・文化的伝統が形成され、海上の安全を祈る生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証として、完全性を十分に有している。その顕著な普遍的価値を現す全ての要素は、沖ノ島、大島、九州本土を含む海でつながる空間に所在する一連の資産に含まれている。構成資産は考古遺跡と現在まで精神的伝統が息づく信仰の場からなり、全ての構成資産は顕著な普遍的価値を理解するために必要な特徴と過程を過不足なく表すために適切な範囲を有しており、開発や管理放棄による悪影響を被ることなく、適切に保存管理され良好な状態である。

d) 真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な調査研究により裏づけられている。

沖津宮、中津宮、辺津宮の範囲内の古代祭祀遺跡、新原・奴山古墳群については、真実性が考古学的調査により証明されている。そして、宗像大社の三宮がそれぞれ古代祭祀の場を起源としており、また沖津宮遙拝所は長い間、沖ノ島を拝むための場であったことは、歴史資料や建築物の調査によって示されており、それらの信仰の場としての真実性が証明されている。

e) 保存管理上の要件

資産の全範囲は文化財保護法に基づく史跡に指定され保護されており、国と地域の行政が所有者と連携して適切に保存管理している。加えて、沖ノ島は信仰の対象として入島を制限する禁忌やその他の地域の慣習である文化的伝統によって管理されている。

構成資産間の眺望及び資産の周辺環境を阻害する開発やその他の行為が生じないよう、全ての構成資産を包含する十分な範囲の緩衝地帯を陸域・海域に設定し、景観法をはじめとした各種法令等により適切な保全措置を講じている。

2009 年より、地元の 3 行政機関である福岡県、宗像市、福津市は、それぞれ世界遺産登録の担当部局を設置するとともに、資産の保護と緩衝地帯の管理の機能をもった調整のための会議を設けている。イコモス会員を含む研究者、専門家から構成される専門家会議を設置し、学術的な観点から助言を受けている。また、包括的保存管理計画を確実に実行するために、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表を構成員とする保存活用協議会を設立する予定である。

関係法令などを所管する国の機関である文化庁は協議会に対し必要に応じ指導・助言をするとともに、定期報告書の調整を行う。

連絡先

組織 : 文化庁文化財部記念物課
住所 : 〒 100-8959　東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL: +81-3-5253-4111
FAX: +81-3-6734-3822
E-mail: w-isan@bunka.go.jp
Web address: http://www.bunka.go.jp/

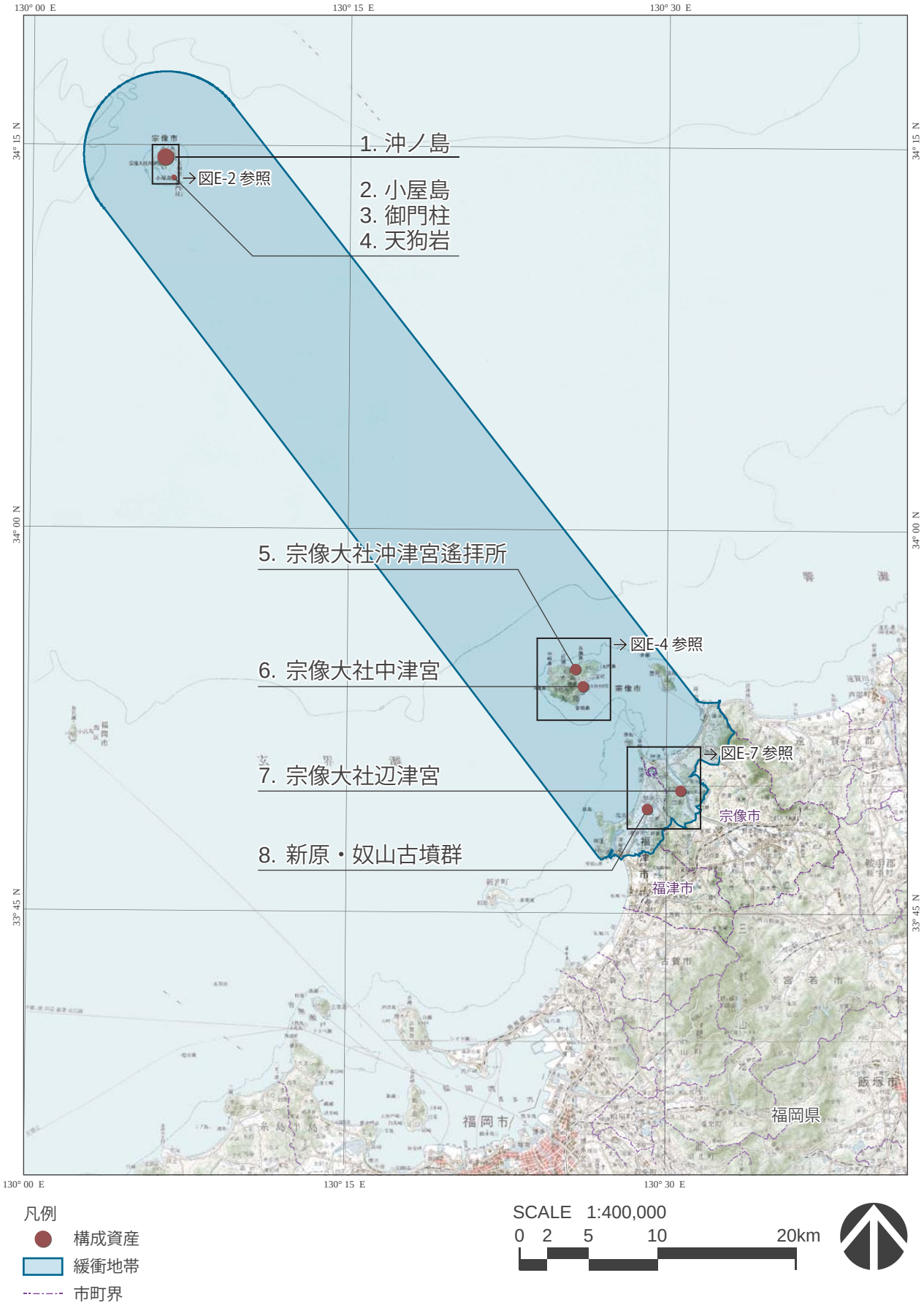


図 E-1 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



図 E-2 宗像大社沖津宮の範囲

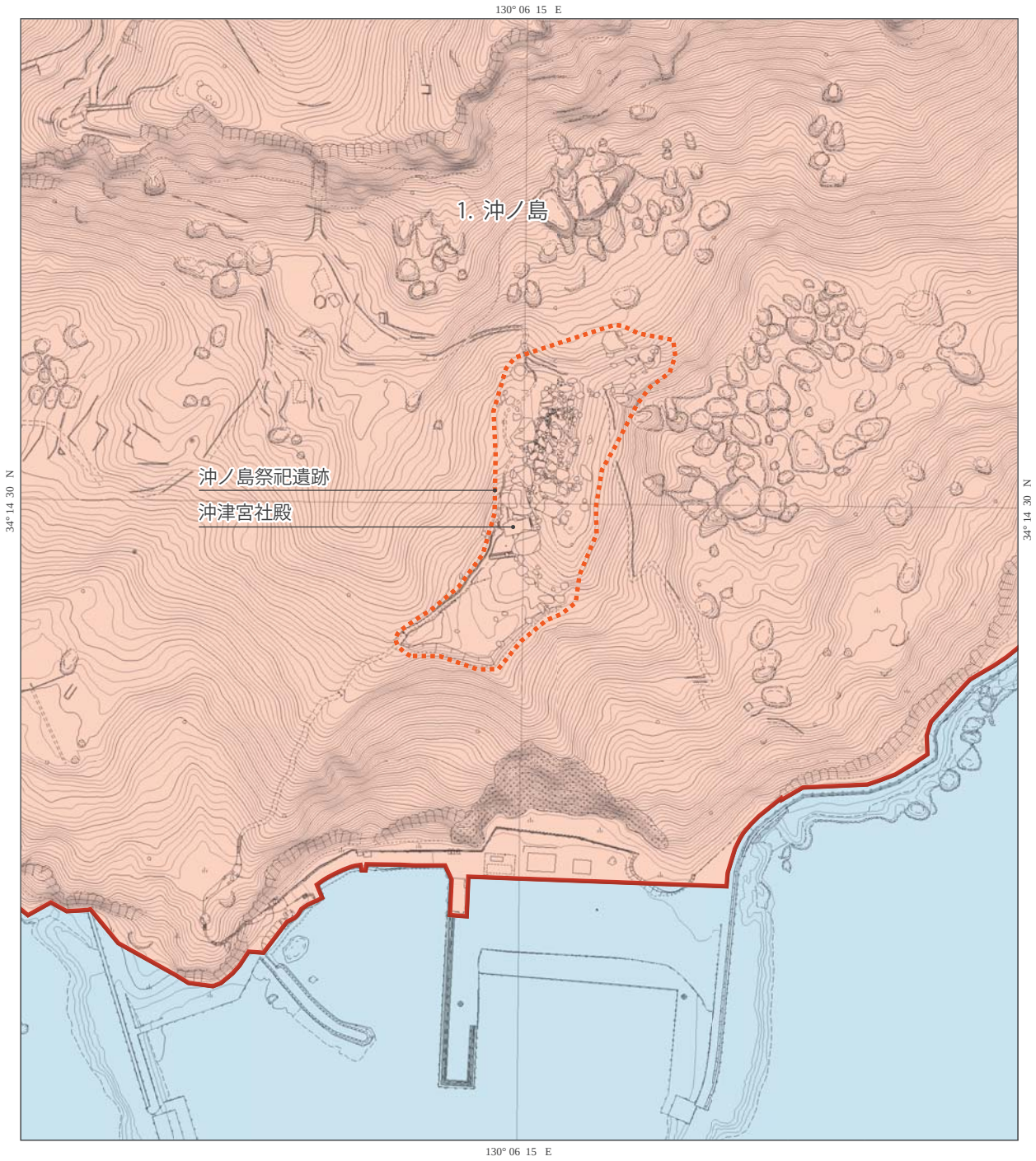


図 E-3　沖ノ島祭祀遺跡範囲



図 E-4 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲（大島）

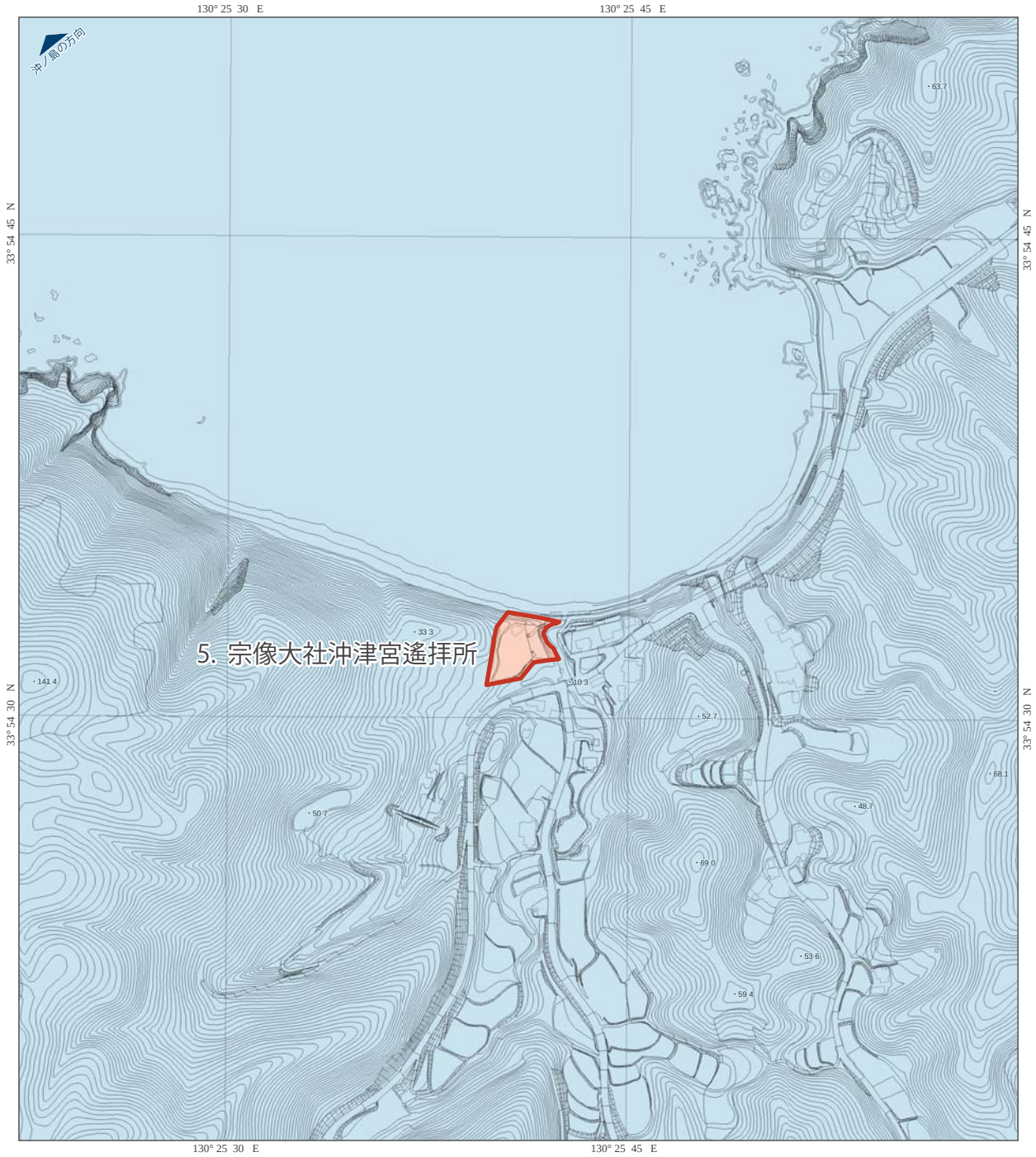


図 E-5 宗像大社沖津宮遙拝所の範囲

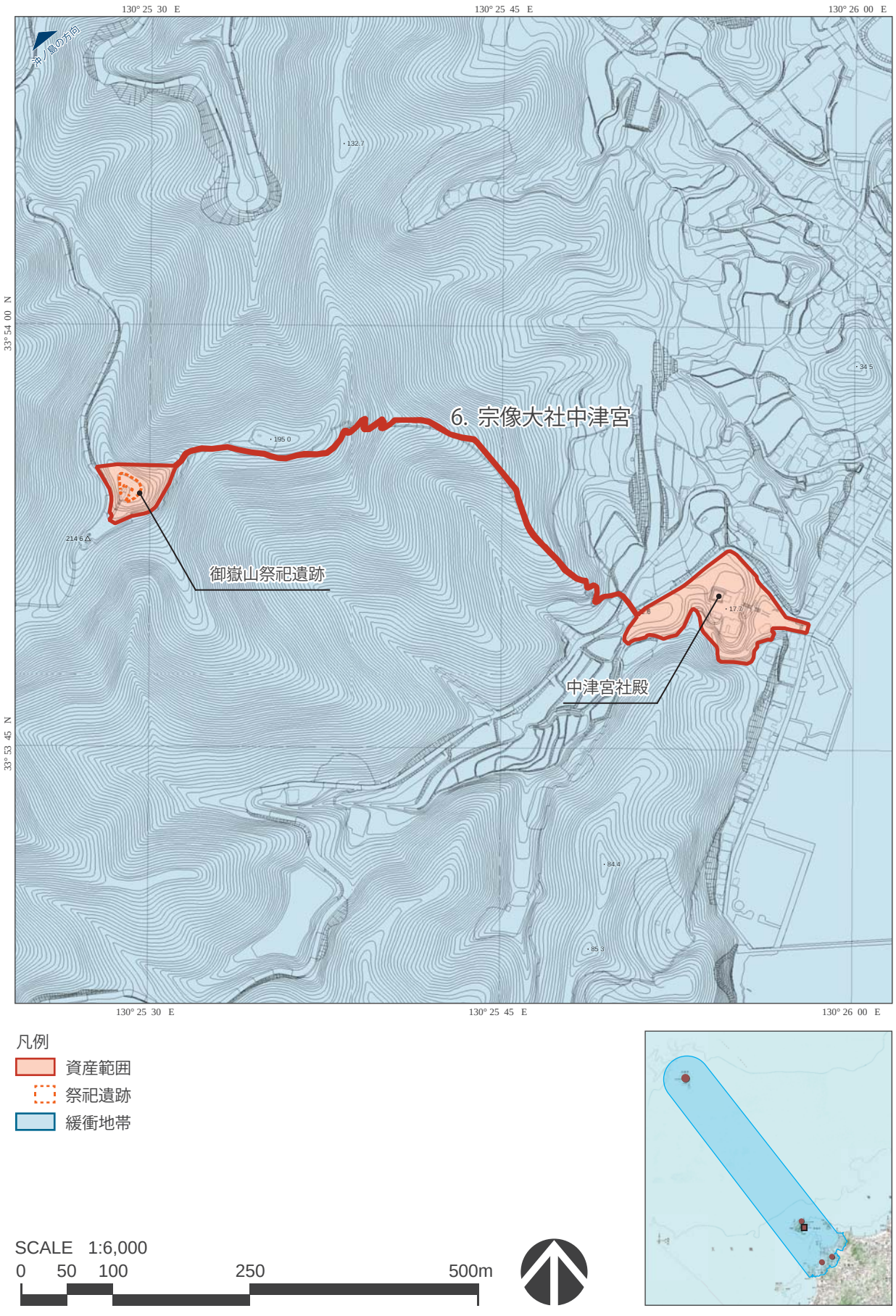
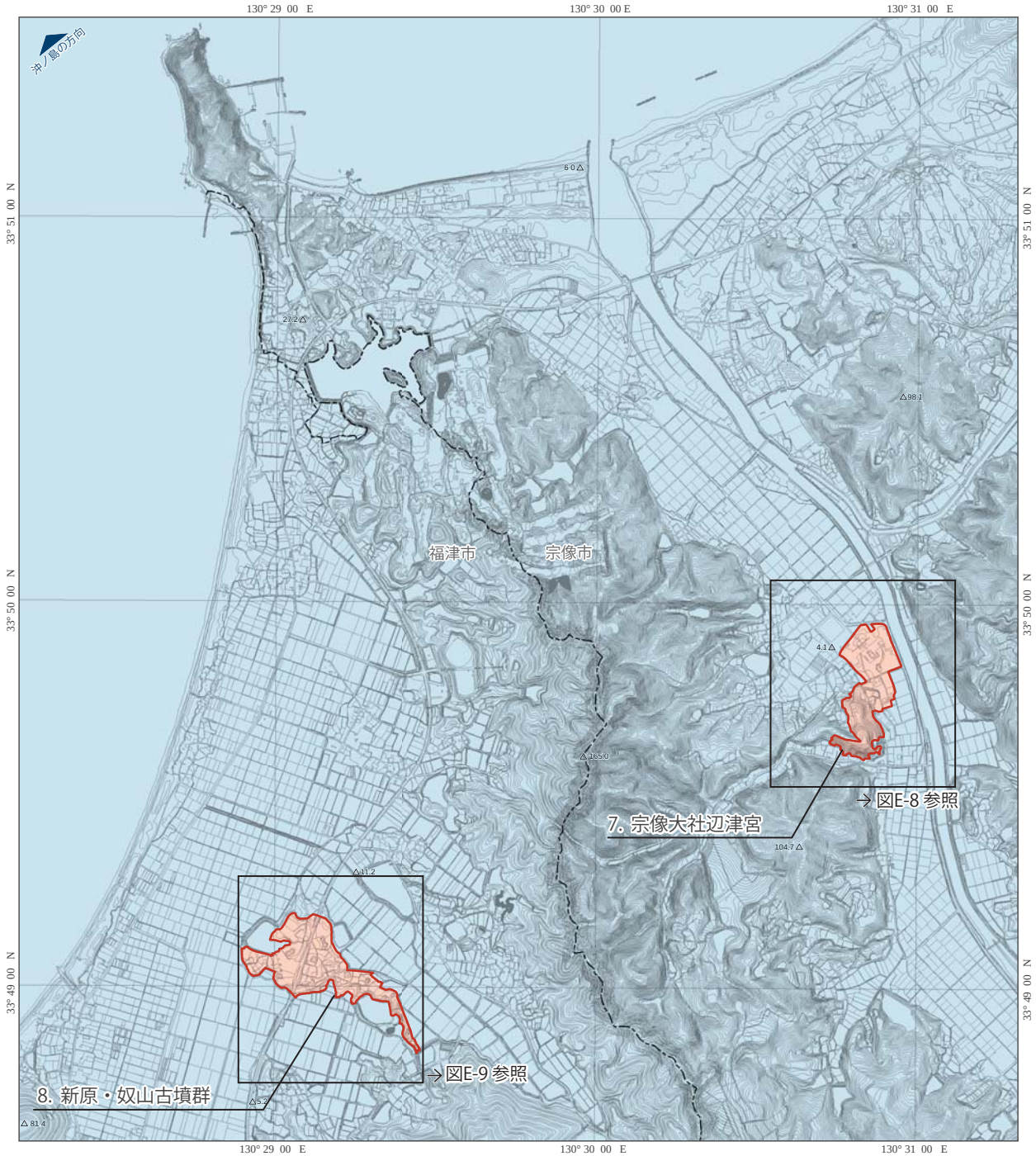


図 E-6 宗像大社中津宮の範囲



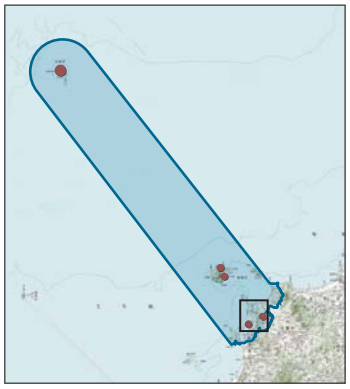


図 E-7 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲（九州本土）

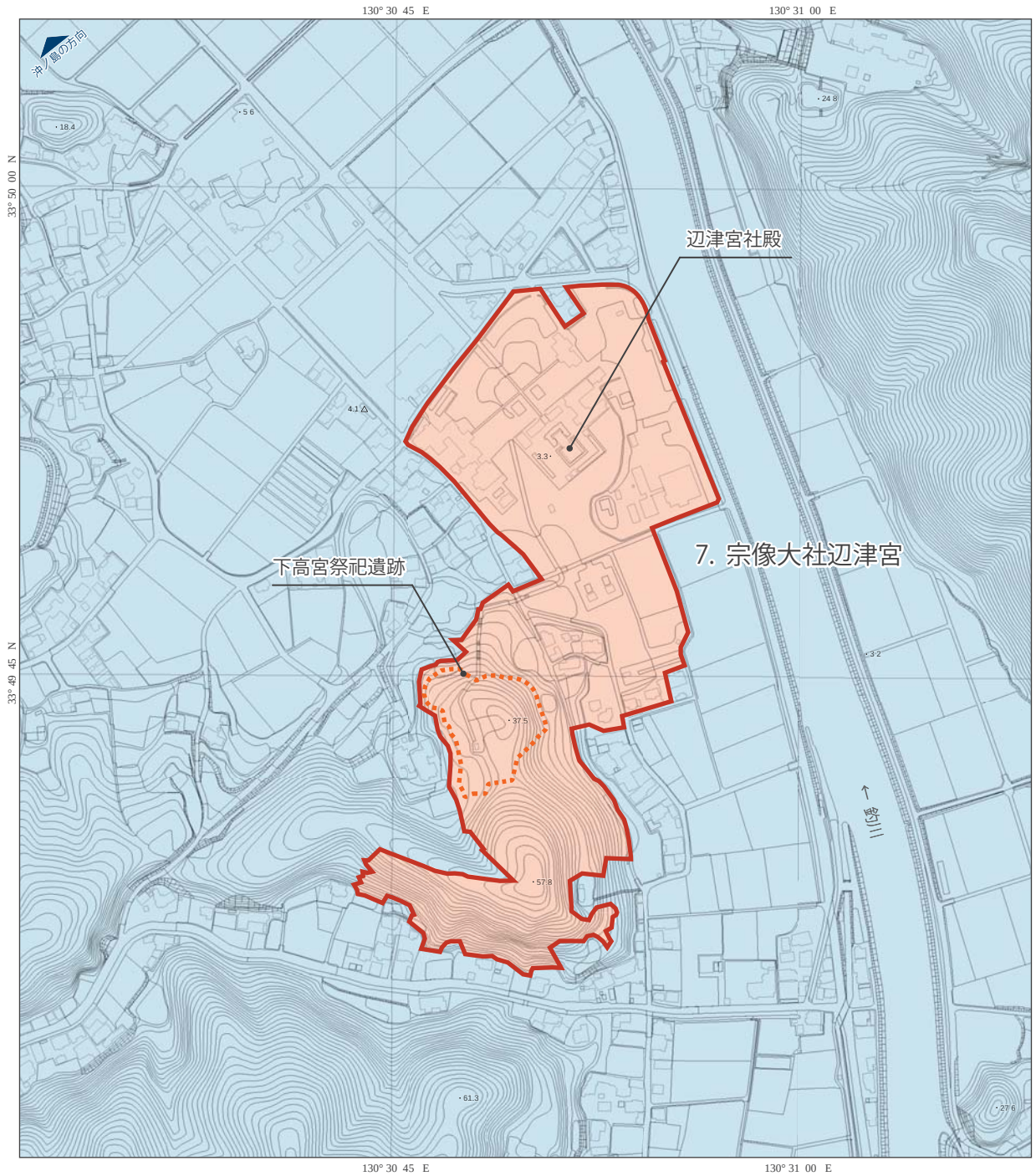
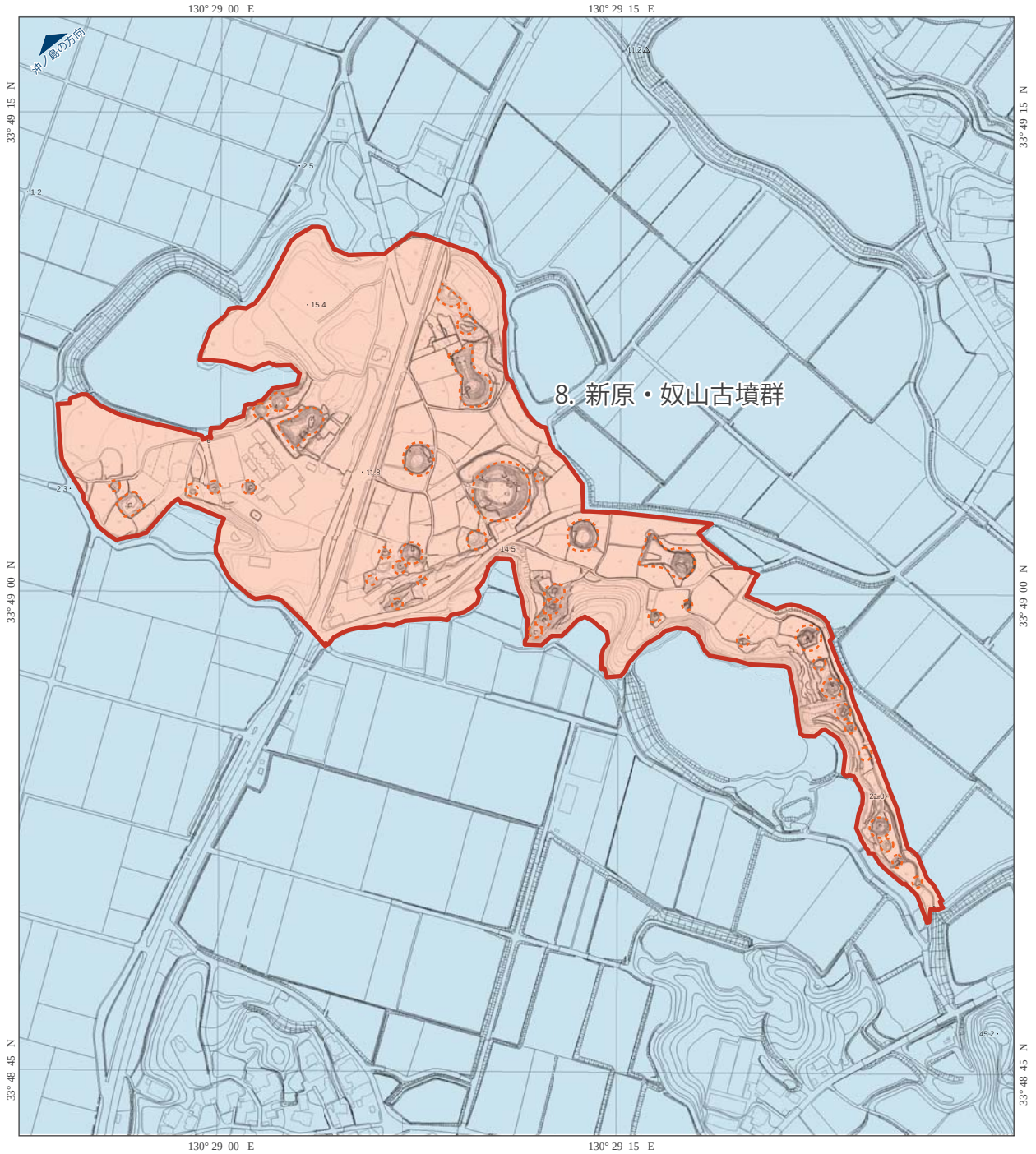
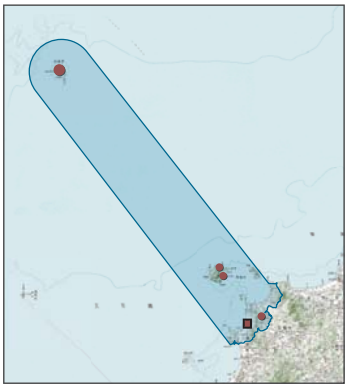


図 E-8 宗像大社辺津宮の範囲



凡例
- 資産範囲
- 墳丘
- 緩衝地帯



SCALE 1:6,000
0 50 100 250 500m

図 E-9 新原・奴山古墳群の範囲



沖津宮社殿へと向かう神職

第1章 資産の特質

1.a 所在国

1.b 地域

1.c 資産名称

1.d 所在位置

1.e 資産及び緩衝地帯の範囲

1.f 資産及び緩衝地帯の面積

資産の特質

1.a　締約国

日本

1.b　地域

福岡県

1.c　資産名称

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

1.d　所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への記載を推薦する「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、日本列島の九州本土の北東部に位置する。

本資産は北緯 34° 14’ 42’ から 33° 49’ 3’’、東経 130° 6’ 20’’ から 130° 30’ 51’’ までの八つの地点に位置する構成資産からなるシリアルプロパティである。

これらの所在地は**表 1-1** に示すとおりである。

1.e　資産及び緩衝地帯の範囲

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面は本章の末に示す。

1.f　資産及び緩衝地帯の面積

資産及び緩衝地帯の総面積は以下のとおりである。各構成資産及び緩衝地帯の面積は表に示すとおりである。

資産範囲：　98.93 ha
緩衝地帯：　79,363.48 ha
合計：　79,462.41 ha

表 1-1　構成資産の名称、所在地、座標

ID No.	構成資産名称	所在地	座標	構成資産の面積（ha）	緩衝地帯の面積（ha）		地図
					地上	海域	
1	沖ノ島	宗像市大島	N 34° 14’ 42’’ E 130° 6’ 20’’	68.38		75,068.36	図 1-5 p. 8
2	小屋島	宗像市大島	N 34° 13’ 53’’ E 130° 6’ 42’’	1.89			
3	御門柱	宗像市大島	N 34° 13’ 54’’ E 130° 6’ 50’’	0.15			
4	天狗岩	宗像市大島	N 34° 13’ 56’’ E 130° 6’ 51’’	0.19			
5	宗像大社沖津宮遙拝所	宗像市大島	N 33° 54’ 32’’ E 130° 25’ 41’’	0.24	717.23		図 1-11 p. 14
6	宗像大社中津宮	宗像市大島	N 33° 53’ 50’’ E 130° 25’ 54’’	1.50			図 1-13 p. 16
7	宗像大社辺津宮	宗像市田島	N 33° 49’ 47’’ E 130° 30’ 51’’	11.27	3,577.89		図 1-17 p. 20
8	新原・奴山古墳群	福津市勝浦	N 33° 49’ 3’’ E 130° 29’ 10’’	15.31			図 1-19 p. 22
合計（ha）				98.93		79,363.48	

ID No. 1 ～ 4 は「宗像大社沖津宮」を構成する。

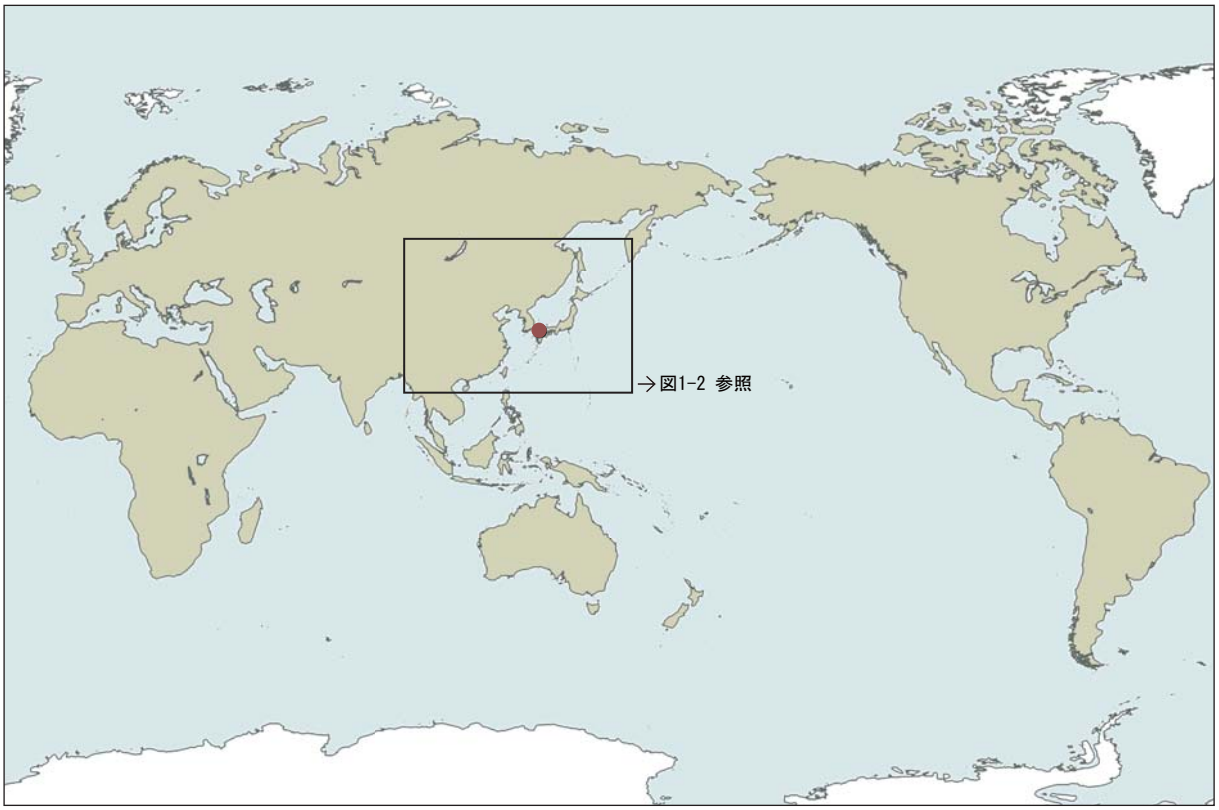


図1-1　世界における位置



図1-2　東アジアにおける位置

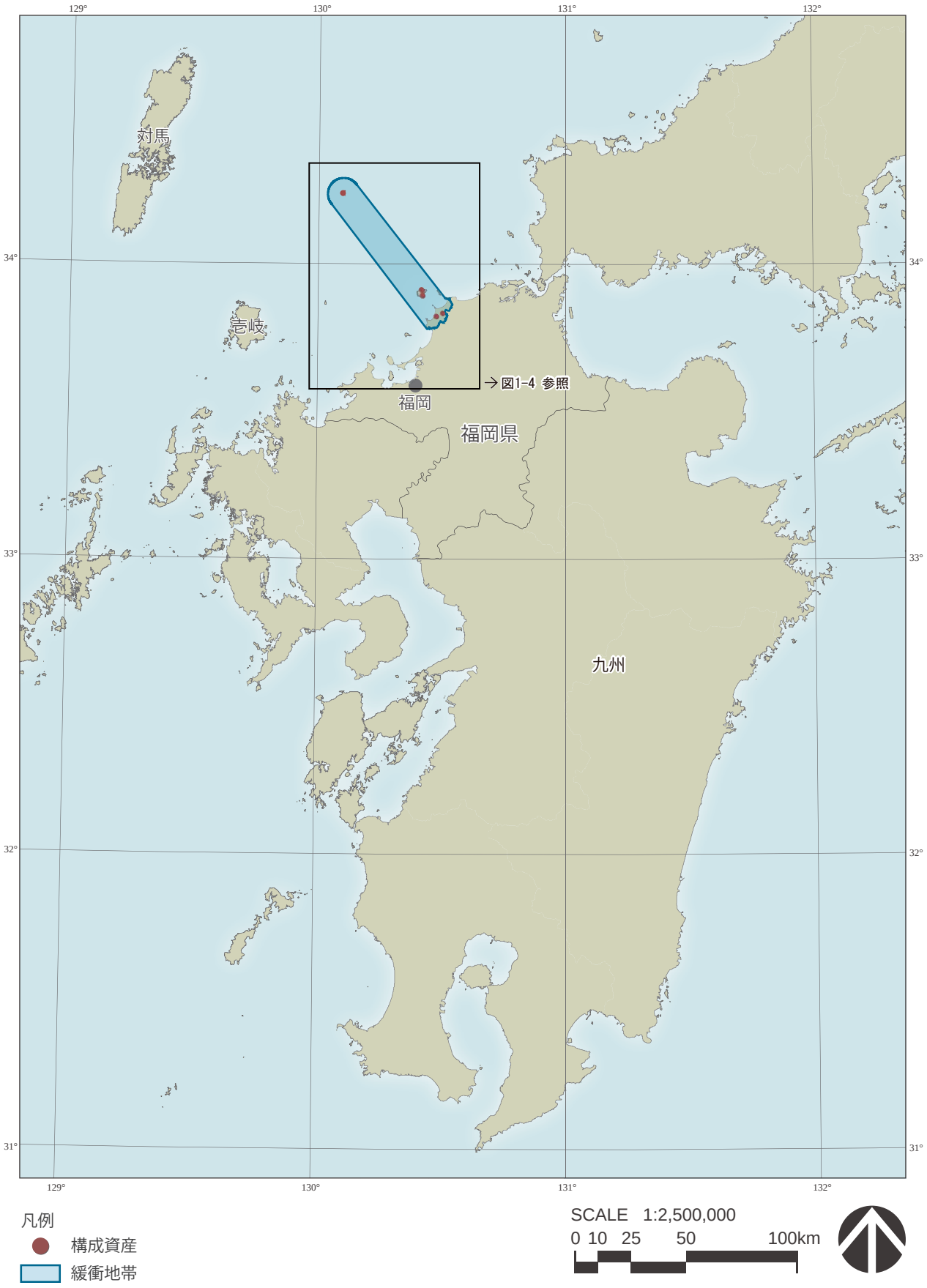


図1-3　九州本土における位置

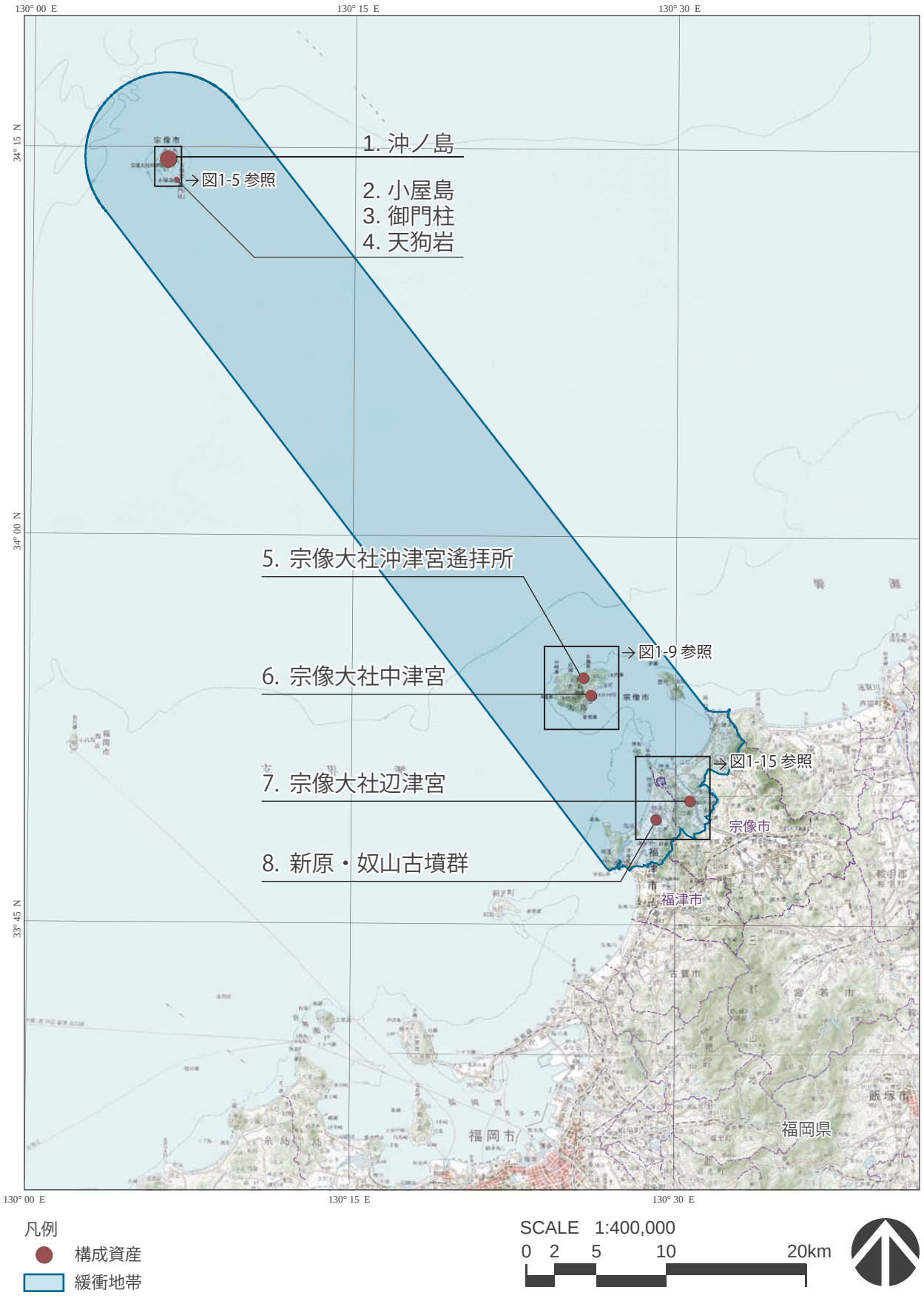


図 1-4　構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



図 1-5　宗像大社沖津宮及び緩衝地帯の範囲



図 1-6　宗像大社沖津宮空撮

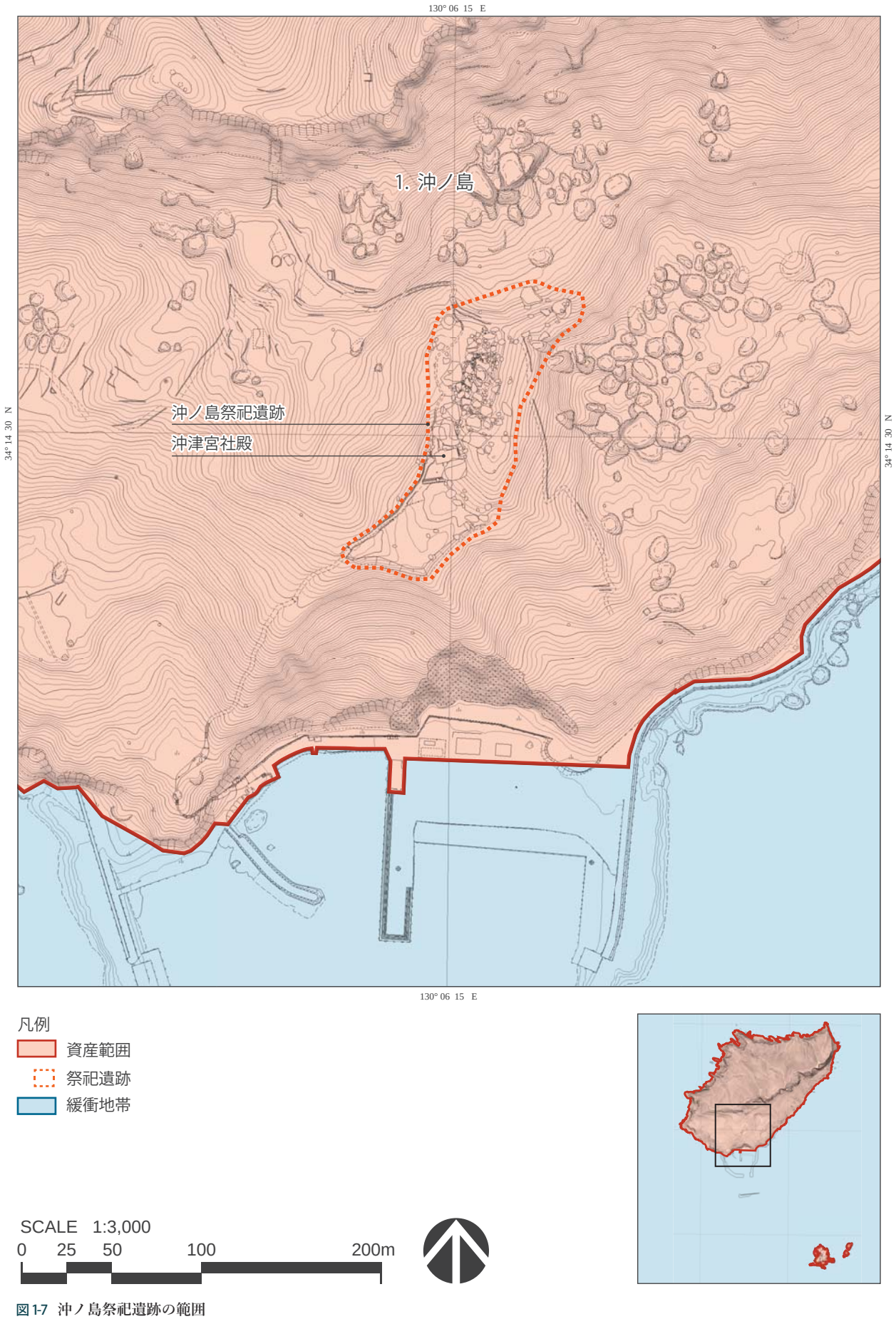


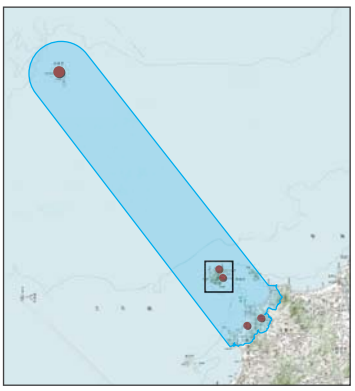
図 1-7　沖ノ島祭祀遺跡の範囲



図 1-8　沖ノ島祭祀遺跡空撮



凡例
- 資産範囲
- 緩衝地帯



SCALE 1:30,000
0 0.25 0.5 1 2km

図 1-9　構成資産及び緩衝地帯の範囲（大島）



図 1-10　大島の構成資産空撮

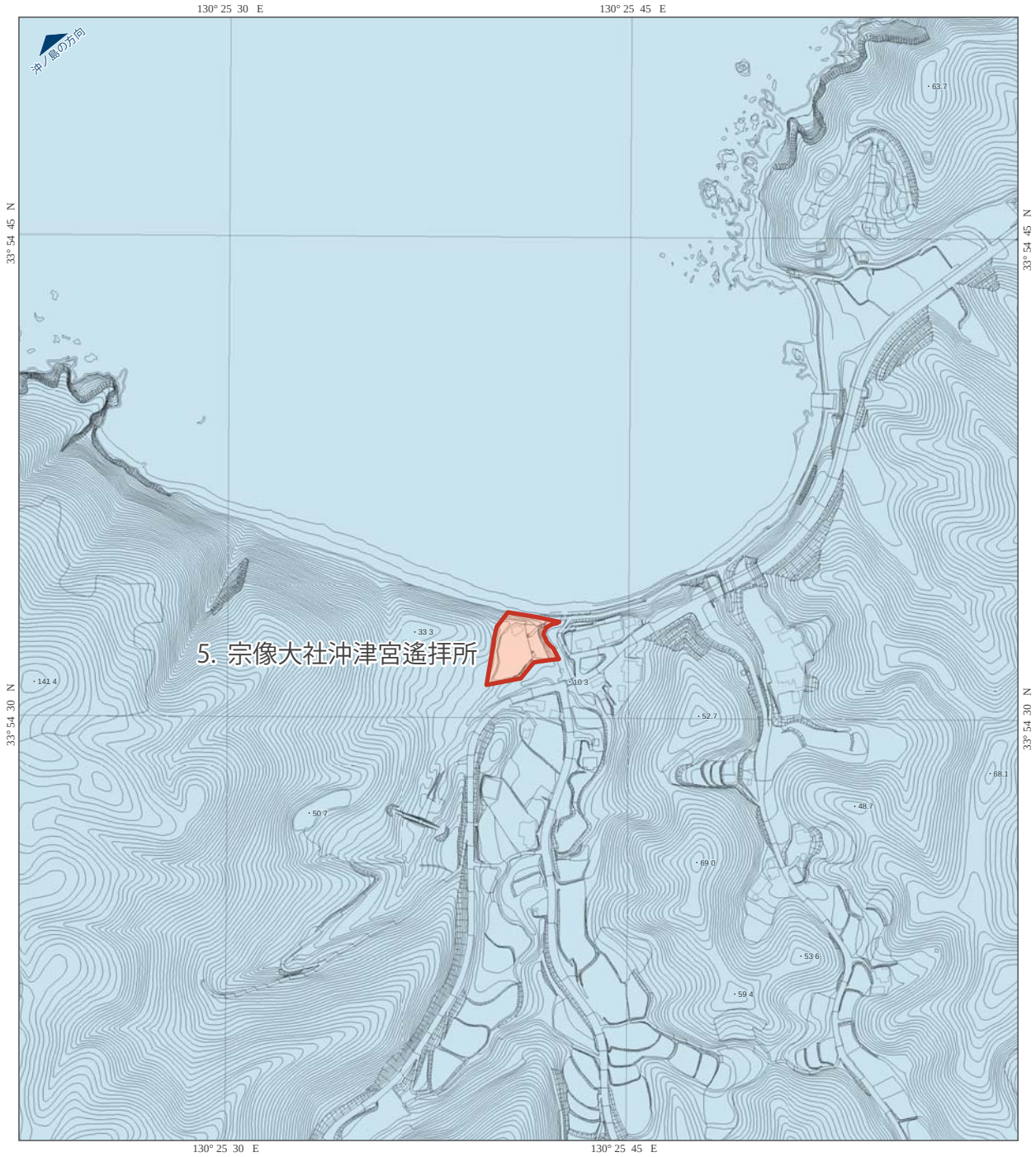


図 1-11　宗像大社沖津宮遙拝所及び緩衝地帯の範囲



図 1-12　宗像大社沖津宮遙拝所空撮

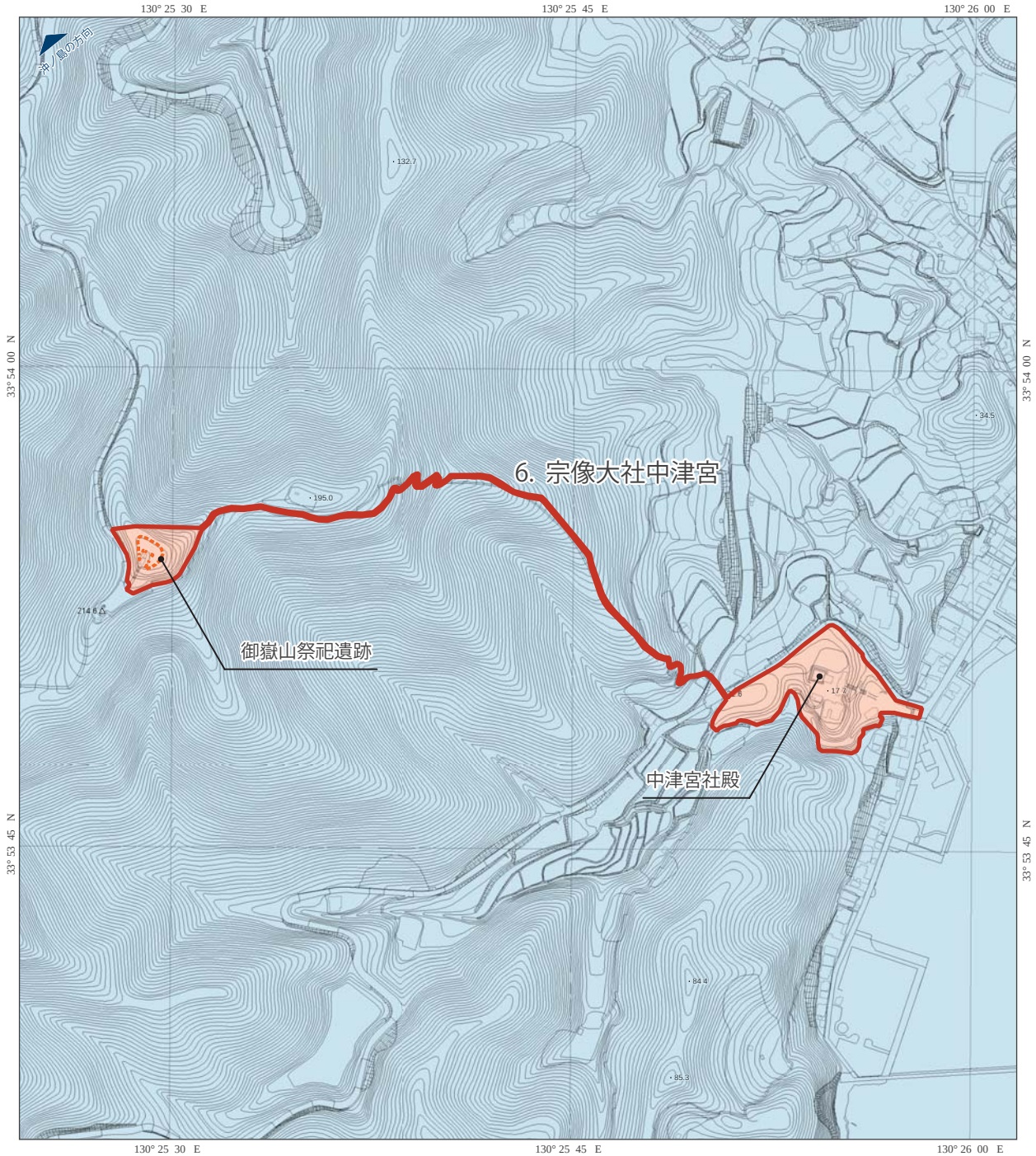
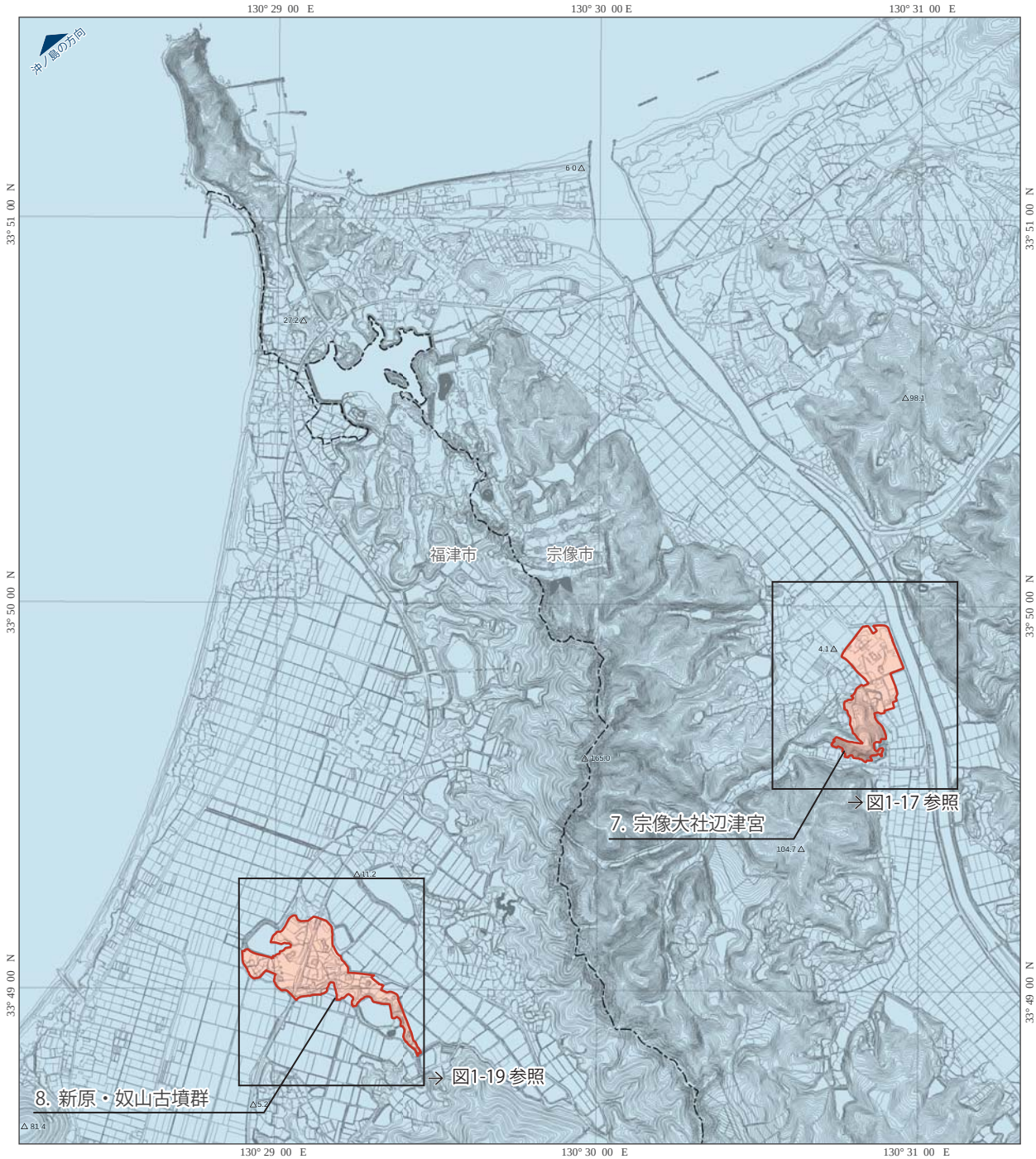


図 1-13　宗像大社中津宮及び緩衝地帯の範囲



図 1-14　宗像大社中津宮空撮



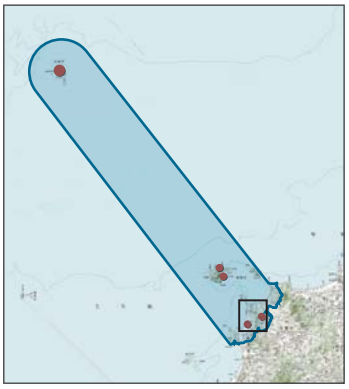


図 1-15　構成資産及び緩衝地帯の範囲（九州本土）



図 1-16　九州本土の構成資産空撮

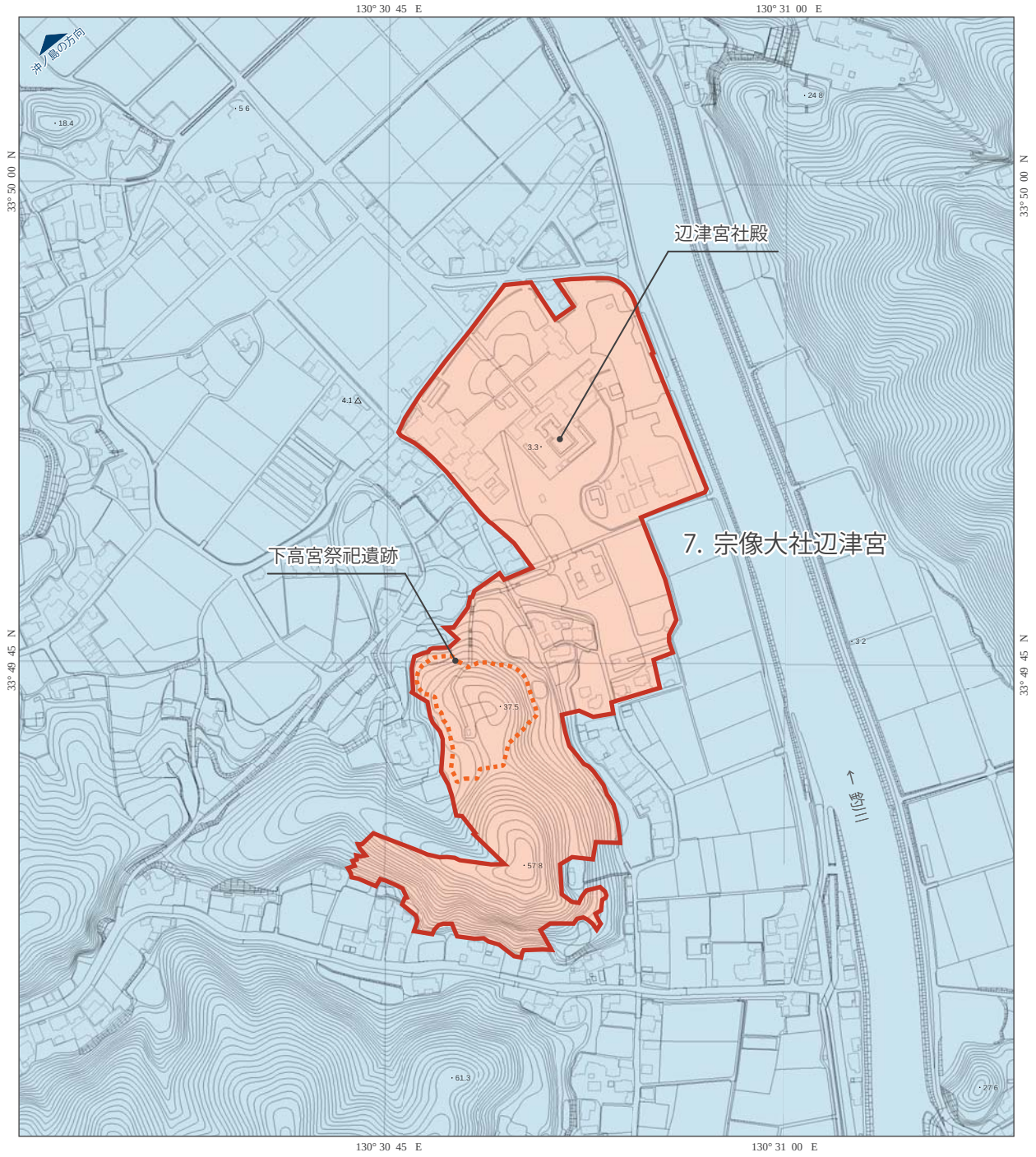


図 1-17　宗像大社辺津宮及び緩衝地帯の範囲

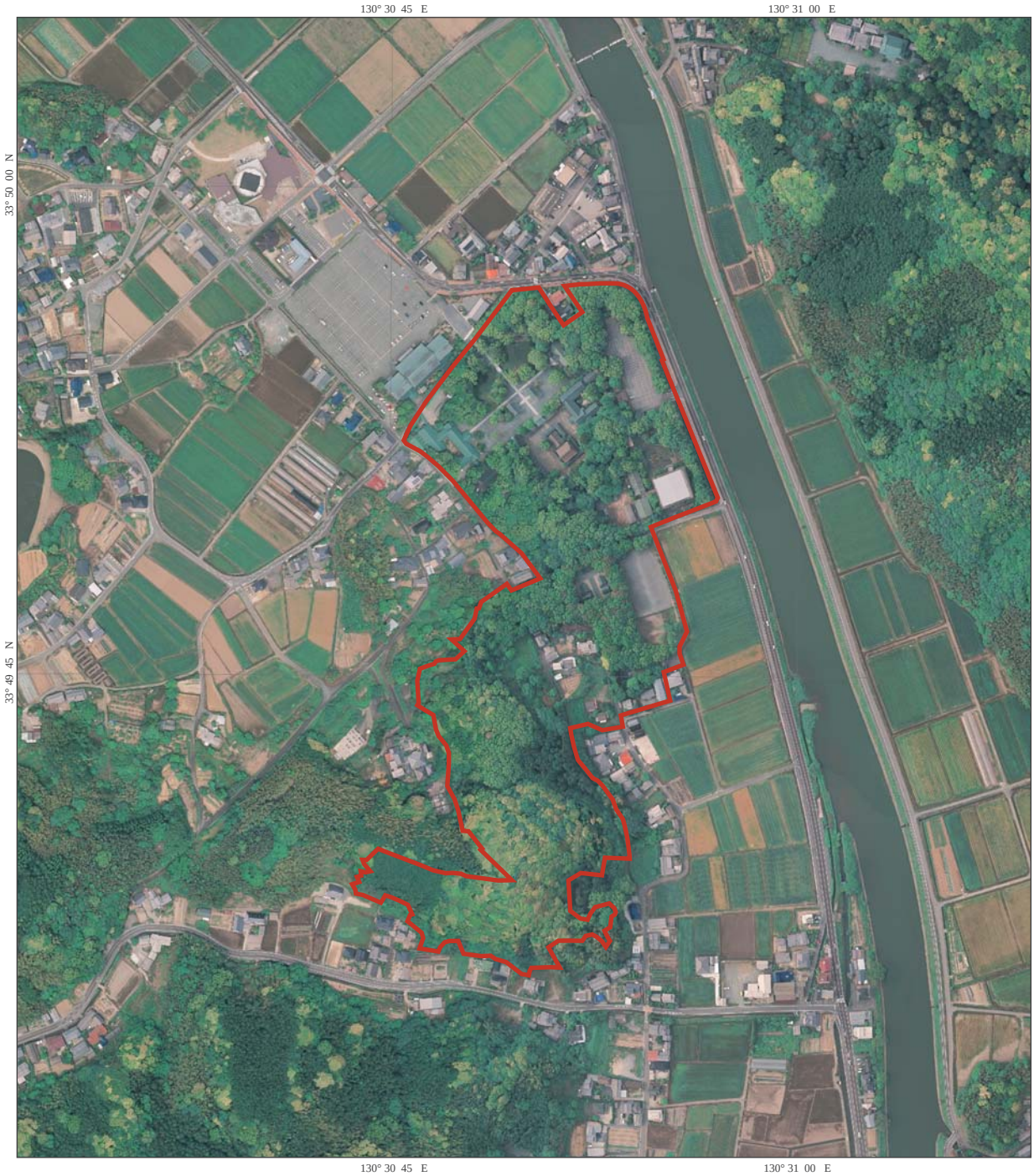
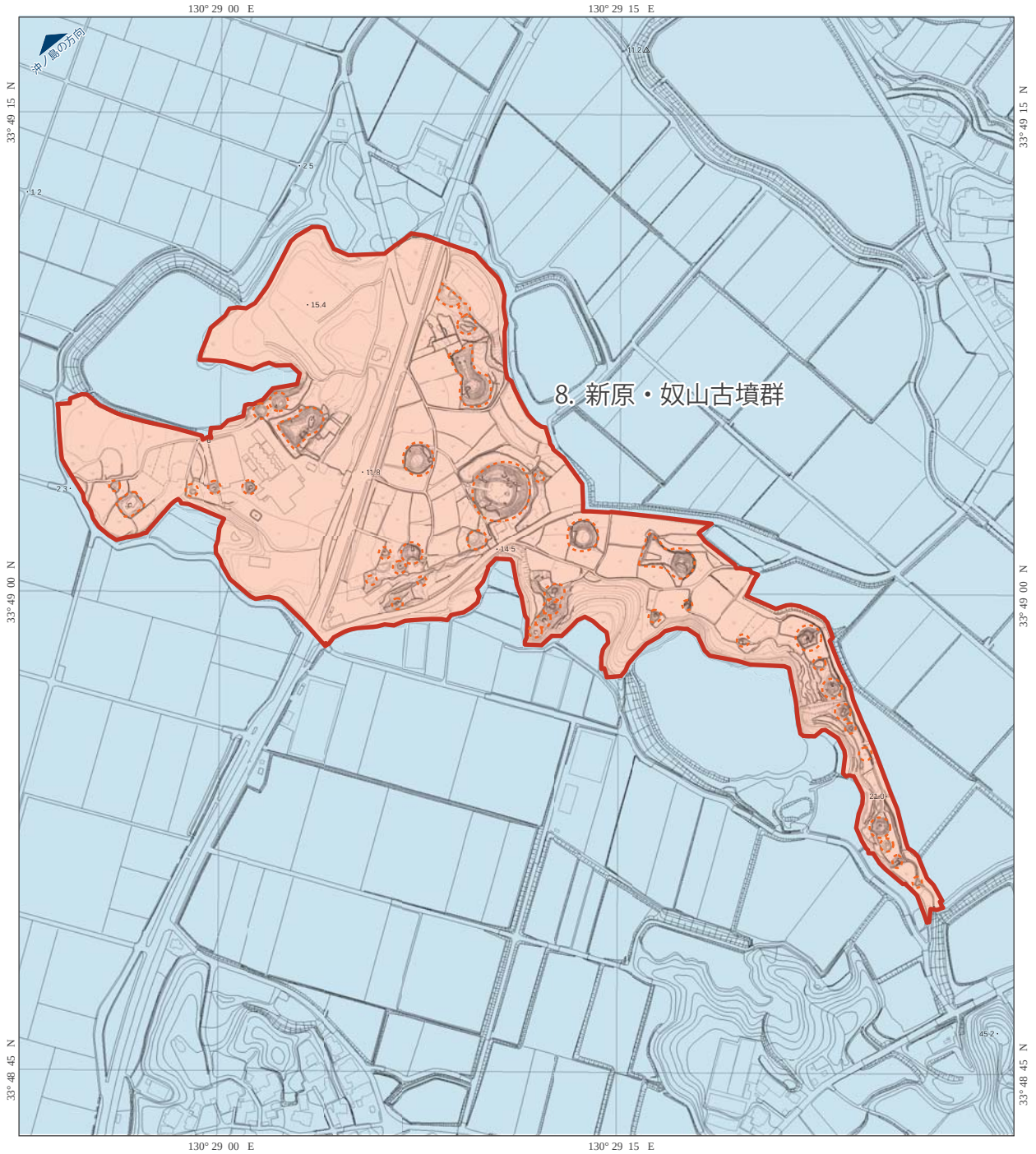


図 1-18　宗像大社辺津宮空撮



凡例
- 資産範囲
- 墳丘
- 緩衝地帯

SCALE 1:6,000
0　50　100　250　500m

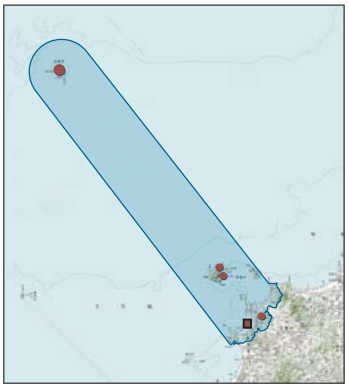


図 1-19　新原・奴山古墳群及び緩衝地帯の範囲



図 1-20　新原・奴山古墳群空撮



沖津宮社殿は巨岩群の只中にある

第2章 説明

2.a 資産の説明

2.b 歴史と発展

説明

2.a　資産の説明

2.a.1　資産全体の説明

本資産は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が、古代東アジアにおける活発な対外交流が進んだ時期に発展し、海上の安全を願う生きた伝統と明白に関連し今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

本資産は、宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮と新原・奴山古墳群からなる。本資産の起源となる沖ノ島は、日本列島と朝鮮半島との間の海峡にあり、九州北部の宗像地域から 60㎞北西に位置する（**図 2-a-1**）。沖ノ島は、日本から大陸へと向かう航海において道標となる島であり、またその荘厳さを感じさせる外観から、神宿る島として信仰の対象となっていった。

この海域では、航海術に長けた古代[1]豪族宗像氏[2]が海を越えた交流に重要な役割を果たしていた。宗像氏は、宗像地域を支配し、沖ノ島の祭祀を執り行う一族であった。4 世紀後半に日本と中国、朝鮮の古代王朝との交流が活発化すると、沖ノ島で航海の安全と交流の成就を願う祭祀が行われるようになった。この沖ノ島で行われた大規模な祭祀は、一地域の祭祀ではなく日本の古代国家[3]（ヤマト王権、律令国家）が関与した祭祀として、「国家的祭祀」と本推薦書では称している。古代国家は宗像氏と密接な関係を結ぶことでこの「国家的祭祀」を行い、中国、朝鮮の古代王朝との交流を実現したのである。

沖ノ島における古代祭祀遺跡は、その隔絶した立地や入島を制限する地域の禁忌などによってほぼ手つかずの状態で良好に守られてきた。その祭祀形態は 4 世紀後半から 9 世紀末までの約 500 年の間に、岩上祭祀―岩陰祭祀―半岩陰・半露天祭祀―露天祭祀の四段階の変遷をみせる。発掘調査では約 8 万点の貴重かつ大量の奉献品が出土し、1962 年よりそれらはすべて国宝に指定されてきている。奉献品の内容は祭祀形態の変遷に伴って変化し、各時期の対外交流の実態を物語る希少な舶載品も含まれている。さらに奉献品の中には、律令国家によって体系化され、神道における祭祀の直接のもととなった神祇祭祀で用いられたものが見出される。現代に生きる日本固有の信仰である神道の具体的な様相を記す文献記録は 8 世紀以降のものしか存在しない。然しながら沖ノ島祭祀遺跡は 4 世紀後半に遡る。その古代祭祀の変遷は日本固有の信仰の形成過程を示すものである。沖ノ島祭祀遺跡は、古代日本の自然信仰に基づく祭祀が、現在の祭祀に形成されていく過程を証明する唯一の祭祀遺跡である。

1 本推薦書では、日本の「古代」を 3 ～ 11 世紀とする。

2 本推薦書では、古代の宗像地域の有力な政治勢力とその配下にある多様な階層の人々を総称して「宗像氏」と表記する。.

3 本推薦書では、古代の日本列島に存在した政治権力であるヤマト王権及び律令国家を総称して「古代国家」と表記する。

ヤマト王権 :3 世紀半ばから 7 世紀末に、畿内（日本の中央）周辺の有力氏族が連合して成立した政治権力・政治組織。国際的には倭と呼ばれていた。

律令国家 : ヤマト王権が発展し、701 年の大宝律令（律は刑法、令は行政法）の制定により成立した古代日本の中央集権国家。

新原・奴山古墳群は宗像氏の墳墓群である。優れた航海術を持ち、対外交流に従事した宗像氏は、沖ノ島祭祀が隆盛した時期に、入海に面した台地上に大小様々な 41 基の墳墓群を築いた。この台地上からは、大島、さらに沖ノ島、朝鮮半島へと続く海を一望することができる。新原・奴山古墳群の立地は、航海の道標である沖ノ島と本質的につながっており、航海の安全を願い沖ノ島での祭祀を担った人々の存在を証明する。

7 世紀後半以降、大島の最高所と九州本土の入海に面した丘陵上においても、沖ノ島祭祀と同様の露天祭祀が行われるようになった。これらの祭祀の跡が中津宮の御嶽山祭祀遺跡、辺津宮の下高宮祭祀遺跡である。三箇所の祭祀の場は、8 世紀初めに編纂された日本で最も古い歴史書である『古事記』『日本書紀』に、宗像氏が宗像三女神（田心姫神（たごりひめのかみ）、湍津姫神（たぎつひめのかみ）、市杵島姫神（いちきしまひめのかみ））をまつる地としてそれぞれ「奥津宮（おきつみや）」「遠瀛（おきつみや）」、「中津宮（なかつみや）」「中瀛（なかつみや）」、「辺津宮（へつみや）」「海浜（へつみや）」と記されている。これは、三箇所の祭祀遺跡の存在が同時期の文献の記述と一致する事例であり、広大な海で結ばれた三つの宮で構成される宗像大社[4]の信仰の原型が古代に遡り、現代まで継承されてきたことを意味する。

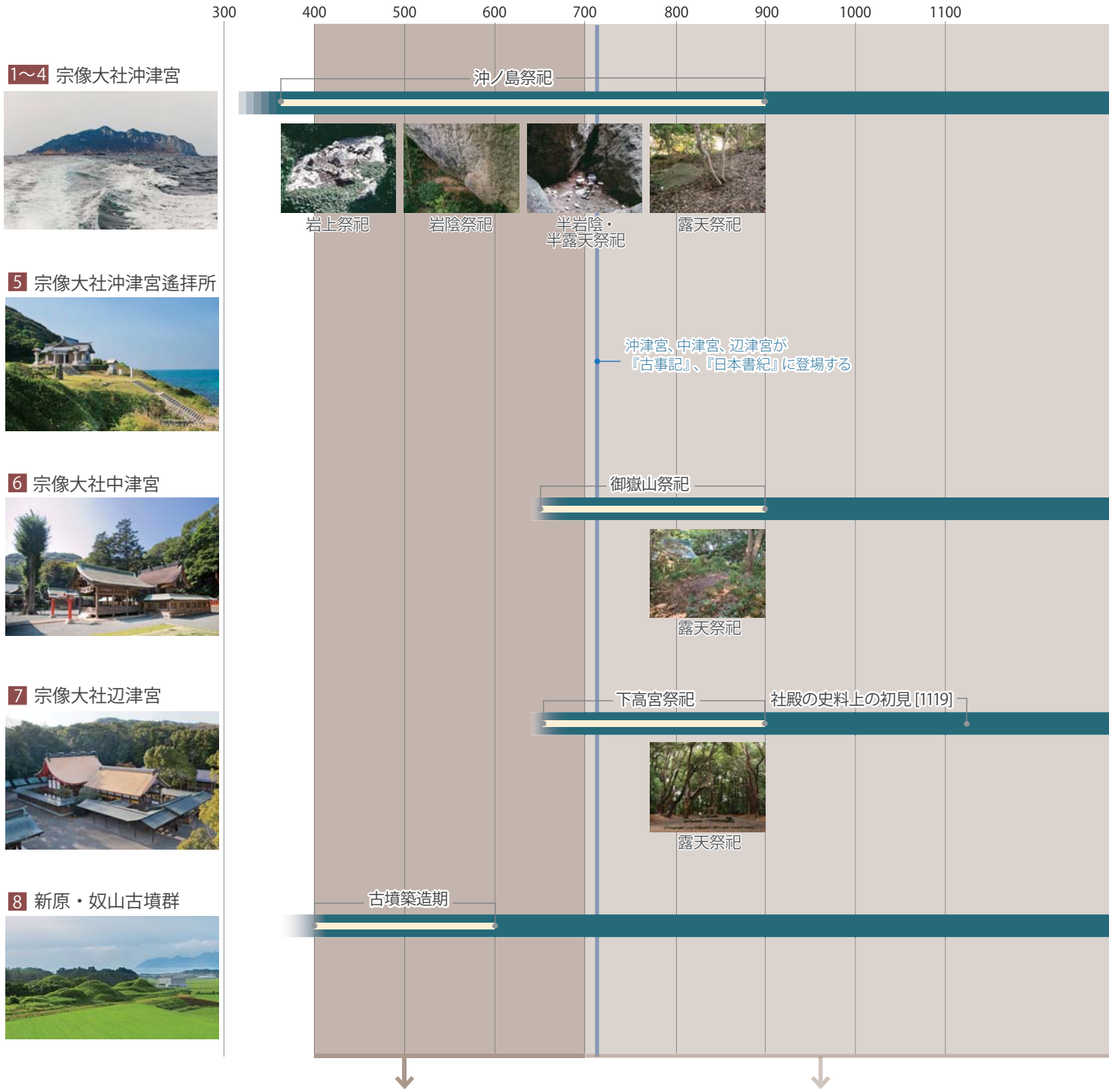
4「宗像大社」の社名は、1977 年に「宗像神社」から改名されたものである。





1 沖ノ島
2 小屋島
3 御門柱
4 天狗岩
（1～4 宗像大社沖津宮）
5 宗像大社沖津宮遙拝所
6 宗像大社中津宮
7 宗像大社辺津宮
8 新原・奴山古墳群

図 2-a-1 資産位置図





4世紀後半、沖ノ島において祭祀が開始される。5世紀になると、宗像氏の古墳群が海を見渡す台地上に築かれる。



7世紀末、大島と九州本土でも露天祭祀が開始される。3つの信仰の場は「沖津宮」「中津宮」「辺津宮」として日本最古の文献に登場する。これら3つの宮が一体となって宗像神社を形成する。

図 2-a-2　信仰空間としての本資産の発展





通常渡島できない沖ノ島を拝むための沖津宮遙拝所が設けられる。

宗像大社では、現在もみあれ祭をはじめとする神事や祭事が行われ、宗像三女神に対する信仰が続いている。古代祭祀が行われなくなった後も、宗像大宮司家によって沖ノ島を含む宗像大社の信仰は受け継がれ、大宮司家は盛んな対外交易を行って栄えた。大宮司家が断絶した 16 世紀末以降も、神官や地域の人々がその信仰を支えていった。宗像三女神は、日本固有の信仰における水上での安全や水に関わる普遍的な神格（信仰の対象）として、宗像地域の他に日本全国にも伝播した。

沖ノ島祭祀遺跡がほぼ手つかずのまま現代まで伝えられたことは、その隔絶された地理的要因に加え、入島を制限する禁忌などの伝統が地域に根付いてきたことによる。沖ノ島周辺では漁業が行われ、17 世紀から 20 世紀までは国境域の警戒のための見張りが駐在したが、みだりに入島することや物を持ち出すことなどに対する禁忌などの慣習は絶えず尊重されていた。18 世紀までに大島の北側に設けられた沖津宮遙拝所は、厳重な禁忌で通常渡島できない沖ノ島を大島から拝むためのものである。遙拝所の存在は沖ノ島に対する信仰の継承を示している。



写真 2-a-1　資産空撮

2.a.2　構成資産の説明

構成資産 1 ～ 4：宗像大社沖津宮



写真 2-a-2　沖ノ島全景

沖ノ島で 4 世紀から 9 世紀にかけての活発な対外交流の時期に古代祭祀が行われ、その遺跡が禁忌とともに現代まで守り伝えられてきた。

宗像大社沖津宮は、九州北部の宗像地域から 60km 離れた **1. 沖ノ島**およびその付随する岩礁である **2. 小屋島**、**3. 御門柱**、**4. 天狗岩**からなる信仰の場である。沖ノ島は周囲約 4km、面積約 68.38ha、最高所 243m であり、島そのものが信仰の対象となっている。沖ノ島の南東 1km にある三つの附属する岩礁である小屋島（面積約 1.89ha）御門柱（面積約 0.15 ha）天狗岩（面積約 0.19 ha）（**写真 2-a-3**）は、沖ノ島と一体のものとして保護されている。物理的に沖ノ島から離れていることから個別の構成資産として区別されているが、沖ノ島と三つの岩礁は価値の観点で実質的に不可分であり、沖津宮という一つの神社を構成している。沖津宮は宗像大社三宮の一つであり、宗像三女神の一柱である田心姫神がまつられ、信仰されている。



写真 2-a-3　沖ノ島に付随する三つの岩礁（右より小屋島、御門柱、天狗岩）

九州北部から朝鮮半島へと向かう海路に位置する沖ノ島は、古代から航海の際の道標であり、またその荘厳さを感じさせる外観から、神宿る島として地域の人々の信仰の対象となっていた。4 世紀後半から日本と中国大陸、朝鮮半島の古代王朝との交流が活発化すると、航海の安全と交流の成就を願い、沖ノ島で祭祀が開始された。この祭祀は、宗像氏の協力の下に一地域の祭祀を超える規模や重要性をもって行われた、「国家的祭祀」と位置付けられている。沖ノ島祭祀の祭祀形態は四段階に変遷することが明らかになっており、このように明確な古代祭祀の変遷が分かる祭祀遺跡は他にない。さらに、考古学的な調査によって約 8 万点の他に類を見ないほど豊富かつ質の高い奉献品が出土し、その中には交流によってもたらされたものが含まれる。沖ノ島の祭祀遺跡は良好に保存さ



写真 2-a-4　沖津宮社殿



写真 2-a-5　禊



写真 2-a-6　沖ノ島の自然
島の気候は、東シナ海から日本海へと流れ込む対馬暖流の影響で温暖である。ビロウやオオタニワタリといった亜熱帯植物が生育しており、常緑広葉樹高木林で覆われている。その他希少な鳥類や植物類も数多く、島全体が国の天然記念物「沖の島原始林」に指定されている。

れ、祭祀の変遷だけでなく古代日本の対外交流の本質を示すものである。

古代祭祀の終了後も沖ノ島は「神宿る島」として受け継がれ、17 世紀まで人が常駐することはなかった。古代祭祀が行われた巨岩の間に位置する社殿は、17 世紀半ば以前に建てられた。現在の沖津宮社殿は 1932 年に再建されたもので、田心姫神（たごりひめのかみ）がまつられている（**写真 2-a-4**）。

このような沖ノ島信仰は、今日まで続く厳重な禁忌を生み出していく。全裸になり海中で穢れを払う「禊」（**写真 2-a-5**）をしなければ上陸してはならない、女性は一切入島してはならない、島で見聞きしたことを口外してはならない、島から一木一草一石たりとも持ち出してはならない、島内で四足の動物を食べてはいけない、縁起の悪い言葉は「忌み言葉」として別の言葉で言い換えるなど、これらの禁忌によって、沖ノ島は古代祭祀が行われた時代の姿のまま現在まで守られている。現在は、宗像大社の神職が 1 名 10 日交代で島に常駐し、毎日社殿での神事を行なっている。宗像地域の漁業従事者たちも沖ノ島に対する信仰は篤く、自分たちが沖ノ島を守ってきたという自負を持ち、献魚などして豊漁や漁の安全などを願っている。また、一年に一度、一般の男性が 200 名に限り沖ノ島に渡島して参拝することが許可される沖津宮現地大祭が行われている。

三つの付随する岩礁は沖ノ島に上陸する際の天然の鳥居の役割を果たしており、今も沖ノ島に向かう船は岩礁の間を通り、港へと入っていく。

このように、沖ノ島祭祀遺跡や島の豊かな自然は、厳重な禁忌などの信仰に基づく伝統によってほとんど人の手が加えられることなく維持されてきた。古代から続く「神宿る島」沖ノ島への信仰は、現在に至るまで生き続けている。

表 2-a-1 宗像大社沖津宮関連年表

西暦	事項
4 世紀後半～ 5 世紀前半	岩上祭祀
5 世紀後半～ 7 世紀	岩陰祭祀
7 世紀後半～ 8 世紀前半	半岩陰・半露天祭祀
8 世紀～ 9 世紀	露天祭祀
712	『古事記』成立。「奥津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
720	『日本書紀』成立。「遠瀛（おきつみや）」の名称と宗像三女神神話が記載される。
1639	福岡藩が、沖ノ島警備のため「島守」を置き、50 日交替とする。
1644	沖津宮社殿の存在を示す初見。
1682	「御国絵図」成立。沖ノ島を描いた最古の絵図。岩礁も描かれ、「小屋島」「御門柱」と表記される。
1703	地誌『筑前国続風土記』成立。沖津宮には約 2.7m 四方の本殿と拝殿があると記す。
1794	『瀛津島防人日記』の著者、青柳種信が藩命により沖ノ島警備のため福岡を出発し、大島を経て沖ノ島に渡る。
1797	地誌『筑前国続風土記』成立。同書所収「大嶋図」に沖ノ島も描かれる。
1926	沖ノ島が史蹟名勝天然記念物保存法（文化財保護法の前身）により「沖の島原始林」として国天然記念物に指定される。
1932	現在の沖津宮本殿と拝殿が再建される。
1954 ～ 1971	3 次にわたる沖ノ島祭祀遺跡調査。
- 第 1 次調査（1954 ～ 1955）	1 ～ 5、13 号遺跡の現状把握と 7、8、16 号遺跡の調査。17 号遺跡の発見。
- 第 2 次調査（1957 ～ 1958）	8 号遺跡の未調査部分と 16、17、19 号遺跡の調査。8 号遺跡の残存遺物の確認、18 号遺跡の現状把握。
- 第 3 次調査（1969 ～ 1971）	1、4、5、6、21、22 号遺跡の調査。
1962	沖ノ島出土遺物が文化財保護法により国宝に指定される（これ以降数度の追加指定が行われる）
1971	文化財保護法により「宗像神社境内」の一部として沖ノ島が国史跡に指定される。
2010	沖ノ島の自然林が福岡県のレッドデータブックに記載される（植物群落、カテゴリーIV）。
2012	保存管理計画策定に伴う環境調査。第 1 回調査 8 月 7 日～ 10 日。第 2 回調査 10 月 9 日～ 12 日。
2014	「国指定史跡宗像神社境内保存管理計画」、「国指定天然記念物沖の島原始林保存管理計画」策定。
2015	付随する三つの岩礁、小屋島、御門柱、天狗岩が史跡「宗像神社境内」に追加指定される。



図 2-a-3　宗像大社沖津宮平面図

沖ノ島祭祀遺跡

沖ノ島の南西側、標高 80 m から 90 m にある沖津宮社殿周辺の巨岩群を中心とした地域に 22 箇所の祭祀遺跡がある[5]。1954 年から 1971 年の間に三次にわたって、島の一部で発掘調査が行われた。その成果として、4 世紀後半から 9 世紀末の約 500 年の間に、四段階に祭祀形態が変遷したことが判明した。

調査終了後、祭祀遺構は調査で検出された状態のまま埋め戻され、今日も地中で保存されている。

5 遺跡の番号は 23 号遺跡まであるが、14 号遺跡と 20 号遺跡は同じ遺跡であるため実際の遺跡数は 22 遺跡である。

岩上祭祀

4 世紀後半～ 5 世紀前半

沖ノ島の古代祭祀は、島内の巨岩の上で始まった。岩上祭祀として 5 箇所の祭祀遺跡（I 号巨岩周辺の 16、17、18、19 号遺跡及び F 号巨岩上の 21 号遺跡）が確認され、発掘調査が行われた。これらの祭祀遺跡は調査まで手つかずのまま保存されており、古代祭祀の奉献品が供えられた当時の状態で出土した。出土した奉献品は、鏡、装身具、武器、工具などである。

特に 17 号遺跡（**写真 2-a-7**）からは 21 面もの鏡が岩と岩との間に奉献されたままの状態で発見された。このような多数の鏡が奉献された祭祀遺跡の事例は、日本で他に知られていない。さらに、21 号遺跡では東西南北を四隅として方形状に礫を並べ祭壇の遺構が確認された。

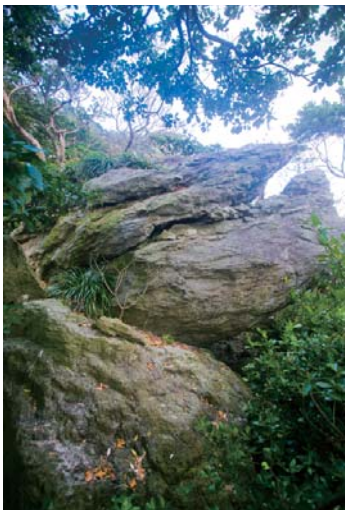


写真 2-a-7 17 号遺跡（現況）

岩陰祭祀

5 世紀後半～ 7 世紀

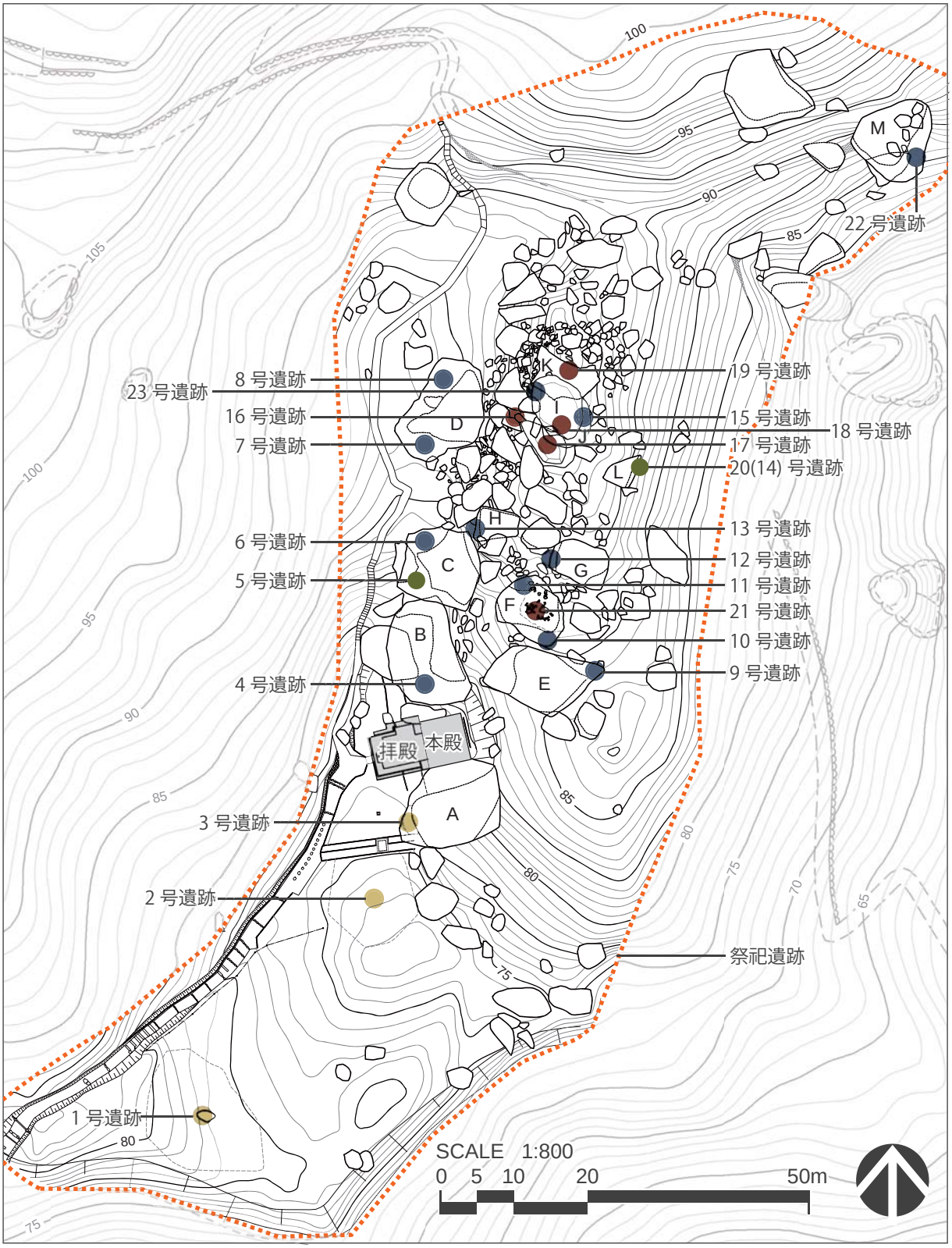
5 世紀後半から 7 世紀にかけては、庇状になっている巨岩の陰で祭祀が行われた。岩陰は雨だれや日の差すことの少ない場所であることから、草木が生えず、また土もほとんど堆積せず、調査時には奉献品が枯葉の下に当時のままの状態で残されていた。遺跡の中でも最も数の多い 12 箇所の祭祀跡が確認されており、そのうち 4、6、7、8、22 号遺跡で調査が行われた（9、10、11、12、13、15、23 号遺跡は未調査）。

D 号巨岩の南西側にある 7 号遺跡（**写真 2-a-8**）では朝鮮半島系の金製指輪が、北西側の 8 号遺跡からはイランのササン朝ペルシア産とされるカットグラス碗片が出土している。他にも、朝鮮半島、そして大陸との交流を示す馬具などの物証が発見された。

7 世紀に入り、他の巨岩から少し離れた M 号巨岩の南側にある 22 号遺跡で祭祀が行われた。22 号遺跡では、岩陰に平坦面が少なくすぐ傾斜地となるので、岩陰いっぱいに石組みによる祭壇面をつくり、奉献品を並べて置いている。



写真 2-a-8 7 号遺跡（現況）



凡例

- 岩上祭祀遺跡（4 世紀後半～ 5 世紀前半）
- 岩陰祭祀遺跡（5 世紀後半～ 7 世紀）
- 半岩陰・半露天祭祀遺跡（7 世紀後半～ 8 世紀前半）
- 露天祭祀遺跡（8 世紀～ 9 世紀末）

A-M：祭祀遺跡を伴う巨岩

図 2-a-4　沖ノ島祭祀遺跡平面図

表 2-a-2 沖ノ島祭祀遺跡の保存状況

遺跡番号	祭祀形態	調査年	発掘面積	保存状況
1	露天祭祀	1970 年（第 3 次調査）	24 m^2	88% 残存
2	露天祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
3	露天祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
4	岩陰祭祀	1954 年（第 1 次調査） 1970 年（第 3 次調査）	27 m^2	調査後埋め戻し
5	半岩陰・半露天祭祀	1969 年（第 3 次調査）	13 m^2	調査後埋め戻し
6	岩陰祭祀	1969 年（第 3 次調査）	21 m^2	調査後埋め戻し
7	岩陰祭祀	1954 年（第 1 次調査）	27 m^2	調査後埋め戻し
8	岩陰祭祀	1954 年（第 1 次調査） 1957・1958 年（第 2 次調査）	43 m^2	調査後埋め戻し
9	岩陰祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
10	岩陰祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
11	岩陰祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
12	岩陰祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
13	岩陰祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
14	半岩陰・半露天祭祀	1954 年遺跡確認、1970 年（第 3 次調査）に 20 号遺跡と同一として報告。		
15	岩陰祭祀	未発掘（1955 年遺跡確認）	–	
16	岩上祭祀	1954 年（第 1 次調査） 1957 年（第 2 次調査）	4 m^2	調査後現状を保存
17	岩上祭祀	1957 年（第 2 次調査）	2 m^2	調査後現状を保存
18	岩上祭祀	1958 年（第 2 次調査）	46 m^2	調査後現状を保存
19	岩上祭祀	1958 年（第 2 次調査）	23 m^2	調査後現状を保存
20	半岩陰・半露天祭祀	1970 年（第 3 次調査）	58 m^2	周辺に遺物の散布を確認
21	岩上祭祀	1970 年（第 3 次調査）	32 m^2	調査後祭壇を復元し保存
22	岩陰祭祀	1970 年（第 3 次調査）	30 m^2	調査後埋め戻し
23	岩陰祭祀	未発掘（1970 年遺跡確認）	–	

半岩陰・半露天祭祀

7 世紀後半～ 8 世紀前半



写真 2-a-9　5 号遺跡（現況）

7 世紀後半から 8 世紀前半にかけて、祭祀は岩陰と露天との両所にまたがって行われ、露天祭祀へと続く祭祀段階である。遺跡としては、5 号遺跡と 20 号遺跡（14 号遺跡）とがある。

5 号遺跡（**写真 2-a-9**）の代表的な奉献品は、唐三彩長頸瓶や、同じく中国からもたらされたとされる金銅製龍頭である。土器の出土状況から、5 号遺跡では土器を規則的に並べて祭祀が行われたことが分かっている。他に、金銅製雛形五弦琴や金銅製雛形紡織具など、後に律令国家によって体系化された祭祀で用いられる品の先駆的形態を示す奉献品が出土している。

露天祭祀

8 世紀～ 9 世紀末



写真 2-a-10　1 号遺跡（現況）

8 世紀になると、それまで祭祀の場であった巨岩群から南西に約 30m 下った平坦地で祭祀が行われるようになる。これが四段階の祭祀形態の変遷において最後の段階である露天祭祀である。1、2、3 号遺跡の 3 箇所があり、1 号遺跡の一部だけが調査されている。

1 号遺跡（**写真 2-a-10**）は、194㎡に及ぶ範囲に大量の土器類が散布する祭祀遺跡である。遺跡の東南隅に大石があり、これを中心に十字のトレンチを設定して調査が行われた。この調査によって角礫で形成された祭壇状の石積遺構が見つかった。奉献品は、多種多様な土師器や須恵器を始めとして、唐三彩の技術をもとに日本で作られた奈良三彩有蓋小壺、滑石製品、有孔土器、818 年初鋳の銭貨などが出土している。

1 号遺跡の調査範囲は確認された奉献品散布範囲の 1 割程度であり、大部分が未調査のまま、土師器や須恵器、滑石製品などの奉献品が地面から露呈、もしくは地下に埋蔵された状態で保存されている。

沖ノ島祭祀遺跡の分布及び保存状況

沖ノ島祭祀遺跡は全 22 遺跡のうち 9 遺跡が未調査で保存されている。調査によって約 8 万点の奉献品が出土したが、沖ノ島祭祀遺跡にはさらに膨大な量の奉献品が残されている。

2012 年には、沖ノ島全域を対象に未確認の祭祀遺跡の有無を調査した。高精度の航空レーザー測量を行い、沖ノ島全域の地形を立体的に表した 3 次元数値標高モデル（図 2-a-5）が作成された。これにより、沖ノ島の詳細な地形や島内にある全ての人工物を把握できるようになった。さらに、人が立ち入ることができる範囲は全て踏査したが、新たな祭祀遺跡の存在は確認できなかった。このように、沖ノ島の祭祀遺跡分布については十分な調査が終了しており、現在確認されている以外の祭祀遺跡が発見される可能性は限りなく低い。

なお、第二次世界大戦以前、国防上の必要性から灯台及び軍事施設が島内に建設された。ただし、建設にあたっては、信仰の場としての沖ノ島に影響を与えないよう十分配慮され、工事は必要最低限で行われた。また、沖ノ島の漁港は、現在も地元の漁業従事者によって利用されているが、古来より伝統的に利用されており、かつ利用頻度も一日数隻に限られる。従って、島内に存在する近代以降に建造された施設が、祭祀遺跡及び信仰の場としての沖ノ島に負の影響を与えることはない。



図 2-a-5　3 次元数値標高モデル

構成資産 5：宗像大社沖津宮遙拝所



写真 2-a-11　沖ノ島を望む沖津宮遙拝所

宗像大社沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遙か遠くに拝む生きた伝統を伝える物証である。

沖津宮遙拝所は、沖ノ島から約 48km 離れた大島（周囲 16.5 km、面積 7.45 ㎢）にある信仰の場である。厳重な禁忌によって通常渡島できない沖ノ島を遠くから拝むために、宗像大社の一部として設けられた。

資産範囲内には遙拝所の名前とともに「寛延三年」（1750 年）と刻まれた石碑があり、少なくとも 18 世紀中頃までには大島の北側の海辺に沖ノ島の方角を向いて遙拝所が存在したことを示す。現在の社殿は、1933 年に建てられたものである。

沖ノ島は島そのものがご神体とされるため、入島は通常禁止されているが、沖津宮遙拝所はこのような沖ノ島に直接渡ることなく参拝することができる場である。晴れて空気の澄みきった日には、ここから水平線上に沖ノ島を望むことができる（**写真 2-a-12**）。



写真 2-a-12　沖津宮遙拝所から沖ノ島を望む



写真 2-a-13 沖津宮遙拝所社殿（正面）



写真 2-a-14　沖津宮遙拝所社殿（内部）

表 2-a-3　宗像大社沖津宮遙拝所関連年表

西暦	事項
1750	石碑に寛延三年（1750 年）の年紀があり、この時点で遙拝所の存在したことが分かる。
1784	沖津宮遙拝所社殿の存在を示す初見。
1797	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収「大嶋図」に沖ノ島、沖津宮遙拝所が描かれる。
1933	現在の沖津宮遙拝所社殿が再建される。
1971	文化財保護法により「宗像神社境内」の一部として沖津宮遙拝所が国史跡に指定される。
1974	沖津宮遙拝所社殿の修理が行われる。
2014	「国指定史跡宗像神社境内保存管理計画」策定。
2015	沖津宮遙拝所社殿の修理が行われる。

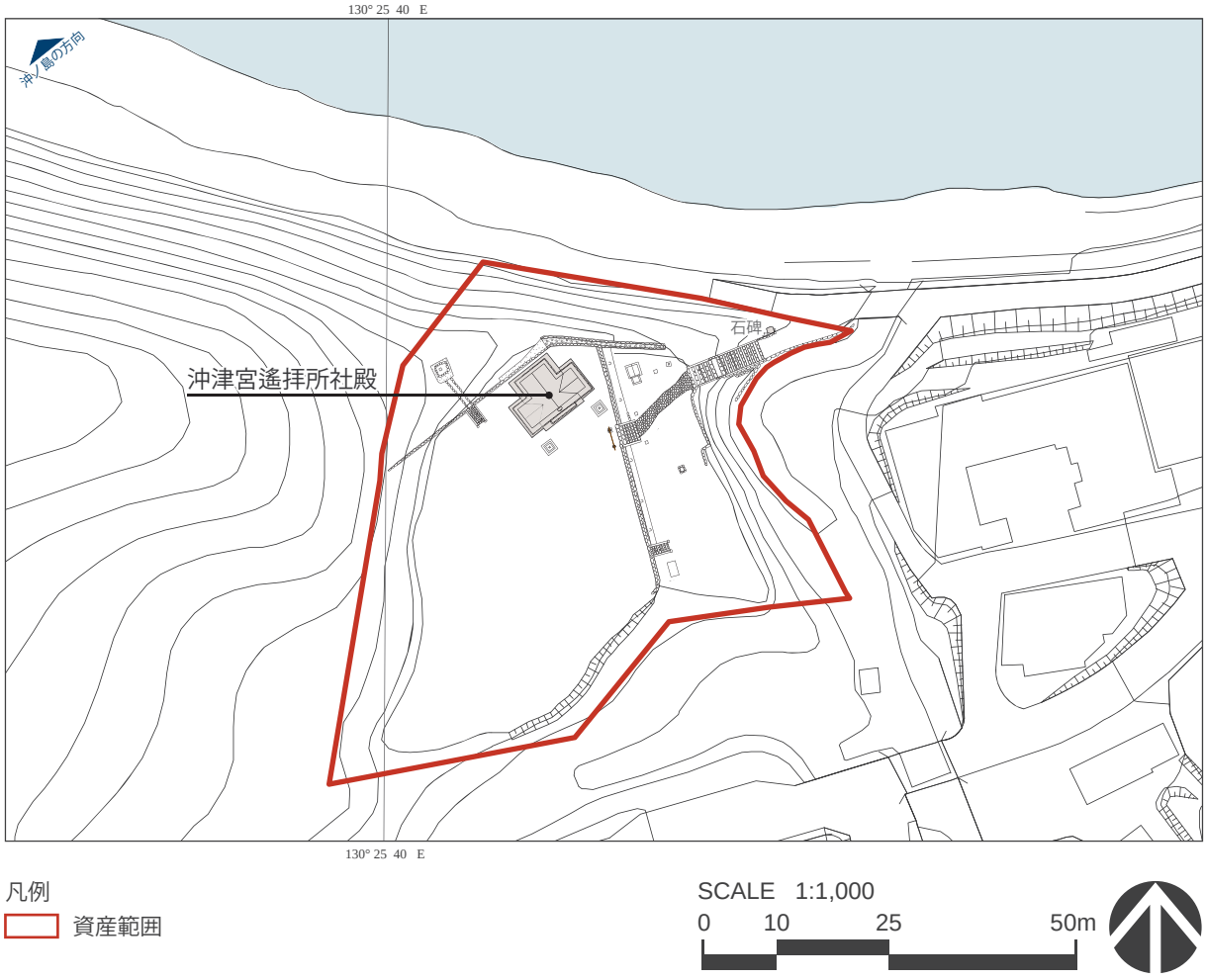


図 2-a-6　宗像大社沖津宮遙拝所平面図

構成資産 6：宗像大社中津宮



写真 2-a-15　宗像大社中津宮社殿
露天祭祀は大島で最も高い御嶽山山頂で行われた。

宗像大社中津宮は、沖ノ島祭祀から展開した 7 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、現代に続く大島の信仰の場である。

中津宮は、沖ノ島から約 48km 離れた大島にある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち湍津姫神（たぎつひめのかみ）がまつられ、信仰されている。

大島最高峰の御嶽山（標高 224m）山頂に御嶽山祭祀遺跡[6]（**写真 2-a-16**）があり、御嶽山の麓に中津宮社殿が建つ（**写真 2-a-15**）。中津宮社殿と御嶽山祭祀遺跡とは御嶽山を登る参道で結ばれ、一体のものとして中津宮を形成する（**写真 2-a-17**）。「中津宮」とは社殿だけでなく、御嶽山祭祀遺跡を中心とする全体を指す。

御嶽山山頂からは、北西方向に沖ノ島（**写真 2-a-18**）、南東方向に辺津宮を望むことができ（**写真 2-a-19**）、沖ノ島と辺津宮を結ぶ直線上に御嶽山祭祀遺跡が位置していることがわかる。御嶽山祭祀遺跡では、7 世紀後半から 9 世紀末頃にかけて露天祭祀が行われ、沖ノ島の露天祭祀遺跡と共通した奉献品が出土している。

その後の時代に、御嶽山の麓には中津宮社殿が建てられ、山頂の祭祀遺跡の地には摂社として御嶽神社が建立されるなど、御嶽神社と中津宮社殿とが並立する現況のような境内が形成されていった。現在の中津宮本殿は、17 世紀前半の再建とされている。

6 御嶽山祭祀遺跡は「大島御嶽山遺跡」としても知られているが、本推薦では「御嶽山祭祀遺跡」と表記する。



写真 2-a-16　御嶽山祭祀遺跡
御嶽山山頂にある御嶽山祭祀遺跡からは沖ノ島と九州本土を見渡すことができる。

中津宮は、現在の神事においても沖津宮と深い関係を持ち続けている。沖津宮現地大祭の際には、前日から大島に渡り中津宮で神事を行う。また、中世の神事を復興したみあれ祭では、三女神の長姉である沖津宮の田心姫神が沖ノ島から一旦中津宮に迎えられ、ここから湍津姫神とともに本土の末妹、市杵島姫神が待つ辺津宮へ向けて出港する。

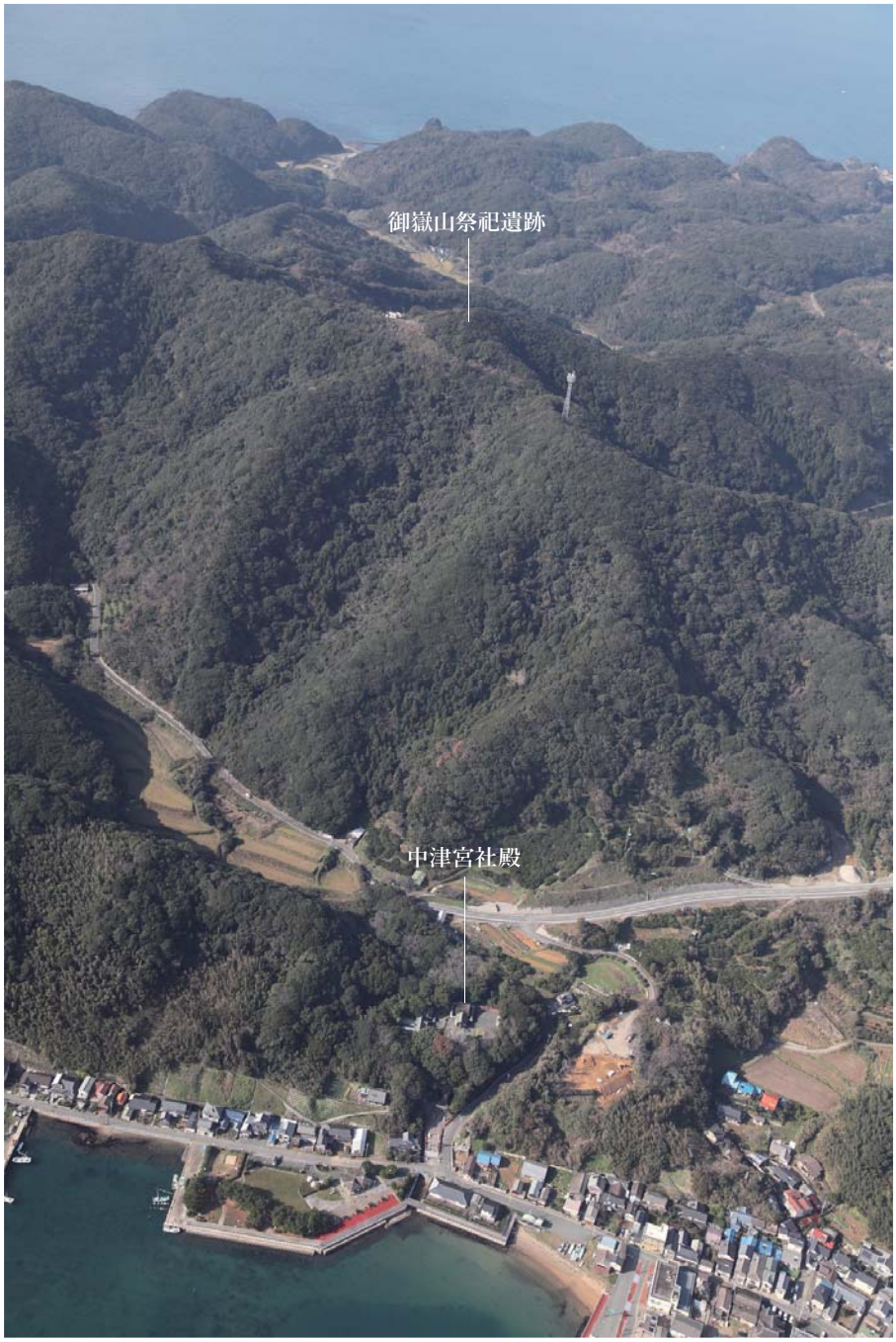


写真 2-a-17　中津宮空撮
御嶽山の麓、海に臨む場所に中津宮社殿がある。



写真 2-a-18　御嶽山山頂より沖ノ島を望む



写真 2-a-19　御嶽山山頂より九州本土を望む

表 2-a-4　宗像大社中津宮関連年表

西暦	事項
7 世紀後半～ 9 世紀	御嶽山祭祀遺跡での露天祭祀
712	『古事記』成立。「中津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
720	『日本書紀』成立。「中瀛」の名称と宗像三女神神話が記載される。
1585	中津宮社殿の存在を示す初見。
17 世紀前半	現在の中津宮本殿が再建される。
1797	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収「大嶋図」に中津宮社殿と御嶽神社が参道とともに描かれる。
1928	現在の中津宮拝殿が再建される。
1971	文化財保護法により「宗像神社境内」として中津宮が国史跡に指定される。
1972	中津宮本殿が福岡県の有形文化財に指定される。
1996 ～ 1998	中津宮本殿の解体修理が行われる。
2010	御嶽山祭祀遺跡の発掘調査によって、大島における露天祭祀の存在が確認される。
2013	御嶽山祭祀遺跡が国史跡「宗像神社境内」に追加指定される。
2014	「国指定史跡宗像神社境内保存管理計画」策定。

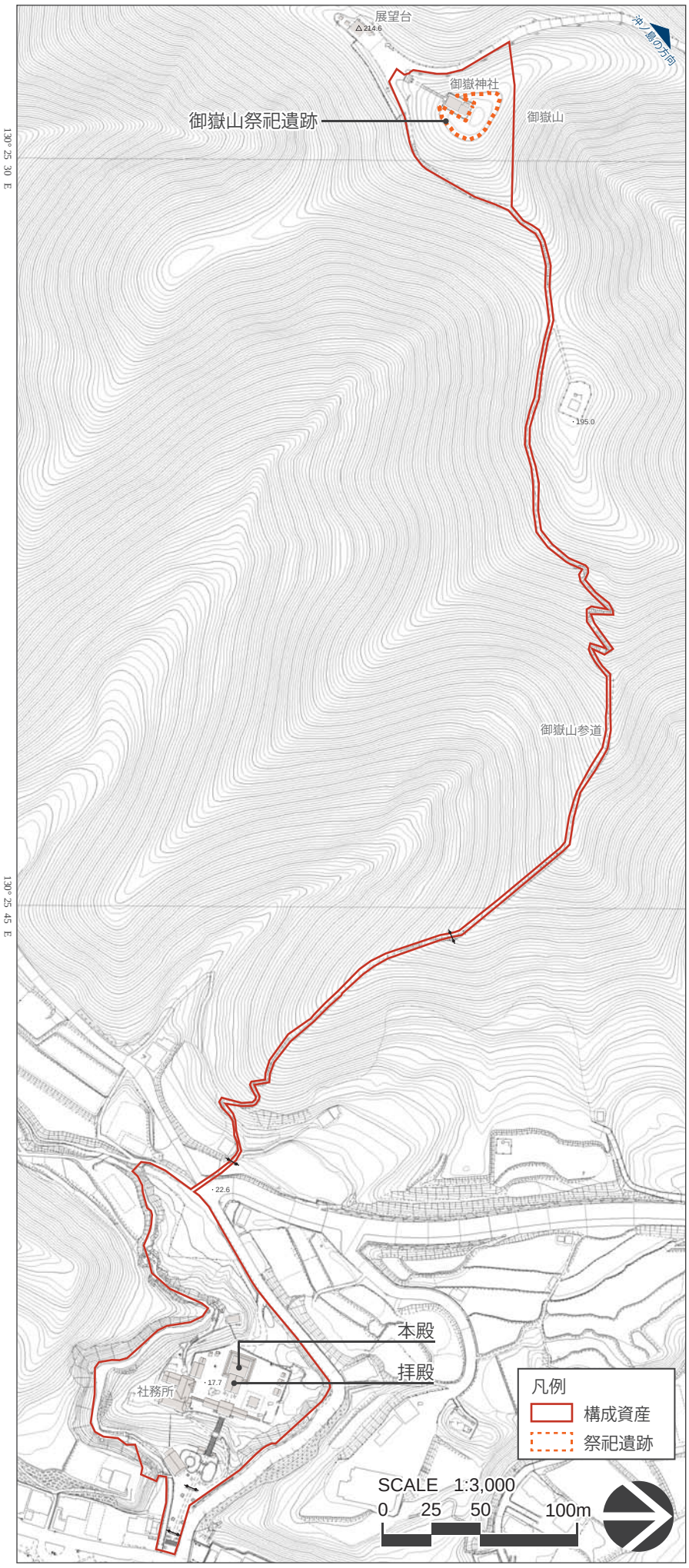


図 2-a-7 宗像大社中津宮平面図

構成資産 7：宗像大社辺津宮



写真 2-a-20　宗像大社辺津宮社殿
九州本土では、入海に面した地で沖ノ島祭祀と同様の露天祭祀が行われた。現在も宗像大社の中心として多くの参拝客が訪れている（2014 年の修理事業終了後に撮影）

宗像大社辺津宮は、沖ノ島祭祀から展開した 7 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、現代に続く本土の信仰の場である。

辺津宮は、かつて入海であった釣川沿いにある（**写真 2-a-22**）。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち市杵島姫神（いちきしまひめのかみ）がまつられ信仰されており、現在の宗像大社の神事の中心となっている。

釣川を見下ろす宗像山の中腹に古代祭祀の跡である下高宮祭祀遺跡があり、その麓に社殿が建っている（**写真 2-a-20**）。「辺津宮」とは、社殿だけでなく下高宮祭祀遺跡を含む信仰の場全体を指す。

この境内で最も高所の宗像山の頂上からは、大島、沖ノ島を望むことができる。現在は宗像大社の神域として立ち入りが禁止されている。下高宮祭祀遺跡は頂上からやや下がった宗像山中腹にある（**写真 2-a-23**）。沖ノ島露天祭祀遺跡や御嶽山祭祀遺跡から出土した奉献品と共通する土器や滑石製品が数多くみつかっており、辺津宮の社殿成立以前においてここが祭祀の中心的な場であったことを物語る。下高宮祭祀遺跡の一部は高宮祭場（**写真 2-a-23**）として現在も神事が行われている。

辺津宮においても、沖津宮、中津宮と同様に露天祭祀遺跡から社殿の形成という変遷がみられる。辺津宮社殿は遅くとも 12 世紀には存在していたことが記録により分かっている。現在の辺津宮本殿は、1557 年の焼失後、1578 年に最後の大宮司[7]宗像氏貞が再建したものであり、拝殿は 1590 年に再建されたものである。

7 宗像神社の神主の最高位で、中世においては宗像氏の嫡流が代々継承し、神社の神事と宗像地域の政治・軍事を掌った。

辺津宮境内には、かつて第一宮（ていいちぐう）と呼ばれた辺津宮本殿のほかに、第二宮（ていにぐう）、第三宮（ていさんぐう）といった社殿があり、市杵島姫神とともに沖津宮の田心姫神や中津宮の湍津姫神もまつられている。



写真 2-a-21 現在の宗像大社辺津宮境内



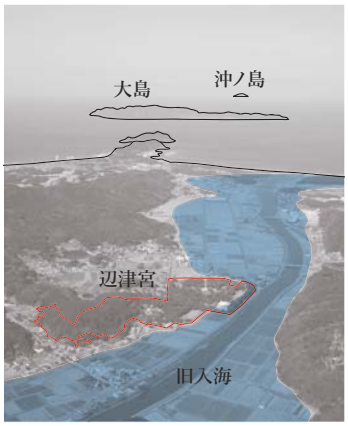


写真 2-a-22 宗像大社辺津宮全景
辺津宮の周辺はかつて入海であった。



写真 2-a-23　高宮祭場
下高宮祭祀遺跡の一部は、現在祭祀の場として利用されている。

表 2-a-5　宗像大社辺津宮関連年表

西暦	事項
7 世紀後半～ 9 世紀	下高宮祭祀遺跡での露天祭祀
712	『古事記』成立。「辺津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
720	『日本書紀』成立。「海浜」の名称と宗像三女神神話が記載される。
1119	辺津宮社殿の存在を示す初見。
1201	宋風獅子が辺津宮第三宮に奉納される。第三宮の存在を示す初見。
1241	色定法師坐像が造立される。第一宮の存在を示す初見。
1277	『宗像三所大菩薩御座次第』成立。第二宮の存在を示す初見。
1557	辺津宮第一宮が焼失する。
1578	現在の辺津宮本殿が第一宮本殿として再建される。
1590	現在の辺津宮拝殿が第一宮拝殿として再建される。
1624 ～ 1644	「田島宮社頭古絵図」成立。中世の辺津宮境内の様子を伝える最古の境内図。
1675	第 3 代福岡藩主黒田光之によって、第二宮、第三宮の他、末社 75 社が本殿の周囲に移される。
1797	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収の「宗像宮絵図」は、1675 年以後の境内を描いた最古の絵図。
1907	古社寺保存法により辺津宮本殿、拝殿が特別保護建造物に指定される。
1929	国宝保存法により辺津宮本殿、拝殿が国宝に指定される。
1950	文化財保護法により辺津宮本殿、拝殿が国の重要文化財に指定される。
1969 ～ 1971	辺津宮本殿、拝殿の解体修理が行われる。
1971	文化財保護法により「宗像神社境内」として辺津宮が国史跡に指定される。
1975	第二宮、第三宮が現在地に移転する。
2014	「国指定史跡宗像神社境内保存管理計画」策定。 辺津宮本殿・拝殿の修理が行われる。

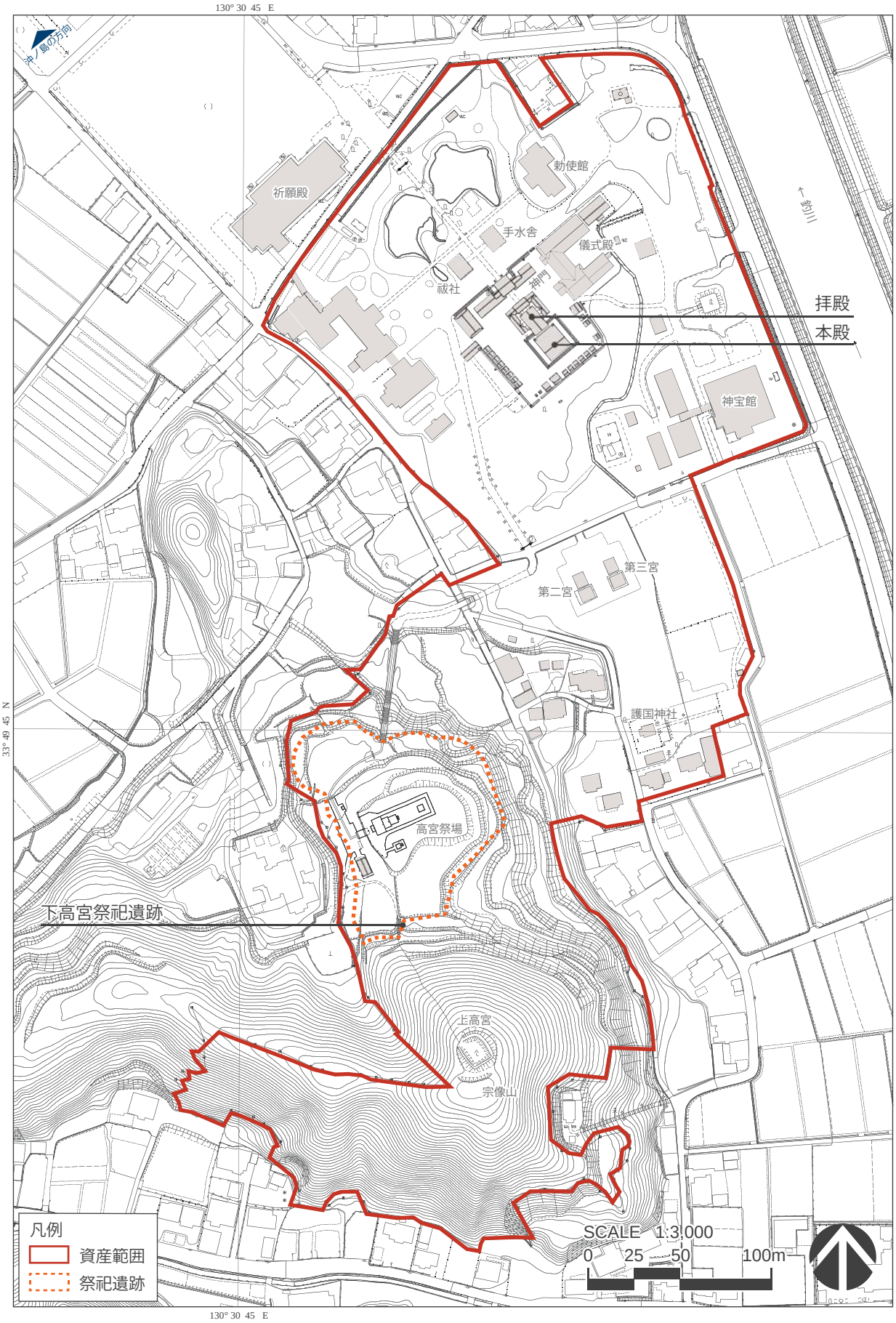
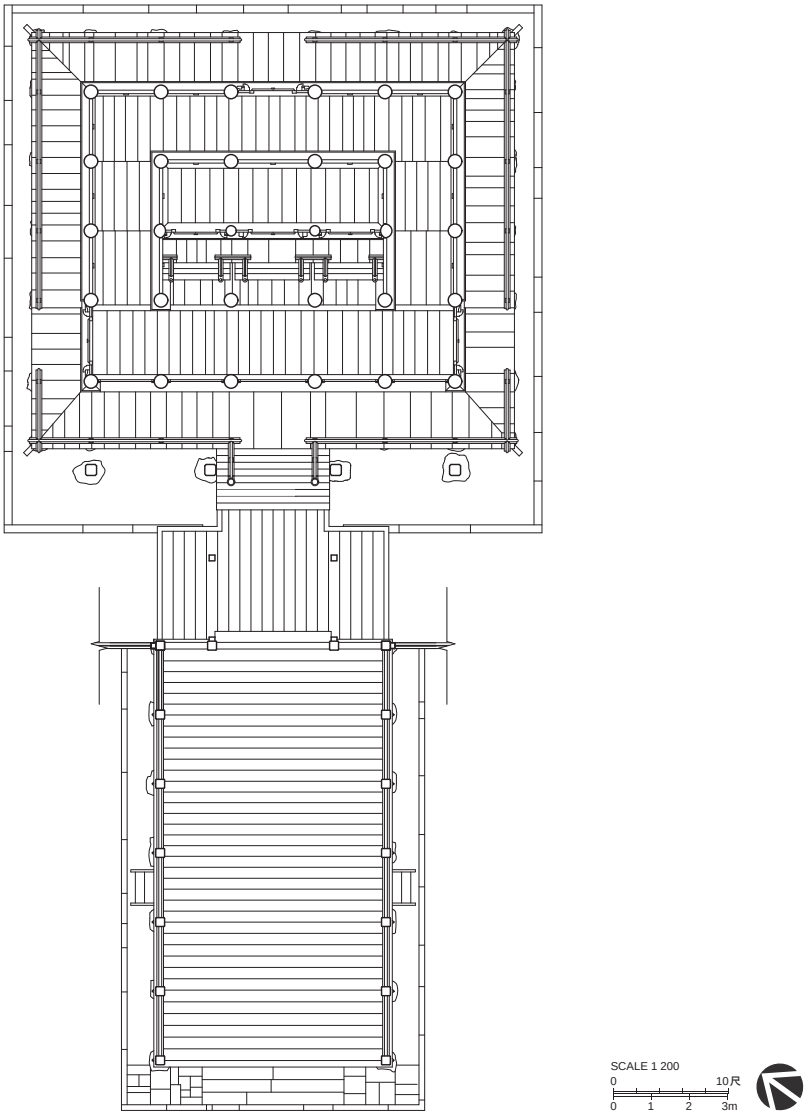
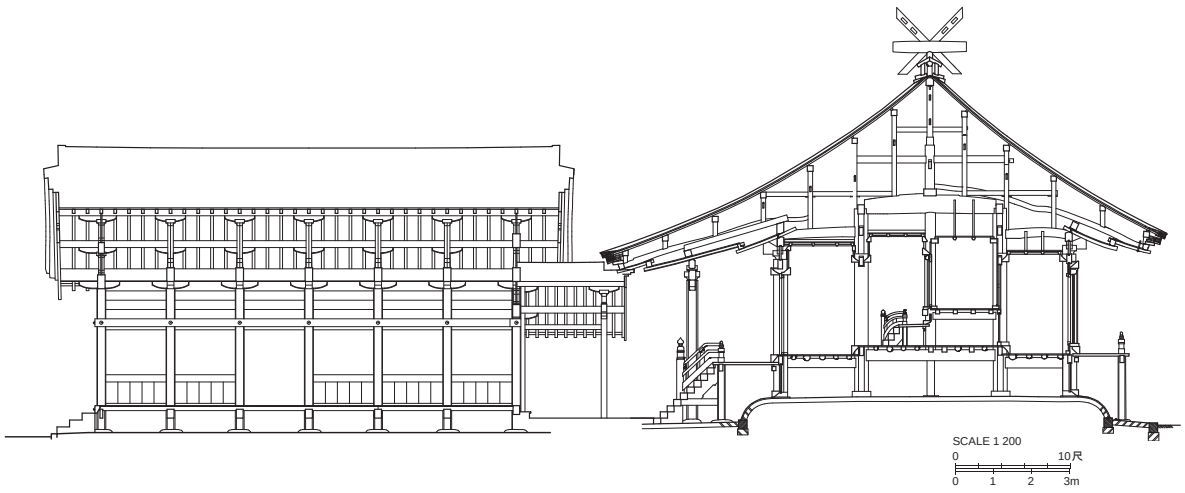


図 2-a-8 宗像大社辺津宮平面図



本殿・拝殿　平面図



本殿・拝殿　断面図

図 2-a-9　宗像大社辺津宮　本殿・拝殿　平断面図

構成資産 8：新原・奴山古墳群



写真 2-a-24　新原・奴山古墳群から大島と海を望む

新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を執り行い、沖ノ島を信仰する伝統を継承した宗像氏の墳墓群である。

本古墳群は、沖ノ島へと続く旧入海を見渡す台地上に位置する。前方後円墳 5 基、円墳 35 基、方墳 1 基の計 41 基で構成されている。大型の前方後円墳（22 号墳、**写真 2-a-25**）と中型の前方後円墳（1 号墳）、中型の円墳（20、25 号墳、**写真 2-a-26**）は、沖ノ島で岩陰祭祀が始まった 5 世紀後半に築かれた古墳である。中型の前方後円墳（12、24、30 号墳、**写真 2-a-27**）は 6 世紀前半に築かれた。台地の縁辺部に築かれた小型の円墳群は 6 世紀後半のものである。

沖ノ島祭祀は、古代国家が深く関与しているため、一地域の祭祀の枠を超えた「国家的祭祀」と位置付けられている。ただし、それは宗像地域の人々の信仰を基礎とするものであり、祭祀を営むにはその海域を支配した宗像氏の協力が不可欠であった。

沖ノ島祭祀が開始される 4 世紀後半には、釣川中流域にそれまでの古墳とは一線を画す規模である全長 64m の前方後円墳である東郷高塚古墳が作られる。5 世紀前半には墓域が福津市北部の海岸部へと移動し、旧入海の東側の海を望む台地上に、7 世紀中頃までに全長 70 ～ 100m 程度の前方後円墳を含む古墳が連綿と築かれていく。

これらの古墳の中でも、新原・奴山古墳群は、旧入海に面し本土から沖ノ島へと続く海を望む一つの台地上に、5 世紀から 6 世紀という比較的長期にわたって 41 基の大小さまざまな墳墓が一体的に築かれている。これらの古墳は宗像氏の首長や有力者の墓だとみて疑いない（**表 2-a-6** 宗像地域の主な古墳の比較表）。



写真 2-a-25　22 号墳



写真 2-a-26　25 号墳



写真 2-a-27　12 号墳



図 2-a-10　新原・奴山古墳群周辺の旧入海範囲（上空から）

17 世紀以降、古墳群に面していた入海は、農地や塩田として利用するため入海が干拓された。また、大型農業施設や国道などの開発に伴って、消失した墳丘、部分的に削平された墳丘も存在するが、沖ノ島へと続く海を望むこの古墳群は地域の人々によって大切に守られ、ほとんどの墳丘は良好な保存状態を保っている。

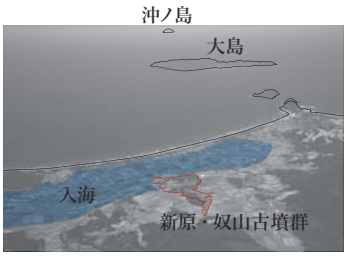




写真 2-a-28　新原・奴山古墳群全景

表 2-a-6　宗像地域の主な古墳の比較表

同時期の沖ノ島祭祀	岩上祭祀	岩陰祭祀	半岩陰・半露天祭祀	規模
名称	4 世紀	5 世紀	6 世紀	7 世紀	
新原・奴山古墳群					80m（22 号墳）
東郷高塚古墳					64 m
勝浦峯ノ畑古墳					100 m
勝浦井ノ浦古墳					70 m
生家大塚古墳					73 m
須多田天降天神社古墳					80 m
須多田下ノ口古墳					82 m
在自剣塚古墳					102 m
手光波切不動古墳					25 m
宮地嶽古墳					35 m

注：前方後円墳は全長、円墳は直径の長さを規模とする。

表 2-a-7　新原・奴山古墳群関連年表

西暦	事項
1976	県道（現国道 495 号線）建設工事に伴い、1 ～ 4 号墳の発掘調査が行われる。
1980	宗像農協カントリーエレベーター建設に伴い、5、6 号墳が発掘調査の上、消失する。
1985 ～ 1988	重要遺跡確認調査として墳丘測量を中心とした基礎資料が作成される。
1989	「調査報告書　新原・奴山古墳群」刊行。
2005	新原・奴山古墳群が文化財保護法により「津屋崎古墳群」の一部として国史跡に指定される。以降数度にわたり追加指定される。
2008	「国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想」策定。
2011	「国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画」策定。
2014	「国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画」策定。



図 2-a-10　新原・奴山古墳群平面図

表 2-a-8 新原・奴山古墳群一覧表

古墳番号	墳形	規模（m）	
1	前方後円墳	50	墳長
7	方墳	24	一辺
8	円墳	10	直径
9	円墳	6	直径
10	円墳	12	直径
11	円墳	14	直径
12	前方後円墳	43	墳長
13	円墳	14	直径
14	円墳	14	直径
15	円墳	20	直径
16	円墳	10	直径
17	円墳	11	直径
18	円墳	10	直径
19	円墳	11.5	直径
20	円墳	30	直径
21	円墳	17	直径
22	前方後円墳	80	墳長
23	円墳	12	直径
24	前方後円墳	53.5	墳長
25	円墳	36	直径
26	円墳	17	直径

古墳番号	墳形	規模（m）	
27	円墳	15.5	直径
28	円墳	15	直径
29	円墳	12	直径
30	前方後円墳	54	墳長
31	円墳	13	直径
32	円墳	10	直径
33	円墳	8	直径
34	円墳	24	直径
35	円墳	13	直径
36	円墳	17	直径
37	円墳	14	直径
38	円墳	9	直径
39	石室のみ現存		
40	円墳	17	直径
41	円墳	10	直径
42	円墳	11.5	直径
43	円墳	9	直径
46	円墳	7	直径
47	円墳	19	直径
48	円墳	9.5	直径

2.b 歴史と発展

概要

対外交流と沖ノ島信仰 (2.b.1)

国家形成期における日本の古代国家は、航海術に長けた宗像氏の協力を得て対外交流を行い、宗像氏が信仰する沖ノ島で、航海の安全と対外交流の成功を祈願する祭祀を開始する。沖ノ島祭祀遺跡からは貴重な奉献品が多数出土し、祭祀が行われた 4 世紀後半から 9 世紀末までの 500 年にわたって行われた対外交流を証明する (p. 62-63 **表 2-b-2** 沖ノ島祭祀と対外交流 参照)。

また、沖ノ島での国家的祭祀を担った宗像氏は、沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に新原・奴山古墳群を築く。この古墳群は、沖ノ島信仰の伝統を伝えてきた宗像地域の人々の存在を今に伝えている。

沖ノ島祭祀 (2.b.2)

4 世紀後半から 9 世紀末まで営まれた沖ノ島祭祀は、四段階の祭祀形態の変遷を辿った。古代祭祀の形態の変遷が確認できる唯一の祭祀遺跡であり、祭祀様式が確立していく過程を 500 年という長期にわたって追うことができる稀有な存在である。出土した約 8 万点の奉献品は古代の対外交流を示す奉献品も多数含み、全て国宝に指定されている。沖ノ島は島そのものが信仰の対象として厳重な禁忌で守られてきたことにより、祭祀遺跡やその奉献品が当時の状態で良好に保存されてきた。

三宮と宗像三女神 (2.b.3)

7 世紀後半になると、沖ノ島だけではなく、大島や九州本土でも露天祭祀が行われるようになる。祭祀が行われた三つの信仰の場 (沖ノ島祭祀遺跡・御嶽山祭祀遺跡・下高宮祭祀遺跡) は、宗像三女神の鎮座する沖津宮、中津宮、辺津宮として、現存する日本最古の歴史書である 8 世紀初頭成立の『古事記』『日本書紀』に登場する。これら三宮によって現在の宗像大社が構成される。

宗像三女神は、国家による祭祀を受けるべき守護神とされ、国家や有力者による信仰を受け続けた。宗像三女神をまつる宗像氏も、首長の娘が天皇と婚姻関係を結ぶなど、特別な待遇を受けながら宗像地域を政治と信仰の両面で支配した。

受け継がれる信仰 (2.b.4)

沖ノ島での露天祭祀が終了した後も、三宮において信仰は継続された。10 世紀から 16 世紀に至るまで、宗像氏の嫡流である宗像大宮司家が、宗像神社の神主筆頭として、宗像三女神への信仰を守った。宗像大宮司家は、宗像地域から朝鮮半島へと向かう海を支配し、活発な対外交流によって繁栄を極めた。彼らはまた、海や釣川との関係が深い神事を数多く行った。

その後の時代に三つの信仰の場では社殿が築かれるとともに、神宿る島を遥拝するための場が設けられ、宗像大社の現在の境内が徐々に形成されていった。境内の状況は幾度かの変遷を辿るが、宗像大社全体としては、宗像地域の人々の尽力によってよく守られてきた。厳重な禁忌などの慣習の存在や中世の神事を復興させたみあれ祭などは、その一例である。このように、「神宿る島」に対する信仰は古代から変わることなく続いている。

表 2-b-1 資産関連年表

西暦	事項
4 世紀後半～ 5 世紀前半	沖ノ島で岩上祭祀が行われる。
5 世紀後半～ 7 世紀	沖ノ島で岩陰祭祀が行われる。
5 世紀～ 6 世紀	新原・奴山古墳群が築造される。
7 世紀後半～ 8 世紀前半	沖ノ島で半岩陰・半露天祭祀が行われる。
7 世紀後半～ 9 世紀	御嶽山祭祀遺跡および下高宮祭祀遺跡で露天祭祀が行われる。
8 世紀～ 9 世紀	沖ノ島で露天祭祀が行われる。
712	『古事記』成立。宗像氏が宗像三女神をまつる「奥津宮」「中津宮」「辺津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
720	『日本書紀』成立。宗像氏が宗像三女神をまつる場として「遠瀛」「中瀛」「海浜」の名称と宗像三女神神話が記載される。
723	これ以前に宗像郡が全国で 8 つの神郡のうちの一つになる。
937	『延喜式』に三女神をまつる官社として記載される。
979	宗像社に大宮司職が設置される。
1119	辺津宮社殿の存在を示す初見。
1368	『正平二十三年宗像宮年中行事』成立。宗像社では一年間に 5921 回もの神事が行われ、沖ノ島を訪れる御長手神事が年に四度行われた。
1412 ～ 1504	この間、大宮司家が計 46 回朝鮮へ貿易船を派遣する。
1429	朝鮮史料『世宗実録』に宗像氏が大島を掌るとある。
1578	大宮司宗像氏貞が現在の辺津宮本殿を第一宮本殿として再建する。
1585	中津宮社殿の存在を示す初見。
1586	大宮司宗像氏貞死去。宗像大宮司家滅亡。
1590	現在の辺津宮拝殿が第一宮拝殿として再建される。
1624 ～ 1644	「田島宮社頭古絵図」成立。中世の辺津宮境内の様子を伝える最古の境内図。
1639	福岡藩が沖ノ島警備のため「島守」を置き、50 日交替とする。
1644	沖津宮社殿の存在を示す初見。
1675	第 3 代福岡藩主黒田光之によって、辺津宮の第二宮、第三宮の他、末社 75 社が本殿の周囲に移される。
1682	「御国絵図」成立。沖ノ島を描いた最古の絵図。岩礁も描かれ、「小屋島」「御門柱」と表記される。「御国絵図」成立。
1750	沖津宮遙拝所の石碑に寛延三年（1750 年）の年紀があり、この時点で遙拝所の存在したことが分かる。
1794	『瀛津島防人日記』の著者、青柳種信が藩命により沖ノ島守備のため福岡を出発し、大島を経て沖ノ島に渡る。
1797	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収の「宗像宮絵図」は、1675 年以後の辺津宮境内を描いた最古の絵図。また、同書所収「大嶋図」には中津宮、沖津宮遙拝所と背後に沖ノ島も描かれる。
1901	宗像神社が官幣大社となる。
1905	日本海海戦。沖津宮奉仕中の宗像繁丸がこれを望見して、日誌に記述する。
1942	宗像神社復興期成会創設。
1954 ～ 1971	3 次にわたる沖ノ島祭祀遺跡調査が行われる。
1962	みあれ祭が復興される。
1977	社名を「宗像神社」から「宗像大社」に改称する。

＞詳細は、p. 62-63 表 2-b-2 沖ノ島祭祀と対外交流 を参照。

2.b.1　対外交流と沖ノ島信仰

2.b.1.1　宗像地域における支配勢力の誕生

紀元前 3 世紀頃には日本に稲作文化が伝わって、それまでの狩猟採集から水稲耕作を基盤とした社会へと変化する。農耕の開始は社会の階層化をうみ、それぞれの地域を統括する有力な集団が成長し、やがて「クニ」と呼ばれる初期国家が形成されていった。なかでも活発な対外交流が行われていた九州北部においては、有力な地域勢力が日本の歴史の中でも早くから形成されていた。

宗像地域は、当時は入海であった釣川中流域を中心に農耕集落が発達し、それに伴い支配者層が形成される。彼らは、陸地での稲作農耕に加えて、海上での漁撈活動や対外交流によって勢力を拡大し、沖ノ島を信仰する宗像氏へと成長していく。

4 世紀以前の沖ノ島では、人が一時的に滞在した痕跡はみられるものの、4 世紀後半以降のような祭祀は未だ行われていなかった。

2.b.1.2　沖ノ島祭祀の起源

宗像氏は、航海の道標となる沖ノ島を信仰していた。

3 世紀頃、日本の中央に強大な政治連合であるヤマト王権が登場する。この頃、朝鮮半島では、高句麗、新羅、百済の勢力が拮抗しており、4 世紀後半になると、ヤマト王権は百済と友好関係を結び、朝鮮半島に対して直接的に関与するようになる（**図 2-b-1**）。ヤマト王権と高句麗との交戦が記録されている中国吉林省集安市の高句麗好太王碑（414 年立碑、**写真 2-b-1**）は、このような東アジアの国際情勢を物語る。ヤマト王権は、対外交流によって中国大陸や朝鮮半島の古代王朝から鉄資源や当時の優れた技術や文化、知識を入手し、その勢力を強大化させていった（**図 2-b-2**）。

ヤマト王権が対外交流を行うためには、日本列島と朝鮮半島との間の海を越える航海術を持つ宗像氏の協力が不可欠であった。宗像氏の協力を得たヤマト王権は、対外交流の航路上にあり、宗像氏が信仰する沖ノ島で祭祀を行うようになる。こうして「国家的祭祀」として始まった沖ノ島祭祀では、質量ともに傑出した奉献品が納められた。そして、宗像氏もまたヤマト王権の対外交流に協力することでその勢力を拡大させていった。



写真 2-b-1　好太王碑
高句麗の好太王（広開土王）を称えた石碑（414 年立碑）



図 2-b-1　4 世紀後半の交流概念図
ヤマト王権が百済との交流を行い、沖ノ島での祭祀が始まった。

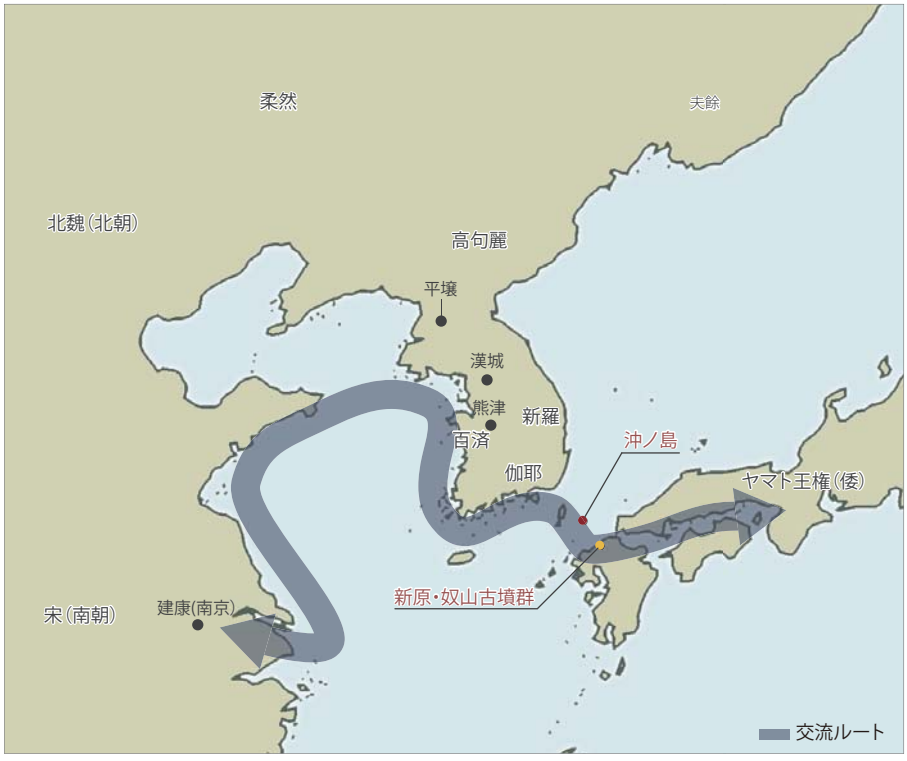


図 2-b-2　5 世紀の交流概念図
ヤマト王権（倭）は中国南朝に使者を送った。

2.b.1.3　中央集権国家の成立

6 世紀末、中国大陸を隋が統一すると、日本から遣隋使が派遣された。その後隋に代わった唐には、630 年に初めての遣唐使が送られている。

しかし、660 年、強力な統一王朝となった唐の侵攻により百済が滅亡する。百済と関係の深かったヤマト王権はその復興を支援して朝鮮半島に出兵したが、663 年、白村江において唐・新羅連合軍に大敗する。この敗戦による深刻な危機意識はヤマト王権の中央集権化への動きを加速させ、唐にならった体系的な法典である大宝律令が 701 年に完成し、中央集権国家である「律令国家」が成立する。翌 702 年には数十年ぶりに遣唐使が派遣され、初めて「日本」の国号を対外的に使用した事例とされる。

その後も、9 世紀に至るまで、文化や法制度などを手に入れるため遣唐使や朝鮮半島の新羅への使者の派遣は続き（**写真 2-b-2**）、沖ノ島のみならず大島や本土でも、数多くの奉献品を用いて祭祀が行われた（**図 2-b-3**）。



写真 2-b-2 遣唐使船
12 世紀に描かれたもの。

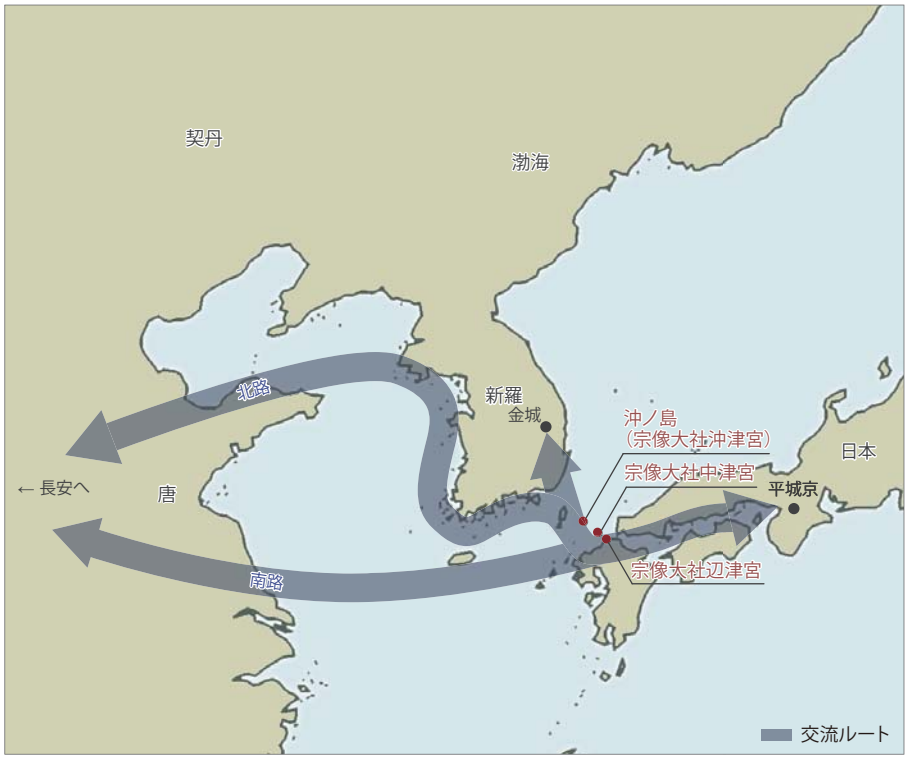


図 2-b-3　8 ～ 9 世紀の交流概念図
遣唐使が日本に中国文化をもたらした。

2.b.1.4　沖ノ島祭祀遺跡と新原・奴山古墳群

宗像地域には、当時の先進技術である鉄器や須恵器が発見されるなど、朝鮮半島の影響が認められる。宗像氏がヤマト王権の対外交流に協力し、沖ノ島祭祀を担ったことは、日本で最も古い歴史書である『古事記』『日本書紀』によって証明される（2.b.3.2 参照）。

4 世紀後半、沖ノ島で岩上祭祀が始まった時期に、宗像氏は前方後円墳を釣川流域に築造する。そして沖ノ島祭祀が岩陰祭祀に移行する 5 世紀後半以降、墓域を釣川から海岸部に移動させて古墳群を築く。これらの古墳群の中の一つの古墳からは、沖ノ島祭祀遺跡の 21 号遺跡（岩上祭祀）出土品と同型の鏡（**図 2-b-4**）も出土している。

新原・奴山古墳群はこの津屋崎古墳群の一部として、宗像氏が支配した地域の旧入海に臨み、沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に密集して築かれた。宗像地域でも数少ない方墳の 7 号墳（**写真 2-b-3**）からは、沖ノ島祭祀遺跡の出土品と共通した鉄斧（**写真 2-b-4**）が出土している。

沖ノ島へと続く海に面して、5 世紀から 6 世紀にかけて大小様々な古墳が築かれた新原・奴山古墳群は、海を越えた交流に従事し、沖ノ島の祭祀を担った人々の存在を証明するものである。

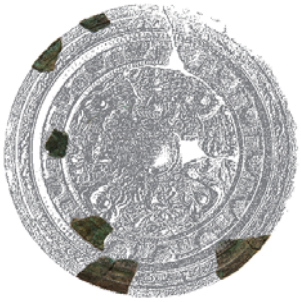


図 2-b-4　津屋崎古墳群出土の鏡片
沖ノ島祭祀遺跡 21 号遺跡出土の画文帯同向式神獣鏡と同型である。





写真 2-b-3（左）**7 号墳**
墳丘の表面には小石が敷き詰められている。

写真 2-b-4（右）**7 号墳出土の鉄斧**
同様の物が沖ノ島祭祀遺跡でも発見されている。

表 2-b-2　沖ノ島祭祀と対外交流

中国	朝鮮半島	日本	西暦	事項	祭祀形態	構成資産
西晋	高句麗 / 馬韓 / 辰韓 / 弁韓	古墳時代	313	高句麗、朝鮮半島北部の楽浪郡を滅ぼす この頃より、朝鮮半島では馬韓から百済が、辰韓から新羅が興る		
五胡十六国 / 東晋	百済 / 新羅 / 加耶		369	倭、百済と結び、新羅と交戦	岩上祭祀	
			372	百済王の太子、倭王に七支刀を贈る		
			391	倭、朝鮮半島に出兵（高句麗好太王碑）		
宋			421	倭王讃、南朝の宋へ入貢する 倭の五王（讃、珍、済、興、武）が宋へ使者を派遣する（478年までに９回派遣）		
			475	高句麗、百済を攻撃。百済王は戦死し、首都漢城（ソウル）が陥落する		
北魏			478	倭王武、宋の皇帝へ使者を送り、高句麗の脅威から百済を守るための軍事的な援助を求める		新原・奴山古墳群築造期
斉			512	加耶四県を百済に割譲		
梁			513	百済、倭へ五経博士を贈る		
			538	仏教伝来。百済が倭へ仏像と経典を贈る	岩陰祭祀	
西魏 / 東魏			554	倭、百済両軍が新羅と戦う		
北周 / 北斉 / 陳			562	新羅、加耶諸国を滅ぼす		
			571	遣新羅使（この後882年までに40回遣使）		
			588	百済、倭へ仏僧や技術者を贈る		
隋			600	初めて遣隋使を派遣する（この後614年までに6回遣使）		
			602	百済僧観勒、倭へ暦本、天文地理などを伝える		
			608	遣隋使小野妹子が隋の使いとともに帰国し、再び留学生とともに隋に派遣される		
			610	高句麗僧が倭に紙、墨、絵具の製法を伝える		
			630	初めて遣唐使を派遣する（この後838年までに16回派遣）		
唐		飛鳥時代	654	胸形君徳善の娘、尼子娘が大海人皇子との間に高市皇子を産む		
			663	白村江の戦い（倭、百済の連合軍が唐、新羅の連合軍に大敗）	半岩陰・半露天祭祀	
	統一新羅		676	新羅が、朝鮮半島を統一する		
			701	大宝律令完成		沖津宮・中津宮・辺津宮での露天祭祀
		奈良時代	712	『古事記』成立		
			720	『日本書紀』成立		
			723	宗像郡が全国八つの神郡のうちの一つとして史料にみえる		
			753	中国僧鑑真来日	露天祭祀	
		平安時代	870 878	新羅海賊の活動の脅威により、宗像神に対して海上の安全を祈るための使者が朝廷から派遣される		
			894	唐への遣使計画が中止される。この頃には、中国や朝鮮半島への遣使は行われなくなる		

沖ノ島祭祀遺跡の奉献品の変遷

対外交流を反映する奉献品



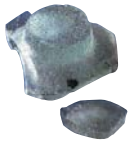
銅鏡（中国鏡）



鉄鋌



金銅製馬具



カットガラス碗片



金製指輪



金銅製龍頭



唐三彩長頸瓶片



富寿神宝



奈良三彩

勾玉

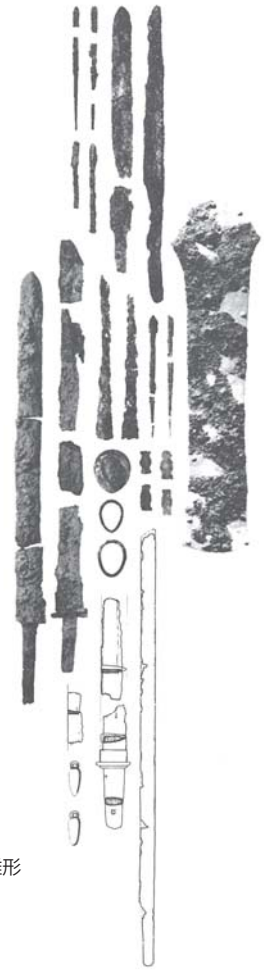


銅鏡（倣製鏡）



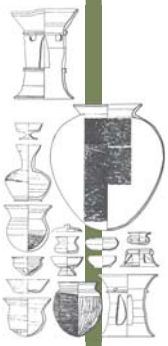
滑石製品

鉄製武具





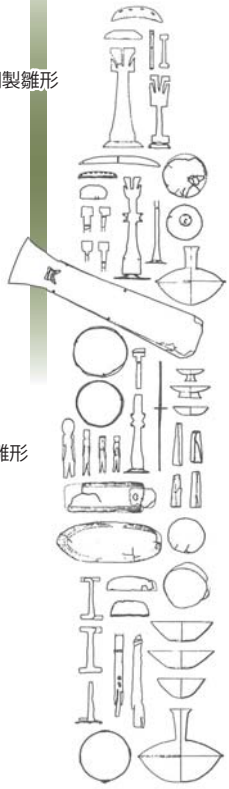
土器



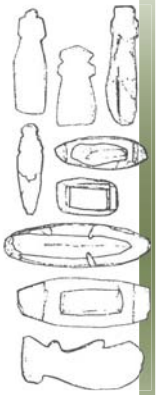
金銅製雛形

鉄製雛形

銅製雛形



滑石製形代



2.b.2　沖ノ島祭祀

2.b.2.1　沖ノ島祭祀の概要とその意義

沖ノ島祭祀遺跡は、自然崇拝的な祭祀が 500 年にわたって徐々に変化し、最終的に日本固有の信仰である神道へつながる祭祀が確立していく過程を追うことができる、唯一の祭祀遺跡である。

4 世紀後半から 9 世紀末まで営まれた沖ノ島祭祀は、岩上―岩陰―半岩陰・半露天―露天という四段階の祭祀形態の変遷を辿る。

半岩陰・半露天祭祀遺跡では、律令国家によって確立された神祇祭祀で使用される奉献品も見つかっている。そのため、神道につながる神祇祭祀の先駆的形態を示すものとして、沖ノ島祭祀は高く評価されている。

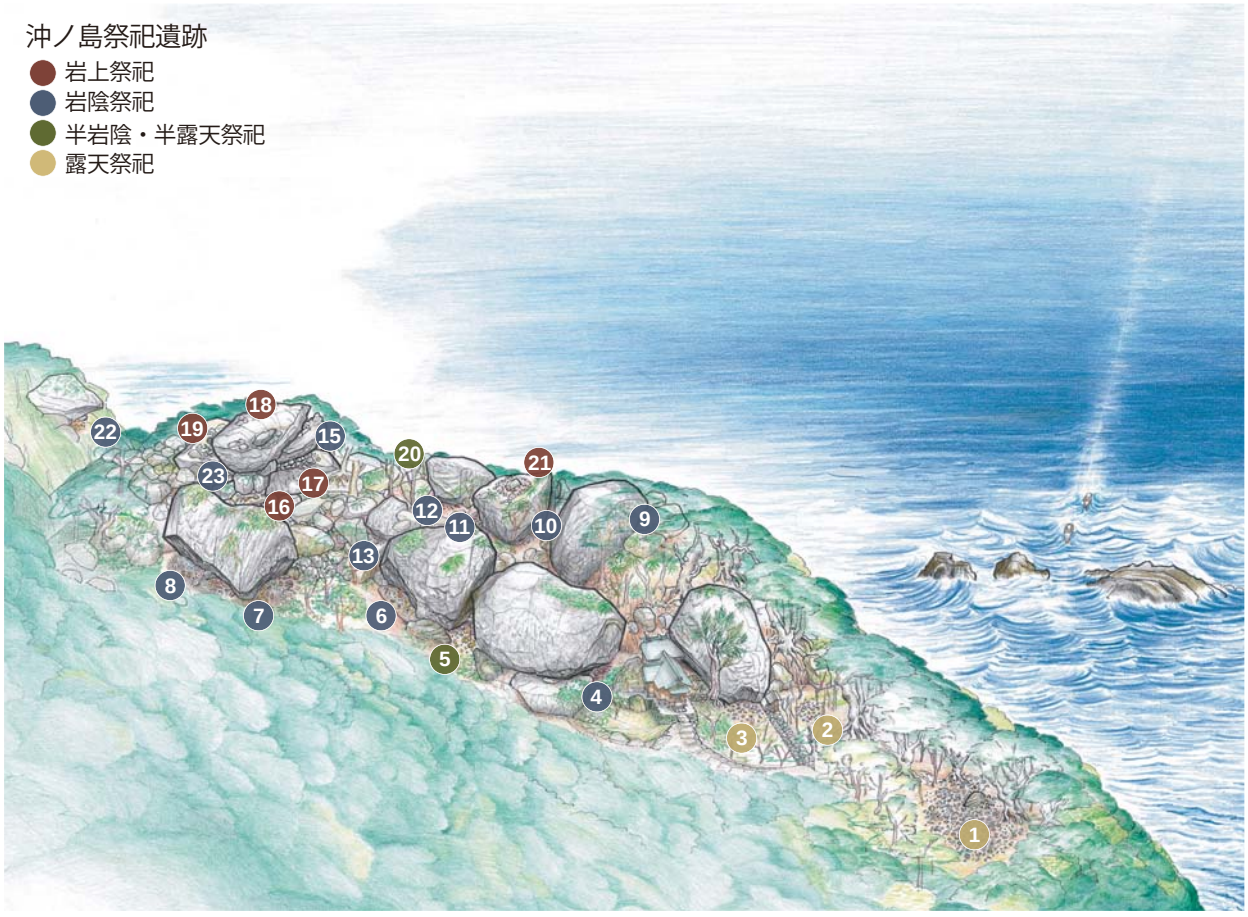
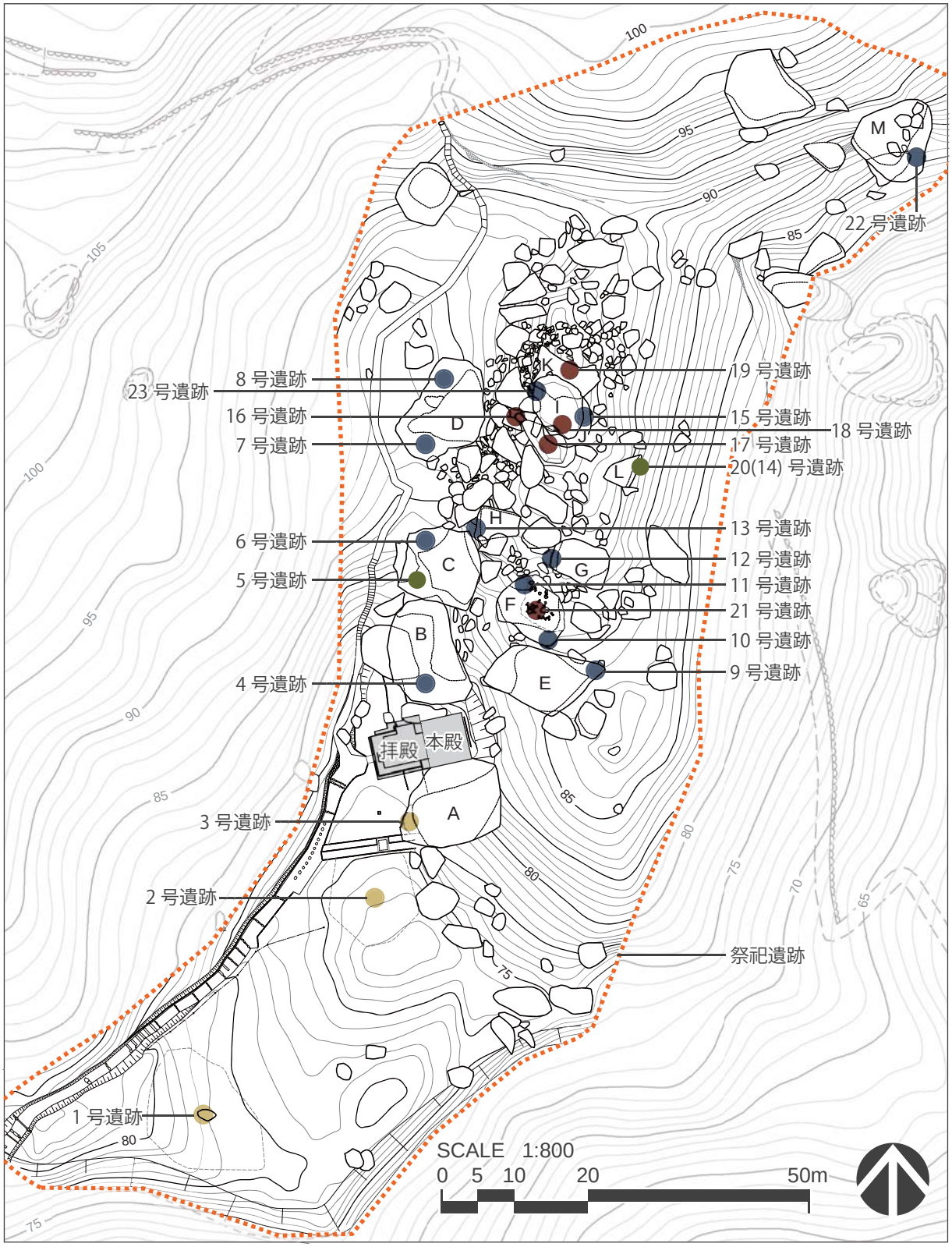


図 2-b-5　沖ノ島祭祀遺跡と沖津宮社殿の想定復元図
実際は鬱蒼とした森に覆われている。



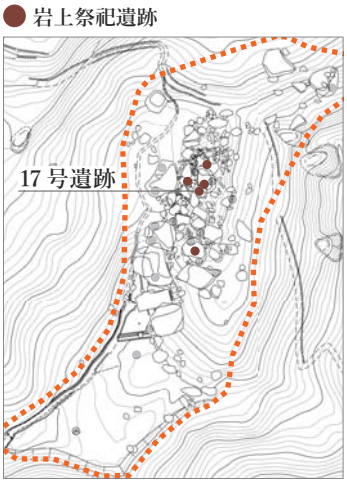
凡例

- 岩上祭祀遺跡（4 世紀後半～ 5 世紀前半）
- 岩陰祭祀遺跡（5 世紀後半～ 7 世紀）
- 半岩陰・半露天祭祀遺跡（7 世紀後半～ 8 世紀前半）
- 露天祭祀遺跡（8 世紀～ 9 世紀末）

A-M：祭祀遺跡を伴う巨岩

図 2-b-6　沖ノ島祭祀遺跡平面図

2.b.2.2　岩上祭祀（4 世紀後半～ 5 世紀前半）



4 世紀後半、沖ノ島祭祀は、まず、巨岩の上で祭祀が行われる。最初に祭祀が行われたⅠ号巨岩では、4 か所の祭祀遺跡（16、17、18、19 号遺跡）が確認されている。

奉献品は、鏡、装身具、武器、工具などで、その中でも特筆すべきは、17 号遺跡（**写真 2-b-5**）である。21 面もの鏡が岩と岩との間に奉献されたままの状態で発見され（**写真 2-b-6、7、8**）、このような多量の鏡が奉献された古代祭祀遺跡の事例は、日本で他に知られていない。そして、17 号遺跡出土鏡の同型鏡や類似鏡がヤマト王権の本拠である近畿地方の古墳から見つかっていることは、岩上祭祀にヤマト王権が関与したことを明瞭に示している。また、中国からもたらされたことが明らかな鏡が 5 面含まれている（**写真 2-b-9、10、11**）。

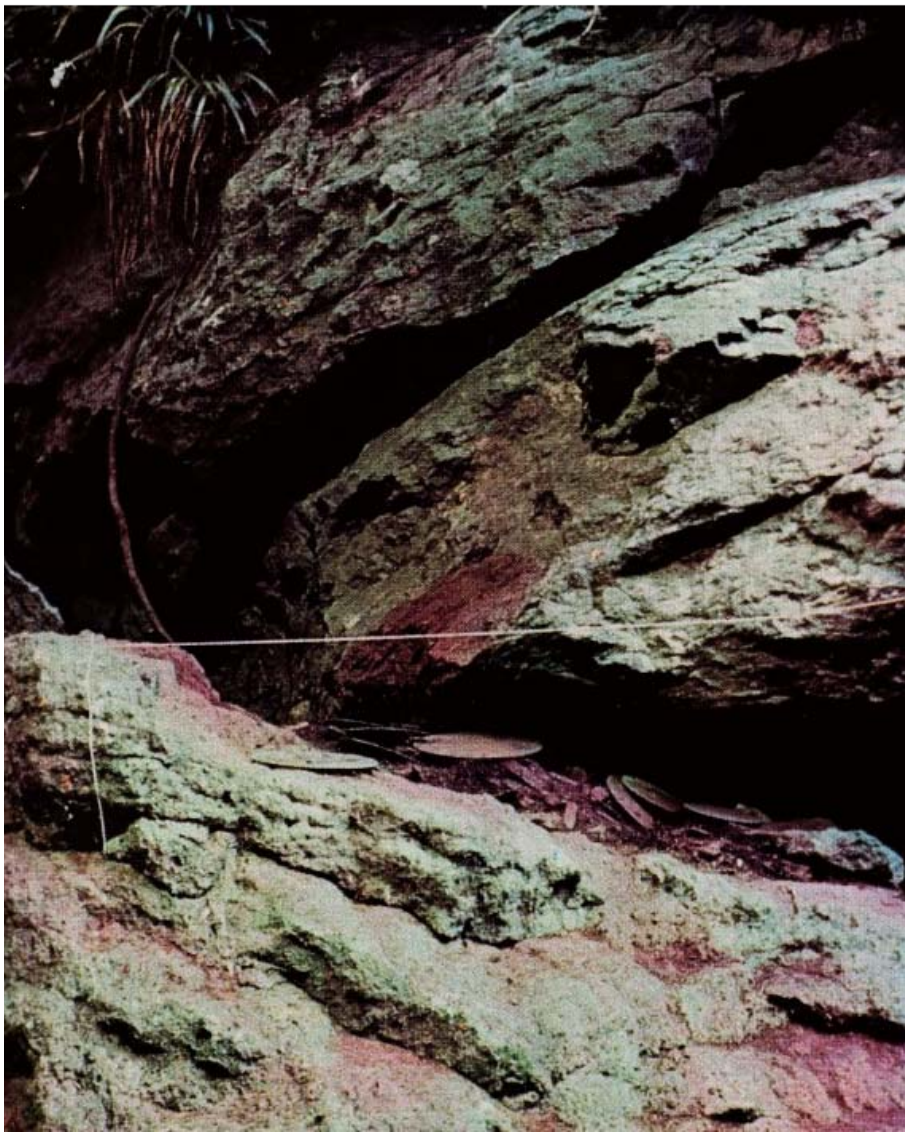


写真 2-b-5　17 号遺跡（1957 年発掘調査時）



写真 2-b-6 17 号遺跡の奉献品出土状況（上から）



写真 2-b-7 17 号遺跡の鏡出土状況（上から）

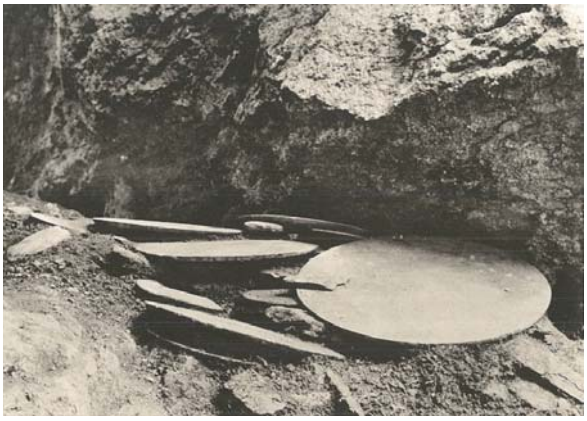


写真 2-b-8 17 号遺跡の鏡出土状況（横から）



写真 2-b-9 四神文帯二神二獣鏡（三角縁神獣鏡）
面径 22.2 cm
18 号遺跡出土。鋳上がりの極めて良好な魏からの舶載鏡とされている。



写真 2-b-10 獣文縁冝子孫銘獣帯鏡
面径 17.6 cm
21 号遺跡出土。中国の六朝時代に後漢形式の鏡が再製作されて、百済を経て日本に伝わったとされる。



写真 2-b-11 画文帯同向式神獣鏡
面径 20.7 cm
推定 21 号遺跡出土。5 世紀中葉以降に倭の五王による南朝への遣使によって入手された可能性が高い大型鏡。同型の鏡が津屋崎古墳群中から出土している。

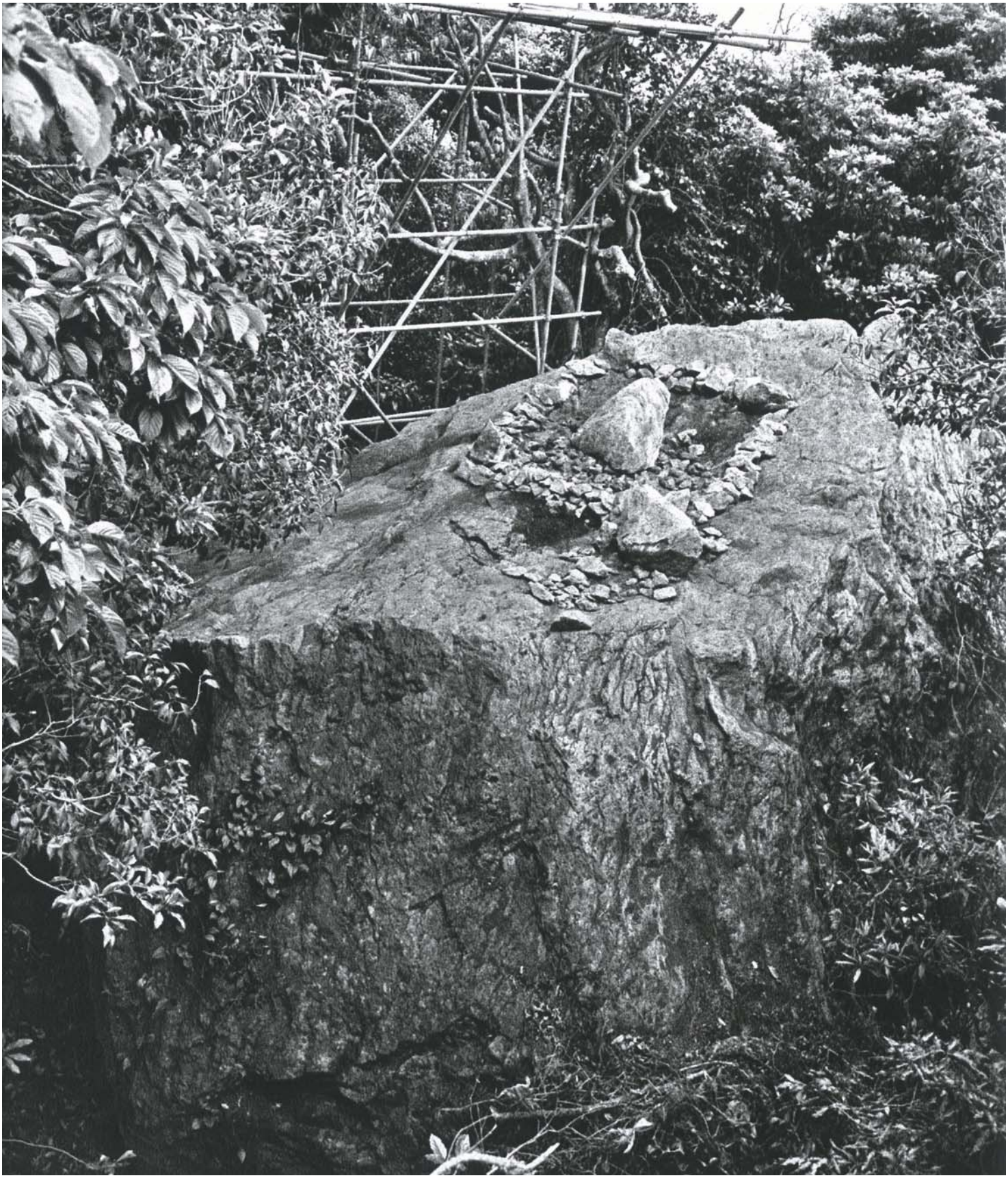


写真 2-b-12　1970 年発掘調査時の 21 号遺跡
発掘調査時に、詳細な検討に基づき、元の位置から移動していた礫を本来の祭壇の形に並べ直した。

5 世紀中頃になると、祭祀の場はⅠ号巨岩から少し南のＦ号巨岩の上の 21 号遺跡（**写真 2-b-12**）へと移る。21 号遺跡では祭壇遺構を確認できる。20㎡程の面積があるＦ号巨岩上は、その中央部が平坦面となっており、そこに東西南北を四隅として方形状（2.8m × 2.5m）に礫を並べ、その中央に 1m 程度の大石が位置している（**写真 2-b-14**）。この遺構は中央の大石に神を降臨させた祭壇であると思われる。

この大石上部の小さなくぼみからは滑石製の臼玉 3 個が発見された。これらの玉に紐を通して木の枝に掛け、それを大石に立てかけて、神を降臨させたと考えられている。巨岩上においてこのような祭祀が行われたことを確認できる事例は国内で他になく、5 世紀頃の日本における祭祀形態を知ることができる稀有な遺跡である。

また、21 号遺跡の注目すべき奉献品として鉄鋌（**写真 2-b-13**）がある。ヤマト王権が朝鮮へ進出した理由の一つに鉄資源の確保があり、鉄鋌が出土した事実は当時の社会においても重要な品が奉献品に用いられていることを示している。

岩上祭祀の奉献品は、4 世紀後半から 5 世紀代にかけての古墳の副葬品と共通性を持っている。このことから、岩上祭祀は、神に対する祭祀と古墳の被葬者に対する葬送儀礼とが未分化の段階を物語ると考えられている。ただし、鏡、玉、剣の組み合わせは、日本の王権の象徴でもある神話にみえる「三種の神器」と一致し、最も古い段階の祭祀においても後世まで続く要素が既にみられる。

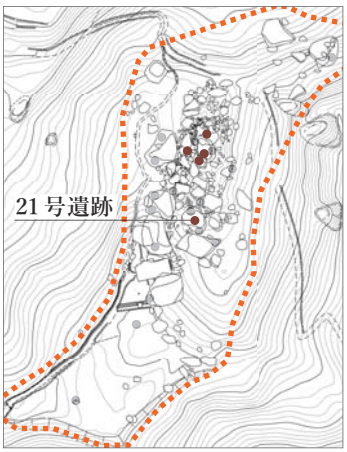




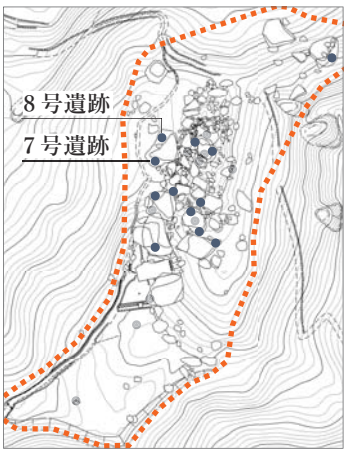
写真 2-b-13　21 号遺跡出土の鉄鋌



写真 2-b-14　21 号遺跡の出土状況

2.b.2.3　岩陰祭祀（5 世紀後半～ 7 世紀）

● 岩陰祭祀遺跡



5 世紀後半から 7 世紀頃になると、巨岩の陰の平らな地表面に奉献品を並べて祭祀が行われた。

D 号巨岩南西側にある 7 号遺跡（**写真 2-b-15**）出土の金製指輪（**写真 2-b-18**）は、中央に四葉座を持ち、朝鮮半島南東部の新羅の王陵出土のものと酷似している。さらに、装飾的な馬具（**写真 2-b-19、20、21**）など、当時の朝鮮半島における高い水準の技術で作られたものが発見された。また、D 号巨岩北西側の 8 号遺跡から出土した円形浮出文を施したカットグラス碗片（**写真 2-b-22**）は、イランのギラーン地方産とされ、シルクロードを経て新羅を経由して日本に持ち込まれたと考えられている。

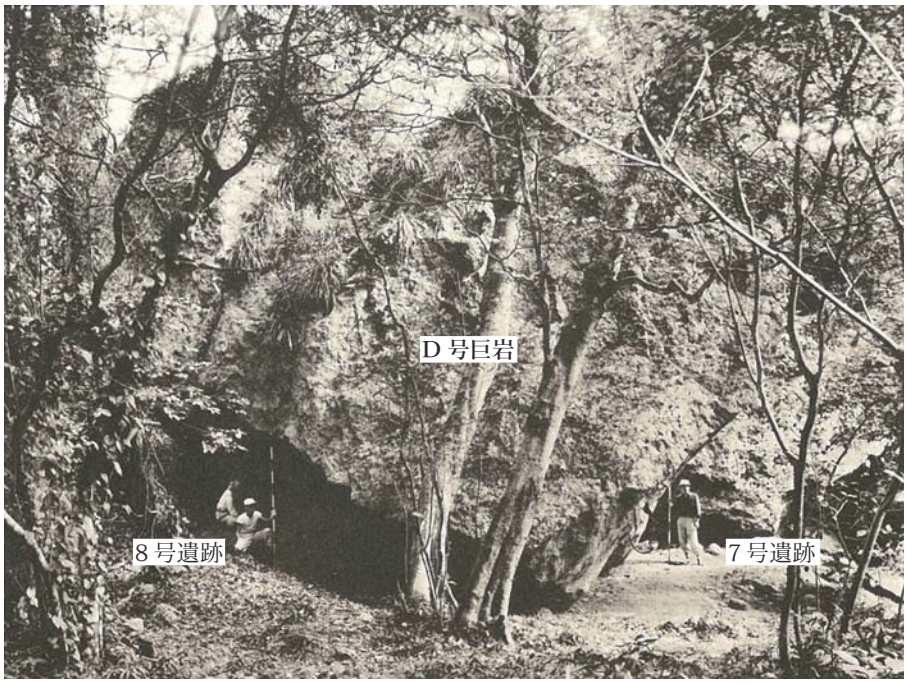


写真 2-b-15　7 号遺跡（右）と 8 号遺跡（左）（1954 年発掘調査時）



写真 2-b-16（左）8 号遺跡の奉献品出土状況



写真 2-b-17（右）7 号遺跡の奉献品出土状況



写真 2-b-18　金製指輪
径 1.8 cm（7 号遺跡）
新羅からもたらされた奉献品。同種の指輪が韓国慶州の王陵から出土している。



写真 2-b-19　金銅製歩揺付雲珠
高約 10.6 cm（7、8 号遺跡）
馬具の一種。革帯の交差する馬の尻につけられる金具。新羅からもたらされたもの。



写真 2-b-20　金銅製棘葉形杏葉
長 13.4 ～ 15.3 cm（7 号遺跡）
馬具の一種。鞍から胸や尻につなげる革帯にさげる飾り。新羅からもたらされたもの。



写真 2-b-21　金銅製心葉形杏葉
長約 9.0 cm（7 号遺跡）
7 号遺跡から 5 面出土しており、全て新羅からの舶載品。人面に翼を持った鳥人像と唐草文をからませた透彫が施される。これらの文様は高句麗の古墳の壁画に多くみられる。





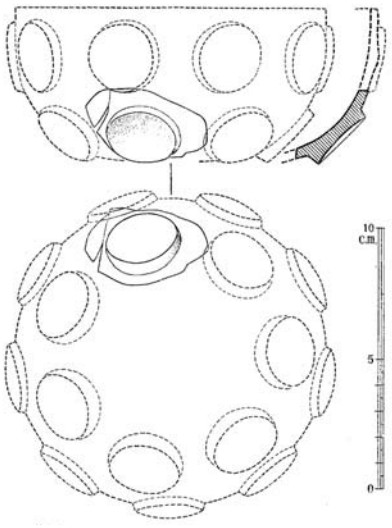


写真 2-b-22（左上）カットグラス破片

写真 2-b-23（左下）浮出切子碗（イラン出土）

図 2-b-7（右）カットグラス碗及び復元図

カットグラス片二片が 8 号遺跡から出土した。イランのギーラーン地方、中国の寧夏回族自治区固原県の李賢墓から同種のものが出土しており、ササン朝ペルシアから中国・朝鮮を経て沖ノ島にもたらされたと考えられる。

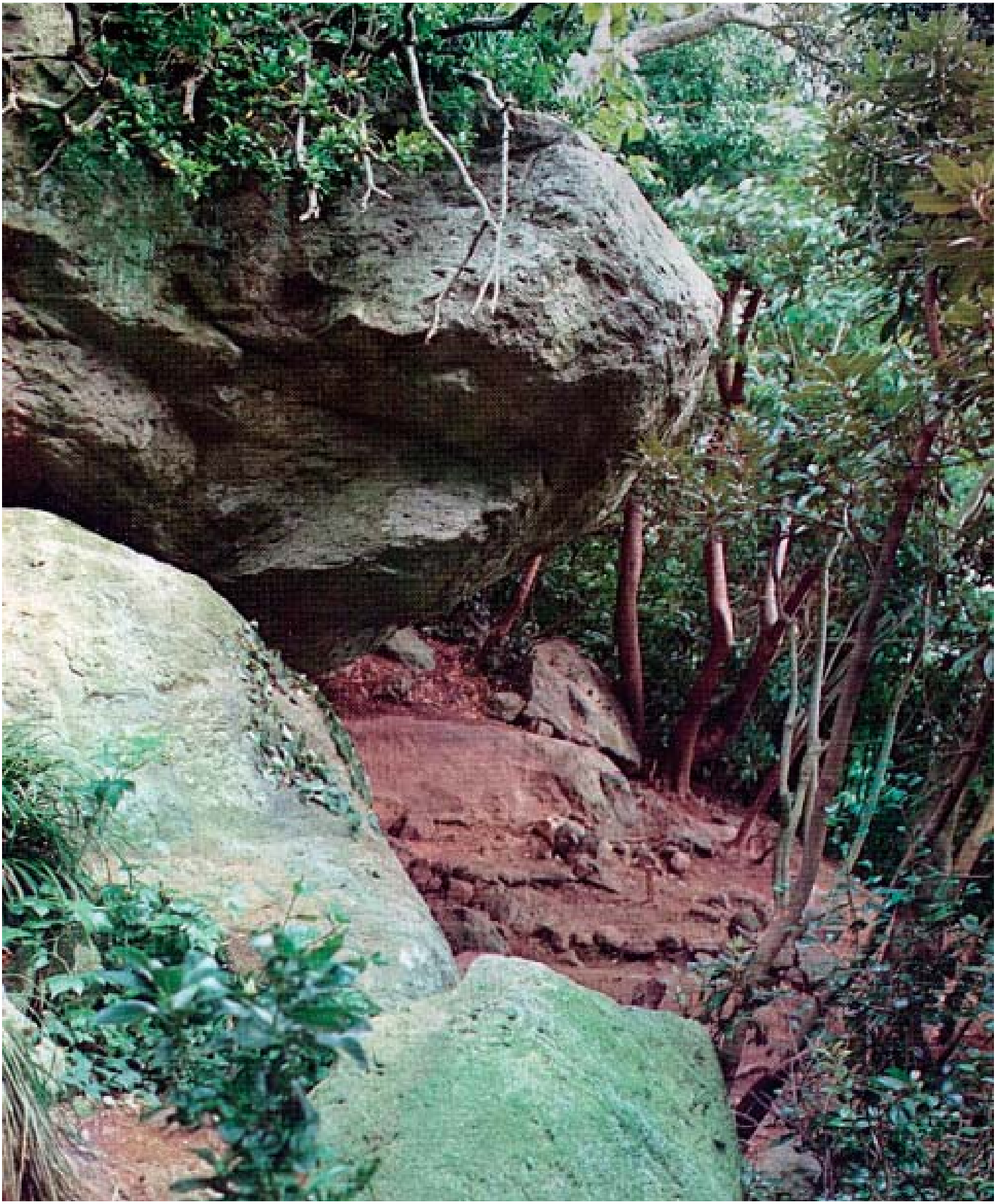


写真 2-b-24　**22 号遺跡（1970 年発掘調査時）**

7 世紀に下ると、C 号巨岩の北西側にある 6 号遺跡や少し離れた M 号巨岩の南側にある 22 号遺跡（**写真 2-b-24**）で祭祀が行われる。これらの遺跡では石を組んで区画した祭壇がみられる。22 号遺跡は岩陰に平坦面が少なく、すぐ傾斜地となるので、岩陰いっぱいに祭壇面をつくり、奉献品が並べ置かれていた。

岩陰祭祀の奉献品では新たに馬具が登場する。また、上記の金製指輪や金銅製馬具、鋳造鉄斧など、朝鮮系の奉献品の量が増加し、対外交流によってもたらされた貴重な文物の一部が沖ノ島祭祀に用いられたことを示している。ただし、これらの奉献品は古墳の副葬品と共通するものである。

一方で、7 世紀代の 6、22 号遺跡からは、金銅製雛形紡織具（**写真 2-b-25**）が出土している。金銅製雛形品は半岩陰・半露天祭祀遺跡からも出土しており、岩陰祭祀の終り頃になると、後に日本の古代中央集権国家が確立する祭祀の萌芽がみられるようになる。

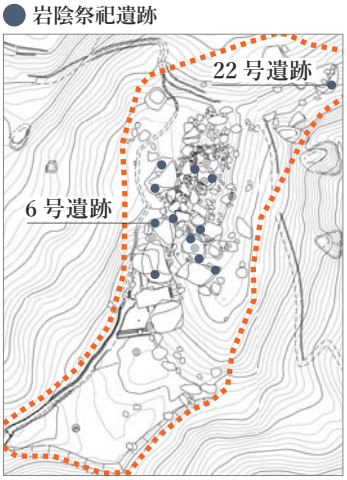


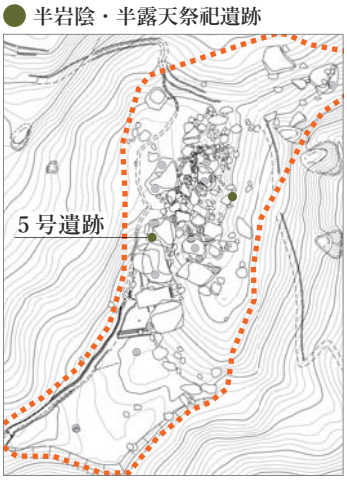


写真 2-b-26　22 号遺跡の奉献品出土状況



写真 2-b-25　金銅製雛形紡織具

2.b.2.4　半岩陰・半露天祭祀（7 世紀後半～ 8 世紀前半）



次の段階の祭祀は、7 世紀後半から 8 世紀前半にかけてわずかな岩陰と大部分の露天との両所にまたがって行われた。遺跡としては、5 号遺跡と 20 号遺跡（14 号遺跡）の 2 遺跡がある。

この時期は唐や新羅への外交使節が往来し、多くの貴重な文物が日本に持ち込まれた。中でも 5 号遺跡（**写真 2-b-27**）からはこのような交流によってもたらされた奉献品が見つかっている。胴部を竿の先に付け、唇の孔から天蓋や幡を吊り下げるために用いられる金銅製龍頭（**写真 2-b-28、29**）がここで見つかっている。日本での出土例は他になく、使用方法が推定できる点においても非常に珍しい奉献品である。

また、唐三彩は 7 世紀後半から 8 世紀中頃に唐で制作された施釉陶器で、5 号遺跡から出土した唐三彩長頸瓶片（**写真 2-b-30、31**）は、中国国外で初めて出土した非常に稀少なものである。

この段階になると古墳の副葬品と共通するような奉献品はみられなくなり、祭祀用の土器の重要性が高まってくる（**写真 2-b-38**）。これは祭祀のための祭具が成立し、葬儀での祭祀との区別がなされたことを示している。ただし、5 号遺跡からは、岩陰祭祀の 6、22 号遺跡と共通する奉献品が多く見つかっているが、同時に後続する露天祭祀と同様の奉献品も見つかっており、半岩陰・半露天祭祀は岩陰祭祀と露天祭祀との過渡期に位置づけられている。



写真 2-b-27　5 号遺跡（1969 年発掘調査時）



写真 2-b-28 金銅製龍頭出土状況



写真 2-b-29 金銅製龍頭
一対、長 19.5、20.0 cm（5 号遺跡）
敦煌莫高窟の壁画にこれと似たものが描かれ、胴部を竿の先に付け、唇の孔から天蓋や幡を吊り下げるために用いられている。

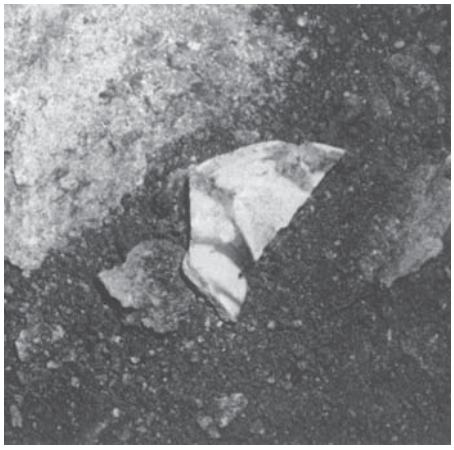


写真 2-b-30 唐三彩長頸瓶出土状況



写真 2-b-31 唐三彩長頸瓶（口縁部分）
口径 8.6 cm（5 号遺跡）
盛唐時代（7 世紀後半）のもので、出土例は世界的に珍しい。遣唐使によって日本にもたらされた可能性が高い。



写真 2-b-32 唐三彩長頸瓶（完形）
沖ノ島出土の唐三彩片はこのような形が完全形と思われる。



写真 2-b-33 金銅製雛形五弦琴出土状況

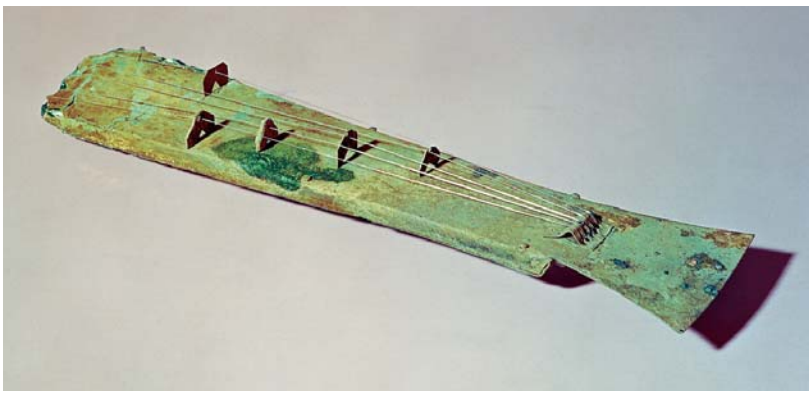


写真 2-b-34 金銅製雛形五弦琴
長 27.1cm（5 号遺跡）

8『延喜式』は、10 世紀に編纂された法制文書で、律令の施行細目を記したもの。

9 伊勢神宮は、日本神話における最高神で天皇の祖神とされるアマテラスをまつり、日本の神社の中心とされる神社である。



写真 2-b-35　金銅製雛形紡織具
（5 号遺跡）



写真 2-b-36　金銅製高機（伝沖ノ島出土）

4 世紀後半、沖ノ島祭祀はヤマト王権が関与した祭祀として始まったが、8 世紀初めに中央集権国家である律令国家が成立する中で、その祭祀は「神祇祭祀」として体系化されていく。10 世紀成立の『延喜式』[8] や 14 世紀成立の『神宮神宝図巻』（**写真 2-b-37**）にみえる伊勢神宮 [9] の神宝は、この 8 世紀以降の神祇祭祀における奉献品を表すものである。5 号遺跡出土の金銅製雛形五弦琴（**写真 2-b-33、34**）は、『延喜式』に記載されている伊勢神宮神宝の「鵄尾琴（とびのおのこと）」と共通し、『神宮神宝図巻』に描かれた伊勢神宮神宝の琴にも類似している。

また、同遺跡で発見された金銅製雛形紡織具（**写真 2-b-35**）・金銅製高機（**写真 2-b-36**）なども『延喜式』、『神宮神宝図巻』の神宝、祭祀品と共通するものである。神祇祭祀に由来する伊勢神宮の神宝と 7 世紀の沖ノ島祭祀（岩陰祭祀および半岩陰・半露天祭祀）の奉献品とに共通するものが見え始めることは、沖ノ島祭祀が後の神祇祭祀に組み入れられる先駆的な要素をもっていたことを示している。

このように、自然崇拝に基づいて始まった沖ノ島祭祀において、律令国家による神祇祭祀の要素が確認できるという点で、半岩陰・半露天祭祀は重要な画期である。

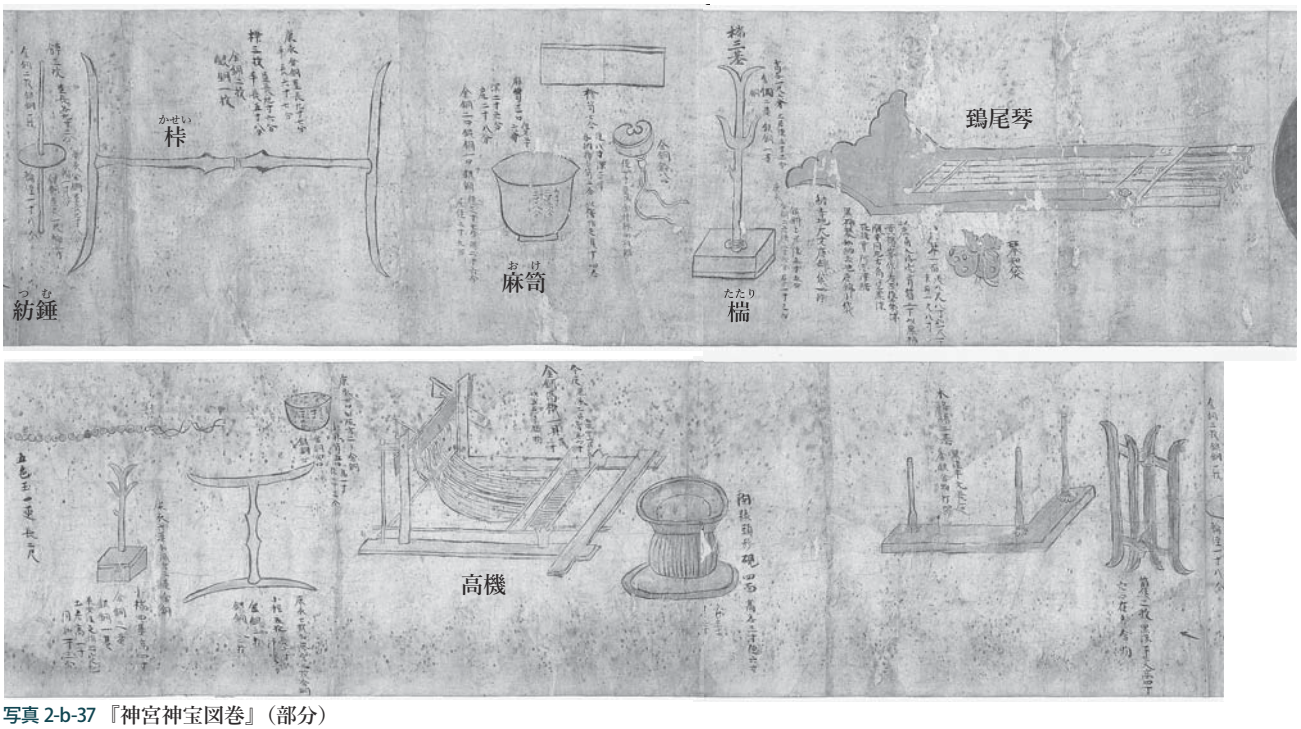
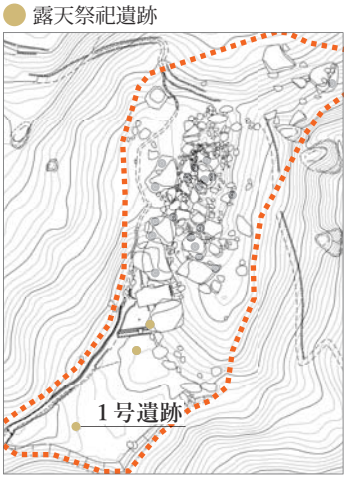


写真 2-b-37『神宮神宝図巻』（部分）
2 巻のうちの 1 巻で、1410 年に書写されたもの。神祇祭祀が成立した後の伊勢神宮の 41 の神宝が描かれる。沖ノ島祭祀で奉献された五弦琴や紡織具などはここに描かれる神宝と一致し、半岩陰・半露天祭祀が神祇祭祀の先駆的形態を示すと考えられている。



写真 2-b-38　5 号遺跡
発掘調査時、出土した土器を復元し、原位置に再配置したもの

2.b.2.5　露天祭祀（8 世紀～ 9 世紀末）



8 世紀になると、それまで祭祀の場であった巨岩群から南西に約 30m 離れた平坦地で祭祀が行われるようになり、これが四段階の祭祀形態の変遷において最後の段階である。1、2、3 号遺跡の 3 箇所の露天祭祀遺跡があり、1 号遺跡の一部だけが考古学的に調査されている（**写真 2-b-39**）。

1 号遺跡の東南隅に縦 1.6m、横 1.4m の大石があり、これを中心に十字のトレンチを設定して調査が行われた。この調査によって、大石に連なって 20cm 前後の大きさの角礫で形成された石積の祭壇遺構が見つかった。

奉献品は、多種多様な土器を始めとして、唐三彩の技術をもとに日本で作られた奈良三彩有蓋小壺（**写真 2-b-43、44**）、滑石製人形・馬形・舟形（**写真 2-b-40、41、42**）や滑石製玉類、有孔土器（**写真 2-b-45**）、金属製雛形品、紡織具などが出土している。これらの奉献品は、出土数の上でも他の祭祀遺跡を圧倒しており、1 号遺跡においては何度も繰り返し祭祀が行われたことを示している。こうした継続的な祭祀による奉献品の集積が 1 号遺跡である。



写真 2-b-39　1 号遺跡（1970 年発掘調査時）

特に、818 年初鋳の富寿神宝（**写真 2-b-46、47**）や 8 世紀から 9 世紀に位置づけられる奈良三彩有蓋小壺は、中央からもたらされたものと考えられる。これらの奉献品の出土によって、1 号遺跡も律令国家の関与のもとで行われた祭祀であり、沖ノ島における「国家的祭祀」が 9 世紀末まで継続したことが証明される。

また、出土したおびただしい土器類は、半岩陰・半露天祭祀段階から発展したもので、器形が細分化したほぼすべての器種を網羅している。『延喜式』に記載された各種の土器と対応することから、神祇祭祀で使用された土器であることがわかる。一方で、孔の開いた祭祀専用の土器や滑石製の人形、馬形、舟形などの形代は、宗像地域でしかみられない奉献品であり、宗像地域の祭祀が沖ノ島の「国家的祭祀」の展開の基礎にあったことを示す。

なお、古代祭祀終了後の時期の土師皿のみが集積する場所が、1 号遺跡の南側の海に面した崖の際などに確認されている。これは、古代以後も沖ノ島での祭祀が続けられていたことを示している。



写真 2-b-40　滑石製人形
滑石の両側に二箇所ずつ刻みを入れ、頭、胴、足を表わす。



写真 2-b-41　滑石製馬形
馬の側面を表現したもの。



写真 2-b-42　滑石製舟形
舟形は 1 号遺跡出土の滑石製形代の中で最も数が多く、形態も多様である。



写真 2-b-43　奈良三彩小壺出土状況



写真 2-b-44　奈良三彩有蓋小壺
高 4.7 cm
日本の中央でつくられたものであり、素地に緑釉を鹿ノ子状にかけている。



写真 2-b-45　有孔土器
有孔土器は、儀式用に作られた沖ノ島祭祀独特のものである。



写真 2-b-46　富寿神宝出土状況



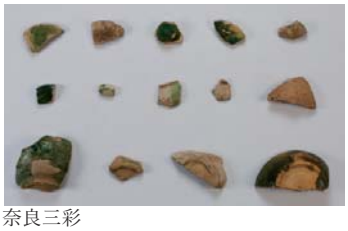
写真 2-b-47　富寿神宝
径 2.2 cm
中国の貨幣制度に倣い、律令国家が発行した銅銭の一つ。818 年初鋳。

2.b.3　三宮と宗像三女神

2.b.3.1　三つの祭祀遺跡



写真 2-b-48　御嶽山祭祀遺跡（調査時）



奈良三彩



滑石製舟形



滑石製品

写真 2-b-49　御嶽山祭祀遺跡出土の奉献品



滑石製舟形



滑石製玉類

写真 2-b-50　下高宮祭祀遺跡出土の奉献品

日本の古代国家の中央集権化と並行して、現存する日本最古の歴史書である『古事記』（712 年成立、**写真 2-b-51**）、『日本書紀』（720 年成立、**写真 2-b-52**）が 8 世紀前半に編纂された。『古事記』『日本書紀』には、宗像地域の三つの露天祭祀の場の名称が登場する。

8 世紀以降、沖ノ島では露天祭祀が行われる。『古事記』『日本書紀』に記された「奥津宮（おきつみや）」「遠瀛（おきつみや）」は、沖ノ島祭祀遺跡を中心とした信仰の場を指している。さらに、沖ノ島露天祭祀と同じ時期に、大島と九州本土でも沖ノ島と同様の露天祭祀が営まれるようになる。

大島で最も高く、沖ノ島と九州本土の辺津宮とを同時に見渡せる御嶽山山頂に御嶽山祭祀遺跡がある（**写真 2-b-48**）。御嶽山祭祀遺跡は、7 世紀後半から 9 世紀末頃の露天の祭祀遺跡で、様々な土器をはじめ、奈良三彩有蓋小壺や滑石製の人形・馬形・舟形、滑石製玉類など沖ノ島露天祭祀遺跡と共通した奉献品が出土している（**写真 2-b-49**）。『古事記』『日本書紀』の「中津宮（なかつみや）」「中瀛（なかつみや）」は、御嶽山祭祀遺跡を中心とする信仰の場を指している。

九州本土、釣川に面した宗像山の中腹の下高宮祭祀遺跡からも、沖ノ島露天祭祀遺跡や御嶽山祭祀遺跡と共通する露天祭祀の奉献品（**写真 2-b-50**）が発見されている。『古事記』『日本書紀』の「辺津宮（へつみや）」「海浜（へつみや）」もまた、下高宮祭祀遺跡を中心とする信仰の場を指している。

このように、7 世紀後半になると、沖ノ島祭祀遺跡、御嶽山祭祀遺跡、下高宮祭祀遺跡それぞれで露天祭祀が営まれるようになる。そして、露天祭祀が行われたこれら 3 箇所の祭祀遺跡を中心とする信仰の場は、『古事記』『日本書紀』の神話に、「奥津宮」「遠瀛」、「中津宮」「中瀛」、「辺津宮」「海浜」として登場する（**写真 2-b-51、52**）。この段階において、考古遺跡と文献の両方から、三つの宮が成立したことが明らかとなる。さらに、『古事記』『日本書紀』には、三つの場に祭られる神として宗像三女神（田心姫神（たごりひめのかみ）、湍津姫神（たぎつひめのかみ）、市杵島姫神（いちきしまひめのかみ））という人格神が登場する。これは、岩上祭祀から露天祭祀に変遷する過程で、自然崇拝から人格神への信仰が形成されたことを意味している。

これら三宮からなる宗像神社は、『延喜式』（p.76 註 8 参照）にも記載され、国家の中でも格式の高い神社として今日に信仰が継続されていく。

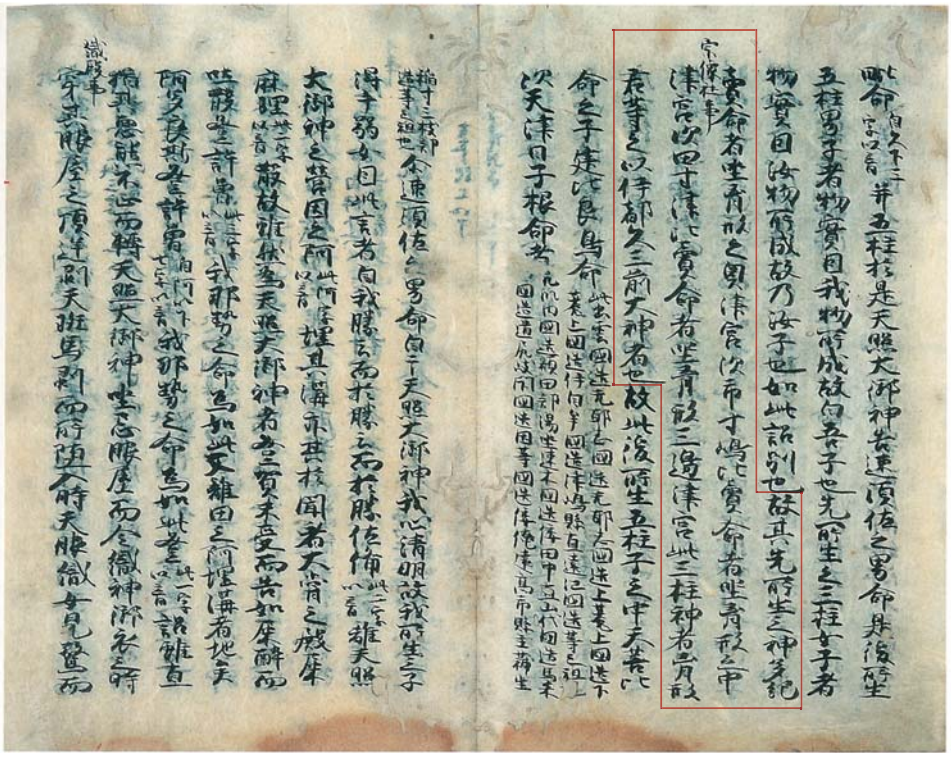


写真 2-b-51『古事記』

現存する日本最古の歴史書。712 年成立。写真は 1371 ～ 1372 年の写本。三つの宮の名称と宗像三女神の誕生が記される。赤枠の箇所には「故、其の、先づ生める神、多紀理毘売命は、胸形の奥津宮に坐す。次に、市寸島比売命は、胸形の中津宮に坐す。次に、田寸津比売命は、胸形の辺津宮に坐す。此の三柱の神は、胸形君等が以ちいつく三前の大神ぞ。」とある。

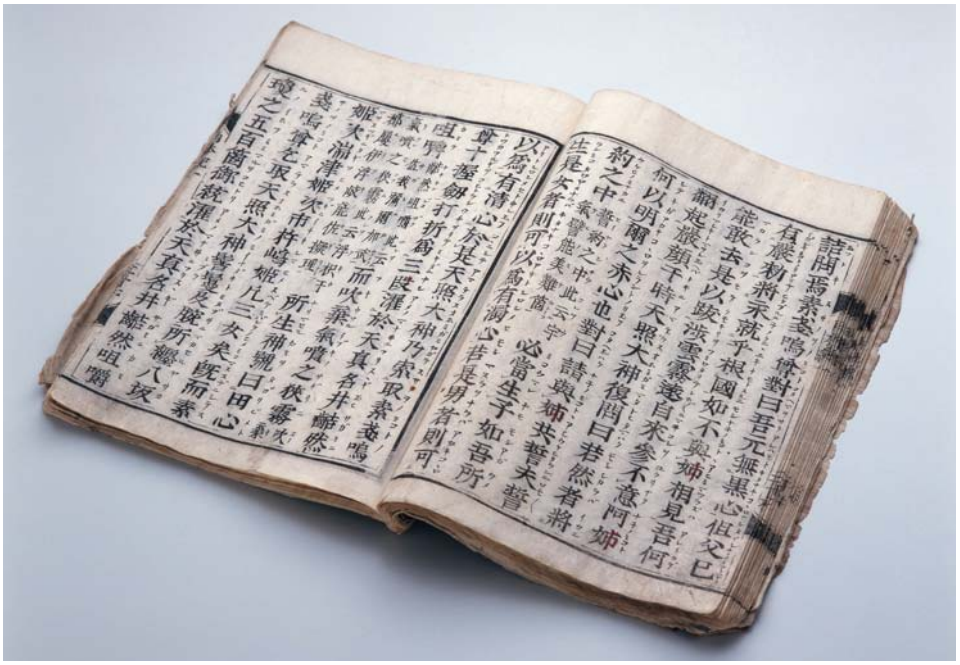


写真 2-b-52『日本書紀』

日本最古の正史。720 年成立。アマテラスとスサノヲとのウケヒ（誓約）の箇所である。写真は 1817 年の版本（宗像大社所蔵）。

2.b.3.2　宗像三女神と宗像氏

三宮にまつられた宗像三女神は、日本列島と朝鮮半島を結ぶ海域の交通を掌る存在として、『古事記』『日本書紀』の神話のなかで高く位置づけられている。

『古事記』『日本書紀』の神話には次のようにある。

皇祖神アマテラスの弟スサノヲは黄泉の国へ行くように命じられたため、暇乞いをしにアマテラスが支配する高天原へと向かった。しかし、アマテラスから国を奪いに来たと疑われてしまう。そこで、スサノヲは身の潔白を証明するために、子を生み正邪を占うウケヒ（誓約）を提案した。自分の生んだ子が女であれば邪心があり、男であれば潔白であるというのである。

これに同意したアマテラスはスサノヲの剣を三つに折り、井戸ですすぎ、噛み砕いて口から吹き棄てた。その息吹の霧の中から田心姫神・湍津姫神・市杵嶋姫神の宗像三女神が生まれた。



写真 2-b-53　三宮の拝殿にかけられる御神勅扁額

日本神話において宗像三女神はまた、「海北道中（かいほくどうちゅう）」の「道主貴（みちぬしのむち）」、つまり宗像地域から朝鮮半島へ向かう海域を守る神とされる。さらに、天皇の祖神であるアマテラスから「天孫を助け奉りて、天孫のために祭られよ」との命（神勅、**写真 2-b-53**）を受けたように、国家を守護し、かつ国家による祭祀を通して尊崇を受けるべき神として位置づけられている。

日本神話に登場する神々の多くは、各地の豪族がまつっていた地方の神が中央集権国家の神話に取り入れられ、体系化されたものと考えられている。宗像

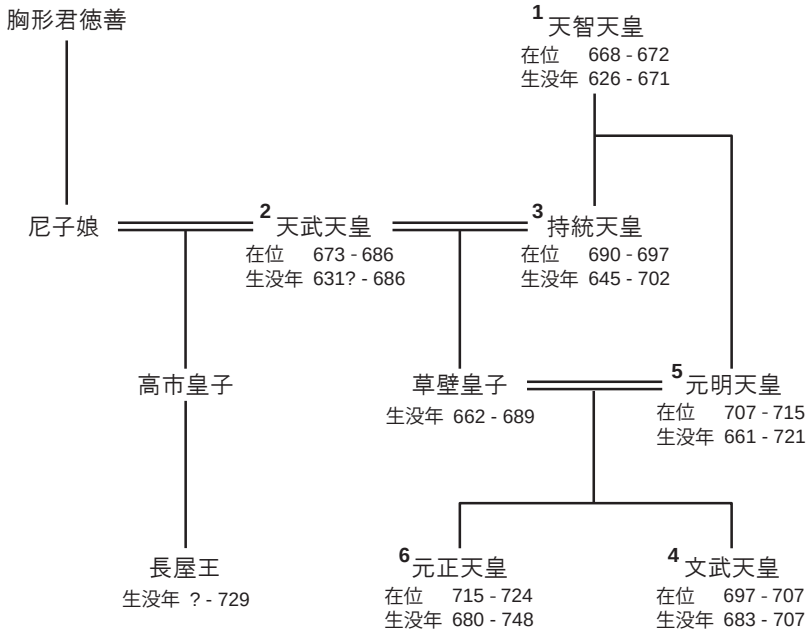


図 2-b-8　宗像氏と天皇家の系図（数字は皇位継承順）

三女神も元来は宗像地域の人々がまつっていた神であったが、対外交流の重要な航路となる海域を守る神として、アマテラスと結びつく国家にとって非常に重要な神とされた。

さらに神話には、宗像氏が宗像三女神をまつる存在として記されている。宗像氏の中で歴史上初めて名前が判明するのが、7 世紀の胸形君徳善という人物である。徳善は地方豪族ながら、娘の尼子娘（あまこのいらつめ）が天武天皇（631 ～ 636 年）と婚姻し、高市皇子（長屋王の父）を産んでいることは特筆すべきことである（**図 2-b-8**）。その天武天皇の治世に再編された氏姓制度において、宗像氏は「朝臣」という高い地位を賜与される。律令国家の地方制度では、国家にとって特に重要な神社の所在する地域が「神郡」となったが、宗像地域は全国で約 600 ある郡のうち八つしか存在しなかった「神郡」の一つとされた。そのなかでも 8 世紀の宗像氏の首長は、代々、宗像郡の行政の長官と、宗像神に対する祭祀を掌る神主とを兼任するなど、非常に特別な待遇を受けていた。

宗像地域とそこから朝鮮半島へと向かう海域を支配下におさめ、宗像三女神をまつった宗像氏は、政治と信仰の両面で宗像地域を支配していた。そして、それは新しい中央集権国家との強い結びつきの下で実現していた。沖ノ島祭祀及び宗像三女神に対する祭祀は、宗像地域のための祭祀であり、同時に国家のための祭祀でもあるという重層性をもって行われていたのである。

2.b.3.3　古代祭祀終了以降の沖ノ島

9 世末頃には、遣唐使や新羅への公的な使節の派遣は途絶え、沖ノ島祭祀遺跡、御嶽山祭祀遺跡、下高宮祭祀遺跡で行われていた露天祭祀も終焉を迎える。その理由については、対外使節の派遣停止や国家による祭祀のあり方の変容などが考えられる。

しかし、経済・文化面での対外交流はその後も継続し、古代祭祀が行われなくなった後も宗像三女神と宗像氏は国家の中で高い地位を保持し続けた。この要因としては、9 世紀以降国家権力を掌握した藤原氏の平安京の邸内に宗像神が勧請され、篤い尊崇を受けたことが挙げられる（**写真 2-b-54**）。新羅海賊の活動が脅威となった 870 年、878 年には宗像神に対しても朝廷から使者が派遣され、海上の安全が祈願されている。



写真 2-b-54　京都御苑内の宗像神社

2.b.4　受け継がれる信仰

2.b.4.1　宗像大宮司家と対外交流

宗像三女神信仰は、10 世紀以降、宗像氏の嫡流である宗像大宮司家に引き継がれる。979 年に宗像氏能が大宮司職に任命されて以降、宗像氏の嫡流が中世[10]を通じて大宮司職を継承し、宗像神社の神事を担った。宗像大宮司家は、古代の宗像氏と同様、宗像地域と朝鮮半島へと向かう海を掌握し、東アジア海域での活発な交易により繁栄を極めた（**図 2-b-9**）。

13 世紀の大宮司家は南宋商人と二代にわたる婚姻関係を結び、中には宋人を母に持つ大宮司もいた。宗像大社には当時の対外交流の証拠となる文化財が残されている。1201 年に辺津宮の第三宮に奉納された一対の宋風獅子（**写真 2-b-55**）は、宋で作られて日本へもたらされたものである。また、社僧色定法師が書写した一筆一切経（**写真 2-b-56**）は、中国人船頭が後援し、作成されたものである。さらに、宗像地域には「唐坊」（外国人の居留地の意）という地名が現福津市在自字唐防地にあり、在自西ノ後遺跡（**写真 2-b-57**）の発掘調査によってこの付近が中国人居住地であることが判明している。他に、宋から請来された阿弥陀経石（**写真 2-b-58**）や宋の作風と関わりの深い色定法師坐像（**写真 2-b-59**）など、宋との強い結びつきを示すものがある。これらの文化財は、大宮司家が九州北西部から朝鮮半島へと向かう海を掌握し、宋との交流に中心的役割を

10 本推薦では、日本の「中世」を 12 ～ 16 世紀とする。



写真 2-b-55　宋風獅子
阿形、吽形ともに、1201 年に辺津宮第三宮に奉納されたことを記す背銘が刻まれている。第三宮の確実な初見史料でもある。





写真 2-b-56　一筆一切経
社僧色定が 1187 ～ 1227 年にかけて写経した一切経（大蔵経）。4342 巻が一括して重要文化財に指定されている。



写真 2-b-57　在自西ノ後遺跡
白磁、青磁など中国との交流を示す遺物が検出された。中国商人の居住の痕跡を示している。



写真 2-b-58　阿弥陀経石
1195 年、大宮司宗像氏国が父の供養のため南宋に求めたもの。正面に阿弥陀仏坐像、裏に阿弥陀経が彫られている。



写真 2-b-59　色定法師坐像
1241 年造立。辺津宮の西南にある興聖寺に伝わる。背銘から、色定はこの像が完成した翌年に 84 歳で亡くなったことが分かる。

果たしていたことを今に伝えている。大宮司家は、浦や島の海産物の勝手な徴収を禁止するなど（**写真 2-b-60**）、海を直接支配しており、対外交渉と信仰を介して強大な勢力を誇っていたのである。

14 世紀～ 16 世紀になると、大宮司家と朝鮮との交流が頻繁になる。朝鮮側の史料に宗像氏が大島を本拠とする海賊を掌握しているとの記載があり、朝鮮側にも宗像氏の力が知られていたことがわかる。大宮司家は、1412 年から 1504 年の 92 年間に、計 46 回朝鮮へ貿易船を出している。

こうして、宗像大宮司家は、16 世紀まで宗像地域と朝鮮半島へ向かう海を支配した。しかし、1586 年、大宮司宗像氏貞が跡継ぎなく病没してしまったことにより、大宮司家は断絶する。これにより氏貞の旧臣の多くは神職としての地位を失い、社領や祭礼の数・規模などは大きく縮小してしまう。しかし、辺津宮では大宮司家代々の文書を伝える家など 12 の社家[11]が、沖津宮、中津宮では大島に居住する一甲斐河野家・二甲斐河野（越智）家がそれぞれ神事を担い、沖ノ島や宗像三女神への信仰を守っていった。



写真 2-b-60 宗像氏盛事書案
1313 年、前大宮司宗像氏盛が、大宮司を譲ったばかりの幼い息子に書き残した家訓。15 箇条からなる。宗像地域の浦・島・山に対する大宮司家の強力な支配が窺われる。

11 宗像神社の神職の一族で、大宮司家の家臣であった。大宮司家滅亡後の宗像神社の神事を担った。



図 2-b-9 中世の対外交流概念図
宗像大宮司家は中世を通じて宗像地域から朝鮮へ向かう海域を支配し、東アジアにおける海を介した交流に従事した。

2.b.4.2　宗像神社の神事



写真 2-b-61『正平二十三年宗像宮年中行事』
宗像神社の各施設における一年ごとの神事の名称を書き上げた史料。1368 年成立。一年に 5921 回の神事が行われたことが記されている。

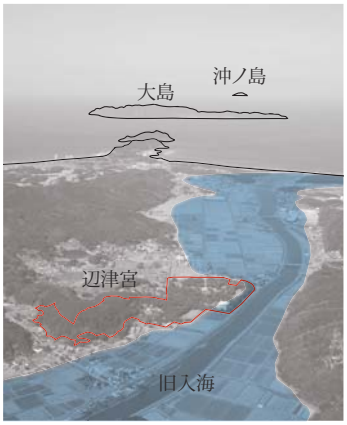


図 2-b-10　辺津宮周辺の旧入海範囲

宗像神社では、辺津宮を三宮の神事の中心として信仰が継続していった。中世は宗像神社の最盛期で、宗像郡内には 75 の末社が存在し、一年に本社、末社合わせて 5921 回の神事が行われたという（**写真 2-b-61**）。辺津宮境内の東を流れる釣川はかつては入り海であり、宗像神社の神事は海や釣川との関係性の深さが特徴となっている（**図 2-b-10**）。

放生会（8 月 13 ～ 15 日）の中で行われる「船闘神事（ふなくらべ）」は最大の神事の一つであり、神輿を載せた神船を釣川で競漕させる神事である。五隻の神船は、宗像郡内の漁村から供進されることになっており、釣川や海と宗像神社との関係を示す神事として特徴的なものである。

海との深いつながりから生まれた沖ノ島及び宗像三女神への信仰は、中世から近代へと水にかかわる神事として受け継がれていった。毎年 12 月 19 日に辺津宮では、航海の安全を祈り、山の神へ感謝を捧げる嶽祭（たけさい）が行われ、大島の御嶽山でも同様の神事が行われていた。また、12 月 25 日に辺津宮の上高宮で行われた八女（やおとめ）神事では、中津宮の末社から酒肴が献上され、大島在住の沖ノ島神主と大島神主が参向し、大島の神人によって神楽が奉納された。さらに、沖ノ島での御長手神事（みながてしんじ）は、長い竹に布を付したものを神の象徴として辺津宮に迎える祭祀で、春夏秋冬四回行われ、この竹は沖ノ島から調達された。四季のうち春夏秋の 3 回は、辺津宮でも「大祭」が催されるが、その際の沖ノ島での御長手神事は、辺津宮での大祭終了後に大島の神主が沖ノ島に渡島して行ったものである。このように、三宮ではそれぞれで神事が執行されるとともに、海を介した広大な空間の中で三宮が一体となった神事も行われた。

2.b.4.3　三宮の境内の形成

古代からの三つの信仰の場において祭祀が継続し、やがて祭祀遺跡の近くに社殿が築かれる。

沖ノ島は、9 世紀末に古代祭祀が終焉を迎えたあとも、島そのものが信仰の対象であり続けた。古代祭祀終焉以降、本格的な社殿がない状態が長く続いていたが、1644 年に沖津宮の遷宮が行われた記録があり、おそくとも 17 世紀半ば以前には現在の場所に社殿が造営されていたことを示す。現在の沖津宮社殿は 1932 年に再建されたもので（**写真 2-b-65**）、宗像三女神のうち田心姫神がまつられている。

大宮司家滅亡後、沖津宮の神事は一甲斐河野氏が担うことになったが、平常は大島に在住しており、渡島が困難な沖ノ島を拝むための場所として沖津宮遙拝所が大島の北部に設置された。遙拝所の名前が刻まれた石碑（**写真 2-b-62**）に「寛延三年」（1750 年）とあり、遅くとも 18 世紀半ばまでには沖津宮遙拝所が存在していた。現在の遙拝所社殿は 1933 年に建てられたものである（**写真 2-b-63、69**）。

中津宮では、遅くとも 13 世紀末から 14 世紀前半頃には社殿が建てられていたと推測できる。史料から 1556 年には御嶽神社の存在が確認され（**写真 2-b-64**）、さらに、1585 年には社殿の灯明を護る役が設けられており、遅くとも 16 世紀末までには社殿を伴う現在の中津宮の境内に近い状況が窺われる（**写真 2-b-71**）。現在の中津宮本殿は、17 世紀前半頃の建築とみられており、宗像三女神のうち湍津姫神がまつられている（**写真 2-b-66**）。

辺津宮では、8 世紀段階で社殿が存在していたという伝承もあるが、12 世紀初めの社殿の焼失後の再建を記した記事が確実な初見史料である。13 世紀には、第一宮（本殿）、第二宮、第三宮、上高宮、下高宮といった現在に通じる境内施設を確認できる。これらは、中世の辺津宮における主要な施設であり、市杵島姫神とともに沖津宮の田心姫神、中津宮の湍津姫神をまつることで、宗像三女神に対する神事の中心となっていた。辺津宮境内を描く現存する最も古い絵図が田島宮社頭古絵図（**写真 2-b-70**）で、これにより中世の境内の状況を知ることができる。



写真 2-b-62　沖津宮遙拝所石碑
沖津宮遙拝所の存在を示す初見史料の一つである。



写真 2-b-63　沖津宮遙拝所社殿



写真 2-b-64『宗像大菩薩御縁起』
日本神話との関係を通して宗像神の地位と神徳を説明した書物。13 世紀末から 14 世紀前半頃成立。中津宮の末社が記されていることから、この時までは中津宮本社の社殿が建てられていたと推測できる。



写真 2-b-65　沖津宮社殿



写真 2-b-66　中津宮社殿



写真 2-a-67　辺津宮社殿



写真 2-b-68 大宮司宗像氏貞（1545 ～ 1586）
焼失した辺津宮本殿を再建するなど、宗像神社と大宮司家の発展に貢献した。嫡子がなかったため、氏貞の死去により大宮司家は滅亡することになる。

1557 年、火災により第一宮が焼失してしまうが、1578 年に大宮司宗像氏貞（**写真 2-b-68**）が本殿を、さらに 1590 年に領主小早川隆景が拝殿を再建する。現在残る辺津宮本殿及び拝殿はこの時再建した第一宮であり、ともに国の重要文化財に指定され、宗像三女神のうち市杵島姫神（いちきしまひめのかみ）がまつられている（**写真 2-b-67**）。

その後、1675 年、福岡藩主黒田光之によって、第二宮、第三宮、上高宮、下高宮などの末社 75 社が本殿の周囲へ移転され、神社境内は現況に近いものとなった（**写真 2-b-72**）。現在に至るまで幾度かの修理はあったが、この 1675 年時のものとみられる末社も幾つか現存している。

19 世紀後半に新馬場の出現や末社の配置換えなど境内域の小さな変更はあったものの、全体としてはそれ以前の状況を引き継いでいる。現況に至る大きな変化としては、1917 年の小池の消滅、昭和期（1925 ～ 1989 年）の境内地拡張が挙げられる。この拡張した境内域を中心に、下高宮祭祀遺跡での整備、本殿、拝殿の修理、第二宮、第三宮の再移転、諸施設の建設等が行われ、現在の辺津宮境内が形成された。



写真 2-b-69 宗像大社沖津宮遙拝所
1960 年頃撮影。水平線上に沖ノ島が望め、沖ノ島を遥拝する機能を見てとれる。



写真 2-b-70『田島宮社頭古絵図』

1624 ～ 1644 年頃成立。中世の辺津宮境内の様子を伝える現存最古の境内図。釣川と堀が第一宮を囲み、その奥に第二宮、第三宮が位置している。

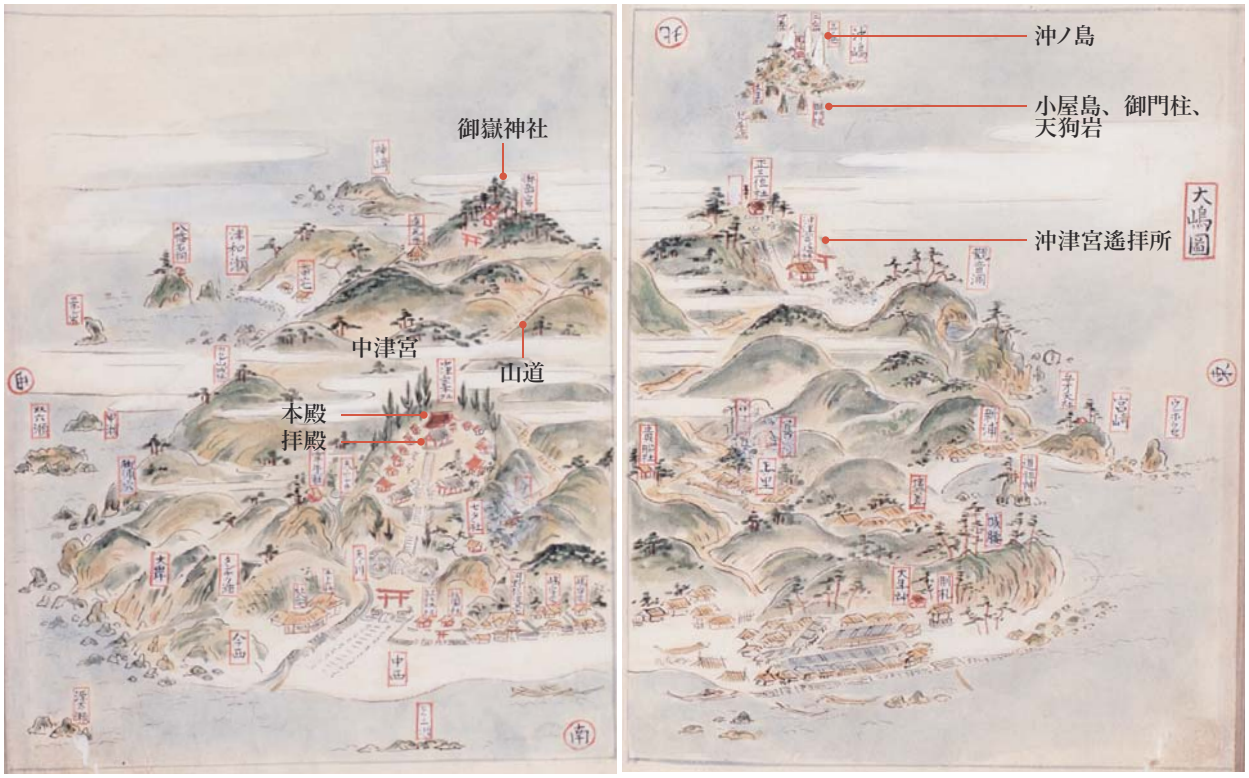


写真 2-b-71『筑前国続風土記附録』所収「大島図」

1797 年成立。福岡藩により編纂された『筑前国続風土記』に続く筑前国（現：福岡県の一部）の地誌『筑前国続風土記附録』所収。大島全体と遠くに沖ノ島が描かれる。現在のように、御嶽山祭祀遺跡に建つ御嶽神社と中津宮社殿とが並立して存在しており、本・拝殿を取り囲むように末社が位置している。



写真 2-b-72『筑前国続風土記附録』所収「宗像宮」

1797 年成立。1675 年の黒田光之による整備後の辺津宮境内を描いたもの。第二宮、第三宮をはじめとする末社 75 社が本・拝殿を取り囲むように集められた。

2.b.4.4　現在の宗像大社へ

従来、人が常駐していなかった沖ノ島であるが、1639 年以降、福岡藩によって警備のための島守が置かれ、50 日交替で在島した。それに伴って 17 世紀には、現在も続く「禊」の風習が記録にみえるようになる。また、沖ノ島へ渡島するときは、必ず中津宮で身を清め、潔斎をしなければならなかった。

1794 年、島守として赴任した青柳種信もまた沖ノ島に渡るために大島で 10 日ほど滞在しており、初日に潔斎し、御嶽山にも登山している。そうして沖ノ島に到着すると、まず海水に入り末社の正三位社に参拝した後、7 日間毎日海水で身を清め、8 日目にようやく沖津宮社殿に参ることができた。現在は、宗像大社の神職が 1 名 10 日交代で島に常駐し、毎日社殿での神事を行っている。

1868 年の「明治維新後は、神社一般は国家により管理される時代となった。宗像神社は 1901 年に最も格の高い神社となった。1946 年には宗教法人となり、1977 年に社名を現在の「宗像大社」に改称している。

日本が近代化していく中で、朝鮮、中国、ロシアに近いという地理的要因から、沖ノ島は国境警備上の重要地点となった。1905 年、沖ノ島一ノ岳山頂に望楼と灯台が設置され、1937 年には島内に砲台・弾薬庫などの軍事施設が築かれた。第二次大戦後は、港として築堤工事が行われた。しかし、巨岩や社殿周辺の開発に対しては特に厳しい制限が加えられ、土地の形状変更や樹木の伐採などのむやみな開発は禁止された。

第二次世界大戦以降、宗像神社が復興を遂げられた一因として、数多くの崇敬団体の結成がある。そのなかでも、1942 年、石油元売会社出光興産の創業者出光佐三氏により創設された宗像神社復興期成会は、社殿修理・境内地買収などの境内の整備を行った。さらに、復興期成会は、1954 年から 1971 年まで 3 次にわたって初の本格的な沖ノ島祭祀遺跡の考古学調査を実施し（**写真 2-b-73**）、3 冊の報告書『沖ノ島』『続沖ノ島』『宗像沖ノ島』を刊行した。これにより、沖ノ島では祭祀形態が四段階に変遷することや、「国家的祭祀」としての重要性など、様々な事実が明らかとなり、当時の学界に衝撃を与え、日本における古代祭祀研究の進展に大きく寄与した。それと並行して、20 年以上の歳月を費やして『宗像神社史』上下巻及び附巻が編纂され、その綿密な史料の考証によって宗像神社の歴史が客観的に明らかとなった。



写真 2-b-73　第 3 次発掘調査の風景

2.b.4.5　現在まで続く禁忌と信仰



写真 2-b-74　みあれ祭（海上神幸）



写真 2-b-75　みあれ祭（陸上神幸）



写真 2-b-76　高宮祭場における神奈備祭

沖ノ島に関する厳格な禁忌は現在も受け継がれている。17 世紀以降の文献に、沖ノ島やその禁忌に関して、女性の入島を禁ずることや沖ノ島からは一木一石たりとも持ち出してはならないこと等が記されている。また、縁起の悪い言葉は「忌み言葉」として島内では使用が避けられ別の言葉で言い換えられ、沖ノ島そのものも名前を呼ぶことがはばかられ「御号（おんごう）島」と称されていた。しかし、祭祀遺跡については諸史料に何も記されておらず、見聞したことを口外してはならないという禁忌が守られていたことを示しているとみられる。

現代において特筆すべきことは、途絶えていた宗像神社の神事の復興である。古来 8 月 15 日に行われていた放生会は、10 月 1 日から 3 日にかけて秋季大祭として実施されるようになり、現在最も賑わう神事となっている。この秋季大祭は、10 月 1 日のみあれ祭で幕が開ける。みあれ祭とは、1962 年に宗像神社復興期成会が中世の御長手神事を再興したもので、沖津宮の田心姫神と中津宮の湍津姫神を市杵島姫神の待つ辺津宮に迎える神事である。二柱を乗せた御座船を中心として数百艘もの船が大船団を組んで大島から九州本土の神湊へ向けて行う海上神幸は、宗像地域で最も壮麗な神事である（**写真 2-b-74、75**）。

秋季大祭の最終日には、大祭を無事に斎行できたことを宗像三女神に感謝し、高宮祭場で神奈備祭（かんなびさい）（**写真 2-b-76**）が行われる。これも中世の八女神事を再現したものである。

また、1905 年の日露戦争の日本海海戦は沖ノ島近くの洋上が主戦場となったが、ちょうど沖津宮に勤務していた神職宗像繁丸がこれを実見し、日記に詳細を記している。戦後、勝利の奉謝のため、連合艦隊司令長官東郷平八郎より旗艦三笠の羅針儀（**写真 2-b-77**）が宗像神社に奉納された。

この関係から、毎年海戦の日である 5 月 27 日に、沖津宮現地大祭（**写真 2-b-78**）が行われ、一般男性が約 200 名に限り沖ノ島へ渡ることのできる唯一の機会になっている。ただし、この時も上陸前の海中での禊や一木一草一石たりとも持ち出してはならないといった禁忌は厳格に守られている。

元来人々が航海の安全や対外交流の成就を願った宗像三女神は、時代が降ると、水に関わる信仰を集め、全国の水辺や島、池などにまつられるようになる。宗像三女神の市杵島姫神は日本において水の神として最も親しまれていた弁才天[12]と同一視され、宗像神信仰は日本国中へより一層広がっていった。宗

12 元来インドの河神で、仏教に取り込まれた。後に、日本で市杵島姫神と習合し、「七福神」の一人としてもまつられた。

像三女神は国家の守護神というだけでなく、全国の民衆からの信仰を集める神となっている[13]。福岡県にある宗像大社は、宗像三女神に対する信仰の原点であり、全国の宗像三女神を祭る神社の本社となっている。

特に宗像地域の漁業従事者たちは沖ノ島に対する篤い信仰をもっており、自分たちが沖ノ島を守ってきたという誇りを持ち、慣習的に献魚などをして豊漁や海の安全などを願っている。禁忌や信仰の慣習は、漁業従事者を中心とする宗像地域の人々によって守り続けられてきたのである。

また、宗像大社は、1963 年から日本で初めて交通安全のお守りを授与し始め、現在では陸上の交通安全の神としても広く信仰を集めている（**写真 2-b-79**）。

このように、本資産は、古代日本の祭式を伝える稀有な考古遺跡をもつだけでなく、信仰の場として現在まで受け継がれている。

13 1944 年の『宗像三神奉斎神社調』による統計によれば、日本全国で宗像三女神のいずれかを祀っている神社は約 6000 社あるという。



写真 2-b-77 戦艦三笠の羅針儀



写真 2-b-78 沖津宮現地大祭



写真 2-b-79 交通安全のお祓い（1966 ～ 1968 年頃）

表 2-b-3 現在の宗像大社における主要な神事

日付	神事	内容
1 月 1 日～ 3 日	新年祭	新しい年の始まりを祝う儀式
1 月 13 日	献米奉告祭	宗像市、福津市（旧宗像郡）の氏子から奉献された新穀を供え、豊穣に対する感謝、本年の豊作と息災を祈念する神事。
2 月 3 日	節分祭	年男による豆打式の神事が執り行われ、今年一年間の災難厄除、延命招福を祈念する神事。
（旧暦）3 月 15 日	沖津宮・中津宮両宮春季大祭	沖津宮と中津宮の例大祭。
4 月 1 日～ 2 日	春季大祭	本年の豊穣を祈念する神事。古くは保存会といわれ、虫干しを兼ねて参拝者に神宝を公開したことにはじまる。
5 月 5 日	五月祭・浜宮祭	辺津宮脇を流れる釣川の河口の両岸にある浜宮と五月宮で行われる神事。稲の生育を祈る神事。菖蒲やちまきが供えられる。
5 月 27 日	沖津宮現地大祭	年に一度、男性約 200 名に限り沖津宮への参拝が許される。
7 月 31 日	夏越の大祓	年に二回の罪穢れを祓う神事の一つ。全国から寄せられた人形（ひとがた；人の形に切り抜いた和紙に自分の名前を書き、息を吹き付け、罪穢れを託したもの）をお祓いして大海に流し清める。
8 月 7 日	七夕祭	中津宮の神事。社前に七夕の笹竹を立て、それに五色の短冊を飾り、技芸の上達を祈る。
（旧暦）9 月 15 日	沖津宮・中津宮両宮秋季大祭	沖津宮と中津宮の例大祭。
10 月 1 日～ 3 日	秋季大祭	国家の平穏、五穀豊穣、大漁を祈り、感謝する祭りで、宗像大社の最も重要な神事。みあれ祭で幕を開け、宗像大社伝承の舞や流鏑馬が奉納される。最終日には、宗像三女神に秋季大祭が無事斎行されたことを感謝し、神威の無窮を祈念して、高宮祭場で神奈備祭が行われる。
10 月 17 日	献茶祭	表千家家元の奉仕による茶を献ずる神事。
11 月 15 日	七五三祭	子供たちの健やかな成長を感謝し、今後も健康でさらなる成長を祈る神事。
11 月 23 日	新嘗祭	新穀の収穫に感謝する神事。
12 月 15 日	古式祭	その年の新穀で作られた御飯、御酒を神前に供え、神とともにいただく神事。五穀豊穣、無病息災に感謝する。
12 月 31 日	大祓	一年の間に起こった様々な罪穢れを祓い清めて新年を迎えるための神事。
毎月 1 日・15 日	月次祭	毎月 1 日、15 日に行われる神事。



みあれ祭は地元漁師に息づく信仰を表すものである。

第3章 記載のための価値証明

3.1.a 資産の概要
3.1.b 評価基準への適合性
3.1.c 完全性の言明
3.1.d 真実性の言明
3.1.e 保護、管理上の要件
3.2 比較分析
3.3 顕著な普遍的価値の言明

記載のための価値証明

3.1.a　資産の概要

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、日本の西部沿岸に位置する。本資産は 4 世紀から現在まで続く「神宿る島」への信仰と関連する八つの構成資産からなる文化遺産である。構成資産は、日本列島と朝鮮半島との間に位置する沖ノ島全体と三つの岩礁からなる宗像大社沖津宮、大島の宗像大社沖津宮遙拝所と宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮と新原・奴山古墳群である。

沖ノ島には 4 世紀から 9 世紀の間の自然崇拝に基づく古代祭祀の変遷を示す、ほぼ手つかずの状態で現代まで残されてきた比類のない考古遺跡がある。その奉献品の質と量は祭祀の重要性を示し、東アジアにおける活発な対外交流が進んだ 500 年間における祭祀の変遷の証拠として、顕著な考古学的な価値をもつ。沖ノ島と共通する祭祀は大島と九州本土でも 7 世紀から 9 世紀に行われた。古代祭祀遺跡を含む沖津宮、中津宮、辺津宮は、宗像大社として現在まで続く信仰の場である。沖津宮遙拝所は、18 世紀までに成立した「神宿る島」を遥拝するための信仰の場である。5 世紀から 6 世紀に築かれた新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を担い現在も続く信仰の伝統を発展させた宗像氏の証拠である。

本資産は、古代東アジアにおける活発な対外交流の中で発展した「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が、海上の安全を願う生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

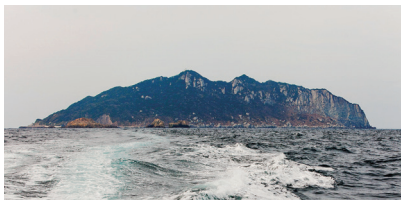
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

新原・奴山古墳群



沖ノ島で祭祀を行い、今に続く島に対する信仰の伝統を育んだ宗像氏の物証

宗像大社沖津宮



活発な対外交流を背景とする 4 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡が禁忌とともに現代まで守り伝えられてきた、「神宿る島」と岩礁からなる信仰の場

宗像大社沖津宮遙拝所



沖ノ島を遥拝する生きた伝統を伝える、18 世紀に遡る大島における信仰の場

宗像大社辺津宮



沖ノ島から展開した 7 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡を起源とし、信仰を現代に継承する九州本土の信仰の場

宗像大社中津宮



沖ノ島から展開した 7 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡を起源とし、信仰を現代に継承する大島の信仰の場

— 顕著な普遍的価値 —

評価基準 (ii)

本遺産群は、沖ノ島で始まった古代祭祀の変遷により、4 世紀から 9 世紀の東アジアにおける価値観の交流を示す。

評価基準 (iii)

本遺産群は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。沖ノ島は 1,500 年以上にわたり神聖な島とされてきた。

評価基準 (vi)

沖ノ島に対する信仰から宗像三女神信仰への軌跡を伝える本遺産群は、海上の安全を願う生きた伝統との明白な関連がある。

図 3-1 本資産の価値の概念図

古代祭祀の変遷の考古学的物証

本資産は、4 世紀から 9 世紀の考古遺跡と現在まで信仰の場として続いている祭祀遺跡を含み、沖ノ島、大島、九州本土の海と一体になった空間に広がっている。これらの考古遺跡は、信仰の対象とされた島での自然崇拝を起源として宗像三女神への信仰を生んだ古代祭祀の変遷過程を理解するための物証である。

沖ノ島は、日本列島と朝鮮半島との境界海域にあたる、九州本土から約 60km の沖合に位置する孤島である。高度な航海技術をもった宗像地域の人々は、重要な航路において対外交流に大きな役割を果たした沖ノ島を航海の安全を司る神が宿る島とみなすようになった。4 世紀後半から 9 世紀末にかけての東アジアでは、日本と大陸との海を越えた交流が頻繁に行われ、沖ノ島においておびただしい量の奉献品を用いた祭祀が行われた。

4 世紀から 9 世紀は、日本列島や朝鮮半島で統一国家が成立していく時期にあたる。外交や交易により中国や朝鮮半島から大陸の貴重な品々や技術を取り入れることが、政治や社会、信仰などのあらゆる面で日本の古代国家を成長させた。古代日本の中心と朝鮮半島との間に位置した宗像地域の人々は、航海の危険を乗り越えてその交流に貢献した。交流の航路の安全を祈る沖ノ島での祭祀は国家も関与して行われ、それが当時非常に重要な意味をもっていたことを示している。

本資産では、この対外交流の展開と並行する約 500 年に及ぶ、沖ノ島の巨岩群周辺における古代祭祀の変遷を高い完全性と真実性の下にみることができる。当時からほぼ手つかずの状態で守られてきた古代祭祀遺跡からは、調査によって約 8 万点の奉献品が発見され、自然崇拝を基盤とした祭祀の変遷過程が明らかとなっている。

当初祭祀は岩の上に祭壇を設けるなどして行われ、次に岩陰に神への捧げ物を置いて執り行われた。そして続いて一部が岩陰での祭祀となり、遂にはやや距離を置いた平坦地での露天祭祀へと遷り変わっていく。各祭祀段階で用いられた大量の貴重な奉献品の内容は形態の変遷に伴って変化しており、それらには各時期の対外交流の実態を物語る希少な舶載品も含まれている。

またこの祭祀形態の変遷と並行して、7 世紀後半までには沖ノ島のものと共通する祭祀が大島と九州本土でも行われるようになる。沖ノ島祭祀遺跡、大島の御嶽山祭祀遺跡、本土の下高宮祭祀遺跡の三つの祭祀遺跡は、宗像氏が三つの場、すなわち沖津宮、中津宮、辺津宮において宗像三女神をまつっていたという、8 世紀初めに完成した日本の現存最古の歴史書である『古事記』『日本書紀』の記述に対応する。古代祭祀の変遷の中で、沖ノ島での自然崇拝から宗像三女神という人格神に対する信仰が確立していったことが確かめられる。

また本資産の考古学的物証は、特にその形成段階を示すという点で、日本固有の信仰の歴史を解明する上で重要な存在である。記紀神話において、

宗像三女神は交流の重要な航路を守り、天皇を助け天皇にまつられる特別な神として記された。三女神は現在に至るまで、宗像大社において日本固有の信仰の神としてまつられている。また、宗像三女神は水上での安全や水に関わる普遍的な神格（信仰の対象）として、日本全国にも伝播した。

神道は、7 世紀からの古代中央集権国家の確立とともに成立した祭祀体系である神祇祭祀や記紀神話を基礎として、長い歴史の中で確立されてきた生きた日本固有の信仰である。その具体的な様相を記す文献記録は 8 世紀以降のものしか存在しないが、沖ノ島祭祀遺跡は 4 世紀後半まで遡る。その約 500 年間に及ぶ古代祭祀の変遷は、日本固有の信仰の形成について多くを物語る。7 世紀以前から既に神祇祭祀に繋がる要素が存在し、また 7 世紀頃を画期として祭祀内容に大きな変化があることなどが調査や研究によって判明している。そのような日本固有の信仰の形成過程がより早くから進行していたことが、祭祀遺跡の研究により明らかとなった。

上記のように、沖ノ島での祭祀の変遷と並行して、宗像地域の人々は宗像大社の三つの宮において宗像三女神をまつるようになった。新原・奴山古墳群は、沖ノ島で祭祀を行い、現代まで続く信仰の伝統を築いた人々の物証である。古代日本の対外交流において重要な地であった宗像地域は、沖ノ島と大島やかつて二つの入海が広がっていた本土が、海と一体的な空間を形成している。新原・奴山古墳群はかつての入海に面し、沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に大小様々な墳丘が密集して 5 世紀から 6 世紀に築かれている。明らかに海に近接して築かれた古代豪族宗像氏の墳墓群として、彼らのあり方をよく示す物証である。

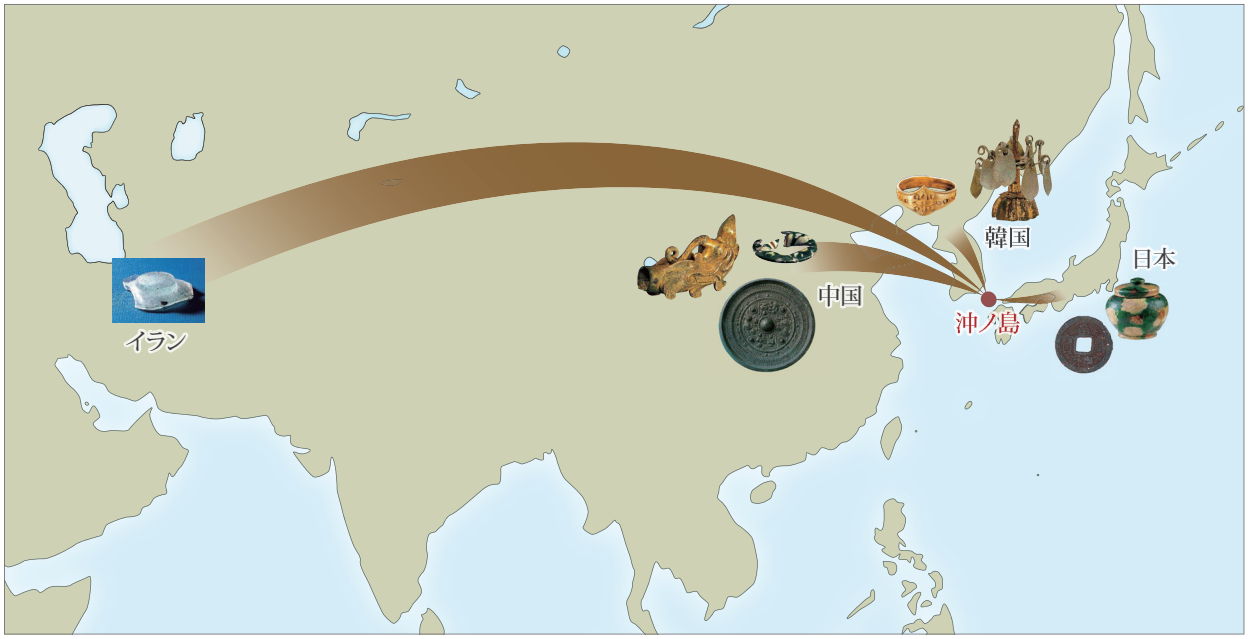


図 3-2　各地域との対外交流を反映する祭祀遺物

生きた伝統として

本資産は、沖ノ島や宗像三女神への生きた信仰の伝統により特徴づけられる。沖ノ島は、厳しく入島を制限する禁忌や遥拝の習わしにより、千数百年にわたり守られてきた。

沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、本土の辺津宮の三つの宮からなる宗像大社の信仰の原型は、古代に遡り、みあれ祭などの神事を通じて代々継承されてきた。三つの宮はいずれも古代祭祀遺跡の地に位置し、特に沖ノ島では古代祭祀が行われた巨岩群の間に社殿が築かれ、全島が信仰の対象とされてきた。中津宮では御嶽山祭祀遺跡のある御嶽山の麓に社殿が設けられ、辺津宮でも下高宮祭祀遺跡のある丘陵の麓に社殿が設けられている。

沖ノ島祭祀遺跡がほぼ手つかずのまま現代まで伝えられたことは、その隔絶した地理的要因に加え、入島を制限する禁忌などの慣習が伝統として地域に根付いてきたことによる。古代祭祀が行われなくなった後も、宗像大宮司家によって沖ノ島を含む宗像大社の信仰は受け継がれ、大宮司家が断絶した 16 世紀末以降も、神官や地域の人々がその信仰を支えていった。沖ノ島では周辺で漁業が行われ、また 17 世紀からは国境域の警戒のための見張りが駐在したが、みだりに入島することや物を持ち出すことなどに対する禁忌は厳しく守り継がれた。大島の北岸に設けられた沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遥拝するための信仰の場として、そのような生きた伝統を伝えている。



図 3-3 古代における本資産の鳥瞰図

古代、宗像地域の人々は大きな入り江において繁栄した。古代祭祀を行った人々の物証である新原・奴山古墳群は、沖ノ島へと続く海を見渡す台地に築かれた三つの露天祭祀の場は、ほぼ同軸線上に宗像大社の三宮として位置している。

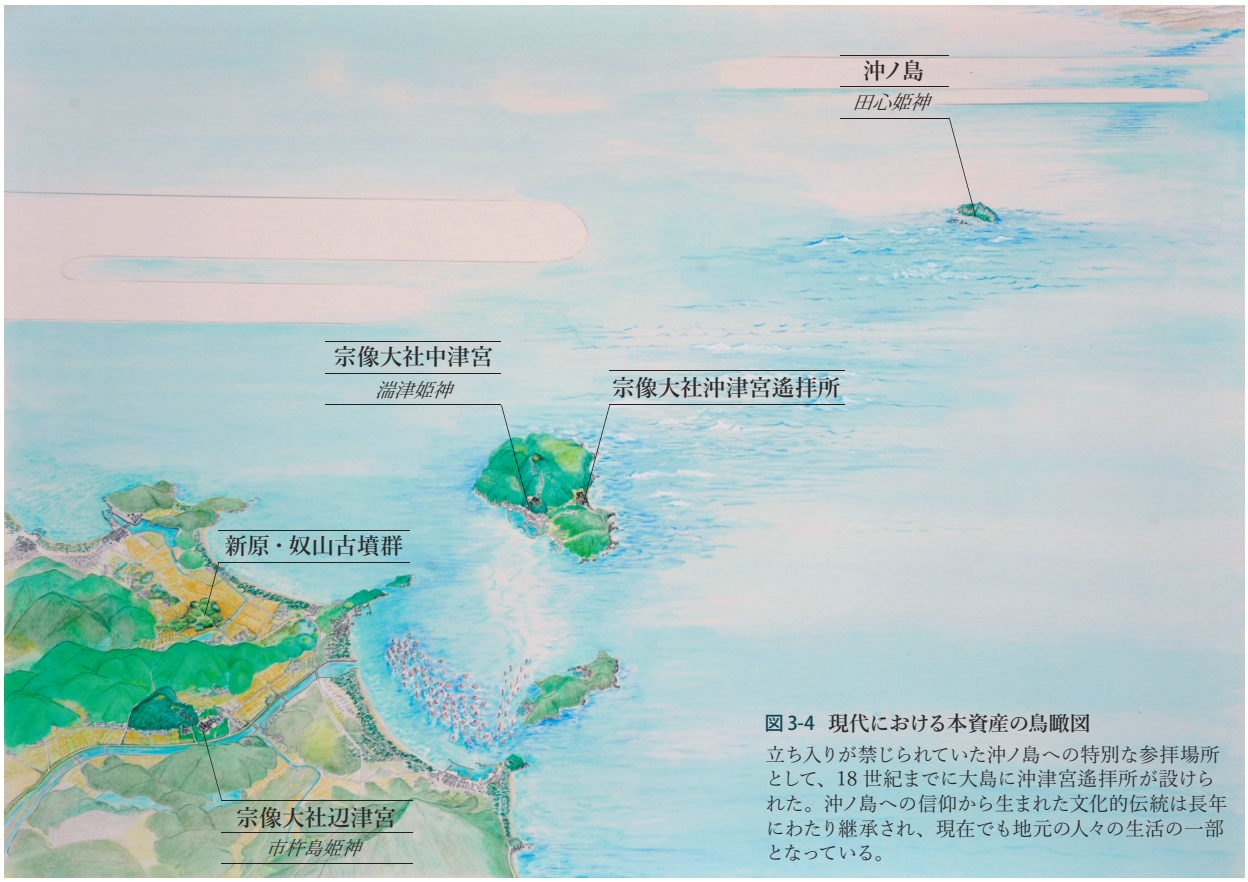


図 3-4 現代における本資産の鳥瞰図

立ち入りが禁じられていた沖ノ島への特別な参拝場所として、18 世紀までに大島に沖津宮遙拝所が設けられた。沖ノ島への信仰から生まれた文化的伝統は長年にわたり継承され、現在でも地元の人々の生活の一部となっている。

3.1.b　評価基準への適合性

評価基準 (ii)

建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの .

本資産は、沖ノ島から始まった古代祭祀の変遷によって、4 世紀から 9 世紀の東アジアにおける価値観の交流を明らかにする。宗像地域の人々は、航海の危険を乗り越えて、沖ノ島が位置する日本列島と朝鮮半島との間の海峡における対外交流に大きな役割を果たした。日本の古代国家は沖ノ島の神を非常に重要な交流の航路の守り神としたため、沖ノ島には当時の先進技術で作られた重要な舶載品が数多く奉献された。この古代祭祀の変遷は、日本の中央集権国家形成期における東アジアでの活発な対外交流の実態を反映する。大陸から持ち込まれた文化や優れた品々は、日本の政治や社会、信仰などあらゆる面の発展に貢献した。

沖ノ島は、日本列島と朝鮮半島との境界海域に位置している。その海域は日本列島と大陸とを繋ぐものであり、宗像地域の人々は大陸との交流を行っていた。4 世紀後半、宗像地域の人々はヤマト王権による朝鮮半島への航海を担うようになり、沖ノ島において航海の安全を祈る大規模な祭祀が行われるようになった。この古代祭祀は 9 世紀まで形態を変遷させながら行われ、宗像三女神をまつる宗像大社の三つの宮の信仰・伝統が生まれた。この祭祀の担い手であった人々の存在を証明するのが新原・奴山古墳群である。

4 世紀から 9 世紀は、日本列島や朝鮮半島で統一国家が成立していく時期にあたる。外交や交易により中国や朝鮮半島から貴重な品々を獲得し、その文化や技術を取り入れることは、地域や国家の政治や社会、信仰などのあらゆる面での発展につながった。例えばヤマト王権は権力の源でもあった鉄資源を朝鮮半島から入手し、また律令法などの中国王朝の進んだ文化や制度を導入していくことで、日本の古代中央集権国家を確立していった。宗像地域もまたその中で変化、発展し、そこには日本列島全体における価値観の交流が反映されている。

沖ノ島および宗像三女神は、この重要な対外交流の航路の守り神として、古代国家によって特別な扱いを受け、多くの希少な品々が沖ノ島に捧げられた。対外交流によってもたらされた貴重な品々を含む奉献品は、調査によって見つかった約 8 万点が一括で日本の国宝に指定されている。

祭祀形態の変遷に伴って、奉献された品々の内容にも、各時期の東アジアにおける対外交流のあり方を反映した変化が生じている。例えば岩上祭祀の期間には、朝鮮半島からもたらされた貴重な鉄素材である鉄鋌が神に捧げられ、岩陰祭祀段階では朝鮮半島新羅の王陵で出土する金製指輪や金銅製馬具が特筆される。次の半岩陰・半露天祭祀段階では、金銅製龍頭や唐三彩と

いった中国産とされる品が発見されている。遣唐使などの外交使節に関する記録とあわせ、これらはそれぞれの期間における重要な交流先を反映しているとみられ、日本で文献に詳しく記録が残される以前からの対外交流を示す貴重な証拠である。そして、祭祀の場が大島や本土に広がる最後の露天祭祀段階では、奈良三彩や銭貨など、唐の技術を基に日本で作られるようになった製品が用いられている。

このように奉献品の変化からも示される祭祀の変遷は、古代東アジアにおける海を越えた価値観の交流の展開と並行して起こったものである。

評価基準 (iii)

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

本資産は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。沖ノ島は 1,500 年以上にわたり信仰の対象となってきた。特におびただしい量の貴重な奉献品を用いて行われた 4 世紀後半から 9 世紀末の約 500 年間の古代祭祀の変遷を伝える考古遺跡は、ほぼ手つかずの状態で島内に守られてきた。自然崇拝がこれらの航海の安全を祈る祭祀の基盤となり、沖ノ島、大島、九州本土の宗像大社三宮での人格神化した宗像三女神への信仰が生まれ、現在に継承されている。新原・奴山古墳群は、日本列島と大陸との交流を担う中で、この文化的伝統を生みだし、継承した宗像氏の存在の最も明白な物証である。大島の沖津宮遙拝所の存在から知られるように、沖ノ島への入島を制限し、遠くに島を拝む厳格な禁忌は宗像地域の人々の間で今日まで守られている。

沖ノ島は、九州本土から約 60km 離れた、日本列島と朝鮮半島との間の境界海域に位置している。その荘厳さを感じる外観から、激しい潮流で知られるこの海域の守り神が宿る島とみなされていった。海を越えた対外交流が頻繁に行われた 4 世紀後半から 9 世紀末頃まで、沖ノ島では航海の安全と交流の成功を祈って突出した規模の祭祀が行われた。

沖ノ島の祭祀遺跡では、巨岩群における祭祀の変遷過程が明らかになっている。その中では、自然崇拝を基盤とした祭祀から宗像三女神という人格神への信仰が生まれていった。当初沖ノ島の巨岩の上に祭壇を設けて行われた祭祀は、岩陰に神への捧げ物を並べて執り行われた祭祀、そして次第に岩から離れた平坦地での露天祭祀へと遷り変わっていく。この変遷と並行して、祭祀の場が巨岩群から離れ始める 7 世紀後半までには、沖ノ島に加え大島、九州本土でも共通性をもった祭祀が行われるようになる。大島の宗像大社中津宮には御嶽山祭祀遺跡、本土の宗像大社辺津宮には下高宮祭祀遺跡が残されている。これらは、日本の現存最古の歴史書である『古事記』『日本書紀』に宗像氏が沖津宮、中津宮、辺津宮という三宮で宗像三女神をまつっていると記されることと合致する。そして、宗像大社の三つのいずれもが、古代祭祀遺跡を起源とする信仰の場として現在に継続している。

高度な航海技術をもち、沖ノ島での祭祀を行い信仰の文化的伝統を築いた宗像氏の存在は、新原・奴山古墳群によって証明される。この古墳群の立地は、彼らの海に対する特別な意識を明示している。宗像地域は、沖ノ島と大島やかつて二つの入海が広がっていた本土が海と一体的な空間を形成している。この古墳群は、かつての入海に面し沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に、5 世紀から 6 世紀に築かれたものである。

このように、沖ノ島に対する信仰は、祭祀の形態を変遷させながら、宗

像大社の三つの宮において宗像三女神をまつる今日の形を生み出した。

古代祭祀が行われなくなった後も、この文化的伝統は現在まで代々継承されてきた。みだりに入島することや物を持ち出すことなどに対する厳格な禁忌が、祭祀遺跡と島の神聖性を守ってきた。大島の北岸の沖津宮遙拝所では、今日も沖ノ島への遙拝が行われている。

評価基準 (vi)

顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい。）

古代の沖ノ島への信仰から生まれた宗像三女神信仰の歴史を伝える本資産は、海上の安全を祈る生きた伝統に直結する。沖ノ島への信仰は、航海や漁業に伴う危険に対する人間の自然な反応から生まれたものである。その伝統の始まりである沖ノ島の祭祀遺跡は、厳しく入島を制限する禁忌などの宗像地域に今日まで続く精神的・文化的伝統によって、当時のままの状態で守られてきた。沖ノ島に対する信仰は宗像三女神信仰へと発展し、現存する日本で最古の歴史書である 8 世紀の古事記や日本書紀に登場するなど、日本固有の信仰がいかに形成されたかを示す。今日も、この神宿る島に連なる女神は水上の安全を司る神として、海に囲まれた日本の全国で広くまつられている。

航海の安全への祈りは人類にとって普遍的なことである。宗像地域の人々は、沖ノ島を海上の安全を司る神の宿る島として信仰の対象とし、信仰は今も人々の生活の中に息づいている。そのことによって古代祭祀遺跡は守り伝えられてきた 。

古代祭祀が行われなくなった後も、盛んな対外交易を行って栄えた宗像大宮司家によってその伝統は受け継がれた。豊富に残る文献によって知られる 14 世紀から 16 世紀の宗像大社の神事には、宗像大社と宗像地域の各漁村との深い繋がりや三宮が一体となったあり方を窺え、現在まで続く神事もある。16 世紀後半に大宮司家が断絶した後も、大宮司家の家臣であった神官たちが宗像大社を運営し、漁業を行った宗像地域の人々や他の社家が中心となって伝統を支えていった。

こうした信仰は、特に漁師の人々を中心に、生活の重要な一部として現在も宗像地域の人々に息づいている。宗像大社の神事や、入島の際の禊、一木一草一石たりとも持ち出しを禁ずることなどの今も厳格に守られている禁忌は、彼らの変わらぬ信仰を物語る。特に宗像大社秋季大祭の幕を開けるみあれ祭は、かつて沖ノ島に渡って行われていた御長手神事を地域の人々の熱意によって再興したもので、現代の宗像三女神信仰を象徴する神事である。

また沖ノ島から生まれた宗像三女神に対する信仰は、日本全国に伝播した。宗像三女神は、8 世紀初めに完成した日本の現存最古の歴史書である『古事記』『日本書紀』に天皇のために航路を守る神として登場する。古代国家の信仰体系に取り入れられた宗像三女神は、神道の中で水上での安全や水に関わる普遍的な信仰の対象となっていった。神仏習合による弁才天との同一視や各地での勧請の結果、宗像神をまつる神社は世界遺産の厳島神社を始め全国約六千に上っている。

本資産は、日本固有の信仰の形成の初期段階を示している。神道は神祇

祭祀や記紀神話を基礎としているが、その具体的な様相を記す 8 世紀以前の文献記録は存在しない。そうした中で、4 世紀後半に遡り、神祇祭祀の先駆的形態を伝える手つかずの沖ノ島祭祀遺跡は、その信仰の起源を証明する代表的存在である。

3.1.c 完全性の言明

本資産は、「神宿る島」を崇拝する精神的・文化的伝統が形成され、海上の安全を祈る生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証として、完全性を十分に有している。その顕著な普遍的価値を現す全ての要素は、沖ノ島、大島、九州本土を含む海でつながる空間に所在する一連の資産に含まれている。構成資産は考古遺跡と現在まで精神的伝統が息づく信仰の場からなり、全ての構成資産は顕著な普遍的価値を理解するために必要な特徴と過程を過不足なく表すために適切な範囲を有しており、開発や管理放棄による悪影響を被ることなく、適切に保存管理され良好な状態である。

『世界遺産条約履行のための作業指針』第 88 項に示された以下の点に基づき、高い完全性を保持していることを示す。

(1) 第 88 項 -a：顕著な普遍的価値を表すのに必要な全ての要素が確保されているか

本資産における宗像大社に関わる構成資産（沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮）の全ての属性は極めて良好な状態にある。これらは古代から現在まで信仰の場として実際に使用され、守られてきている。

考古遺跡の状態はきわめて良く、特に沖ノ島の考古遺跡の保存状況は極めて良好である。古くからの文化的慣習である禁忌にもとづき、地域の人々がほぼ手つかずの状態で守ってきた。第二次世界大戦時に沖ノ島にも軍事施設が作られたが、その際も遺跡への悪影響を避ける特段の配慮がなされた。また、中津宮と辺津宮の考古遺跡についても大部分が現在も特別な祭祀の場として人の立ち入らない場所であり、保存状態は良好である。

沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮の境内の配置は、絵図等の記録からほぼ原型を留めていることがわかっている。特に辺津宮においては、13 世紀以降の文献や 16 世紀以降の絵図によって、社殿や境内配置が長い歴史の中で幾度かの変遷をたどるものの、基本的にはほぼ原型をとどめているといえる。

新原・奴山古墳群は、過去に一部開発の影響を受けたが、概して良好な状態である。また沖ノ島へと続く海を望む古墳群として、17 世紀には入海から農地への土地利用の変化はあったものの、周辺には良好な景観が残されている。

(2) 第 88 項 -b：資産の重要性を継承する諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲が確保されているか

各構成資産の資産範囲は、文化財保護法に基づく史跡として指定されている範囲と一致するものであり、その歴史的重要性が担保されている。沖ノ島に対する崇拝が、古代祭祀の変遷において三女神への信仰が生まれ、現代まで継承されてきた物証であるという「資産の重要性を継承する全ての諸要素･過程」は適切な範囲とともに確保されており､完全性を十分に有している。

沖ノ島については、史跡・天然記念物であり沖津宮の境内でもある島全体を資産範囲としている。沖ノ島祭祀遺跡および沖津宮社殿が所在する巨岩群周辺のみならず、それらを取り巻く原始林などの自然環境を含む全島が守り伝えられている。さらに、島の南東 1km にある岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）も一体のものとして保護されている。

中津宮、辺津宮の範囲内でも同様に、7 世紀後半に遡る古代祭祀遺跡（御嶽山祭祀遺跡、下高宮祭祀遺跡）と、後に建てられた社殿などの歴史的な要素が併存し、それらを社叢林が取り巻いている。全ての境内地を資産範囲に含んでいることは、上述した宗像大社の資産と沖津宮遙拝所も同様である。

新原・奴山古墳群についても、古墳の墳丘部分のみならず、5 世紀から 6 世紀に古墳が築かれた範囲である、旧入海に面し海を望む台地を資産範囲としている。

(3) 第 88 項 -c：開発及び / 又は管理放棄による負の影響を受けているか

本資産は、全構成資産が文化財保護法により「史跡」の指定を受けて保護されており、それに基づいて所有者もしくは管理団体による資産範囲の適切な保存管理が行われている。したがって本資産の顕著な普遍的価値に対する開発や管理放棄による負の影響はない。

沖津宮については、境内全域が宗像大社により管理され、沖ノ島と三つの岩礁が史跡や天然記念物として保護されていることに加え、伝統的に禁忌が沖ノ島の保護に寄与してきた。

中津宮および辺津宮は、古代祭祀遺跡と社殿群とが併存する範囲が史跡として指定され保護されており、開発や管理放棄による負の影響は受けていない。沖ノ島を遥拝するのに適した立地の沖津宮遙拝所も、史跡として指定されている。

新原・奴山古墳群は、台地全体の地形も含めて、築造以来概ね良好な保存状態で今日に伝えられてきた。かつて開発による負の影響を受けた部分もあるが、現在は史跡の指定範囲に含まれており適切な管理が行われ、将来的にはそうした過去の負の影響から回復していくことになっている。想定される自然災害については、それぞれ対策を立てている。

3.1.d　真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な調査研究により裏づけられている。

沖津宮、中津宮、辺津宮の範囲内の古代祭祀遺跡、新原・奴山古墳群については、真実性が考古学的調査により証明されている。そして、宗像大社の三宮がそれぞれ古代祭祀の場を起源としており、また沖津宮遙拝所は長い間、沖ノ島を拝むための場であったことは、歴史資料や建築物の調査によって示されており、それらの信仰の場としての真実性が証明されている。

『世界遺産条約履行のための作業指針』第 82 項に示された文化遺産の評価に適用される八つの真実性の属性のうち、個々の構成資産の特性やそれらに含まれる要素に基づき分析を行う。沖津宮、中津宮、辺津宮は、範囲内に含まれる考古遺跡による古代祭祀遺跡としての性質と、社殿とともに現在までの信仰の継承を伝える生きた信仰の場としての性質があり、前者は「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「位置・セッティング」といった属性、後者は「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「位置・セッティング」「精神・感性」といった属性からの分析が求められる。新原・奴山古墳群は考古遺跡として、沖津宮遙拝所は信仰の場として、それぞれ上記に準じて分析を行う。

構成資産 1 ～ 4：宗像大社沖津宮

沖ノ島は、島内の巨岩群の上や周辺で古代祭祀が行われ、長く宗像大社の境内の一部として島自体が信仰の対象とされてきた。古代祭祀遺跡は、現在に至るまでほぼ手付かずで保存され、17 世紀半ば以前に社殿が建てられている。20 世紀における島内への灯台及び軍事施設の建設、港湾の整備は、古来からの信仰の対象もしくは信仰の場としての性格に配慮されて行われ、豊かな自然も残されていることから島全体が国の天然記念物に指定されている（2.a.2 参照）。

沖ノ島祭祀遺跡については、1954 年から 1971 年までの間に 3 次にわたる学術的な発掘調査が実施された。大量の祭祀遺物とともにほぼ手つかずの状態で伝えられてきた祭祀遺跡の顕著な学術的価値が認められており、見つかった祭祀遺物約 8 万点は一括で国宝に指定されている。巨岩群周辺での変遷が証明される古代祭祀遺跡として、「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「位置・セッティング」といった属性の高い真実性が学術的に裏付けられている。なお、祭祀遺跡の多くの部分は未調査のまま残されており、調査された遺構も埋め戻して保存されている。

沖ノ島で古代祭祀が行われていた 8 世紀にまとめられた日本最古の文献である『古事記』『日本書紀』において、沖ノ島は既に沖津宮として記されている。その後も島全体が宗像大社の境内とされ、神事や島内の管理が宗像大社や地域の人々によって行われ続けたことは、文献史料によって裏付けられている（これらは「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」に関わる）。沖ノ島に付属する三つの岩礁は、沖ノ島に上陸する際の鳥居の役割を果たしている。沖津宮の社殿は古代祭祀が行われた巨岩群のただ中に 17 世紀までに築かれ、古代以来変わらぬ場所において信仰や祭事が継続していることを明確に示している（これらは「位置・セッティング」「精神・感性」に関わる）。沖ノ島が古代祭祀の場を有し、また生きた信仰の場でもあることは、高い真実性をもっている。

構成資産 5：宗像大社沖津宮遙拝所

古絵図や現地に残る石碑を含む歴史的な記録により、18 世紀までには大島の北岸に沖津宮遙拝所が設けられていたことが知られる。入島を制限する禁忌により守られてきた沖ノ島を遥拝するという、島に対する信仰の伝統に則った信仰の場であり、「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「位置・セッティング」「精神・感性」の面において高い真実性を有している。

構成資産 6：宗像大社中津宮

大島の南側、波止場に面した丘陵上にある中津宮社殿は、社殿の背後にそびえる御嶽山山頂に位置する御嶽神社および御嶽山祭祀遺跡と参道で結ばれる。これらの要素が一体のものとして、古代以来信仰の場として継続している中津宮境内を形成している。

御嶽山祭祀遺跡は、2010 年に発掘調査が行われて沖ノ島祭祀遺跡との共通性が確認された。御嶽神社が設けられた際に一部の地形が改変されているが、古代祭祀遺跡としての「形状・意匠」「用途・機能」「位置・セッティング」の面で真実性は学術的に裏付けられている。祭祀遺跡の大部分は未発掘のまま残されており、調査された遺構も埋め戻して保存されている。

8 世紀にまとめられた『古事記』『日本書紀』が記す中津宮は、この御嶽山祭祀遺跡のことを指している。やがて現況のように御嶽山山頂に中津宮の摂社として御嶽神社が、参道によって結ばれるその麓に中津宮の社殿が設けられたことは、古絵図を含む文献史料によって裏付けられている（これは「位置・セッティング」の面で真実性を示す）。宗像三女神の一神をまつる社殿などの施設を有し、宗像大社や地域の人々によって神事や管理が行われてきたことも、同様に宗像大社に残された豊富な文献によって証明される（これらは「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「精神・感性」に関わる）。中津宮が古代祭祀の場を起源として、社殿を伴い神事や芸能を執り行う生きた信仰の場として継承されてきたことは、高い真実性を有している。

構成資産 7：宗像大社辺津宮

辺津宮は、九州本土の古代には入海であった釣川沿いに位置し、周辺は現在もかつて入海だったことを想起させるような低湿地帯である。境内南西の丘陵上には古代祭祀遺跡である下高宮祭祀遺跡があり、その麓に遅くとも 12 世紀までには辺津宮社殿が設けられた。下高宮祭祀遺跡の一部は、現在も神事に使用されている。これらの考古遺跡と社殿は一体のものとして、辺津宮境内を形成し古代以来の信仰の場となっている。

下高宮祭祀遺跡においては、沖ノ島祭祀遺跡や御嶽山祭祀遺跡と共通する祭祀遺物がみつかっており、古代祭祀遺跡としての真実性は「用途･機能」「位置・セッティング」の面で学術的に裏付けられている。

8 世紀にまとめられた『古事記』『日本書紀』が記す辺津宮は、この下高宮祭祀遺跡のことを指している。やがて現況のように下高宮祭祀遺跡のある丘陵の麓に辺津宮の社殿群が展開したことは、古絵図を含む文献史料の研究や、本殿・拝殿をはじめとする社殿などの施設の調査によって裏付けられている（これは「位置・セッティング」に関わる）。九州本土に所在する宗像大社の中核として、地域の人々とともに神事や管理が行われてきた（これらは「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「精神・感性」に関わる）。辺津宮が民俗芸能の場、そして生きた信仰の場として現在も機能する古代祭祀の場であることは、高い真実性を有している。

構成資産 8：新原・奴山古墳群

新原・奴山古墳群は、かつての入海に面し、沖ノ島へと続く海を望む台地上に 5 世紀から 6 世紀に築かれた古墳群である。国道などの開発によって形態が一部損なわれている墳丘や、調査の上、失われたり部分的に削平されたりした墳丘も存在するが、大部分は築造時の様相をよく伝え、それらが原位置にあることは明らかである。古墳群としての構成や年代的推移などは、1976 年から 2015 年にかけての測量および発掘調査などの 9 次にわたる考古学的調査によって確認されている。これにより、沖ノ島での祭祀を行い信仰の伝統を育んだ人々の存在を証明する考古遺跡として真実性が学術的に裏付けられている（これらは「形状･意匠」「材料･材質」「用途･機能」「位置･セッティング」に関わる）。

3.1.e 保護・管理上の要件

資産の全範囲は文化財保護法に基づく史跡に指定され保護されており、国と地域の行政が所有者と連携して適切に保存管理している。加えて、沖ノ島は信仰の対象として入島を制限する禁忌やその他の地域の慣習である文化的伝統によって管理されている。

構成資産間の眺望及び資産の周辺環境を阻害する開発やその他の行為が生じないよう、全ての構成資産を包含する十分な範囲の緩衝地帯を陸域・海域に設定し、景観法をはじめとした各種法令等により適切な保全措置を講じている。

2009 年より、地元の 3 行政機関である福岡県、宗像市、福津市は、それぞれ世界遺産登録の担当部局を設置するとともに、資産の保護と緩衝地帯の管理の機能をもった調整のための会議を設けている。イコモス会員を含む研究者・専門家から構成される専門家会議を設置し、学術的な観点から助言を受けている。また、包括的保存管理計画を確実に実行するために、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表を構成員とする保存活用協議会を設立する予定である。

関係法令などを所管する国の機関である文化庁は協議会に対し必要に応じ指導・助言をするとともに、定期報告書の調整を行う。

(1) 資産の保護

本資産は、全構成資産が文化財保護法に基づく「史跡」に指定され、我が国の文化財保護制度上最も高い水準の保護の下におかれている。個別の保存管理計画が策定されており、所有者および管理団体によって資産範囲の万全の保護がなされている。

また沖ノ島の自然は「沖の島原始林」として国の天然記念物に、宗像大社辺津宮の本殿、拝殿は国の重要文化財に指定されている。これらの保護も文化財保護法に基づくものであり、個別の保存管理計画が策定され、史跡としての保護との調整が行われている。

(2) 緩衝地帯の管理

資産の顕著な普遍的価値に対する負の影響を未然に防ぐため、海域や個々の構成資産から視認が可能な周囲の自然地形を含む約 60km にわたる範囲を緩衝地帯に設定した。各構成資産間の眺望を保全するため、海域は福岡県一般海域管理条例に基づき、陸域は景観法に基づく宗像市および福津市の景観計画および景観条例により開発規制、行為規制を行っている。また、自然公園法、港湾法、漁港漁場整備法、都市計画法など、広域の緩衝地帯の中で土地利用の特性に応じた法規制を組み合わせ、万全な法的保全措置を講じている。

(3) 包括的保存管理計画

福岡県、宗像市、福津市は、文化庁および所有者、管理者、その他の関連団体との調整の下に、資産及び緩衝地帯を対象として『包括的保存管理計画』を 2016 年 1 月に策定した。本計画に定めた保存管理の方針と手法に基づき、構成資産の所在する自治体および所有者は、地域コミュニティと連携して資産の適切な保存管理にあたっている。

(4) 保存管理体制

2009 年の暫定リスト記載以降、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表、宗教法人宗像大社及び地域コミュニティの代表からなる「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（以下、「推進会議」とする）を立ち上げ、世界遺産登録活動を進めるとともに、資産の保存管理に取り組んできた。

世界遺産登録後は、推進会議を福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表（福岡県知事、宗像市長、福津市長、福岡県、宗像市、福津市の教育長）を構成員とする「保存活用協議会」を設立し、資産を保存管理する。

保存活用協議会は所有者との連携のもと、包括的保存管理計画にもとづき資産の保護および周辺環境の保全及び公開活用に関する問題について意思決定と調整を行う。また、市民代表及び事業者代表、地域コミュニティとの連携・協働を進め、持続可能な資産の管理を進めていく。国内の大学及びイコモスの研究者、専門家から構成される専門家会議は既に設置されており、学術的な観点から助言を行っている。

関係法令などを所管する国の機関である文化庁は、指導、助言や必要に応じた協議を行うとともに、資産の保存管理状況の定期報告書について連絡調整を行う。

3.2 比較分析

3.2.1 比較の方針（同種資産および比較項目の特定）

本資産の顕著な普遍的価値は、「神宿る島」に対する信仰、祭祀の実態やその変遷が判明する考古遺跡、そして現在まで続く生きた信仰といった諸点によって特徴づけられる。したがって、世界の信仰に関わる資産の中から、以下の (1)、(2) の観点で同種の資産を選定し、比較分析を行う。(2) の固有の信仰とは、キリスト教などの成立宗教を除いた信仰を指す。

(1) 島を含む資産

- 島自体が神聖な存在とみなされているか。
- 島自体が信仰の対象であるか。

(2) 固有の信仰に基づく考古学的祭祀遺跡を含む資産

- 祭祀の実態やその変遷を物語る考古学的遺跡を含むか

これらの観点にあてはまる資産については、加えて「信仰やそれを支える生きた伝統が現在まで継承されているかどうか」という点からも評価を行った。

また、地域・時代の観点からは、「東アジアの周辺地域における紀元 1 年から 1000 年の時期の信仰の資産」について、「対外交流との関わりがあるかどうか」、「信仰やそれを支える生きた伝統が現在まで継承されているかどうか」という点から広く比較を行った。

他の神聖な島など、比較研究の対象とすべき同種資産は、以下のような資産から特定している。本資産の顕著な普遍的価値についてイコモス委員を含む国内外の専門家と検討を進める中で紹介された資産[14]や、2010 年から三ヵ年度にわたり国内外の専門家延べ 32 名とともに実施した研究において対象とされた資産[15]、そしてユネスコ世界遺産センターやイコモス発行の報告書[16]において言及されている資産などである。比較対象とした各資産の概要については、付属資料 4「比較研究に関する補足情報」を参照されたい。

14「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議は、8 回にわたる国際専門家会議を開催した（2010 ～ 2015 年）。

15 サイモン・ケイナー「沖ノ島祭祀遺跡の再検討―祭祀考古学の視点から―」「世界から見た沖ノ島―祭祀、政治、交易の物語の創造―」（後者は付属資料 4-5 に添付）。32 名の研究成果全体の概要は、付属資料 5 を参照されたい。

16 イクロム（文化財保存修復研究国際センター）“Conservation of Living Religious Heritage”（2005 年）、イコモス（国際記念物遺跡会議）“The World Heritage List: What is OUV? Defining the Outstanding Universal Value of Cultural World Heritage Properties”（2008 年）も参照。

3.2.2　世界遺産および暫定一覧表記載の同種資産との比較

(1) 比較対象とすべき資産の特定

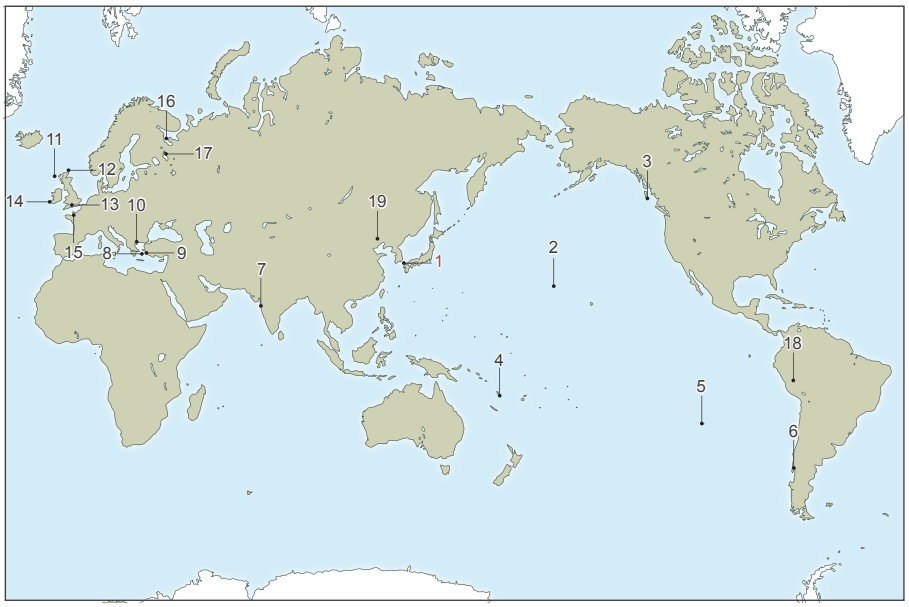
3.2.1 に示した方針により、主な資産について整理した結果を示したものが**表 3-1** である。本資産との強い類似性の認められる世界遺産一覧表に記載されている資産は、**パパハナウモクアケア**（アメリカ合衆国）、**首長ロイマタの地**（バヌアツ）、**スケリグ・ヴィヒール**（アイルランド）および**モン・サン・ミッシェルとその湾**（フランス）に特定される。前二者は太平洋地域の島々における資産であり、後二者はキリスト教における聖なる島として顕著な資産である。これらに加え、固有の信仰の祭祀遺跡という観点から、中国の暫定一覧表記載資産である**紅山文化の遺跡群**が比較対象として特定された。

なお、これら以外の詳細については、付属資料 4-1 を参照されたい。

表 3-1　信仰に関わる世界遺産との比較

No.	資産名	基準	国	比較項目 (1) 島	比較項目 (2) 固有の信仰の 祭祀遺跡
1	**「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群**	(ii) (iii) (vi)	日本	++	++
2	パパハナウモクアケア	(iii) (vi) (viii) (ix) (x)	アメリカ	++	+
3	スカン・グアイ	(iii)	カナダ	+	
4	首長ロイマタの地	(iii) (v) (vi)	バヌアツ	++	
5	ラパ・ヌイ国立公園	(i) (iii) (v)	チリ	+	+
6	チロエ島の教会群	(ii) (iii)	チリ	+	
7	エレファンタ石窟群	(i) (iii)	インド	+	
8	デロス島	(ii) (iii) (iv) (vi)	ギリシャ	+	+
9	パトモス島の聖ヨハネの修道院のある歴史地区（ホラ）と聖ヨハネ黙示録の洞窟	(iii) (iv) (vi)	ギリシャ	+	
10	アトス山	(i) (ii) (iv) (v) (vi) (vii)	ギリシャ	+*	
11	セント・キルダ	(iii) (v) (vii) (ix) (x)	イギリス	+	+
12	オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地	(i) (ii) (iii) (iv)	イギリス	+	+
13	ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群	(i) (ii) (iii)	イギリス		+
14	スケリグ・ヴィヒール	(iii) (iv)	アイルランド	++	
15	モン・サン・ミッシェルとその湾	(i) (iii) (vi)	フランス	++	
16	ソロヴェツキー諸島の文化・歴史的遺産群	(iv)	ロシア	+	
17	キジ島の木造建築	(i) (iv) (v)	ロシア	++	
18	マチュ・ピチュの歴史保護区	(i) (iii) (vii) (ix)	ペルー		+
19	紅山文化の遺産群（暫定）	(i) (iii) (iv)	中国		++

++：比較項目にあてはまり、本資産によく類似する資産
+　：比較項目にあてはまるが、本資産と類似しない資産
*　：島ではないが陸路では行くことのできない聖地であるため、比較対象とした。



1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
2 パパハナウモクアケア
3 スカン・グアイ
4 首長ロイマタの地
5 ラパ・ヌイ国立公園
6 チロエ島の教会群
7 エレファンタ石窟群
8 デロス島
9 パトモス島の聖ヨハネの修道院のある歴史地区（ホラ）と聖ヨハネ黙示録の洞窟
10 アトス山
11 セント・キルダ
12 オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地
13 ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群
14 スケリグ・ヴィヒール
15 モン・サン・ミッシェルとその湾
16 ソロヴェツキー諸島の文化・歴史的遺産群
17 キジ島の木造建築
18 マチュ・ピチュの歴史保護区
19 紅山文化の遺産群

図 3-5　信仰に関わる世界遺産位置図

(2) 資産の特徴に基づく比較

パパハナウモクアケア（アメリカ合衆国）は、ハワイの原住民にとっての聖地であるニホア島とモクマナマナ島を構成資産としている。二島は現存するハワイ原住民の精神的な世界観や伝統にのっとったきわめて重要な場所で、多くの祭祀の場が発見されており、考古学的調査も行われている（**写真 3-1**）。しかし、祭祀の変遷過程を明らかにするものではなく、また現在も信仰の場として維持されているわけではない。

首長ロイマタの地（バヌアツ）は、西暦 1600 年前後における偉大な首長ロイマタによる慣習・伝統や伝説が現在まで残された顕著な事例で、彼が埋葬されたアートック島は聖なる島として、放牧や耕作が禁じられた無人島となっている（**写真 3-2**）。埋葬遺跡の発掘調査も行われ、現在まで続く偉大な人物に対する信仰の形成を知ることができる。一方、本資産では自然崇拝により沖ノ島自体を信仰の対象とし、そこから人格神への信仰が現れてくる。その点で個人崇拝に基づく「首長ロイマタの地」とは異なっている。

スケリグ・ヴィヒール（アイルランド）は、本土から 11.6km の距離に位置し、周囲が急峻な絶壁に囲まれる島全体が資産として登録されていることなど、沖ノ島との類似性が認められる（**写真 3-3**）。6 世紀に遡る初期キリスト教の遺跡を含み、俗世界からの隔絶を求めて修道院が建てられ信仰の場となったが、修道院閉鎖後は巡礼の地として無人島となった。島自体が信仰の対象というわけではなく、また現在も生きた信仰の場としては続いていない。

なお、スケリグ・ヴィヒールはその島のみが世界遺産として登録されていることに対して、2008 年の ICOMOS Mission Report では初期キリスト教の修道院の本土に残る関連遺跡を今後資産に含める選択肢について言及さ



写真 3-1　パパハナウモクアケア



写真 3-2　首長ロイマタの地



写真 3-3　スケリグ・ヴィヒール



写真 3-4　モン・サン・ミッシェルとその湾



写真 3-5　紅山文化の遺跡群（牛河梁遺跡）

17　王巍ほか「中国古代の祭祀」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-2

れている。本資産の沖ノ島は信仰の対象として無人島であり続けてきたため、信仰を担った人々の社会を示す大島や九州本土側の資産も構成資産に含むことによって、その信仰の伝統の展開過程をより完全な形で理解することができるようになっている。

モン・サン・ミッシェルとその湾（フランス）は現代まで信仰の場として続いており、キリスト教における聖なる島として代表的存在であるが、やはり島自体が信仰の対象というわけではない（**写真 3-4**）。また、古代祭祀の変遷に関する考古遺跡を伴うものでもない。

暫定リスト記載の**紅山文化の遺跡群**（中国）は、紅山文化（6500 年から 5000 年前）の大規模な祭祀の跡と積石塚で構成される古代祭祀遺跡である牛河梁遺跡を構成資産としている。そこからは人間の 2 ～ 3 倍の大きさがある女神像が出土した「女神廟」と言われる祭祀用建造物が発見され、中国皇帝の祖廟と先史時代の社会との関係、トーテム崇拝から祖先崇拝への変化のあり方を示しているとされる（**写真 3-5**）[17]。先史時代における信仰の発展過程を示す考古学的な祭祀遺跡として高い価値をもつが、古代東アジアにおける対外交流を背景とした古代祭祀の変遷を伝え、その信仰が現在まで継承されてきた本資産とは、時代背景や価値の性格が異なっている。

以上のように、国外の世界遺産リストにおいては、本資産のように島自体を信仰の対象とする資産や、また固有の信仰に基づく祭祀の実態や変遷を伝える考古遺跡を含む資産、そしてそれらの信仰が現在まで生き続けているものはみつからなかった。

なお、自然崇拝に基づく信仰の伝統をもつ日本では、信仰の対象となっている島を含む**厳島神社**や**琉球王国のグスク及び関連遺産群**が既に世界遺産となっている（これらについては 3.2.3 参照）。また、**富士山―信仰の対象と芸術の源泉**―には 12 世紀に遡って富士山を遥拝するための場をもつ山宮浅間神社が含まれるが、本資産の顕著な普遍的価値はそれらの資産とは異なる性格のものであると結論づけられる。

以上より、本資産は世界遺産リストの中で他に例のない顕著な普遍的価値をもっている。

(3) 地域、時代による分析

本資産と時代背景を同じくしている資産との比較を行うため、東アジア周辺地域における紀元 1 年から 1000 年の時期にあてはまる信仰の資産について、対外交流との関係や信仰の継承を中心に分析を行う。比較対象およびその比較項目との対応を示したものが**表 3-2** である [18]。より詳細な情報については付属資料 4-2 を参照されたい。

前近代のアジアの歴史において中国王朝とその文化が果たした役割は大きく、中国王朝と周辺地域との間には様々な政治的・経済的・文化的交流があった。東南アジアや中央アジア方面ではそのほかにインドからの仏教・ヒンドゥー教などの文化の影響があったが、東アジアでは仏教も中国仏教として伝播している。これらの地域でこの時期に世界遺産となっている資産は、ほとんどが対外交流の影響を受けた信仰に基づく要素をもっている。そして仏教寺院などで信仰が現在まで継承されてきている例がある。このことは紀元 1 年から 1000 年の時期にあてはまる日本の世界文化遺産についても同様である。

18 中国の資産については中国東北部、西北部、西南部のものに対象を限定した。.

表 3-2 東アジア周辺地域における紀元 1 年から 1000 年の時期の信仰の資産との比較

No.	資産名	基準	国	対外交流	信仰の継承
1	**「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群**	(ii) (iii) (vi)	日本	+	+
2	聖地ミーソン	(ii) (iii)	ヴェトナム	+	
3	ハノイのタンロン皇城の中心区域	(ii) (iii) (vi)	ヴェトナム	+	
4	チャムパサックのワット・プーと関連古代集落群の文化的景観	(iii) (iv) (vi)	ラオス	+	+
5	アンコール	(i) (ii) (iii) (iv)	カンボジア	+	
6	プレア・ヴィヒア寺院	(i)	カンボジア	+	
7	オルホン渓谷の文化的景観	(ii) (iii) (iv)	モンゴル		
8	莫高窟	(i) (ii) (iii) (iv) (v) (vi)	中国	+	
9	ラサのポタラ宮の歴史的遺産群	(i) (iv) (vi)	中国	+	+
10	開城の史跡群	(ii) (iii)	朝鮮民主主義人民共和国	+	
11	八萬大蔵経のある伽倻山海印寺	(iv) (vi)	韓国	+	+
12	石窟庵と仏国寺	(i) (iv)	韓国	+	+
13	慶州の歴史地区	(ii) (iii)	韓国	+	+
14	百済歴史地区	(ii) (iii)	韓国	+	
15	法隆寺地域の仏教建造物	(i) (ii) (iv) (vi)	日本	+	+
16	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	(ii) (iv)	日本	+	+
17	古都奈良の文化財	(ii) (iii) (iv) (vi)	日本	+	+
18	紀伊山地の霊場と参詣道	(ii) (iii) (iv) (vi)	日本	+	+
19	竹幕洞祭祀遺跡	-	韓国	+	+

+ : あてはまる

本資産はそのような対外交流により伝えられた信仰そのものの物証ではなく、対外交流を実現するために祭祀を行う中で培われてきた固有の信仰に基づく文化的伝統の物証である。そのような意味でも、本資産は他の資産とは価値の性格が異なっている。

なお、世界遺産及び暫定リスト記載資産ではないが、古代東アジアの航海や対外交流に関係し、沖ノ島と共通する祭祀遺跡が発掘されたという点で、隣国韓国の**竹幕洞遺跡**は注目すべき存在である。韓国西海岸の断崖の頂部に位置し、3 世紀後半に始まり 4 世紀中頃から 5 世紀前半に本格化する祭祀遺跡であり、8 世紀の建物跡も検出されている。沖ノ島と同様に朝鮮半島と日本列島とを結ぶ航海ルート上に位置し、日本列島から持ち込まれたとみられる祭祀遺物も出土している[19]。ただし祭祀は一貫して岬において露天で行われ、岩上から岩陰、露天へと祭祀の場が変遷する沖ノ島祭祀遺跡とは異なる。また、竹幕洞では祭祀の主体についても議論があるが、本資産では考古学的物証や文献によって沖ノ島で祭祀を行い信仰を育んだ宗像地域の人々の存在が明らかになっている。なお、竹幕洞でも近隣の地域住民による小規模なお堂が残されているが、沖ノ島に対する信仰から宗像三女神に対する信仰が生まれ、その信仰が宗像大社において生きた伝統として現在まで継承されてきたことを示す本資産とは、その性格が異なっている。



写真 3-6　竹幕洞遺跡

19　禹在柄「竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡」（付属資料 4-6）、兪炳夏「朝鮮半島における航海と祭祀－古代を中心として」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-2



1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
2 聖地ミーソン
3 ハノイのタンロン皇城の中心区域
4 チャムパサックのワット・プーと関連古代集落群の文化的景観
5 アンコール
6 プレア・ヴィヒア寺院
7 オルホン渓谷の文化的景観
8 莫高窟
9 ラサのポタラ宮の歴史的遺産群
10 開城の史跡群
11 八萬大蔵経のある伽耶山海印寺
12 石窟庵と仏国寺
13 慶州の歴史地区
14 百済歴史地区
15 法隆寺地域の仏教建造物
16 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
17 古都奈良の文化財
18 紀伊山地の霊場と参詣道
19 竹幕洞祭祀遺跡

図 3-6　東アジア周辺地域における紀元 1 年から 1000 年の信仰の資産位置図

3.2.3 国内の同種資産との比較

(1) 島に関する信仰の場

日本国外の世界遺産リストには、沖ノ島のように島自体を信仰の対象とする資産は含まれていない。自然崇拝に基づく信仰の伝統をもつ日本国内においては、神が宿るものとして島自体を信仰の対象とする事例がほかにも存在する。また、それらの信仰や伝統が現在まで受け継がれてきている場合も多い。特に顕著な事例は、**厳島神社**および**琉球王国のグスク及び関連遺産群**であり、既に世界文化遺産となっている。

瀬戸内海の宮島にある**厳島神社**は、海にせり出して建つ社殿群とその前面の海、背後の山である瀰山の三者が自然環境に基づく信仰空間を形成し、瀰山を含めて宮島自体が聖域をなして現在まで信仰の対象となっている（**写真 3-7**）。しかし、日宋貿易を推進した平清盛（1118 ～ 1181 年）による寄進を受け、厳島神社が日本でも有数の神社となっていくのは 12 世紀のことで、13 世紀以降の厳島神社の建造物の価値が中心とされている。現在も信仰の場として生き続けているが、沖ノ島のように通常人が立ち入らない神域として島全体が守られているものではない。海上交通の神を祀っている点でも共通するが、そもそも厳島神社の主祭神は宗像三女神の市杵島姫神である。



写真 3-7 厳島神社と瀰山

なお、山の山頂や中腹に位置する巨岩群からは 6 世紀から 8 世紀後半の古代祭祀遺跡の存在が確認され、麓の厳島神社周辺からも 5 世紀後半以降の祭祀遺物がみつかっている。しかし、遺物の内容や時期といった祭祀遺跡としての考古学的な価値の面で沖ノ島に及ぶものではなく、世界遺産としての価値には含まれていない（国内における古代祭祀遺跡の比較については次項参照）。

沖縄本島の**琉球王国のグスク及び関連遺産群**に含まれる**斎場御嶽**は、沖合の聖なる島久高島を遥拝できる、巨岩や樹木に囲まれた琉球王国の聖地である（**写真 3-8**）。現在も建築物を伴わない祭祀場で、琉球王国時代からの自然信仰の形が生き続けている。しかし、聖地である久高島は世界遺産には含まれていない。そして斎場御嶽については考古学的な調査は行われておらず、本資産のように古代からの祭祀の変遷は明らかとなっていない。



写真 3-8 斎場御嶽

このほか、島への信仰と関連をもつ現在に生きる神社としては、滋賀県の**都久夫須麻神社（竹生島）**や、神奈川県の**江島神社（江ノ島）**が著名である。これらは中世から広く庶民の信仰を集めた弁才天信仰によって栄えた。仏教の天女である弁才天は、日本では神仏習合の思想の下で宗像三女神の市杵島姫神と同一視された。これらの島々も島自体に神が宿るものとみなされているが、通常人が立ち入らない神域として島全体が守られてきてはいない。古代祭祀遺跡がみつかっていないという点からも、沖ノ島とは歴史的背景や価値の性格が異なっている。

古代祭祀遺跡や祭祀遺物がみつかっている島については、次の（2）にお

いて述べるが、それらのなかで今もなお信仰の対象として顕著な存在となっているものは見当たらない。

(2) 古代祭祀遺跡と神社

日本国内には他にも多くの考古学的に調査された祭祀遺跡があり、それらを起源とする長い歴史をもつ、日本固有の信仰の場である神社もある。沖ノ島祭祀遺跡を含む宗像大社は、古代における祭祀の変遷とその信仰が現在に至るまで継承されてきたことを証明する物証として、これらのうちで顕著な存在である（図 3-7 参照）。

日本国内の古代祭祀遺跡を歴史的観点から二分すると、古墳時代（3 世紀から 7 世紀）の「カミマツリ」と呼ばれる祭祀に関わるものと、国家の中央集権化の中でそのカミマツリを基盤として成立した、神祇祭祀に関わるものに分けられる。前者は 4 世紀後半から目立ち始め、後者は 7 世紀後半から 9 世紀にかけてのものであって、中世に確立されていく日本固有の信仰である神道につながるものである。

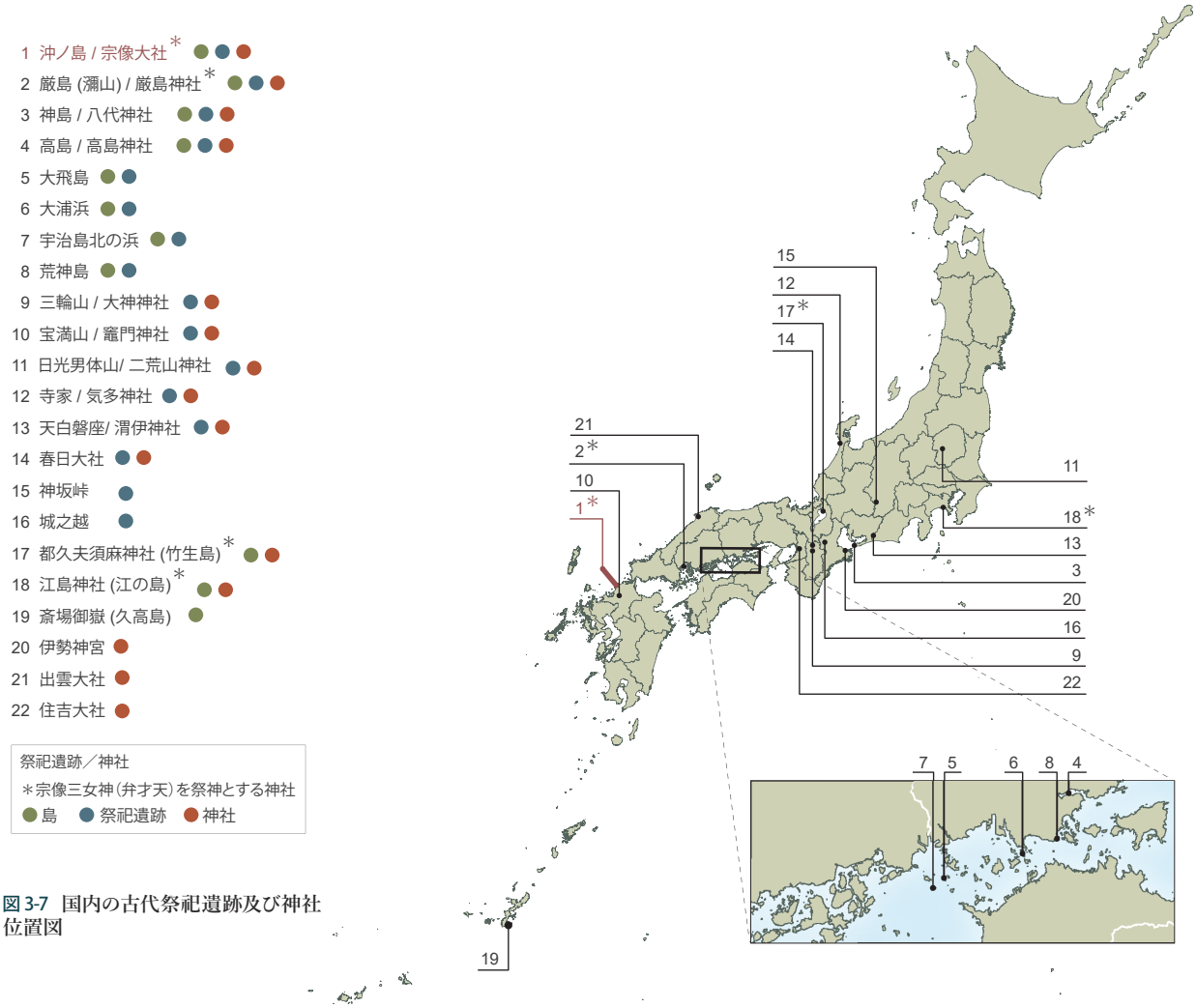


図 3-7　国内の古代祭祀遺跡及び神社位置図

「カミマツリ」は、巨岩に対して行われた祭祀や神聖視された島や山における祭祀、豪族居館や集落における祭祀、そして浄水を利用するための施設を設けて行われた祭祀など、辺縁部を除いた日本列島の様々な環境や状況において行われた。しかしそれらの中で長期にわたって存続し、時代を超えて祭祀の場であり続けるものは、沖ノ島のように信仰の対象となった島や山などの特定の地に限られている。また、明確な遺構や豊富な遺物などによって、祭祀の形態や実施方法、さらには祭祀の対象を明らかにできることは稀である（表 3-3 参照）。

表 3-3 固有の信仰に基づく国内の古代祭祀遺跡、神社との比較表

No.	島	祭祀遺跡	神社	祭祀遺跡／神社	所在地	祭祀遺跡		カミマツリ				神祇祭祀		
						遺物	遺構	4 c	5 c	6 c	7 c	8 c	9 c	10 c
1	●	●	●	沖ノ島 / 宗像大社	福岡県宗像市	++	++	■	■	■	■	■	■	
2	●	●	●	厳島（瀰山）/ 厳島神社	広島県廿日市市	-	+		■	■	■	■		
3	●	●	●	神島 / 八代神社	三重県鳥羽市	+				■		■	■	■
4	●	●	●	高島 / 高島神社	岡山県岡山市	-	+		■	■				
5	●	●		大飛島	岡山県笠岡市	+	+				■	■	■	■
6	●	●		大浦浜	香川県坂出市	+				■		■	■	■
7	●	●		宇治島北の浜	広島県福山市	+	+					■	■	
8	●	●		荒神島	香川県香川郡直島町	-	+		■	■	■	■		
9		●	●	三輪山 / 大神神社	奈良県桜井市	-	-	■	■	■	■			
10		●	●	宝満山 / 竈門神社	福岡県太宰府市	+	+				■	■	■	■
11		●	●	日光男体山 / 二荒山神社	栃木県日光市	+	-					■	■	■
12		●	●	寺家 / 気多神社	石川県羽咋市	+	-					■	■	
13		●	●	天白磐座 / 渭伊神社	静岡県浜松市	-	+	■	■	■		■	■	■
14		●	●	春日大社	奈良県奈良市	-	-					■		■
15		●		神坂峠	長野県下伊那郡阿智村	-	+		■	■	■	■	■	■
16		●		城之越	三重県伊賀市	-	+	■	■					
17	●		●	都久夫須麻神社（竹生島）	滋賀県長浜市									
18	●		●	江島神社（江の島）	神奈川県藤沢市									
19	●			斎場御嶽	沖縄県南城市									
20			●	伊勢神宮	三重県伊勢市									
21			●	出雲大社	島根県出雲市									
22			●	住吉大社	大阪府大阪市									

考古学的価値　++: 非常に高い / +: 高い / -: 低い


写真 3-9　三輪山

三輪山は奈良盆地東南部の大神神社の神体山であり、沖ノ島と並んで「カミマツリ」の時代から祭祀が行われ続けてきた信仰の場の代表例とされている。大神神社はヤマト王権の発祥地とみられる地に近接し、現在も山自体を信仰の対象とする神社として、古来の自然崇拝のあり方を伝えるとされる（写真 3-9）。社殿を伴う神社境内が展開する山の西麓からは、4 世紀後半に遡る祭祀遺物が見つかっており、5 世紀から 7 世紀までの祭祀遺跡が確認されている。しかし、三輪山では沖ノ島のように祭祀の場と祭祀品の内容が連続して変遷する様子を考古学的に確認することはできない。また見つかっている祭祀遺物の内容も、質量ともに沖ノ島には及ばない。

神坂峠は、信濃国（長野県）と美濃国（岐阜県）との境をなす標高 1,576m に位置する交通の難所であった峠で、長期にわたる古代祭祀遺跡が残されている。古代の交通の要所、難所として、またヤマト王権にとっての東方の地域的境界としての性格ももっていたという点で、沖ノ島と類似している面がある。見つかっている祭祀遺物の時期の幅は非常に広く、集石遺構などの遺構もあるが、その祭祀のあり方や変遷を明らかにするものではない。


写真 3-10　大飛島

九州北部と畿内とを結ぶ瀬戸内海に位置する**大飛島**は、沖ノ島と同様に航海の無事を祈ったとみられる古代祭祀遺跡があることでよく知られている。大飛島は二つの潮流がぶつかり、風待ち、潮待ちの適地であった（写真 3-10）。砂州の付け根にある巨石群の周辺から、7 世紀から 10 世紀前半にかけての奈良三彩小壺や古代銭貨など特徴的な祭祀遺物が出土している。同様の遺物は近隣の**宇治島北の浜遺跡**、櫃石島の**大浦浜遺跡**からも出土しており、沖ノ島の露天祭祀遺跡出土品との共通性が指摘されている。これらは島自体が信仰の対象であった可能性もあるが、信仰が現在まで継承されているわけではない。存続時期の古さと長さも含めた古代祭祀遺跡としての質の面で、沖ノ島に匹敵するものではない。

日本固有の信仰である神道を代表する神社、もしくは神道の起源に関係する神社としては、**伊勢神宮**や**出雲大社**などが挙げられる。現在まで続く信仰のもと、神社境内は遅くとも 7、8 世紀頃から継続して守られている。また畿内の**住吉大社**は、古代中央集権国家の対外交流に深い関わりのある神社として名高い。

これらの神社の歴史は古代に遡るが、沖ノ島祭祀遺跡が 4 世紀後半まで遡るように、現在の神社との直接的な繋がりを明確に物語る物証としての祭祀遺跡を伴うものではない。

以上のように、沖ノ島祭祀遺跡は他に並ぶもののない考古学的情報を提供する存在である。そして沖ノ島に対する信仰から生まれた宗像三女神をまつる宗像大社は、古代祭祀遺跡との明確な関係をもち、その信仰の伝統が現代まで継承されてきた神社であり、日本固有の信仰である神道の形成過程やその継続性についての情報源として代表的なものである。

3.2.4 構成資産選定の正当性

本資産は、「神宿る島」を信仰の対象とする文化的伝統が古代祭祀の変遷を経て今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。その文化的伝統の形成や継承の過程を理解する上で重要な資産が構成資産として選定されなければならない。本資産は、「神宿る島」の信仰に関わる宗像大社の構成資産に加えて、沖ノ島での祭祀を担い、信仰の文化的伝統を伝えた宗像地域の人々の存在を考古学的に証明する資産として、新原・奴山古墳群を構成資産としている。

沖ノ島での古代祭祀は、当時の東アジアにおける重要な対外交流を背景に、単なる地域の祭祀以上の重要性をもって行われた。8 世紀前半に成立した『古事記』『日本書紀』の記述や宗像地域における考古学的知見から、沖ノ島での祭祀や宗像三女神に対する祭祀を執り行ったのは、高度な航海技術により対外交流に貢献した宗像氏であったことが分かっている。

3 世紀後半から 7 世紀にかけては、古墳時代と呼ばれる時期にあたり、前方後円墳を含む古墳の墳形や規模によって階層差が示される社会であった。日本列島全体で 16 万基と言われる多数の古墳が作られ、この時期の社会や思想を知る考古学的な手がかりとして最も重視される。一般に古墳はその被葬者が重視した場所に作られるとされ、交易や漁業などの海上での活動によって栄えた宗像地域では、現在までに古墳が 2831 基確認され、特に規模の大きなものは海を見渡す場所に多い。

新原・奴山古墳群は、これらのうちで最も集中し、かつ長い期間にわたる古墳群で、その構造や海・海岸とのセッティングの面で最も良好な保存状態にあることから、本資産の構成資産として選択された。

3.2.5　結論

本資産の顕著な普遍的価値がもつ特徴に即して比較分析を行った。その結果、本資産のように（1）島自体を信仰の対象とし、(2）その固有の信仰に基づく祭祀の実態や変遷を伝える考古遺跡を含み、またそれらの信仰の伝統が現在まで生き続けている資産はみつからなかった。

また、地域・時代の観点から東アジアの周辺地域における紀元 1 年から 1000 年の時期にあてはまる信仰の資産についても確認したが、同様の資産はなかった。

宗教的背景を共有する国内の資産との関係でも、沖ノ島は日本国内における信仰の対象とされた「神宿る島」として非常に顕著な事例である。日本の古代国家が成立していった重要な時期の対外交流を背景とした祭祀の変遷を物語る稀有な物証をもち、現在に至るまでその信仰の伝統が継承されてきた。

そして沖ノ島だけでなく、信仰の伝統を育んだ人々が築いた古墳群や、沖ノ島における祭祀を起源として展開した神社からなる本資産は、今日まで伝えられてきた「神宿る島」を崇拝する文化的伝統を伝える上で最適な集合体である。

以上のように、本資産は世界でもほかに例を見ない顕著な普遍的価値を有している。比較分析によって、本資産の顕著な普遍的価値は世界遺産リストの中で十分表現されていないものであることが示された。本資産を世界遺産一覧表に登録することは、キリスト教以外の信仰に関係する遺産、信仰に関わる自然遺産について一覧表の代表性をより高めることに貢献する[20]。また、古代からの固有の信仰の展開過程を示す物証としても、本資産は世界遺産一覧表に新たな視点を加え、世界文化遺産の多様性に貢献する。

20 世界遺産一覧表をより均衡のとれたものとしていくことを目的とした「The World Heritage List: Filling the Gaps – an Action Plan for the Future」（イコモス）によると、信仰関係の遺産は数多くあるが、神道や儒教に関する遺産は十分には代表されていない（p.47, p.84）。また、聖なる山など信仰に関わる自然地についても十分代表されておらず、特に聖地としての島を構成資産とする遺産は少ない。

3.3 顕著な普遍的価値の言明

a) 資産の概要

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、日本の西部沿岸に位置する。本資産は 4 世紀から現在まで続く「神宿る島」への信仰と関連する八つの構成資産からなる文化遺産である。構成資産は、日本列島と朝鮮半島との間に位置する沖ノ島全体と三つの岩礁からなる宗像大社沖津宮、大島の宗像大社沖津宮遙拝所と宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮と新原・奴山古墳群である。

沖ノ島には 4 世紀から 9 世紀の間の自然崇拝に基づく古代祭祀の変遷を示す、ほぼ手つかずの状態で現代まで残されてきた比類のない考古遺跡がある。その奉献品の質と量は祭祀の重要性を示し、東アジアにおける活発な対外交流が進んだ 500 年間における祭祀の変遷の証拠として、顕著な考古学的な価値をもつ。沖ノ島と共通する祭祀は大島と九州本土でも 7 世紀から 9 世紀に行われた。古代祭祀遺跡を含む沖津宮、中津宮、辺津宮は、宗像大社として現在まで続く信仰の場である。沖津宮遙拝所は、18 世紀までに成立した「神宿る島」を遥拝するための信仰の場である。5 世紀から 6 世紀に築かれた新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を担い現在も続く信仰の伝統を発展させた宗像氏の証拠である。

本資産は、古代東アジアにおける活発な対外交流の中で発展した「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が、海上の安全を願う生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

b) 評価基準への適合性

評価基準 (ii)

本資産は、沖ノ島から始まった古代祭祀の変遷によって、4 世紀から 9 世紀の東アジアにおける価値観の交流を明らかにする。宗像地域の人々は、航海の危険を乗り越えて、沖ノ島が位置する日本列島と朝鮮半島との間の海峡における対外交流に大きな役割を果たした。日本の古代国家は沖ノ島の神を非常に重要な交流の航路の守り神としたため、沖ノ島には当時の先進技術で作られた重要な船載品が数多く奉献された。この古代祭祀の変遷は、日本の中央集権国家形成期における東アジアでの活発な対外交流の実態を反映する。大陸から持ち込まれた文化や優れた品々は、日本の政治や社会、信仰などあらゆる面の発展に貢献した。

評価基準 (iii)

本資産は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。沖ノ島は 1,500 年以上にわたり信仰の対象となってきた。特におびただしい量の貴重な奉献品を用いて行われた 4 世紀後半から 9 世紀末の約 500 年間の古代祭祀の変遷を伝える考古遺跡は、ほぼ手つかずの状態で島内に守られてきた。自然崇拝がこれらの航海の安全を祈る祭祀の基盤となり、沖ノ島、大島、九州本土の宗像大社三宮での人格神化した宗像三女神への信仰が生まれ、現在に継承されている。新原・奴山古墳群は、日本列島と大陸との交流を担う中で、この文化的伝統を生みだし、継承した宗像氏の存在の最も明白な物証である。大島の沖津宮遙拝所の存在から知られるように、沖ノ島への入島を制限し、遠くに島を拝む厳格な禁忌は宗像地域の人々の間で今日まで守られている。

評価基準 (vi)

古代の沖ノ島への信仰から生まれた宗像三女神信仰の歴史を伝える本資産は、海上の安全を祈る生きた伝統に直結する。沖ノ島への信仰は、航海や漁業に伴う危険に対する人間の自然な反応から生まれたものである。その伝統の始まりである沖ノ島の祭祀遺跡は、厳しく入島を制限する禁忌などの宗像地域に今日まで続く精神的・文化的伝統によって、当時のままの状態で守られてきた。沖ノ島に対する信仰は宗像三女神信仰へと発展し、現存する日本で最古の歴史書である 8 世紀の古事記や日本書紀に登場するなど、日本固有の信仰がいかに形成されたかを示す。今日も、この神宿る島に連なる女神は水上の安全を司る神として、海に囲まれた日本の全国で広くまつられている。

c) 完全性の言明

本資産は、「神宿る島」を崇拝する精神的・文化的伝統が形成され、海上の安全を祈る生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証として、完全性を十分に有している。その顕著な普遍的価値を現す全ての要素は、沖ノ島、大島、九州本土を含む海でつながる空間に所在する一連の資産に含まれている。構成資産は考古遺跡と現在まで精神的伝統が息づく信仰の場からなり、全ての構成資産は顕著な普遍的価値を理解するために必要な特徴と過程を過不足なく表すために適切な範囲を有しており、開発や管理放棄による悪影響を被ることなく、適切に保存管理され良好な状態である。

d) 真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な調査研究により裏づけられている。

沖津宮、中津宮、辺津宮の範囲内の古代祭祀遺跡、新原・奴山古墳群については、真実性が考古学的調査により証明されている。そして、宗像大社の三宮がそれぞれ古代祭祀の場を起源としており、また沖津宮遙拝所は長い間、沖ノ島を拝むための場であったことは、歴史資料や建築物の調査によって示されており、それらの信仰の場としての真実性が証明されている。

e) 保護・管理上の要件

資産の全範囲は文化財保護法に基づく史跡に指定され保護されており、国と地域の行政が所有者と連携して適切に保存管理している。加えて、沖ノ島は信仰の対象として入島を制限する禁忌やその他の地域の慣習である文化的伝統によって管理されている。

構成資産間の眺望及び資産の周辺環境を阻害する開発やその他の行為が生じないよう、全ての構成資産を包含する十分な範囲の緩衝地帯を陸域・海域に設定し、景観法をはじめとした各種法令等により適切な保全措置を講じている。

2009 年より、地元の 3 行政機関である福岡県、宗像市、福津市は、それぞれ世界遺産登録の担当部局を設置するとともに、資産の保護と緩衝地帯の管理の機能をもった調整のための会議を設けている。イコモス会員を含む研究者、専門家から構成される専門家会議を設置し、学術的な観点から助言を受けている。また、包括的保存管理計画を確実に実行するために、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表を構成員とする保存活用協議会を設立する予定である。

関係法令などを所管する国の機関である文化庁は協議会に対し必要に応じ指導・助言をするとともに、定期報告書の調整を行う。



沖ノ島の露天祭祀遺跡には未だ多くの遺物が残されている。

第4章 保存状況と資産に影響を与える要因

4.a 現在の保存状況
4.b 資産に影響を与える要因

保存状況と資産に与える影響

4.a　現在の保存状況

4.a.1　資産全体の保存状況

シリアル・プロパティである本資産は、祭祀遺跡、古墳群及び地下に埋蔵された考古遺跡、社殿によって構成される「遺跡（site）」であり、資産全体の保存状況は良好である。資産の全範囲は、文化財保護法に基づく史跡に指定（5.b 参照）されており、その範囲内での現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、文化庁長官の事前の許可が必要であり厳重に管理されている（5.c 参照）。また、各構成資産の所有者である宗像大社、宗像市、福津市はそれぞれ保存管理計画を定め、適切に保存管理している。

宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮は、現在も続く信仰の場であり、信仰活動を維持するための境内整備が定期的に行われる。整備の際は、計画段階から宗像大社と協議し、事前に学術的な調査を実施した上で、学識経験者・所有者・市民代表からなる宗像市史跡整備保存審議会において十分な検討を踏まえ、その成果に基づき整備に着手している。

新原・奴山古墳群においても、整備が必要と判断された場合、事前に学術的な調査を実施した上で、学識経験者、所有者、市民代表からなる国史跡津屋崎古墳群整備指導委員会において十分な検討を踏まえ、整備に着手している。

4.a.2　構成資産の保存状況

構成資産 1 ～ 4 ：宗像大社沖津宮

沖ノ島の漁港部を除く全島と岩礁（小屋島（こやじま）、御門柱（みかどばしら）、天狗岩（てんぐいわ））は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。また、沖ノ島全体は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されている。沖ノ島は島自体が神聖視され禁忌に基づき島内は人の立ち入りが厳しく制限されている。古代から現在まで信仰が継続することによって、島内の自然環境や考古遺跡は良好な状態で保存されている。

沖ノ島では、22 ヶ所の遺跡が確認され、その内 13 遺跡で 1954 年から 1971 年にかけて 3 次に及ぶ発掘調査が実施されている。調査後は埋め戻し



写真 4-1 現在も沖ノ島に残る奉献品

ているため、遺構は良好な状態で保存されている。また、約 8 万点の出土遺物は国宝に指定されており、辺津宮境内の宗像大社神宝館で保存管理・展示されている。残る 9 遺跡については、手つかずのまま保存されており、遺構・遺物とともに保存状況は良好である。各遺跡の保存状況は**表 2-a-2**（p.37）に示すとおりである。

沖津宮社殿は湿気の多い谷筋に位置する木造建造物であるため、幾度か建替えが行われている。現在の社殿は 1932 年に再建されたものである。社殿は、屋根の葺替えなど定期的に修理が必要であり、2018 年から 2020 年に本殿の修理が予定されている。

近代以降には、沖の島漁港、灯台、第二次世界大戦時に設置された軍事施設跡等が建設されたが、沖ノ島祭祀遺跡の範囲はほぼ手つかずのままであり、島全体として保存状況は良好である。近年では、2014 年の集中豪雨により参道の法面が一部崩落しており、2015 年に復旧工事を実施した。

構成資産 5：宗像大社沖津宮遙拝所

沖津宮遙拝所の資産範囲全体は、国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。沖ノ島を遥拝する位置および地形、さらに沖ノ島への眺望といった周辺環境の保全状況は良好であり、現在も信仰の場としての機能が継続している。

沖津宮遙拝所の社殿は、海からの風が吹き付ける高台に位置する木造建造物のため、台風などの自然災害によって幾度かの建替えが行われている。現在の社殿は 1933 年に再建されたものであり、1974 年に屋根銅板の葺替えをするなど定期的な修理を実施している。近年では、2014 年の台風により社殿の一部が破損し、2015 年に屋根の葺替えや損傷した壁を修理した。

構成資産 6：宗像大社中津宮

中津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。御嶽山祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、社叢林、御嶽山山頂と山麓を結ぶ参道、境内の配置構成が良好な状態で保存されており、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、御嶽山山頂から沖ノ島および九州本土への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

御嶽山山頂には、中津宮の摂社である御嶽神社と御嶽山祭祀遺跡が位置し、山麓の社殿とともに一体的な信仰の場を形成している。御嶽山祭祀遺跡については、御嶽神社の本殿・拝殿が造営された際に一部削平されているが、全体として遺構・遺物とともに遺跡の保存状況は良好である。また、御嶽山

祭祀遺跡の発掘調査を実施しているが、一部範囲でのトレンチ調査であり、調査後も埋戻しているため、遺構・遺物は良好な状態で保存されている。なお、出土遺物は宗像大社神宝館で保存管理・展示されている。

御嶽山山麓には、宗像大社中津宮の本殿、拝殿をはじめ、摂社、末社、神門、社務所などの建造物が位置し、時代毎に境内整備が行われてきたが、境内全体の配置構成は良好に保存されている。

構成資産 7：宗像大社辺津宮

辺津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。下高宮祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、辺津宮本殿、拝殿などの歴史的建造物や境内の配置構成の保存状況は良好であり、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、旧入海の釣川流域や、海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

下高宮祭祀遺跡は、これまで発掘調査は実施されておらず、遺構・遺物ともに手つかずのまま保存されている。祭祀遺跡の一部範囲は高宮祭場が整備されており、信仰の場としての機能が継続している。また、宗像山山頂は上高宮として神聖視され禁足地として管理されており、社叢林とともに良好に保存されている。



写真 4-2　辺津宮本殿・拝殿の屋根葺替作業（2014 年）

宗像山山麓の境内には、辺津宮の本殿･拝殿をはじめ、摂社、末社、第二宮、第三宮、儀式殿など、宗像大社の信仰に関わる施設が数多く存在するが、本殿・拝殿を核とする境内配置の保存状況は良好であり、信仰の場としての機能が継続している。近年では、重要文化財に指定されている辺津宮・本殿拝殿について 2013 年から 2014 年に屋根の葺替え、塗装修理、防災施設の改修を実施した（**写真 4-2**）。2016 年以降、辺津宮諸施設（第二宮、第三宮、斎館、神宝館等）の整備を予定している。

構成資産 8：新原・奴山古墳群

新原・奴山古墳群は、資産範囲全体が国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部に指定されており、41 基の古墳群の地下・地上遺構は立地する台地とともに良好に保存されている。また、旧入海の田園風景や海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

古墳の周囲の土地は近世以降農地として利用されてきたため、墳裾部が削平を受け、30・34 号墳は墳丘の一部が崩落、43 号墳の石室が露出するなど、墳丘形態が一部改変されている。また、1970 年代から 1980 年にかけて、大規模な大型農業施設や資産範囲を横断する国道の整備によって、部分的に古墳が削平され改変を受けているが、全体として保存状態は良好である。なお、資産範囲内の大型農業施設の撤去については、福津市が関係者と協議を進めている。

近年では、2013 年 6 月の集中豪雨により 25 号墳の墳丘南側幅 6m、高さ 3m の範囲が崩落している。25 号墳について 2014 年から 2016 年に墳丘の修復を実施した（**写真 4-3**）。今後も土砂崩落の発生が懸念されるため、崩落防止のための保護措置を検討している。



写真 4-3 新原・奴山古墳群 25 号墳墳丘の崩落部の復旧作業（2014 年）

4.b　資産に影響を与える要因

本資産は、沖ノ島、大島、九州本土に分散しており、各構成資産の立地状況に応じて資産に影響を与える要因が異なる。現時点における資産に影響を与える要因について、開発圧力、環境圧力、自然災害、来訪者の 4 項目に分類し、各構成資産と影響要因の関係を**表 4-1** に示す。

これら資産に重要な影響を与える要因について、継続的に経過観察を実施し、資産に負の影響を与える可能性がある場合には、本資産の学術諮問機関である専門家会議において、顕著な普遍的価値の保護の観点から遺産影響評価を実施し、保存活用協議会に対し指導・助言することとしている（5.e.2 参照）。

表 4-1　資産に影響を与える要因と各構成資産との関係

資産に影響を与える要因 ＼ 構成資産		沖ノ島	大島		九州本土	
		沖津宮	沖津宮遙拝所	中津宮	辺津宮	新原・奴山古墳群
1 開発圧力	道路整備		✓	✓	✓	✓
	上下水道整備		✓	✓	✓	✓
	洋上風力発電	✓	✓	✓		
	風力発電		✓	✓		
	太陽光発電施設				✓	✓
	港湾・漁港改修工事	✓		✓		
2 環境圧力	気候変動	✓	✓	✓	✓	✓
	酸性雨	✓		✓	✓	✓
	大気汚染	✓	✓	✓	✓	✓
	鳥類による営巣活動	✓				
	樹木による影響	✓		✓	✓	✓
	漂着ゴミ	✓	✓			
3 自然災害	台風	✓	✓	✓	✓	✓
	大雨・洪水	✓	✓	✓	✓	✓
	地震	✓	✓	✓	✓	✓
	津波		✓	✓	✓	
	火災	✓	✓	✓	✓	
4 来訪者	資産の毀損	✓	✓	✓	✓	✓
	信仰の阻害	✓	✓	✓	✓	
	周辺環境の悪化		✓	✓	✓	✓

4.b.1 開発圧力

資産範囲は全て文化財保護法に基づく史跡に指定されており、現状変更には厳しい事前の許可申請があるため、顕著な普遍的価値に影響を及ぼす開発は許可されない。

緩衝地帯範囲は、現在、大規模な開発は予定されていないが、大島や九州本土側では多くの住民が生活しており、公共施設、商業施設、住宅等の整備が継続的に行われている。これら建築物、工作物の新築、増築、改築、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合には、都市計画法、景観法をはじめとする各種法令および条例に基づき、規模、形態、構造等に関する規制を設けており、資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発行為について適切に管理している（5.c.2 参照）。

道路整備

2013 年より新原・奴山古墳群の東側に当たる県道勝浦・宗像線の歩道整備事業が実施されている。2012 年より宗像大社辺津宮の北東に位置する玄海田島福間線の橋梁架替事業が実施されている。特に、各構成資産への主要アクセス道路については、景観法に基づく景観重要道路に位置づけ、舗装や道路付帯物の整備方針を定めている。

上下水道整備

緩衝地帯内において、上下水道の整備を継続的に実施している。上下水道の工事実施に当たっては、地下遺構に十分配慮して顕著な普遍的価値に影響がない工法により工事を実施する。

洋上風力発電

大島の周囲海域および大島、沖ノ島間の海域は、洋上風力発電に適した海域であることが環境省の調査で示されている。過去に洋上風力発電の設置が計画されたが、景観保全の観点から協議により計画を中止した。

緩衝地帯の全海域は、福岡県一般海域管理条例に基づき許可規制を設けており、構成資産間の眺望を阻害する洋上風力発電施設の建設について適切に管理している。

風力発電

大島は、海上からの風が強く、風力発電に適した場所であることから、過去にも数回風力発電の設置が計画されたが、景観保全の観点から協議により計画を中止した。緩衝地帯の全陸域については、宗像市、福津市の景観計画・景観条例によって、適切に管理している。



写真 4-4　メガソーラーの修景
主要道路沿いを樹木により修景している。

太陽光発電

日本において、再生可能エネルギーの導入が推進されており、九州本土側の緩衝地帯範囲に 1 箇所メガソーラー施設が予定されている。

太陽光発電施設の設置については、構成資産から視認可能な場所への設置を極力避け、設置せざるを得ない場合には、景観計画に基づき周囲に植樹を行い修景するなど、周囲の景観に配慮して規制･誘導している（**写真 4-4**）。

港湾・漁港改修

緩衝地帯範囲内には、沖ノ島、神湊、大島、地島、鐘崎、津屋崎、勝浦の 7 箇所に港湾や漁港がある。2021 年までに鐘崎漁港の拡張工事が予定されている。その他漁港は、維持管理に伴う小規模な改修工事が予定されている。

緩衝地帯内の漁港については、景観法に基づく景観重要漁港に指定し、形態、意匠等の整備方針を定めている。特に、沖の島漁港について改修を行う場合は、漁港・避難港としての機能維持と信仰の島としての景観保全の観点から、適切な工法を含め修景の検討を行う。

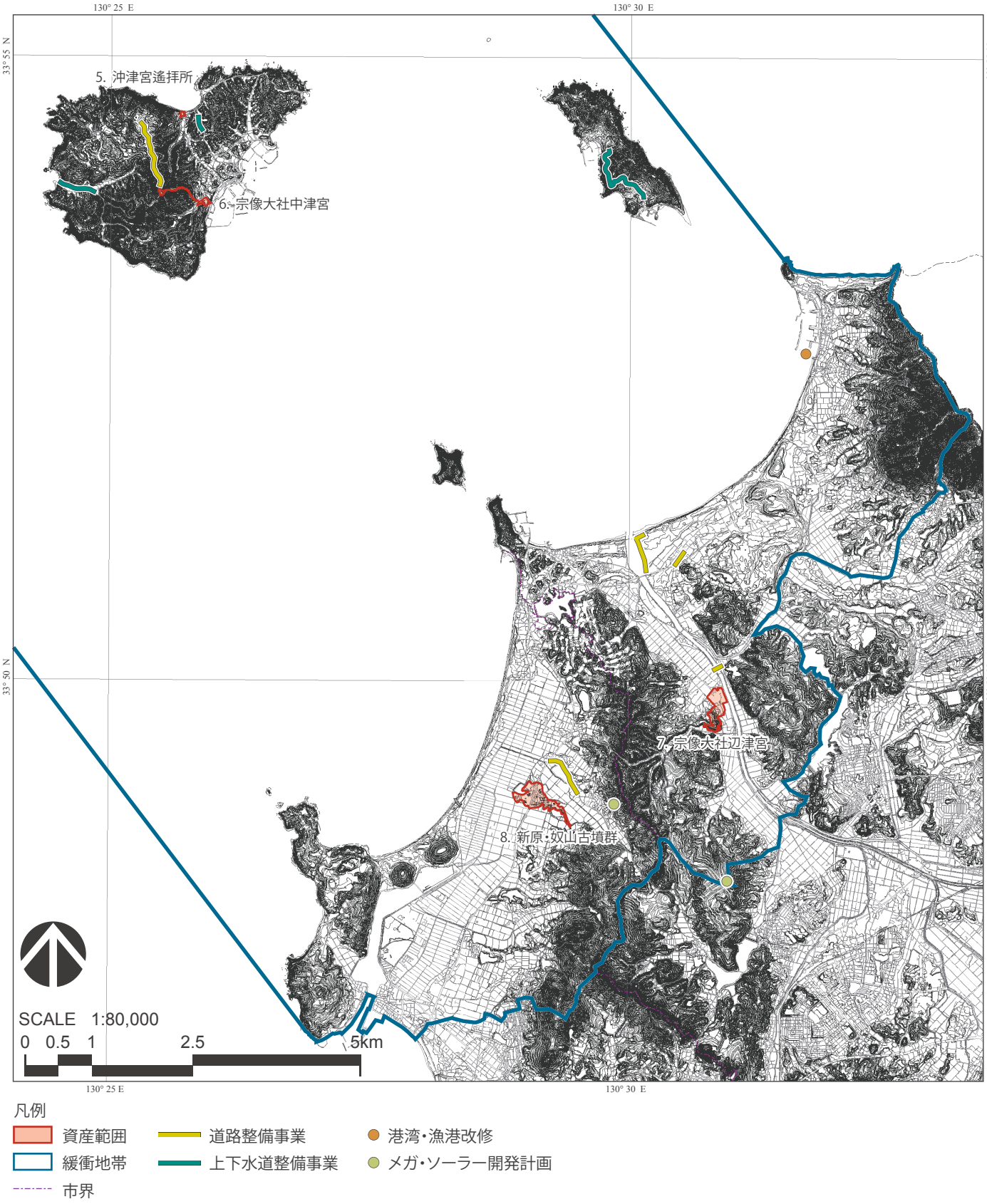

130° 25 E
130° 30 E
33° 55 N
33° 50 N
5. 沖津宮遙拝所
6. 宗像大社中津宮
7. 宗像大社辺津宮
8. 新原・奴山古墳群
SCALE 1:80,000
0 0.5 1 2.5 5km
凡例
資産範囲
緩衝地帯
市界
道路整備事業
上下水道整備事業
港湾・漁港改修
メガ・ソーラー開発計画

図 4-1 開発計画位置図

4.b.2　環境圧力

現時点では、資産に負の影響を与えるような環境の変化は確認されていないが、気候変動、酸性雨、大気汚染、鳥類による営巣活動等の影響が考えられる。よって、定期的な観察を実施し、資産の顕著な普遍的価値に対する影響が懸念される場合には、早い段階で影響を回避、軽減化するための対策を立案・実施する。

気候変動

気候変動によって、海面上昇や、台風や降雨の強度や頻度が増加した場合、釣川の氾濫等によって、辺津宮が浸水し地上部の建築物が被害を受ける可能性がある。

酸性雨

酸性雨による被害は現時点では確認されていないが、祭祀遺跡の地下および古墳墳丘内に埋蔵する金属遺物への影響が考えられる。



写真 4-5　オオミズナギドリ

大気汚染

大陸からの黄砂、粒子状物質等が偏西風に乗って日本に飛来する。これらは、沖津宮遙拝所や御嶽山山頂から沖ノ島への眺望といった構成資産相互の視認性に影響が出る可能性がある。



写真 4-6　沖ノ島におけるオオミズナギドリの巣穴

鳥類による営巣活動

沖ノ島全島は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されており、その豊かな自然環境は、約 10 万羽のオオミズナギドリやカラスバトといった希少種の繁殖地となっている。特にオオミズナギドリは、地面に巣穴を掘る習性があるため、祭祀遺跡の地下遺構及び遺物へ負の影響を与える可能性がある（写真 4-5、4-6）。現在、オオミズナギドリの営巣活動による影響は確認できていないが、今後、祭祀遺跡に与える影響の経過観察を行い、祭祀遺跡範囲については史跡保護を優先して対策を検討する。



写真 4-7 新原・奴山古墳群 22 号墳を覆う樹木

樹木による影響

宗像大社の祭祀遺跡及び、新原・奴山古墳群の一部の古墳の墳丘が樹木で覆われており、樹木根が地下遺構に影響を与える可能性がある（写真 4-7）

漂着ゴミ

沖ノ島や沖津宮遙拝所付近の海岸には、天候や対馬海流によって大量の漂着ゴミが漂着し、自然環境や景観の悪化が懸念される。漂着ゴミ対策として、宗像大社、氏子、漁業協同組合、地域住民、市民ボランティアが定期的に海岸を清掃している（**写真 4-8**）。台風など緊急の場合は宗像市が対応して漂着ゴミを処理している。



写真 4-8 地元住民のボランティアによる沖津宮遙拝所周辺の漂着ゴミの清掃

4.b.3　自然災害

資産の所在地域における災害としては、台風、大雨・洪水、地震（倒木・地形崩落を含む）、津波、火災が想定される。国、福岡県、宗像市、福津市は、災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、防災組織の整備、災害予防対策、観測・警戒活動、避難対策などの対策を講じている。また、個別の文化財保存管理計画に基づき、被災時の応急措置や現状復旧の対策を講じている。本資産における過去の災害履歴については、付属資料 1-1 包括的保存管理計画（**表 3-2**）を参照されたい。

台風

台風による建造物の倒壊や倒木に伴う遺跡や社殿の損壊、大雨による祭祀遺跡の覆土及び表出遺物の流出、古墳を含む遺構及び地形の崩壊が想定される。特に沖津宮遙拝所は海辺の高台に立地しており、海から強く吹き付ける風の影響を非常に受けやすいため、社殿の破損、倒壊が想定される。

台風対策として、倒壊の危険のある構造物や樹木等は、倒伏防止のための補強等を必要に応じて施す。また、台風の通過前後に構成資産の状況を巡回、点検により把握し、被害拡大及び二次的災害の防止に努める。

大雨・洪水

辺津宮では、過去に大雨で釣川が氾濫しており、今後もこのような洪水による資産への影響が懸念される。また、新原・奴山古墳群の墳丘等は大雨時の土砂崩壊の可能性がある。辺津宮周辺を流れる釣川については、河川改修を実施し、大雨時の洪水防止策を講じている。新原・奴山古墳群の墳丘や台地の縁辺部等といった土砂崩壊の発生が懸念される箇所では、法面緑化や崩落防止処置などの土砂崩落防止の対策を検討する。

地震

本資産は、沖ノ島南方から宗像市と福津市の境界線上を北西 - 南東方向に延びる西山断層上に位置し、M7.9 ～ 8.2 の地震が起きる可能性が指摘されている。

新原・奴山古墳群については、古墳の墳丘や台地の縁辺部や見学路等で土砂崩落等が発生した場合、被害拡大及び二次的災害の防止、及び応急的措置の必要性について検討する。宗像大社境内の建築物の破損や倒壊などの被害を防ぐため、必要な箇所に応じて地震対策を講じる。

津波

日本政府の最新の推計（2014 年 8 月時点）では、宗像市、福津市の沿岸部、大島、沖ノ島では、西山断層帯の影響によって最大 4.2 ～ 4.4m の津波が到達することが予想される。辺津宮、中津宮、沖津宮の祭祀遺跡や新原・奴山古墳群は高台に位置しており津波による影響は低いが、海岸沿いや釣川流域に位置する辺津宮の社殿について浸水被害を及ぼす恐れがある（図 4-2）。

津波による影響を最小限に抑える対策として、予知のための観測体制、避難・警戒体制、防災施設を整備するとともに、国、福岡県、宗像市、福津市が策定した防災計画を確実に実施する。

火災

宗像大社境内の建造物の多くが木造建造物であるため、火災が発生した場合は焼損または全焼の恐れがある。宗像大社は、防火・消火に関する自主防火組織を整備し、定期的な消火訓練を実施している。

沖ノ島は通常、神職が 1 名滞在するのみで人為的火災の可能性は低いが、多くの来訪者が訪れる宗像大社辺津宮や宗像大社中津宮では、自動火災報知器、消火栓、放水銃、防火水槽、避雷針等を設置し、適切な防火対策を行っている（図 4-3、4-4）。



写真 4-9 辺津宮駐車場における防火訓練

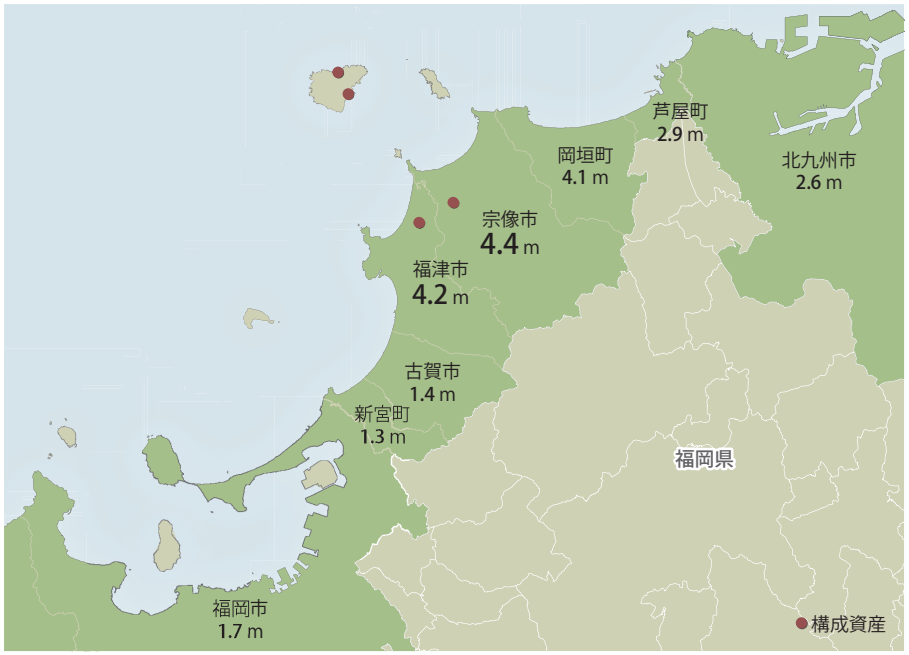


図 4-2 福岡県最大津波高分布図
出典：国土交通省，2014 年

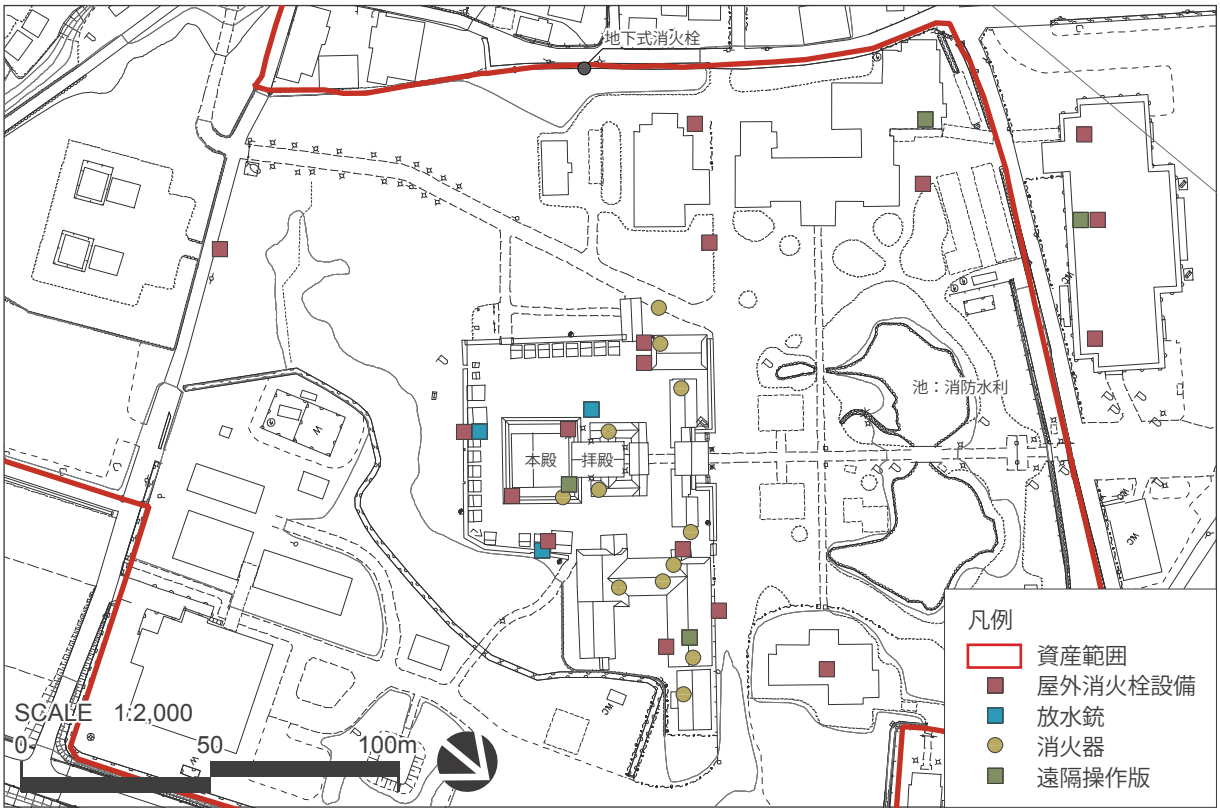


図 4-3　防火施設配置図（宗像大社辺津宮）

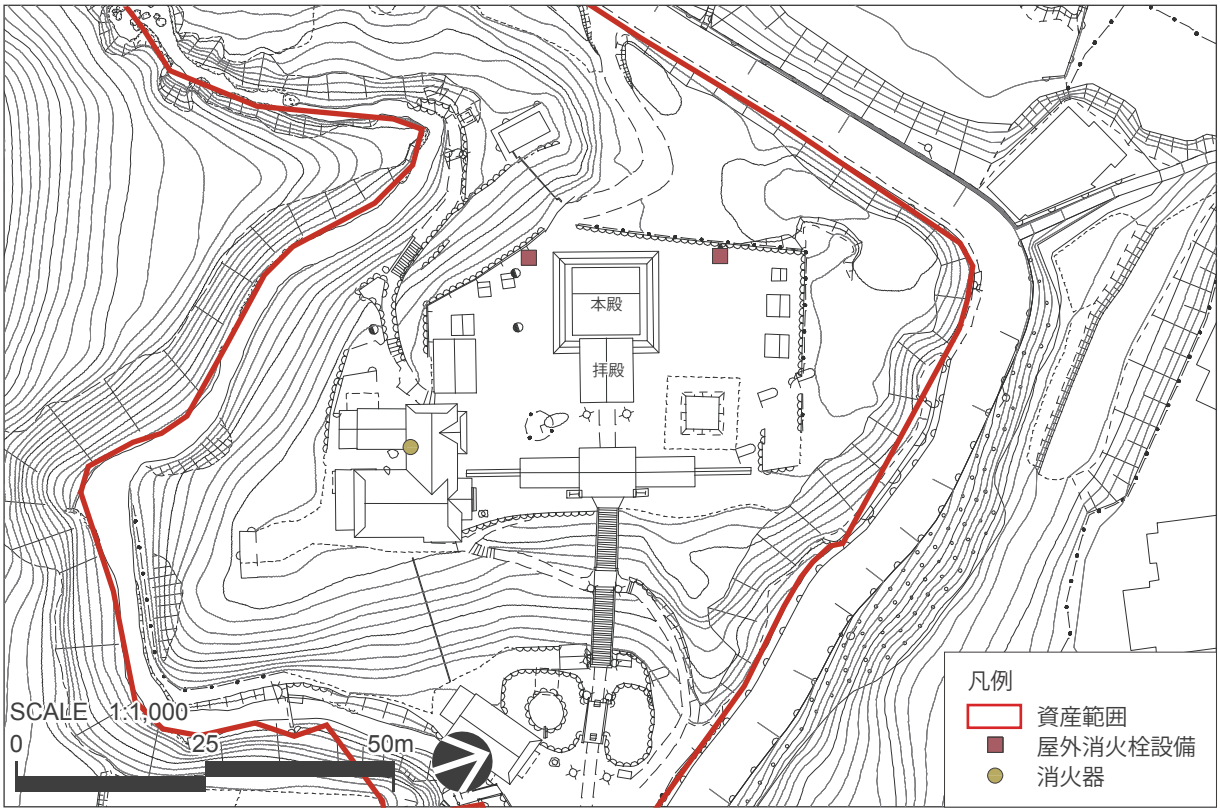


図 4-4 防火施設配置図（宗像大社中津宮）

4.b.4 来訪者

本資産が所在する宗像市、福津市の来訪者数について、宗像市では 2003 年に 500 万人を突破して以降漸増し、2011 年は約 660 万人を数える。福津市では概ね 500 万人前後で推移しており、2011 年は約 480 万人を数える（図 4-5 参照）。

現時点では、観光によって阻害されている状況は確認されていないが、世界遺産登録後には、国内外からの来訪者の増加によって、資産の毀損、信仰の阻害、周辺環境の悪化など、観光圧力による負の影響の増加が想定される。

よって、来訪者数や資産に与える影響について注意深く経過観察を行い、観光動線の設定や来訪者施設の設置、情報提供等の来訪者の受け入れ体制を整備する（5.i 参照）。

構成資産 1 ～ 4：宗像大社沖津宮

沖ノ島は原則非公開であり、宗像大社の神職が 10 日間交代で 1 名常時勤務し、所有者である宗像大社の許可を得た者のみ上陸することができる。一般参拝者は、年に一度の沖津宮現地大祭（写真 4-10）に際し、約 200 名の男性が海中での禊などの禁忌を遵守の上、参拝することを許されている。これら伝統的慣習に基づく入島制限・行為制限によって、祭祀遺跡や社殿に対する人的な被害がないよう適切に管理している。



写真 4-10 沖津宮現地大祭の様子（5 月 27 日）

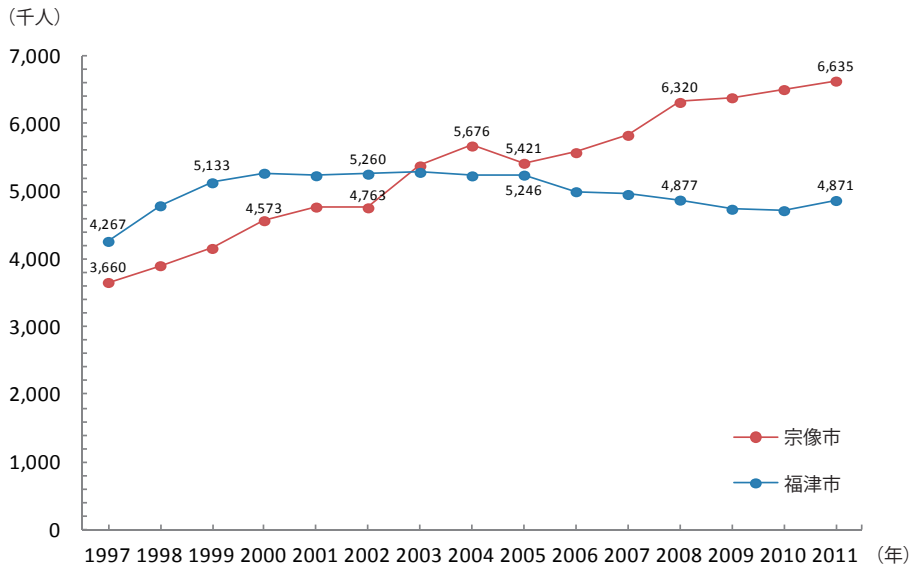


図 4-5 宗像市、福津市の観光入込客数の推移
資料：福岡県観光入込客推計調査

さらに、宗像大社の許可なく無断で沖ノ島に立ち入ることは、刑法により罰則対象としている。

沖ノ島の周辺海域は、宗像大社の信仰を支えてきた周辺漁業従事者の漁場であり、禁忌事項を厳守の上、沖の島漁港を利用するとともに、沖ノ島の維持管理の役割を担っている。その他の船舶は、悪天候等の緊急避難する場合のみ沖の島漁港内に停泊することが可能である。沖の島漁港への寄港船の数は宗像大社の神職によって毎日記録されている。今後、プレジャーボートにより人々が沖ノ島を訪れようとする可能性があるため、沖ノ島へ不当に立ち入らないように禁止事項を記した看板を設置するなど、防犯体制の強化に努めている。

構成資産 5：宗像大社沖津宮遙拝所

沖津宮遙拝所は、非公開である沖ノ島を遥拝する信仰の場として、境内を公開している。2014 年の来訪者調査によると、大島への観光目的の来訪者は年間 10,000 人程度であり、大島を訪れる多くの観光客が沖津宮遙拝所を訪れている。

沖津宮遙拝所は、中津宮の神職によって管理されているが、常駐ではなく毀損や放火などの被害が生じる可能性がある。このため、宗像大社、地域住民、警察などと連携・協力して定期的な巡回・点検を行っている。

構成資産 6：宗像大社中津宮

中津宮は、本殿を中心とした境内や御嶽山山頂への参道、御嶽山山頂に位置する御嶽神社などが公開されているが、御嶽山祭祀遺跡は人の立入が禁止されている。2014 年の来訪者調査によると、大島への観光目的の来訪者は年間 10,000 人程度であり、大島を訪れる多くの観光客が中津宮を訪れている。

中津宮境内は、御嶽山麓に常駐する神職によって管理されているが、山頂の御嶽山祭祀遺跡には常駐ではなく毀損や放火等の被害が生じる可能性があるため、宗像大社、地域住民、警察などと連携・協力して定期的な巡回、点検を行っている。

構成資産 7：宗像大社辺津宮

辺津宮は、本殿を中心とした境内や高宮祭場、神宝館などが公開されている。辺津宮は、宗像大社三宮の中で最も来訪者が多く、2014 年の来訪者

数は約 85 万人を数える。辺津宮には信仰目的だけでなく、観光で不特定多数の人々が訪れるため、所有者である宗像大社が範囲や時間帯を定めて公開している。

構成資産 8 ：新原・奴山古墳群

新原・奴山古墳群は、一部私有地を除き公開しており、所有者である福津市が、見学ルートを設定し、遺跡の保護上問題のある場所については立ち入らないように誘導している。また、地域住民と連携して定期的な巡回、点検を行っている。

現在の来訪者数について、2013 年度の新原･奴山古墳群のガイド･ツアー参加者が 1,400 人であり、新原・奴山古墳群の来訪者施設の整備後は年間 3 ～ 5 万人と試算している。今後、新原・奴山古墳群の来訪者の実数を把握するための仕組みを早期に確立するとともに、来訪者が増加した場合に備え散策路やサインを整備する。

4.b.5 資産と緩衝地帯に居住する人口

推薦資産内人口： 20 人
緩衝地帯内人口： 13,652 人
合計 13,652 人
集計年月 2015 年 11 月



写真 4-11 沖ノ島には 1 名の宗像大社の神職が 10 日間交代で常駐している。

表 4-2 推薦資産及び緩衝地帯内の人口（人）

ID No.	構成資産	資産範囲	緩衝地帯
1 ～ 4	宗像大社沖津宮	0*	0
5	宗像大社沖津宮遙拝所	0	695
6	宗像大社中津宮	0	
7	宗像大社辺津宮	10	12,957
8	新原・奴山古墳群	10	
計		20	13,652

* 沖ノ島は一般立ち入り禁止で居住者はいないが、宗像大社の神職 1 名が 10 日間交代で常時勤務している（写真 4-11）



辺津宮における日常の手入れ

第5章 資産の保護と管理

5.a 所有関係

5.b 保護に関わる指定

5.c 保護の実施手段

5.d 資産が所在する市、県の関連計画

5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

5.f 財源及び財政的水準

5.g 保存管理技術の専門的知識及び研修

5.h 来訪者施設と基盤施設

5.i 資産の公開、活用に関する方針、計画

5.j 職員の技術水準と専門性

資産の保護と管理

5.a　所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、以下に記すとおりである。

表 5-1　構成資産の位置及び所有者

ID No.	名称	所在地	所有者	所有率
1	沖ノ島	宗像市大島	宗像大社	99.9 %
			漁業協同組合	0.1 %
2	小屋島	宗像市大島	国 *	100 %
3	御門柱	宗像市大島	国 *	100 %
4	天狗岩	宗像市大島	国 *	100 %
5	宗像大社沖津宮遙拝所	宗像市大島	宗像大社	100 %
6	宗像大社中津宮	宗像市大島	宗像大社	87 %
			宗像市	12.9 %
			福岡県	0.1 % 未満
7	宗像大社辺津宮	宗像市田島	宗像大社	94.9 %
			宗像市	1.8 % 未満
			個人	3.3 % 未満
8	新原・奴山古墳群	福津市勝浦	福津市	63.8 %
			福岡県	5.4 %
			国	0.2 %
			宗教法人	2.7 %
			農業協同組合	7.2 %
			事業者	4.5 %
			個人	16.2 %

* 岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）は、宗像市が管理している。

5.b 保護に関わる指定

資産の全範囲は文化財保護法に基づく「史跡」に指定されており、行政と所有者が連携して適切に保存管理している。特に島全体が信仰の対象である沖ノ島は、文化的伝統である「禁忌」に基づく入島制限、行為制限によっても保護されている。

緩衝地帯は、資産の顕著な普遍的価値への影響を未然に防ぐため、全ての構成資産を包含する陸域、海域の範囲に設定している。また、景観法をはじめとした各種法令等により万全な保全措置を講じている。包括的保存管理計画と各法令、計画等の関係は図 5-1 に示すとおりである。

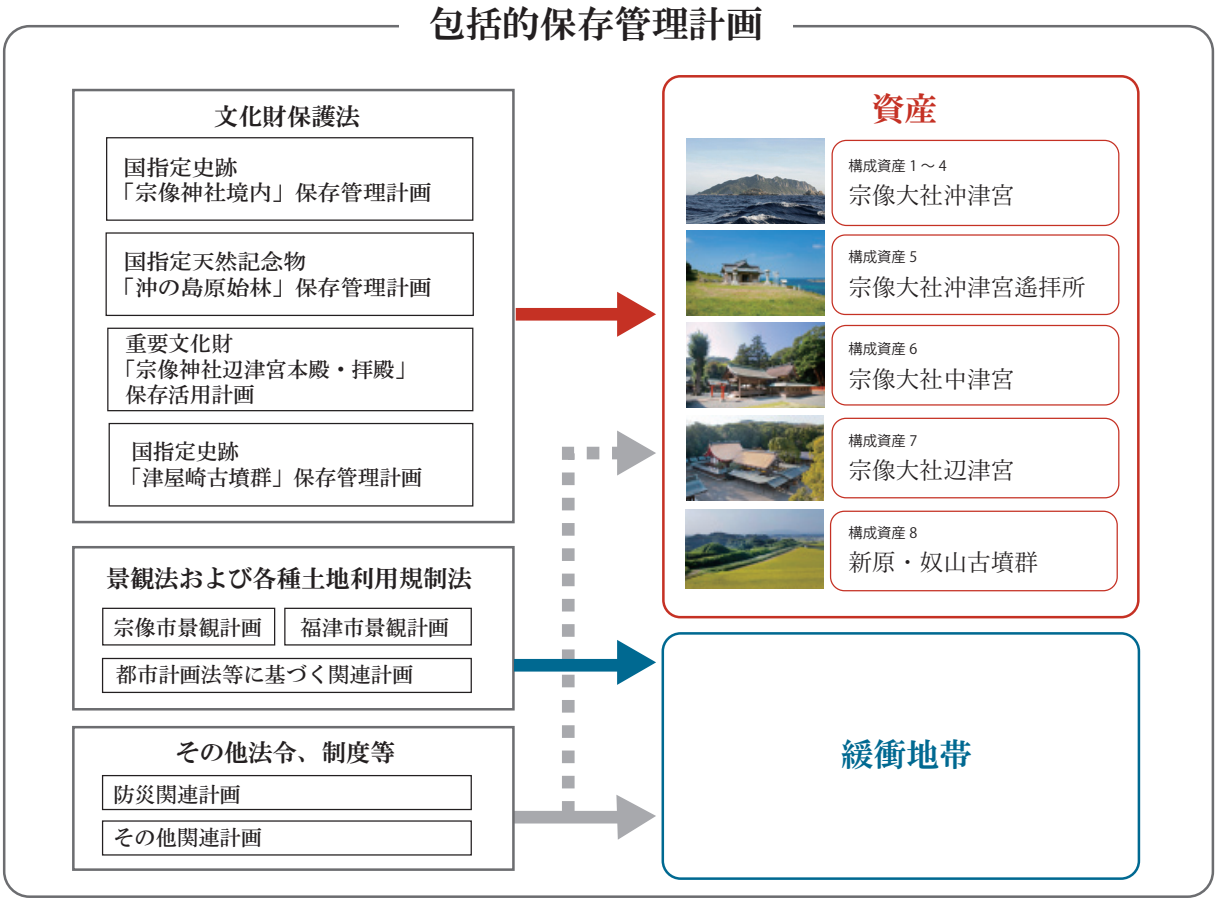


図 5-1 包括的保存管理計画と法令、制度等との関係性

5.b.1　資産

(1) 文化財保護法の指定状況

遺跡及び建築物、地下に埋蔵されている遺構・遺物のみならず、それらと密接な関係を持つ自然地形など、本資産の顕著な普遍的価値に貢献する諸要素を包含する全ての構成資産は、文化財保護法の下に国の史跡、天然記念物、重要文化財に指定されている。これらの指定された遺跡および建築物、工作物、土地に関しては、国の許可無くそれらの現状を変更することはできない。

宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮は、国指定史跡「宗像神社境内」に一括して指定されている。新原・奴山古墳群は国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部として指定されている。加えて、沖ノ島全島は国指定天然記念物「沖の島原始林」に、宗像大社辺津宮の本殿、拝殿は国指定重要文化財に指定されている。

構成資産の文化財保護法による指定状況は、**表 5-2** に示すとおりである。

文化財保護法の規定により、文化財の保存管理・修理・公開については、所有者または管理者が適切に行うことを原則とし（法第 31 条、第 113 条、第 119 条）、必要に応じて国と地方公共団体が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている（法第 35 条、第 47 条、第 118 条）。また、史跡指定地の現状変更等を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない（法第 43 条、第 125 条）。文化庁長官は、イコモス国内委員会委員を多数含む文化審議会文化財分科会に対して、現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可する。したがって、資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可手続きが必要となる。

各構成資産の保存管理方針は**表 5-3** に示すとおりである。

(2) 所有者と地域コミュニティによる維持管理

特に沖ノ島は、文化的伝統である「禁忌」に基づく入島制限、行為制限によって所有者である宗像大社および氏子である地域住民によって守られてきた経緯がある。現在も沖ノ島の渡島の際には、「沖ノ島では、上陸後直ちに海中での禊を行うこと」「一木一草一石たりとも島外へ持ち出さないこと」等の厳守事項を宗像大社が定めている。本資産の顕著な普遍的価値を保護するため、文化財保護法に基づく保護に加えてこうした文化的伝統についても今後も維持する。

表 5-2 構成資産の文化財保護法指定状況

ID No.	構成資産	文化財保護法による指定種別及び指定名称	
1	沖ノ島	**史跡「宗像神社境内」**[*1] 1971 年 4 月 22 日 : 文化財保護法による指定 2013 年 10 月 17 日 : 文化財保護法による追加指定 2015 年 10 月 7 日 : 文化財保護法による追加指定	**天然記念物「沖の島原始林」** 1926 年 10 月 20 日 : 史跡名勝天然紀念物保存法による指定
2	小屋島		
3	御門柱		
4	天狗岩		
5	宗像大社沖津宮遙拝所		
6	宗像大社中津宮		**福岡県有形文化財「宗像神社中津宮本殿」**[*2] 1972 年 4 月 15 日 : 指定
7	宗像大社辺津宮		**重要文化財「宗像神社辺津宮本殿」「宗像神社辺津宮拝殿」** 1907 年 5 月 27 日 : 古社寺保存法による特別保護建造物に指定 1929 年 7 月 1 日 : 国宝保存法による国宝に指定 1950 年 8 月 29 日 : 文化財保護法による重要文化財に指定 1967 年 6 月 15 日 : 棟札 10 枚（本殿 9 枚、拝殿 1 枚）が文化財保護法による重要文化財附に追加指定
8	新原・奴山古墳群	**史跡「津屋崎古墳群」** 2005 年 3 月 2 日 : 文化財保護法による指定 2011 年 2 月 7 日 : 文化財保護法による追加指定 2014 年 10 月 6 日 : 文化財保護法による追加指定 2015 年 10 月 7 日 : 文化財保護法による追加指定 2016 年 10 月 3 日 : 文化財保護法による追加指定	

*1「宗像神社境内」は、宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮で構成される。
*2 文化財保護法に基づく福岡県文化財保護条例による指定

表 5-3　各構成資産の保存管理方針 (1/2)

ID No.	構成資産	保存管理方針
1 ～ 4	宗像大社沖津宮	- 沖ノ島祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物、地上遺構)、沖津宮社殿、境内配置、自然、人為的地形、社叢林について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。 - 沖ノ島の独自の生態系や希少種など、貴重な自然環境の価値を保護する。ただし、沖ノ島祭祀遺跡の周囲を最優先する。 - 沖ノ島祭祀遺跡は、多量の遺物が地上に露出また地下に埋蔵されており、非常に壊れやすい状態にあるため、禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。 - 調査は原則、保存管理に資するものに限り、事前に十分な検討を行った上で必要最低限の範囲で実施する。 - 整備は祭祀遺跡の保存や信仰活動上、必要なものに限る。 - 漁港部のコンクリート治山法面について、崩落防止と景観保全との両立を考慮しながら、改修時により周辺環境に調和する工法を検討する。 - 資産範囲に隣接する漁港部の防波堤や消波ブロック、建造物等の人工構造物について、漁港・避難港としての機能維持と景観保全との両立を考慮しながら、改修時により周辺環境に調和する工法を検討する。 - 2018 年から 2020 年にかけて、沖津宮本殿の修理が予定されている。修理の際は、必要な範囲内において専門調査を行い、構成資産に与える影響を十分考慮した上で実施する。
5	宗像大社沖津宮遙拝所	- 社殿、境内配置、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。 - 沖ノ島を遥拝する信仰の場としての機能を維持するとともに、沖ノ島への眺望を保全する。 - 資産の修復・整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。
6	宗像大社中津宮	- 御嶽山祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)、自然、人為的地形、社叢林、社殿・境内配置について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。 - 信仰活動上必要な建築物等の修復、新築、増改築にあたっては、地下に埋蔵されている遺構・遺物や境内の配置、信仰の場としての機能を十分考慮し、資産に調和したものとする。 - 資産の修復・整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。

表 5-3 各構成資産の保存管理方針 (2/2)

ID No.	構成資産	保存管理方針
7	宗像大社辺津宮	- 下高宮祭祀遺跡・上高宮 (地下遺構、埋蔵遺物)、辺津宮社殿、境内配置、社叢林、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。 - 信仰活動上必要な建築物等の修復、新築、増改築にあたっては、地下に埋蔵されている遺構・遺物や境内の配置、信仰の場としての機能を十分考慮し、資産に調和したものとする。 - 資産に隣接する祈願殿および駐車場について、辺津宮境内の玄関口として周辺環境により調和させる可能性を検討する。また、海の道むなかた館について、周辺環境により調和させる検討と将来的な移転の可能性を考慮する。 - 2016 年以降、辺津宮諸施設(第二宮、第三宮、斎館、神宝館等) の整備を予定している。施設整備の際は、必要な範囲内において発掘調査等の調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮した上で実施する。
8	新原・奴山古墳群	- 顕著な普遍的価値を構成する古墳(地下遺構 : 周溝、埋葬施設、埋蔵遺物 / 地上遺構 : 墳丘、周堤、葺石)、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。 - 居住や事業を目的とした施設の新築・増築・改築は、構成資産に与える影響を十分考慮し、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。 - 構成資産内を通過する道路について、公益上必要最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、道路が顕著な普遍的価値へ与える影響を十分考慮し、自然環境に調和させる可能性を検討する。 - 資産範囲に位置する大型農業施設等について、撤去とその後の跡地整備について専門家を含む委員会で検討する。 - 削平などによって墳丘が崩落する危険性のある古墳については、崩落防止のための保護措置を検討する。修復の手法は発掘調査成果に基づいて専門家を含む委員会において検討する。

5.b.2　緩衝地帯

(1) 設定の考え方

資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、全ての構成資産を含む範囲に緩衝地帯を設定する。緩衝地帯の設定にあたっては、以下 3 点を基本的な考え方とし、個々の構成資産から視認可能となる周囲の海域、丘陵、河川などの自然地形、行政区界の範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する 79,363.48ha の範囲を緩衝地帯に設定する。

1）構成資産間および海への眺望を保全すること
2）資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
3）資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

緩衝地帯の範囲は**図 5-2** に示すとおりである。

(2) 法規制に基づく管理

本資産の緩衝地帯は陸域と海域の広範囲に及ぶため、緩衝地帯全体をゾーニングして地域毎の特性に応じて管理方針を設定し、土地利用状況に応じた各種法規制を組み合わせることによって、万全な保護措置を講じている。緩衝地帯のゾーニングは**図 5-3**、各法令等の適用状況は**表 5-3** 及び**図 5-4 ～ 5-10** に示すとおりである。

緩衝地帯内の海域については、福岡県一般海域管理条例、自然公園法、港湾法、漁港漁場整備法等に基づいて管理している。海域の管理の中で主体となる法令が福岡県一般海域管理条例であり、緩衝地帯の海域全域を対象に洋上工作物の設置について許可制に基づく行為規制を行っている。

緩衝地帯内の陸域については、都市計画法、自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づいて土地利用規制を設けている。陸域の中で主体となる法令は景観法であり、宗像市、福津市が景観法に基づき定める景観計画・景観条例によって緩衝地帯を景観重点区域に位置づけ、一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築、土地の形質変更、木竹の伐採行為等について、事前に宗像市、福津市への届出を義務付けており、建築物、工作物等の高さ、色彩、形態、意匠等に関して景観規制、誘導している。

また、構成資産内外の重要な眺望景観を保全するために構成資産内外に視点場（**図 5-3, 写真 5-1～5-6**）を設定し、各構成資産間の眺望を阻害する要因を抑制するとともに、資産と一体となった景観の保全、形成を図っている。

さらに、構成資産間をつなぐ道路や港湾、漁港など重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設（**図 5-6**）に指定し、整備方針・基準を設けて積極的な景観整備に取り組んでいる。なお、大島では、より法的拘束力のある準景観地区に指定しており、認定・許可手続きによって景観規制・誘導している。

緩衝地帯内で規制されている特定の行為に関する詳細については、付属資料 1-1「包括的保存管理計画」を参照されたい。

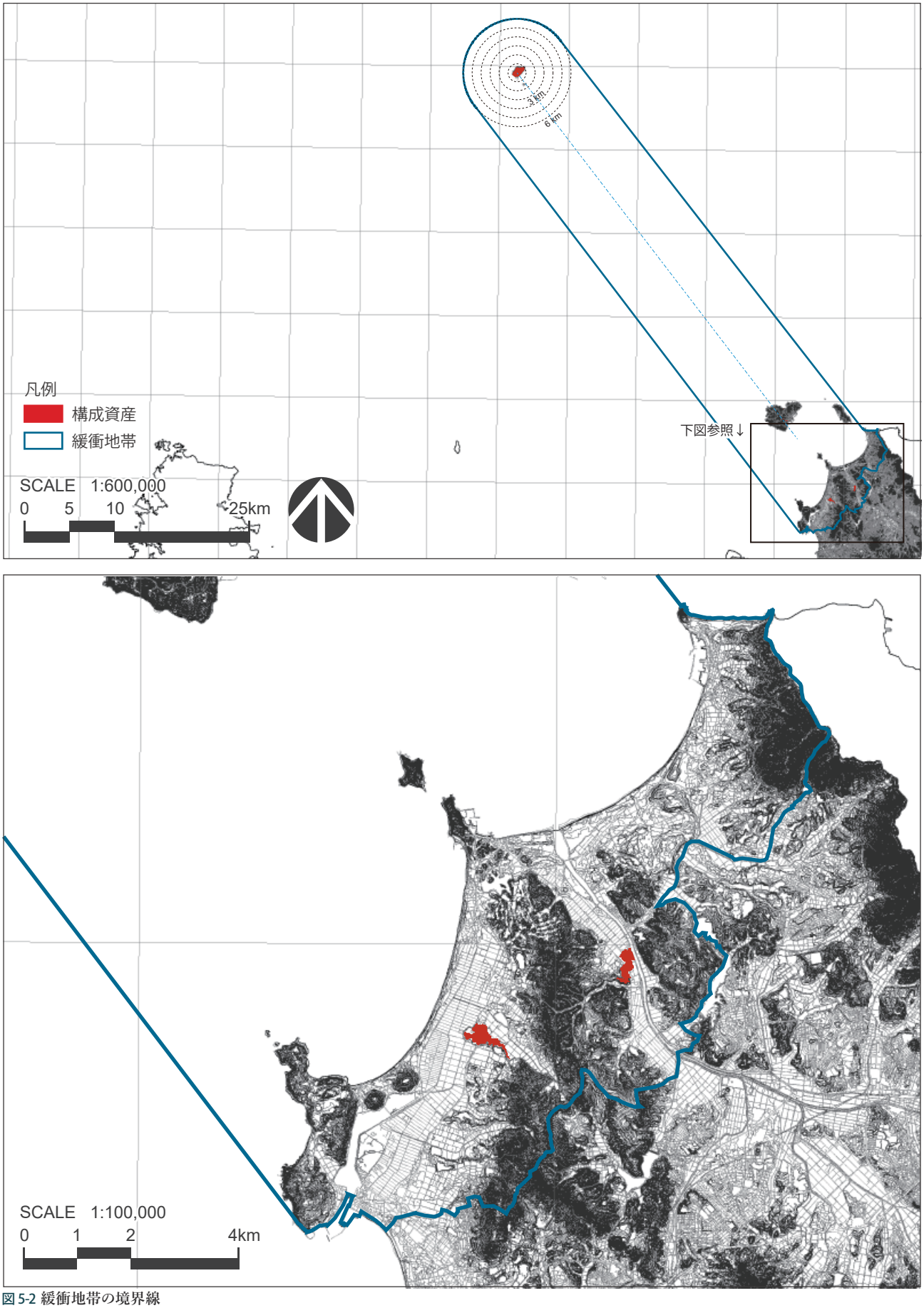


図 5-2 緩衝地帯の境界線

表 5-4 緩衝地帯への法令、制度等の適用状況一覧

法令・制度等		対象区域	緩衝地帯					
			A 沖ノ島周辺ゾーン	B 沖ノ島―大島間ゾーン	C 大島ゾーン	D 大島―九州本土間ゾーン	E 辺津宮周辺ゾーン	F 新原・奴山古墳群周辺ゾーン
景観規制	景観法（宗像市景観計画、景観条例、福津市景観計画、景観条例）	景観重点区域	+		++	+	++	++
		準景観地区			++			
		景観重要公共施設（漁港、港湾、道路、河川、海岸）	+		+	+	+	+
	屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例、福津市屋外広告物条例）	緩衝地帯（陸域）	+		+	+	+	+
土地利用規制	都市計画法	都市計画区域					+	+
		市街化調整区域					++	
		準都市計画区域						+
	自然公園法	玄海国定公園（第１～３種特別地域、普通地域）				+	+	+
	自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	自然環境保全地域（特別地区、普通地区）	+		+			
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地			+		++	++
	森林法	保安林 地域森林計画対象民有林			+		+	+
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林					+	+
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域			+		+	+
	海岸法	海岸保全区域 一般公共海岸区域			+	+	+	+
	港湾法	港湾区域			+			
	漁港漁場整備法	漁港区域	+		+	+	+	+
	福岡県一般海域管理条例	一般海域	++	++		++		
	公有水面埋立法	公有水面	+	+		+		
	河川法	河川区域					+	
その他	文化財保護法	国史跡 周知の埋蔵文化財包蔵地			+		+	+

++：緩衝地帯保全の中心となる法令・制度
+　：緩衝地帯を補足的に保全する法令・制度

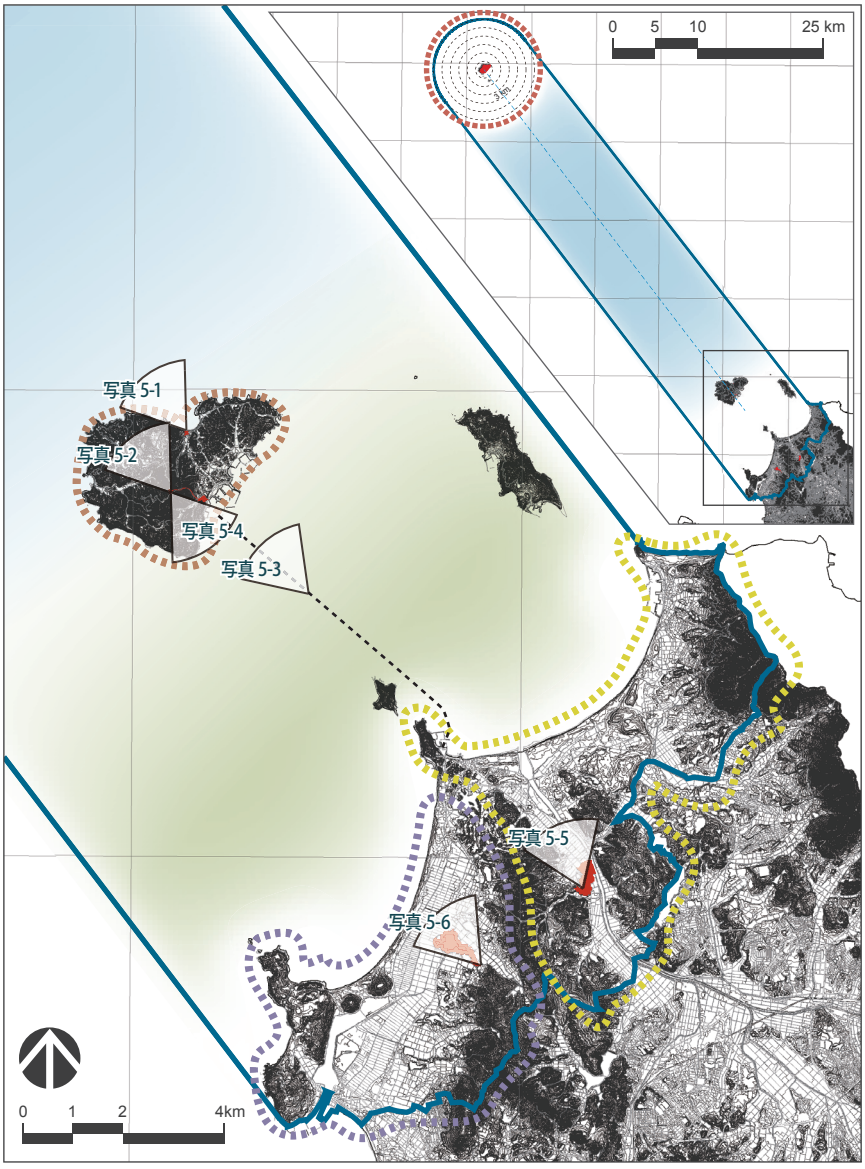


図 5-3　緩衝地帯のゾーニング

A : 沖ノ島周辺ゾーン

- 沖ノ島の保全を最優先する。
- 文化的伝統に基づく「禁忌」の継承と厳守（入島制限による祭祀遺跡、生態系、信仰の保護）。
- 漁業と遊漁との調整を図る。
- 漁港及び避難港としての機能維持と信仰の場に相応しい視覚的調和を図る。

B : 沖ノ島 - 大島間ゾーン

- 御嶽山山頂及び沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望を保全する。
- 海への眺望を阻害する洋上構造物の規制を行う。



写真 5-1　沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望

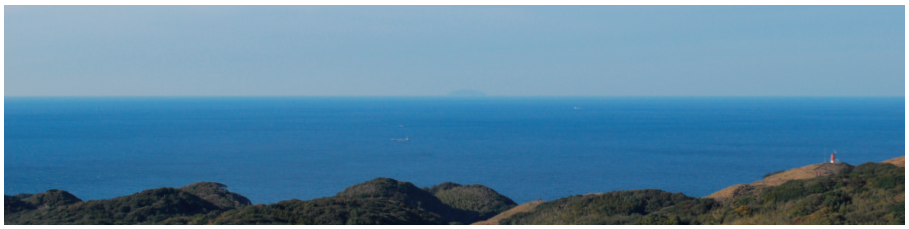


写真 5-2　御嶽山展望台から沖ノ島への眺望

C: 大島ゾーン

- 構成資産（中津宮、沖津宮遙拝所）周辺の景観を保全する。
- 住民生活に支障をきたさないように調整を図る。



写真 5-3 神湊 - 大島間渡船航路からの眺望

D：大島 - 九州本土間ゾーン

- 御嶽山山頂から九州本土側への眺望を保全する。
- 海への眺望を阻害する洋上構造物を規制する。



写真 5-4 御嶽山山頂から九州本土への眺望

E：辺津宮周辺ゾーン

- 構成資産（辺津宮）周辺の景観を保全する。
- 辺津宮の下高宮祭祀遺跡から釣川への眺望を保全する
- 住民生活に支障をきたさないように調整を図る。



写真 5-5 下高宮祭祀遺跡から釣川流域への眺望

F：新原・奴山古墳群周辺ゾーン

- 構成資産（新原・奴山古墳群）周辺の景観を保全する。
- 新原・奴山古墳群が立地する台地上から大島と海への眺望を保全する。
- 津屋崎古墳群及び旧入海の田園景観を一体的に保全する。
- 住民生活に支障をきたさないように調整を図る。



写真 5-6 高台から新原・奴山古墳群への眺望

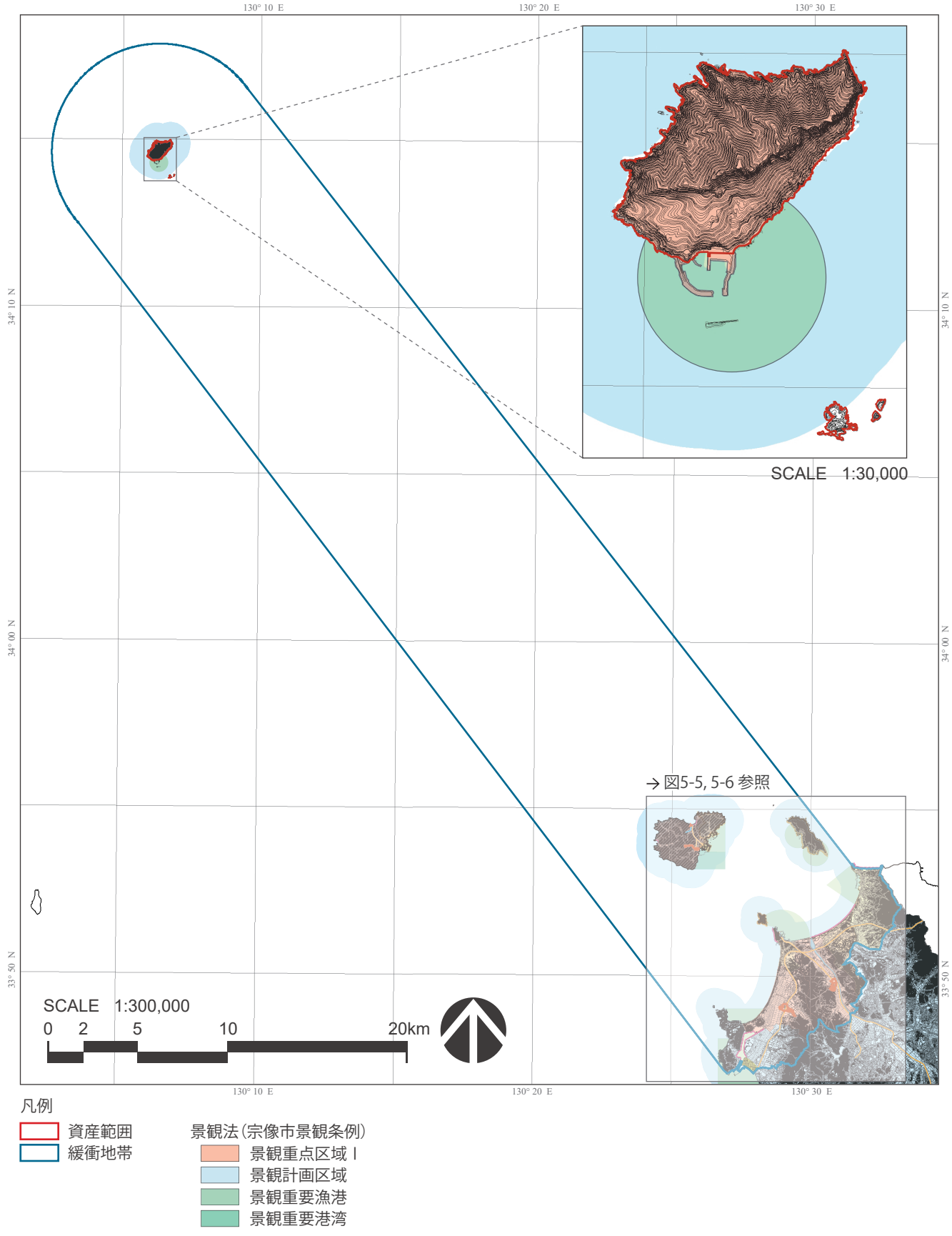


図 5-4　沖ノ島周辺の緩衝地帯における法規制図（景観法関係）

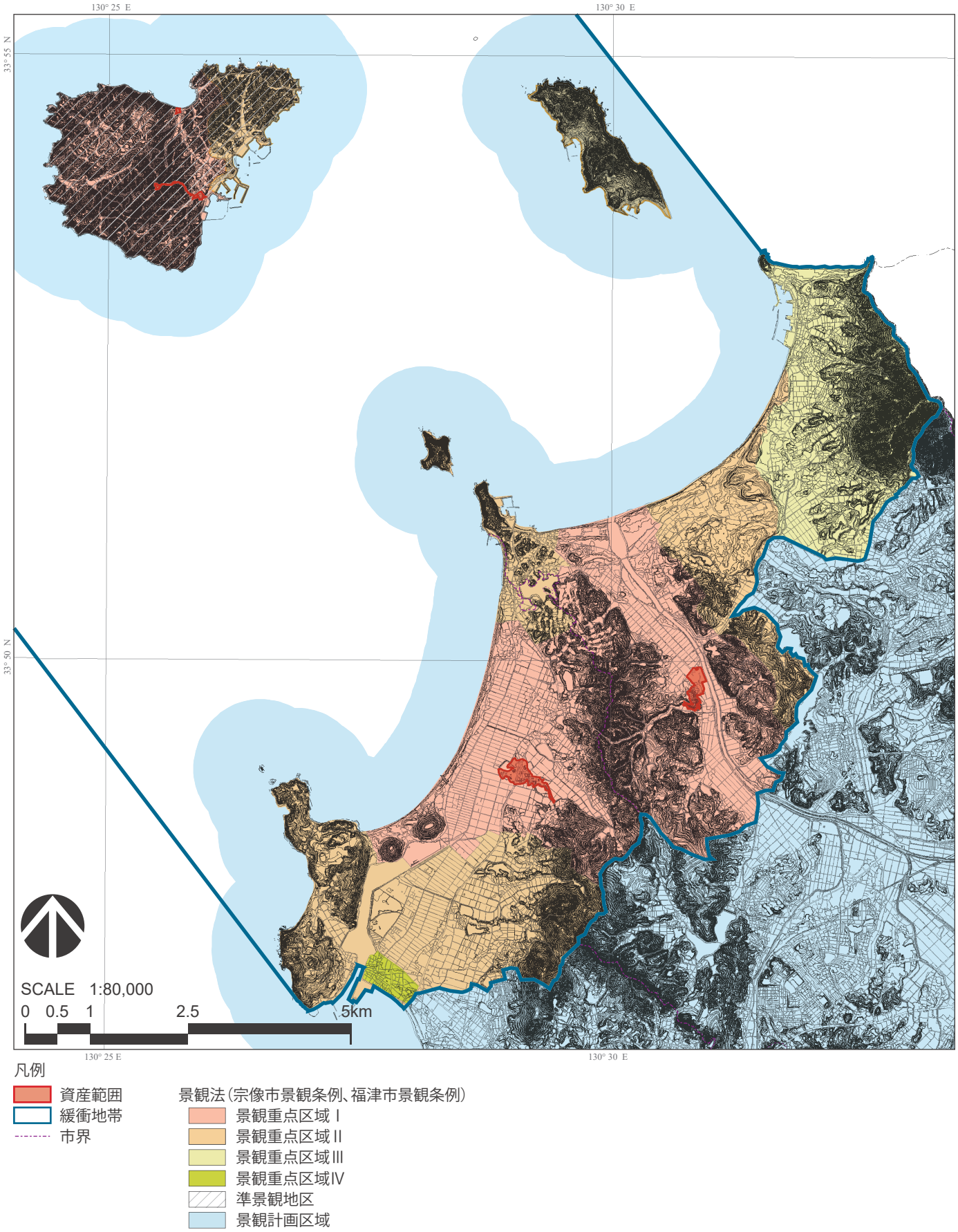


図 5-5 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（景観法関係 1/2）

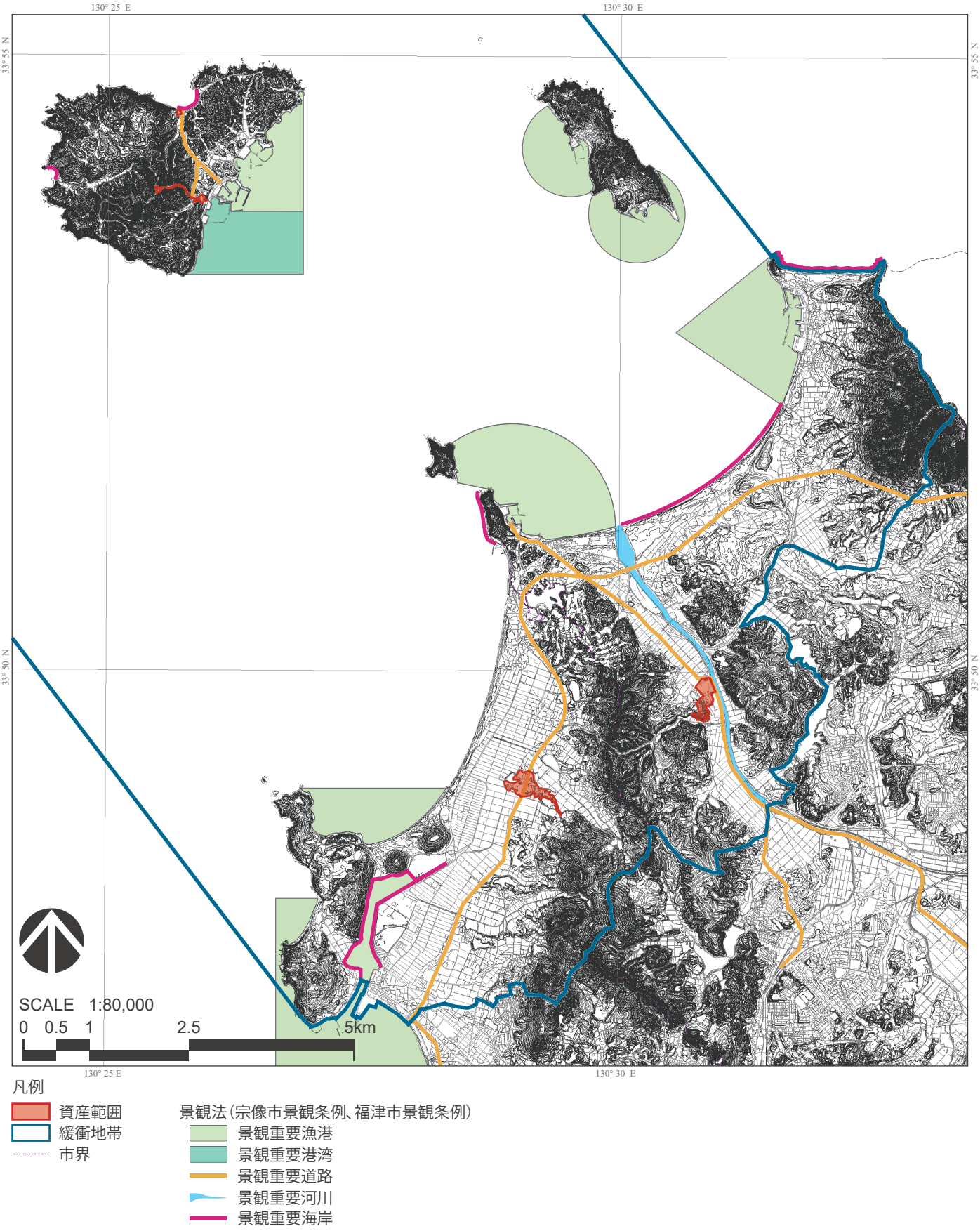


図 5-6　大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（景観法関係 2/2）

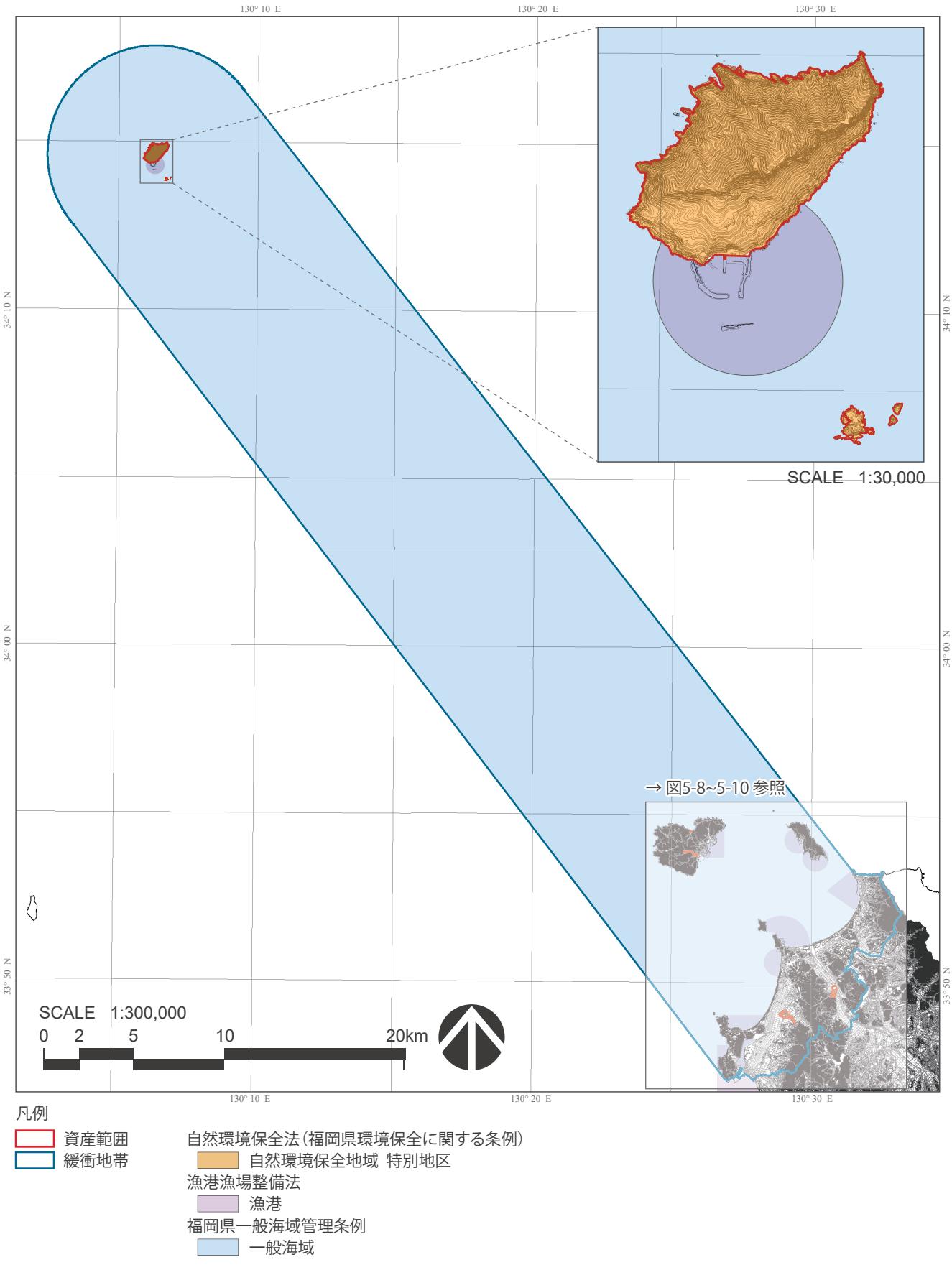


図 5-7 沖ノ島周辺の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係）

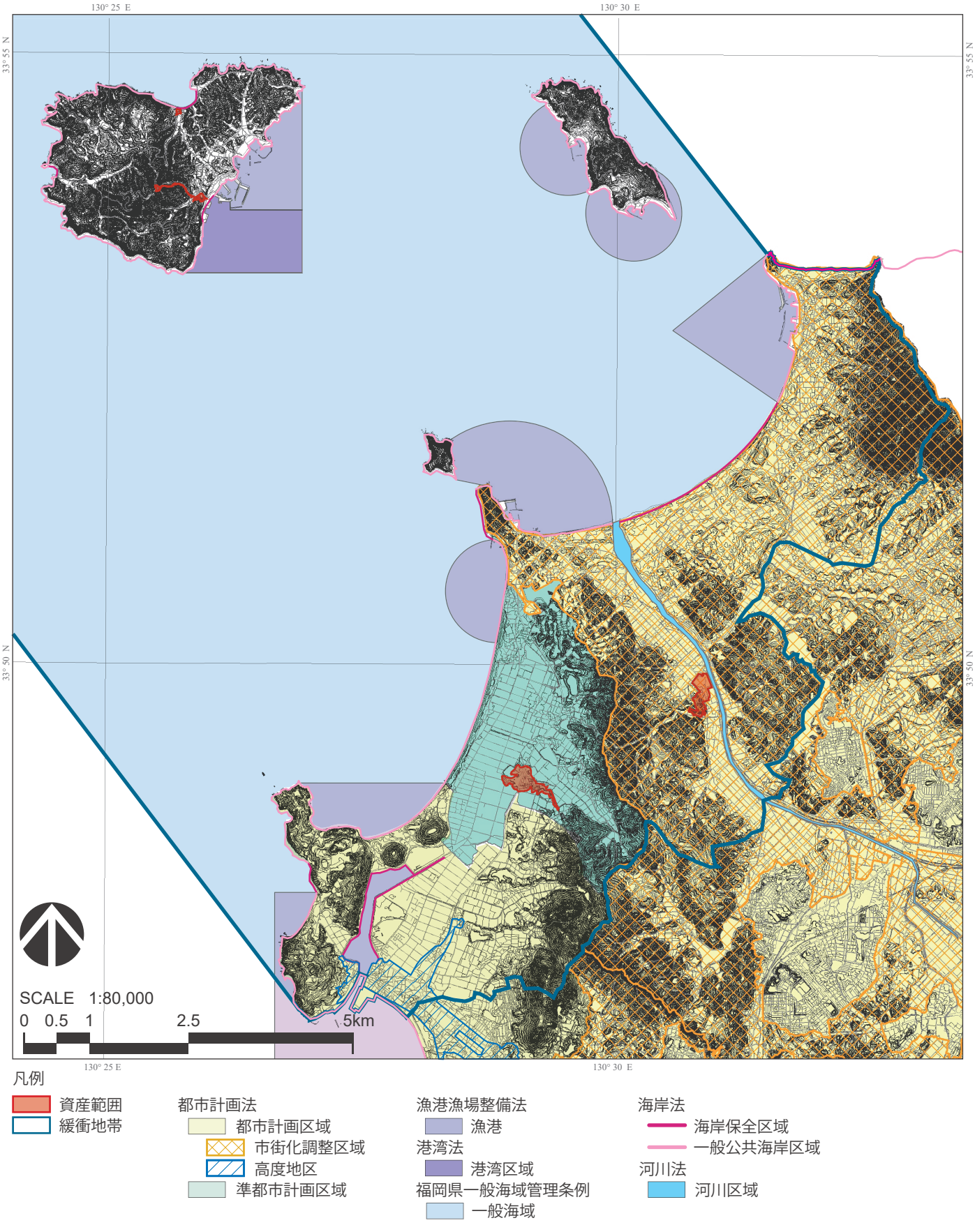


図 5-8　大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係　国土交通省所管法令）

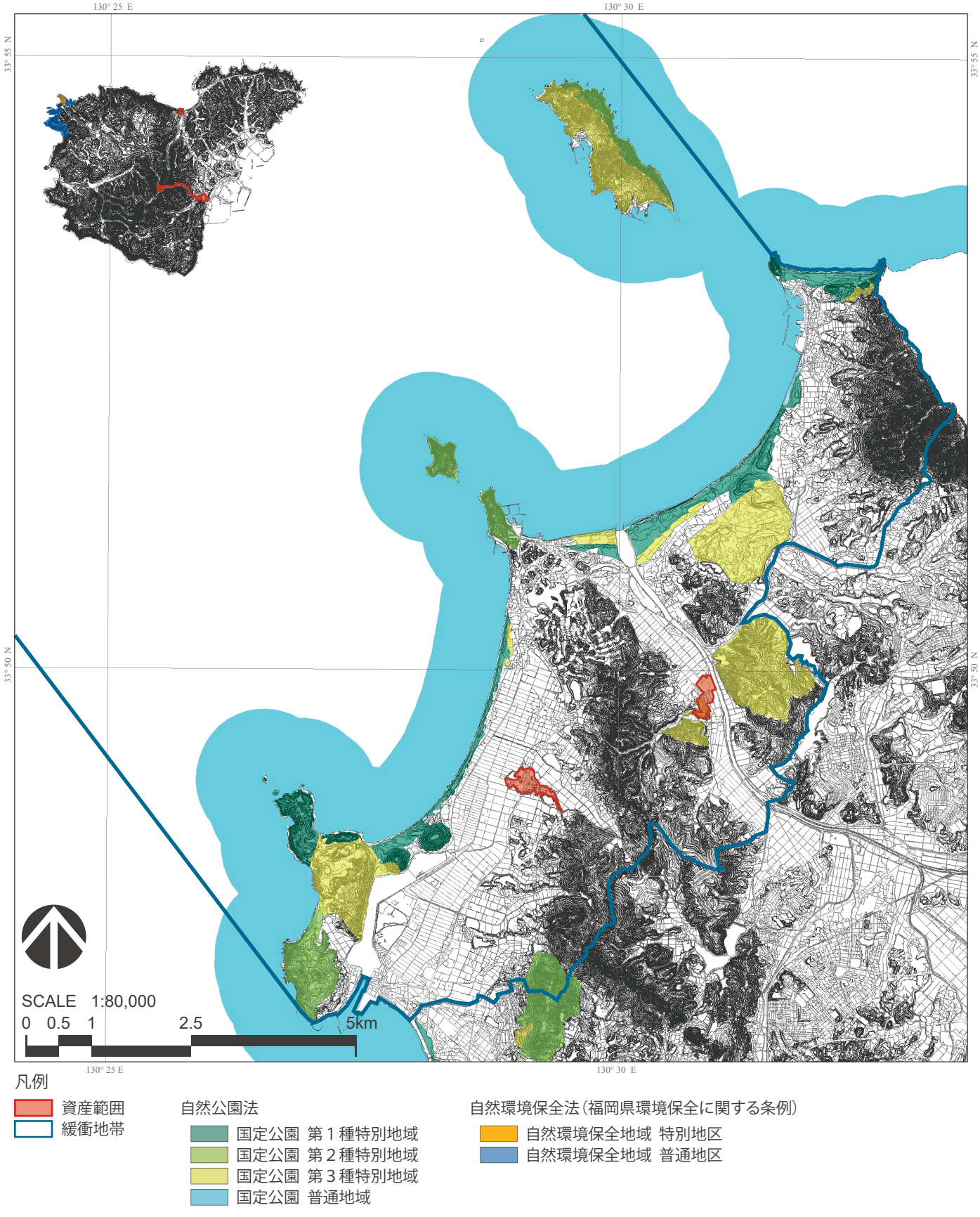


図 5-9 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係　環境省、農林水産省所管法令）

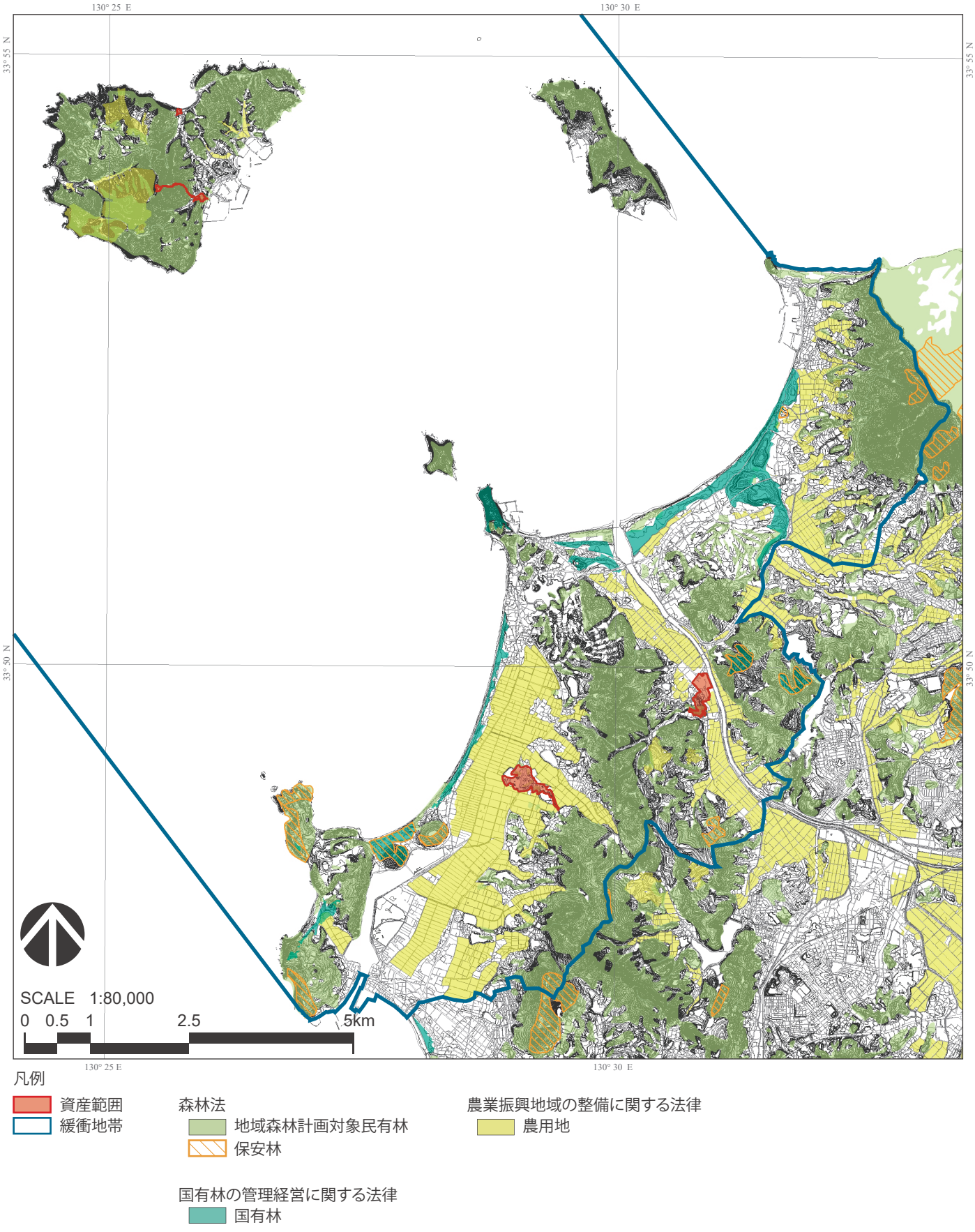


図 5-10　大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係　農林水産省所管法令）

5.c 保護の実施手段

5.c.1 資産

(1) 文化財保護法に基づく保護

全ての構成資産は、文化財保護法に基づく指定範囲において、現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為は、各保存管理計画で定めた取り扱い方針に従い、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、文化庁長官の許可を受ける必要がある（法第 43 条、第 125 条）。

所有者等の行為者が現状変更を行おうとする場合は、事前に申請内容に関し宗像市、福津市と協議し、行為の妥当性について宗像市、福津市と福岡県で協議、調整する。福岡県はそれらの検討結果を踏まえ、国（文化庁）へ意見書を付して申請を進達する。文化庁長官は、イコモス国内委員会委員を含む文化審議会文化財分科会に対して、現状変更等に関して諮問し、学術的かつ厳密な審査に基づく答申を経て許可する。この際、文化庁長官は、必要な指示をすることができ、許可条件に従わない場合は、行為の停止命令を発し、又は許可の取消ができる。

保存活用協議会（5.e.2 参照）は、上記の現状変更手続きの中で、資産の顕著な普遍的価値の保護の観点から、関係機関と確認、調整する。その際には、諮問機関である専門家会議（5.e.2 参照）は、資産への影響を検討する遺産影響評価を実施し、保存活用協議会へ指導、助言する。

(2) 所有者、地域コミュニティによる維持、管理

構成資産の適切な点検及び清掃、軽微な補修等の日常的な維持管理は、各構成資産の所有者の責任によって実施する。また、所有者と連携して、地域住民等による清掃等の日常的な維持管理活動を実施する。

宗像大社は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮について、所有者として日常的に点検及び清掃、軽微な補修等を実施している。さらに、地域住民と連携して境内や資産周辺の清掃等、日常的な維持管理活動を実施している。また、新原・奴山古墳群では、地域住民によって草刈りや清掃活動などの維持管理を実施している。



写真 5-7 地元住民による辺津宮の維持管理

5.c.2　緩衝地帯

本資産の緩衝地帯は宗像市、福津市の二つの行政界をまたぐため、緩衝地帯の景観管理について、関係者間で連携、調整する仕組みを設けている。宗像市、福津市は、景観計画において保護の方針や行為制限等の連携を図るなど緩衝地帯の景観施策の一体性を確保している。また、福岡県、宗像市、福津市によって緩衝地帯内で予定されている公共事業について、毎年度、事業照会を実施して計画内容を把握し、各関係機関と事前協議と調整を図っている。特に、資産周辺の景観に大きな影響を与える大規模な公共事業について、宗像市、福津市の景観審議会代表及び景観アドバイザーから構成される景観デザイン会議で協議し、修景に関する指導、助言を行っている。

今後、景観管理体制を強化するために、緩衝地帯の景観保全、形成の方針、景観保全施策、管理体制を示した「景観基本構想」を 2016 年に策定予定である。

5.d　資産が所在する市、県の関連計画

総合計画

計画名	福岡県総合計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2012 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	県が今後 5 年間（2012 ～ 2017）について目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針。
推薦資産に関する内容	2016 年度に「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を世界遺産に登録することを目指し、国内外の専門家を招聘し、資産の普遍的価値を学術的に証明する取り組みを進める。 また、文化財指定による資産の保存、管理など、世界遺産登録に必要となる遺産の保護措置を進める。

計画名	宗像市総合計画（第 2 次）
計画策定主体（策定年）	宗像市（2015 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	宗像市が今後 10 年間（2015 年から 2025 年）について、目指す将来像や基本方針を定め、それを実現するための方針を示したまちづくりの総合的な指針。
推薦資産に関する内容	将来像の考え方の一つに「歴史文化を継ぎ育むまち」を掲げている。施策の取組方針においては、ガイダンス機能を持つ「海の道むなかた館」を拠点とし、国内外に情報を発信し、認知度の向上を図るとともに、構成資産の保存、管理を行うとしている。

計画名	福津市総合計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2007 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	福津市がめざす将来像と分野別目標を掲げ、それを実現するための基本方針及び施策展開の方針を示す。
推薦資産に関する内容	基本方針の一つに「地域を知り、郷土を愛する環境をつくる」を掲げ、その施策展開の方針の一つに「歴史、文化を後世に伝えるための環境を整える」の主な施策として構成資産でもある新原・奴山古墳群を含む古墳群の古墳公園整備事業の推進がある。

都市計画・土地利用・基盤整備に関わるもの

計画名	福岡県国土利用計画（第 4 次）
計画策定主体（策定年）	福岡県（2009 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	福岡県の区域における国土の利用に関する基本的事項を定めた総合的かつ長期的な計画。また、県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画及び福岡県土地利用基本計画の基本となるもの。
推薦資産に関する内容	福岡県を 4 地域に区分し、地域ごとに土地利用目的ごとの規模目標、必要措置が定めている。本資産範囲及び緩衝地帯に関わる「福岡地域」の農用地、森林については、都市近郊型農業の振興と都市近郊森林の適切な維持・管理という措置が定めている。

計画名	福岡県土地利用基本計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2010 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画。都市計画法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画であり、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たす。
推薦資産に関する内容	土地利用基本計画図上の県土利用（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）ごとに土地利用の原則を示しており、本資産範囲及び緩衝地帯に関わる市街化調整区域については、都市的な土地利用を抑制すること、農用地、保安林の他用途への転用は原則として行わないことを定めている。

計画名	宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体（策定年）	福岡県（2013 年）
対象範囲	宗像都市計画区域（宗像市）
主たる目的	「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標とし、「低炭素でコンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考え方としている。
推薦資産に関する内容	副次的拠点（サブ拠点）をもつ区域とし、中枢機能を持つ福岡と北九州の中間に位置する地理的特性を活かすべき区域と位置付ける。また、北側の玄界灘及び博多湾、南側の脊振山地、東の三郡山地とつながりを持った豊かな自然環境を保全、創造する区域と位置付ける。

計画名	津屋崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体（策定年）	福岡県（2008 年）
対象範囲	津屋崎都市計画区域（福津市）
主たる目的	「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標とし、「低炭素でコンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考え方としている。
推薦資産に関する内容	福岡都市計画区域と密接に連携を図る区域とし、北側の玄界灘及び博多湾、南側の脊振山地、東の三郡山地とつながりを持った豊かな自然環境を保全、創造する区域と位置付けている。

計画名	宗像市国土利用計画（第 2 次）
計画策定主体（策定年）	宗像市（2015 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として 2025 年までの市の区域における国土の利用に関する基本事項を定めたもの。
推薦資産に関する内容	豊かな自然や歴史、文化遺産に育まれ、快適で“いやし”を感じられるまちづくりを基本として、市民自身が快適な生活を送れるとともに、訪れる人には安らぎを与えることができるまちづくりを行う。

計画名	宗像市都市計画マスタープラン（第 2 次）
計画策定主体（策定年）	宗像市（2015 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	市全体の将来都市像を示すとともに地域ごとの将来像やまちづくりの方針を定めるもの。
推薦資産に関する内容	宗像大社をはじめとした歴史景観、美しい田園や海辺を背景とした農漁村集落景観、緑と共生した良好な住環境を有している住宅地景観など、宗像市がこれまで守り育ててきた景観を市民の共有財産として大切にしていく。

計画名	福津市国土利用計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2008 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	「自然環境の保全」、「活力ある地域づくり」、「安心、安全な生活環境の確保」などを視野に入れた、総合的かつ計画的な市土の利用を図るための指針。
推薦資産に関する内容	「自然と歴史の福津ブランド」づくりをめざし、土地利用のルール作りを重要な地域ごとに進める。新原・奴山古墳群等の古墳は、周辺の山林・公園と一体的に古墳公園として整備を推進する。

計画名	福津市都市計画マスタープラン
計画策定主体（策定年）	福津市（2008 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	福津市の将来のあるべき姿を、市民と市が都市づくりの課題や方向性などの情報を共有し、その実現に向けて都市整備を進めていくための指針。
推薦資産に関する内容	国指定文化財である新原・奴山古墳群について、保全のための用地取得を進めるとともに、観光資源として機能させるべく、見せ方の工夫を行う。

景観に関わるもの

計画名	宗像市景観まちづくりプラン
計画策定主体（策定年）	宗像市（2014 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	景観まちづくりにおける今後目指すべき姿やそれに向けての目標および方針を定める。
推薦資産に関する内容	構成資産の緩衝地帯となる区域を景観重点区域とし、各構成資産からの眺望景観や周辺の景観に配慮したまちづくりを目指す。

計画名	宗像市景観計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2014 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	景観法に基づき、建築物や工作物、開発行為等に関する景観形成基準を定める。
推薦資産に関する内容	緩衝地帯を景観重点区域と位置付けた上でさらに三つの区域に分け、各区域の特性に応じた景観形成基準を定める。

計画名	福津市景観マスタープラン
計画策定主体（策定年）	福津市（2008 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	福津市が恵まれた景観を活かして定住人口・交流人口を増やし、持続的に発展していくことを目的に、重要な場所での景観づくりの取り組みを計画的に進める方向性を示すもの。
推薦資産に関する内容	海浜、田園景観軸は、市の南北に伸びる国道 495 号を中心とした景観軸で、「ふくつ風景街道」の「まち、海、里をつなぐ道」の北側になる。津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群など国史跡指定された箇所に、見学のための施設を整備する等、古墳公園として整備する。

計画名	福津市景観計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2014 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	景観法に基づき、建築物や工作物、開発行為等に関する景観形成基準を定める。
推薦資産に関する内容	市の景観について、各地域ごとに分けて基本的な方針を示す。特に資産周辺の緩衝地帯については形成基準を定めて、修景を積極的に進める。また、景観計画に基づき景観条例を策定する。

環境に関わるもの

計画名	福岡県環境総合ビジョン（第三次福岡県環境総合基本計画）
計画策定主体（策定年）	福岡県（2013 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的、計画的に県行政を推進するための政策大綱であり、県民、事業者、行政など、すべての主体が環境に関し考え行動する際の指針。
推薦資産に関する内容	自然共生の社会の構築を目指し、自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進また自然と調和した農林水産業の推進、多様な機能を有する森林の保全、再生を行う。

計画名	福岡県生物多様性戦略
計画策定主体（策定年）	福岡県（2013 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	豊かな自然共生社会の実現を目指し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの
推薦資産に関する内容	沖ノ島をはじめ本資産に関わる自然環境を重要地域に位置づけ、生物多様性に関する取り組みを推進することとしている。

計画名	宗像市環境基本計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2013 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	宗像市の環境保全、創造に関する各分野の施策、事業の基本となるもの。
推薦資産に関する内容	まち全体が所有している共通の財産である地域資源を保全しつつ、有効に活用していく。これらの財産を活かしながら、ゆとりと潤いのある地域づくりに努め、「快適環境」「歴史・文化的環境」を創造する。

計画名	福津市環境基本計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2007 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	福津市の環境保全・創造に関する基本となる施策を総合的かつ計画的に進めていくために策定した計画。
推薦資産に関する内容	福津市の自然を守り、育てるために自然や生き物とふれあう空間や機会を増やす。市内には国指定史跡の津屋崎古墳群をはじめとして歴史的資源は豊富だが、自然とのふれあい空間として十分に活用されていない。そのための取り組みとして、多くの自然や歴史的資源を拠点として結び、広範囲の地域を対象に散策できるルートづくりを進める。

防災に関わるもの

計画名	福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）
計画策定主体（策定年）	福岡県（2012 年改訂）
対象範囲	福岡県
主たる目的	災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、津波災害対策を抜本的に強化することを目的としたもの。
推薦資産に関する内容	津波災害対策を強化として、津波による人的被害を軽減するために、情報収集、伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組む。また、地震災害対策の強化、地域防災力の強化を図るもの。

計画名	福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）
計画策定主体（策定年）	福岡県（2011 年改訂）
対象範囲	福岡県
主たる目的	災害対策基本法に基づき作成した、福岡県内の災害危険箇所に関するデータ集
推薦資産に関する内容	災害危険河川区域に釣川の一部区間が位置づけられている。また、重要水防箇所（海岸）に福津市津屋崎海岸、宗像市大島海岸、江口海岸が位置づけられている。 道路危険箇所に宗像市大島循環線などが指定されている。また、山地災害危険箇所については、山腹崩壊危険地区（国有林）に宗像神湊が、山腹崩壊危険地区（民有林）に大島の一部が指定されている。

計画名	福岡県地域防災計画（風水害対策編）
計画策定主体（策定年）	福岡県（2010 年改訂）
対象範囲	福岡県
主たる目的	災害対策基本法に基づき作成した福岡県の風水害に関する防災計画
推薦資産に関する内容	台風による風水害及び高潮、高波害、大雨による災害、竜巻による被害への対策の基本方針。

計画名	宗像市地域防災計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2014 年修正）
対象範囲	宗像市
主たる目的	市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。
推薦資産に関する内容	来訪者が地震、豪雨、津波、高潮などの災害から身を守るための、緊急時の避難場所などを設定している。

計画名	福津市地域防災計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2013 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。
推薦資産に関する内容	来訪者が地震、豪雨、津波、高潮などの災害から身を守るための、緊急時の避難場所などを設定している。

地域振興に関わるもの

計画名	福岡県離島振興計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2013 年）
対象範囲	福岡県内の有人離島 8 島（大島等）
主たる目的	離島地域の自立的発展、生活の安定、福祉の向上及び地域間交流の促進を図るもの。
推薦資産に関する内容	大島に関する交通通信の確保、雇用機会の拡充、産業振興、生活環境の整備、介護サービスの確保、教育及び文化の振興、観光の開発など。

計画名	宗像市離島振興計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2013 年）
対象範囲	宗像市内の離島（大島、地島）
主たる目的	離島の自立的発展を促進し、人口減少の防止並びに定住の促進を図るため、生活環境の整備や福祉の充実、地理的・自然的特性を活かした産業振興、地域間の交流の促進等に関する市の施策の基本方針及び施策を示したもの。
推薦資産に関する内容	資産（及び緩衝地帯）の保全活動を推進するとともに、登録への理解を目的とした島内外への啓発活動を実施する。また、構成資産を活用した観光振興による地域活性化を推進する。

計画名	福津市ブランド戦略
計画策定主体（策定年）	福津市（2010 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	福津市、市民、事業者、市民団体、市外の福津市のファンが力を合わせて、個性的で魅力ある福津ブランドづくりに取り組むことにより、交流人口、定住人口を増やし、市内外の人々の満足度を向上させ、持続的に発展していくことを目的に、「ブランド創生」と「情報発信」などに関する基本戦略と施策展開の方針を示す。
推薦資産に関する内容	福津ブランドイメージの一つに海を位置づけ、「海の歴史と文化のブランドゾーン」の施策の一つとして、世界遺産登録活動の推進と「海の歴史と文化のまち」の観光ブランドづくりを推進する。

計画名	福岡県過疎地域自立促進計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2010 年）
対象範囲	福岡県内の過疎地域（大島）
主たる目的	福岡県内の過疎地域の自立を促進する。
推薦資産に関する内容	「大島海洋体験施設」を活用した島外からの観光客誘致の推進、大島の離島航路の維持。推薦資産については、地域に遺された貴重な遺産を子々孫々に伝えるための取り組みを推進する。

計画名	福岡県農業・農村振興基本計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2012 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	農業を取り巻く新たな環境の変化や現状を踏まえ、今後、福岡県が取り組むべき農政の方向性を示す。
推薦資産に関する内容	福岡県が 2012 年度から 2016 年度に行う農業・農村振興のための施策の方向性を示しており、災害に強い安全、安心な農業・農村をつくるための施策として、集中豪雨対策、耕作放棄地の解消、気候変動対策の推進を挙げている。

計画名	福岡県水産振興基本計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2013 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	福岡県総合計画を支える個別計画として、水産業に係る今後の県の施策を具体的に示す。
推薦資産に関する内容	福岡県が 2013 年度から 2017 年度に行う水産業の持続的発展のための施策の方向性を示しており、漁業が持つ環境保全機能を啓発するための施策として、漁業者が県民とともに海岸清掃や植樹活動を実施することを挙げている。

森林に関わるもの

計画名	福岡森林計画区地域管理経営計画（第 5 次）
計画策定主体（策定年）	林野庁（2015 年）
対象範囲	福岡森林計画区
主たる目的	国有林野の管理経営に関する法律に基づき、森林管理局長が、5 年を一期として、該当する国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定める。
推薦資産に関する内容	緩衝地帯範囲内に所在する国有林について、森林の適切な管理、経営を行う。

計画名	福岡県森林・林業振興基本計画
計画策定主体（策定年）	福岡県（2013 年）
対象範囲	福岡県
主たる目的	福岡県総合計画を支える個別計画として、森林、林業に係る今後の県の施策を具体的に示す。
推薦資産に関する内容	福岡県が 2013 年度から 2017 年度に行う森林、林業関係の施策の方向性を示しており、大雨頻度の増加に伴い山地災害発生リスクが高まることから防災施設の整備を緊急性の高い地区から実施する。

河川に関わるもの

計画名	釣川水系河川整備基本方針
計画策定主体（策定年）	福岡県（2011 年）
対象範囲	釣川
主たる目的	関連地域の社会、経済情勢の発展に係る諸計画との調整を行いながら、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全、利用を目指す。
推薦資産に関する内容	本資産の構成資産のうち、宗像大社辺津宮と関わりの深い釣川の保全と利用に関する基本方針を示している。

観光に関わるもの

計画名	宗像市歴史・観光推進計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2005 年）
対象範囲	宗像市
主たる目的	宗像市の観光資源のネットワーク化、自然環境や歴史、文化遺産の有効利用などによって、観光産業及び農業・漁業の発展を目指す。
推薦資産に関する内容	世界遺産登録に向けた活動を促進する。

計画名	福津市観光基本計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2010 年）
対象範囲	福津市
主たる目的	福津市における観光分野の総合的、計画的な指針を示すことで観光客の誘致を促進するとともに、市内の多彩な観光資源の連携を図って回遊性を高め、観光事業を充実させて地域産業の活性化を図る。
推薦資産に関する内容	現在進行している宗像地域の世界遺産登録への活動も踏まえて、宗像地域の周遊型ルートの開発を行っていく。

資産に関わるもの

計画名	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群　包括的保存管理計画
計画策定主体（策定年）	福岡県、宗像市、福津市（2014 年）
対象範囲	宗像市・福津市の構成資産が所在する地域
主たる目的	本資産の世界遺産としての顕著な普遍的価値を守り高めていくための、保存管理および活用を行なうための基本方針。
推薦資産に関する内容	構成資産及び緩衝地帯の法的保護にかかる各種計画および法制度をまとめて資産を一体のものとして保存管理活用していくための方針となるもの。あわせて具体的な行動計画も示す。

計画名	国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2014 年）
対象範囲	国指定史跡「宗像神社境内」
主たる目的	宗像神社境内を適切に保全し、次世代へ確実に伝達していくために、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理する計画。
推薦資産に関する内容	沖ノ島（宗像大社沖津宮）、沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮からなる宗像神社境内の価値を守り伝えていくための適切な保存管理を行う。

計画名	重要文化財「宗像神社辺津宮本殿・拝殿」保存活用計画
計画策定主体（策定年）	宗像大社（2014 年）
対象範囲	国指定重要文化財「宗像神社　辺津宮本殿、拝殿」
主たる目的	宗像神社辺津宮本殿、拝殿の本質的な価値を維持し、後世まで適切に伝える計画。
推薦資産に関する内容	木造建築物である本殿、拝殿の建造物としての保存管理の方針、方法を定め、真実性を維持するため、また、その活用について示したもの。

計画名	国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画
計画策定主体（策定年）	宗像市（2014 年）
対象範囲	国指定天然記念物「沖の島原始林」
主たる目的	沖の島原始林を適切に保全し、次世代へ確実に伝達していくために、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理する計画。
推薦資産に関する内容	沖ノ島の原生林の状態や植生の分布域を把握し、貴重な動植物を守り維持する為に必要な今後の保存管理の方針及び具体的な手段を定めている。

計画名	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本構想
計画策定主体（策定年）	福津市（2008 年）
対象範囲	国指定史跡津屋崎古墳群
主たる目的	津屋崎古墳群という貴重な文化遺産を末永く受け継いでいく中で、古墳群および古墳群を取巻く環境の、確実な保存と多様な活用の方向性を検討し、市民文化と地域環境の向上に寄与するためのあり方を示す。
推薦資産に関する内容	墳丘上の樹林は段階的に整理し、古墳および古墳群全体が視認できる状態にする。墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。

計画名	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2011 年）
対象範囲	国指定史跡津屋崎古墳群
主たる目的	「福津市総合計画」のテーマ、「国指定史跡　津屋崎古墳群整備基本構想」の基本理念、並びに基本的な考え方を前提に、対象となる古墳群および地域の特性を十分把握・反映し、計画を具体化する。
推薦資産に関する内容	古墳群の保存は調査状況や修復作業、あるいは周辺環境の整備を含めた事業全体を公開対象にする「まるごと公開遺跡（仮称）」と位置付け、事業推進を図る。

計画名	国指定史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画
計画策定主体（策定年）	福津市（2014 年）
対象範囲	国指定史跡「津屋崎古墳群」
主たる目的	津屋崎古墳群を適切に保全し、次世代へと確実に伝達していくために、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準を定める。
推薦資産に関する内容	構成資産である新原・奴山古墳群の保存、管理方針、方法、現状変更等の取り扱い基準が定められている。

5.e　資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

5.e.1　保存管理計画

資産の所有者である宗像大社、宗像市、福津市は、文化財保護法の下に史跡、天然記念物、重要文化財に指定されている範囲について、2014 年 3 月に各構成資産の保存管理計画を策定し、適切な保存管理を実施している。

本資産は全体で一つの価値をもつシリアル・プロパティであるため、各構成資産だけでなく相互の関係性や周辺環境を含め、資産を総体として保存管理していく必要がある。よって、福岡県、宗像市、福津市は、2016 年 1 月に包括的保存管理計画を策定し、文化庁や所有者である宗像大社等、多くの関係者との十分な調整の下に、資産全体を保存管理している（5.e.2 参照）。

包括的保存管理計画に定める内容は以下の 6 点である。

(i)　構成資産の保存管理
(ii)　緩衝地帯の管理
(iii)　公開・活用
(iv)　体制の整備・運営
(v)　経過観察
(vi)　行動計画

なお、包括的保存管理計画は、文化財保護法の下に定められた保存管理計画を資産範囲の保存管理の根拠とし、資産の周辺環境の保全の根拠となる法令又は各種制度との整合性を十分考慮して策定している。包括的保存管理計画と各構成資産の保存管理計画（抜粋）は付属資料 1 を参照されたい。

5.e.2 保存管理体制

(1) 保存活用協議会

2009 年に暫定リスト記載以降、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表、宗像大社、及び地域コミュニティの代表からなる「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 5-8 。以下、「推進会議」）を設立し、世界遺産登録活動を進めるとともに、資産の保存管理に取り組んできた。

世界遺産登録後は、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表（福岡県知事、宗像市長、福津市長、福岡県、宗像市、福津市の教育長）を構成員とする「保存活用協議会」を設立し、本資産を保存管理する。

保存活用協議会は所有者との連携のもと、包括的保存管理計画にもとづき資産の保護および周辺環境の保全及び公開活用に関する方針の意思決定と調整を行う。また、市民代表、及び事業者代表、地域コミュニティと連携した持続可能な資産の管理を進める。



写真 5-8 推進会議

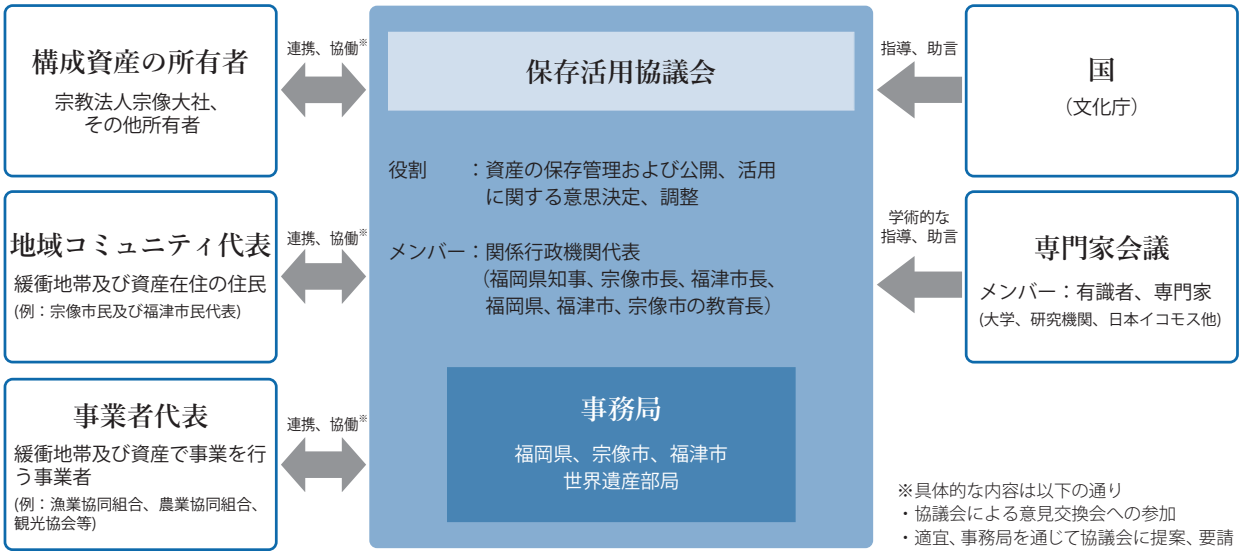


図 5-11「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存管理体制

(2) 宗像市、福津市

宗像市は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮の所有者である宗像大社と連携して資産を保存管理している。資産の保存管理に関して所有者に対して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的に支援をしている。福津市は、新原・奴山古墳群を保存管理している。資産のほとんどは公有地だが、一部の所有者である住民と密接に連携している。それぞれの市の世界遺産部局は、資産と緩衝地帯の保存管理の調整を担当し、特に庁内および関係機関との各種事業の横断的な調整を担う。文化財部局は、資産の調査及び整備、公開、活用を担当し、都市計画部局は、緩衝地帯の景観を管理する。これら部局が連携し資産と緩衝地帯の保存管理を推進する。

(3) 福岡県

福岡県は、世界遺産部局が保存活用協議会の事務局として宗像市、福津市の世界遺産部局と連携し、資産及び緩衝地帯の保存管理全般を総括し、行政組織間及び各庁内における各種事業の横断的な調整及び関係機関との連携を図る。特に、資産の保存、活用を所管する文化財部局と密に連携して資産の保存管理に関して所有者に対して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的に支援をしている。また、緩衝地帯海域の管理を行う港湾部局や自然保護部局と密接に連携して、資産および緩衝地帯の保存管理を行っている。

(4) 国（文化庁）

文化庁は、福岡県、宗像市、福津市と情報共有を密にし、資産の保存管理全般に関して助言し、必要に応じて財政的、技術的に支援する。文化庁は、国宝又は重要文化財、史跡を維持するための措置として修理又は復旧する場合には、事前の届出に基づき、適切な技術的指導を行う。さらに、国内外の世界遺産の保存管理に関する情報収集及び周知に努める。

(5) 専門家会議


写真 5-9 専門家会議

専門家会議は大学研究機関及び日本イコモス国内委員会の研究者、専門家から構成され、2009 年より推薦書の学術的な検討を行う推進会議の諮問機関として設置され、資産の価値づけ及び保存管理に関与している。

2012 年より推薦書原案検討委員会及び包括的保存管理計画策定委員会の二つの小委員会を専門家会議の下に設置して登録に向け作業を進めてきた。さらに 2014 年より緩衝地帯の景観保全について景観デザイン会議を設置して検討をしている。

世界遺産登録後は専門家会議を再編する。推薦書及び包括的保存管理計画にもとづき、資産の顕著な普遍的価値を守るため遺産影響評価を行い、その価値を効果的に伝えていくことを役割とする。委員は考古、歴史、建築、景観、世界遺産等の専門家により編成され、主に①資産の保護②緩衝地帯の管理③公開、活用の 3 分野について指導、助言する。①資産の保護では、顕著な普遍的価値および真実性・完全性の維持、向上を進める。②緩衝地帯の管理では、緩衝地帯における開発の適正な管理と特に景観の保全を誘導する。更に③公開、活用は、資産及び関連する調査研究を行い、来訪者の誘導や受入体制、観光対策、コミュニティとの連携を図り、顕著な普遍的価値をより適切に伝え、広める。

(6) 宗像大社

宗像大社は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮を保存管理し、沖ノ島から出土した 8 万点にのぼる出土遺物を神宝館で展示、収蔵、管理している。宗像大社所有の文化財の管理を行う部署を設置し、専任の専門職員を配置しており、国、福岡県、宗像市と連携を図りながら、現状変更等の取り扱いや整備事業等を円滑に進めている。

また、宗像大社には氏子総代会や氏子青年会の他、沖・中両宮奉賛会など地元住民を中心とする各種関係団体があり、信仰の対象である本資産の維持管理について深く関与している。

(7) 地域コミュニティ



写真 5-10　新原・奴山古墳群における除草・清掃作業

地域住民と行政間で意識を共有するための定期的な情報交換、協議の場を設け、行政と市民の協働による世界遺産を活かした地域づくりに取り組むとともに、各種シンポジウム、講座、研修会などの各種事業を開催し、地域住民が資産の保護に積極的に参画できる仕組みや技術支援の体制を整備する。

また、地域住民やまちづくり団体と連携して、資産の保護を通じて伝統文化や信仰の継承、伝統産業の振興など、世界遺産の保護と地域社会の持続的な発展の両立を図る。

宗像市では、2010 年に、宗像市内 23 の団体による「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」を設立し、市民、住民組織との連携、協働による資産の保存管理、周辺環境の保全、公開、活用のための各種活動を行っている。また、市民組織によって随時資産の巡回監視を実施し、問題が発生した場合には直ちに行政への連絡体制が整備されている。

福津市では、墳丘や見学路等の草刈や、ゴミの不法投棄の監視を地域住民に依頼している。さらに地域住民との意見交換会を通じて、地域住民の提案、要望を資産および周辺環境の保存管理に関する施策に反映させている。

福岡県では、専門的知識をもつ地域住民を文化財保護指導委員として委嘱し、定期的に資産及び緩衝地帯の巡回、点検を実施している。

5.f 財源及び財政的水準

構成資産である文化財の管理については、所有者である宗像大社、宗像市、福津市が行っている。国指定の史跡、天然記念物、重要文化財（建造物）について調査、修理、整備を実施する場合には、国が必要に応じて補助金を交付している。

史跡、天然記念物の発掘調査、修理、整備に関する事業を行う場合は、経費の 50% を、重要文化財に指定されている社殿など建造物の修理に関する事業を行う場合は、経費の 50 ～ 85% を国が補助している（特殊な場合や軽微な修理は除く）。これら国からの補助金の交付に合わせて、福岡県、宗像市、福津市も当該事業に対して補助金を交付している。また、防災施設等を設置する事業についても同様の比率で経費の補助を行っている。

上記補助金以外にも、世界遺産登録活動を契機として民間企業から寄付を受け入れている。今後、資産の保存管理活動を継続的に実施するために、民間の企業活動を通じた寄付、来訪者からの募金、協力金等の資金調達を拡充していくことを検討する。

表 5-5 資産の保存管理経費 （単位：千円）

予算	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
資産の保護と維持管理	909	5,552	6,292	13,324	42,273	53,277	169,510	23,795
緩衝地帯保全	0	47	3	4,743	4,298	6,339	8,469	15,348
来訪者施設	0	58,516	29,977	343,446	98,344	125,471	60,032	66,348
普及啓発	9,766	13,874	148,390	46,918	83,369	86,107	91,906	80,509
計	10,675	77,989	184,662	408,431	228,284	271,194	329,917	186,000

5.g　保存管理技術の専門的知識及び研修



写真 5-11　UNITAR によるトレーニング（2012 年広島）

本資産の保存管理については、各種研究機関などから専門的観点からの技術支援や客観的な外部評価を受けつつ、保存活用協議会の構成員である福岡県、宗像市、福津市や資産の大半を所有している宗像大社が実施している。

福岡県、宗像市、福津市は、それぞれの組織内に文化財の保存管理技術を持つ専門職員および技術者を配置しており、文化庁や独立行政法人国立文化財機構、ICCROM（文化財保存修復センター）をはじめとする国内外の専門研修機関への派遣研修や九州国立博物館および九州歴史資料館との連携によって保存・修復に関する専門技術の向上に努めている。特に、文化庁や独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、福岡県、宗像市、福津市は当該研修等に職員を積極的に参加させ、長期的な人材育成に努めている。

文化庁は、国宝又は重要文化財、史跡を維持するための措置として修理又は復旧を行う場合には、事前の届出に基づき、適切な技術的指導を行う。さらに、本資産の学術的諮問機関である専門家会議は専門的見地から指導、助言を行う。こうした行政機関に対する指導体制は、今後も継続、強化が図られていく。

5.h 来訪者施設と基盤施設

(1) 展示・解説施設および案内施設

沖ノ島は、原則非公開のため、沖ノ島出土遺物を収蔵、展示する「宗像大社神宝館」や、沖ノ島の 3D 映像を展示する「海の道むなかた館」をはじめとする展示、解説施設で価値を解説している。本資産に関する展示・解説施設については**表 5-6** に示すとおりである。また、鉄道駅やフェリーターミナル等のアクセス拠点や観光施設等でガイドマップやパンフレット等を設置して、資産の紹介や交通案内等の各種情報提供を行っている。本資産に関する案内施設は**表 5-7** に示すとおりである。

(2) 便益施設およびサイン

各構成資産とその周辺の地域には、公開、活用に必要とされる駐車場、トイレ、休憩施設等の便益施設や資産の解説板、道標などのサインを設置している。構成資産および周辺地域の便益施設の設置状況については、**図 5-14、5-15** に示すとおりである。

(3) 交通基盤施設

本資産が位置する福岡県には、日本でも主要な国際空港の一つである福岡空港と北九州空港があり、九州地方最大のターミナル駅である博多駅には、東京、大阪等の日本国内主要都市と博多駅をつなぐ新幹線が乗り入れている。また、博多港は、釜山との定期旅客航路があり、外航クルーズ船なども寄港するなど、日本一の乗降人員を数える国際旅客港である。本資産は、福岡空港及び博多駅から、公共交通や自家用車を利用して約 1 時間程度である。

資産は、沖ノ島、大島、九州本土に分散しているが、一般の立ち入りが禁止されている沖ノ島を除く構成資産へは、公共交通もしくは自家用車を利用して訪問することが可能である。また、九州本土と大島の間は、毎日 7 便のフェリーが運航しており、1 日 1,415 名の渡島が可能である。大島内では、タクシーや期間限定の観光バス、フェリーターミナルでのレンタサイクル等が利用できる。

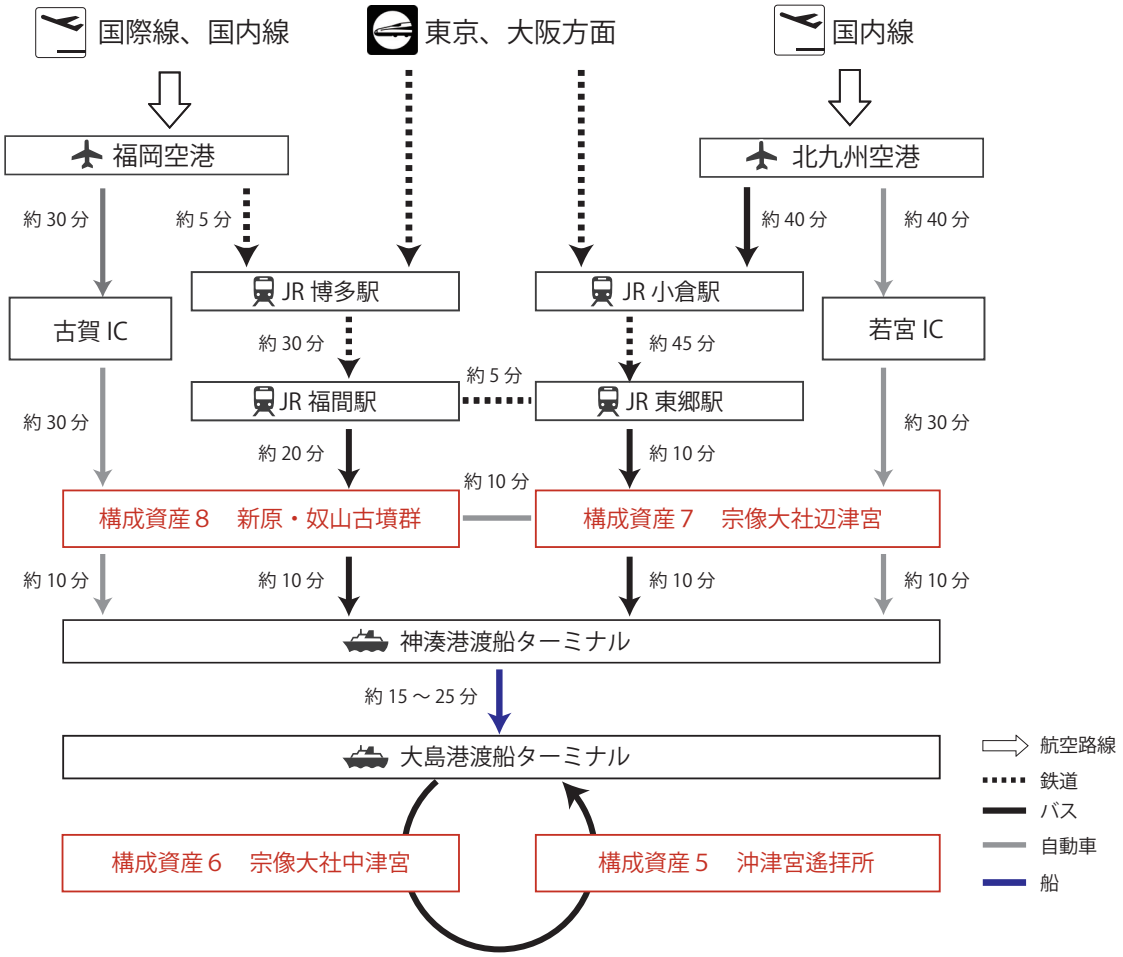
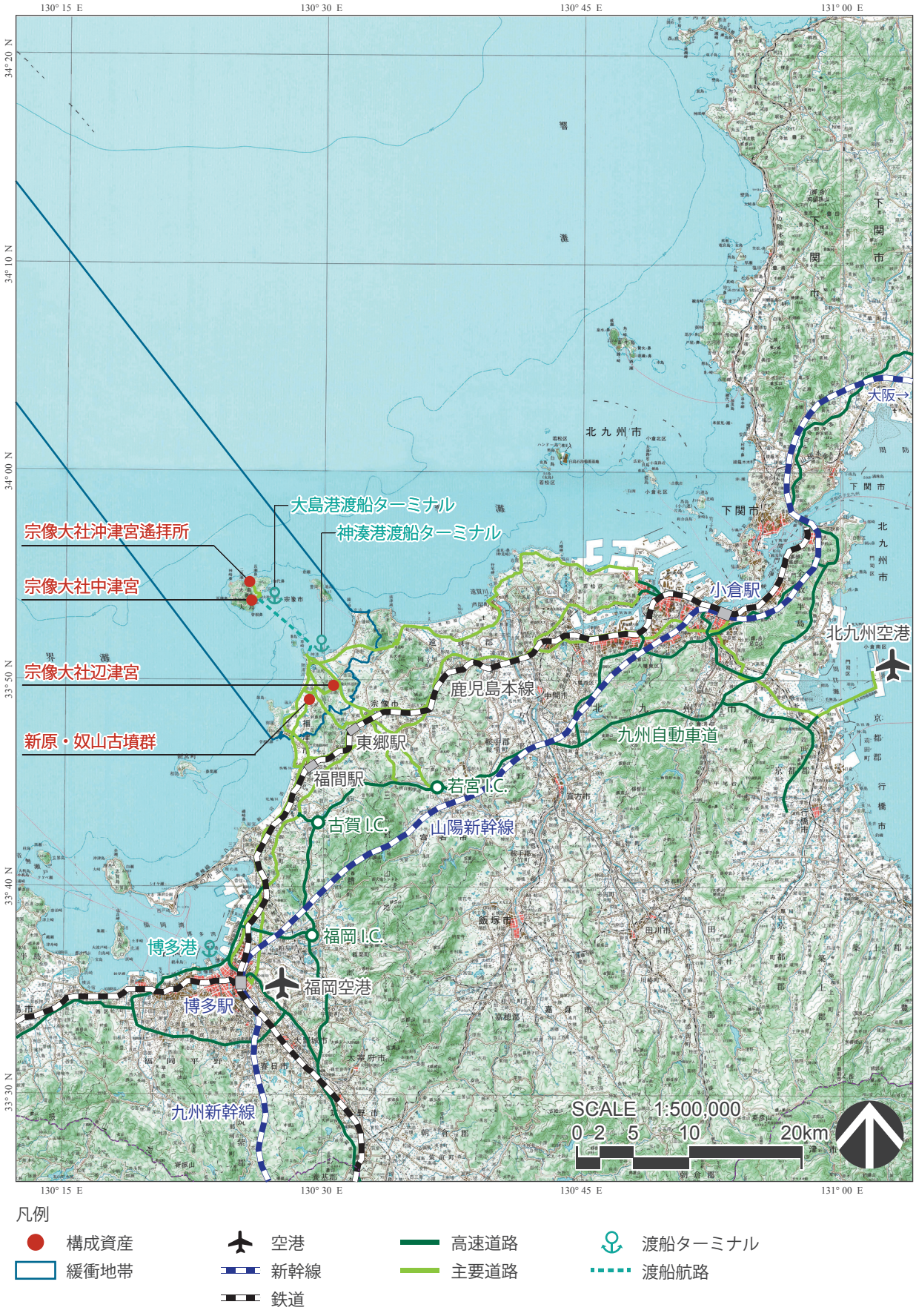


図 5-12 資産への移動手段と所要時間



凡例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 空港
- 新幹線
- 鉄道
- 高速道路
- 主要道路
- 渡船ターミナル
- 渡船航路

図 5-13 資産への主要アクセスルート

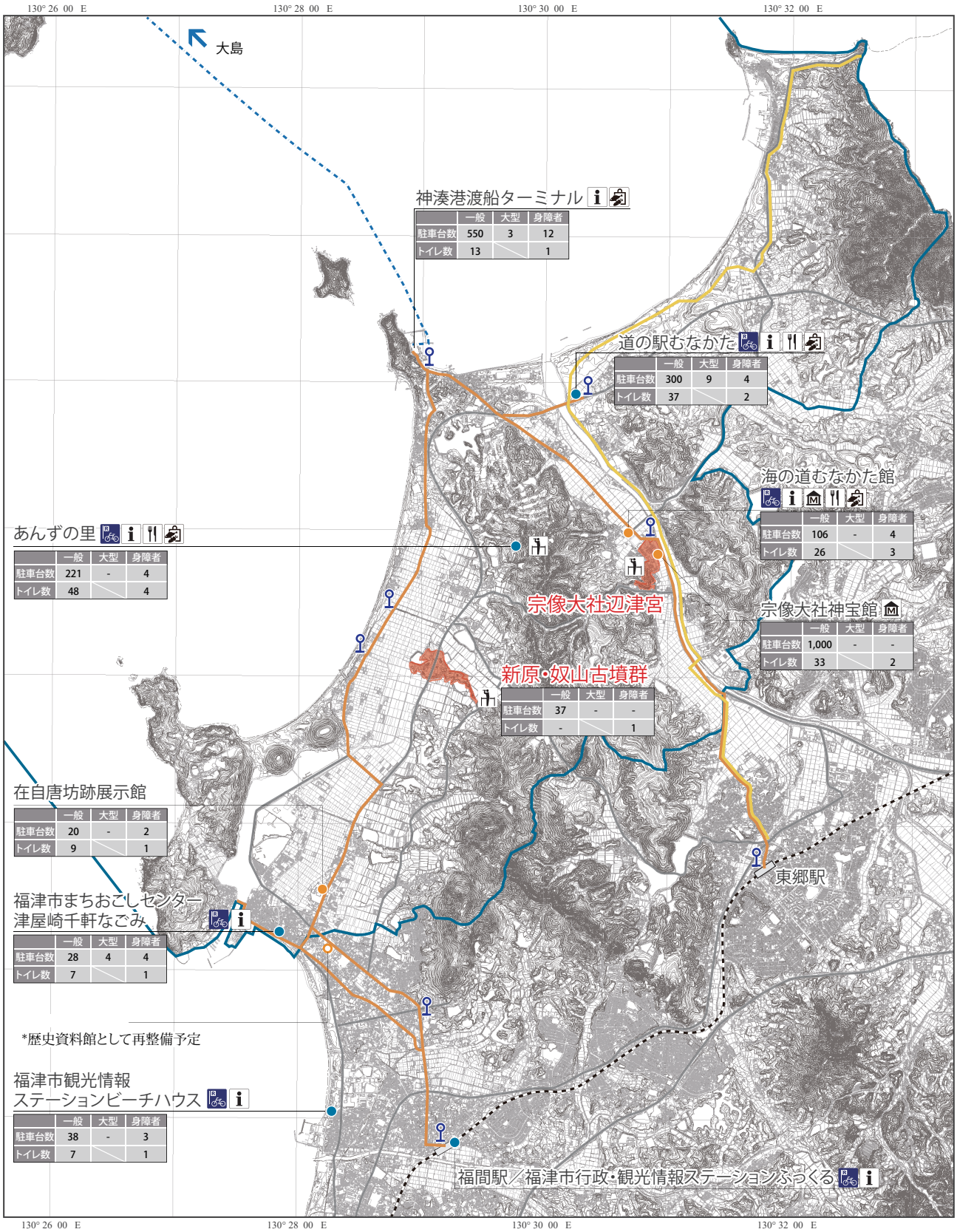


図 5-14　資産における展示、解説施設（九州本土）

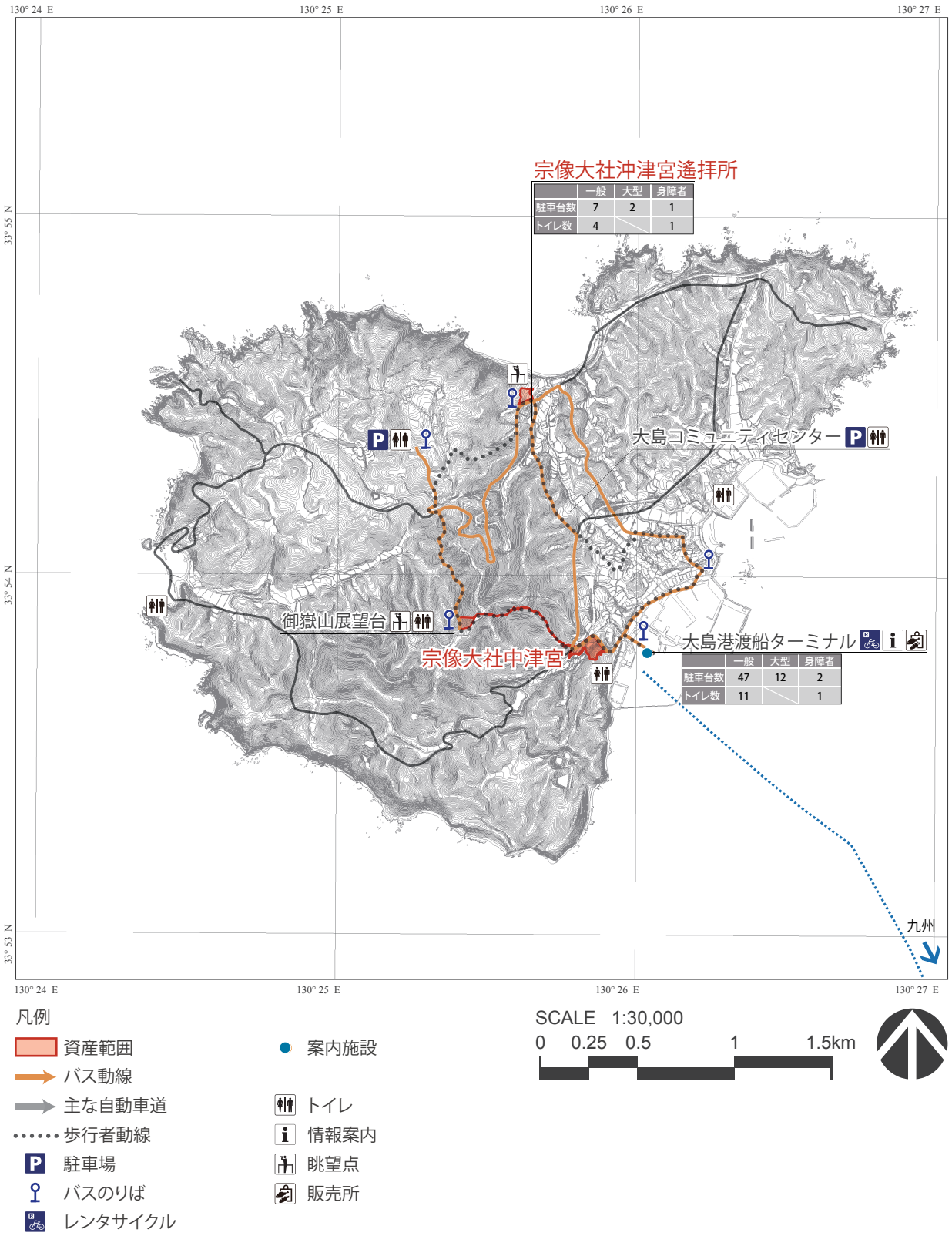


図 5-15　資産における展示、解説施設（大島）

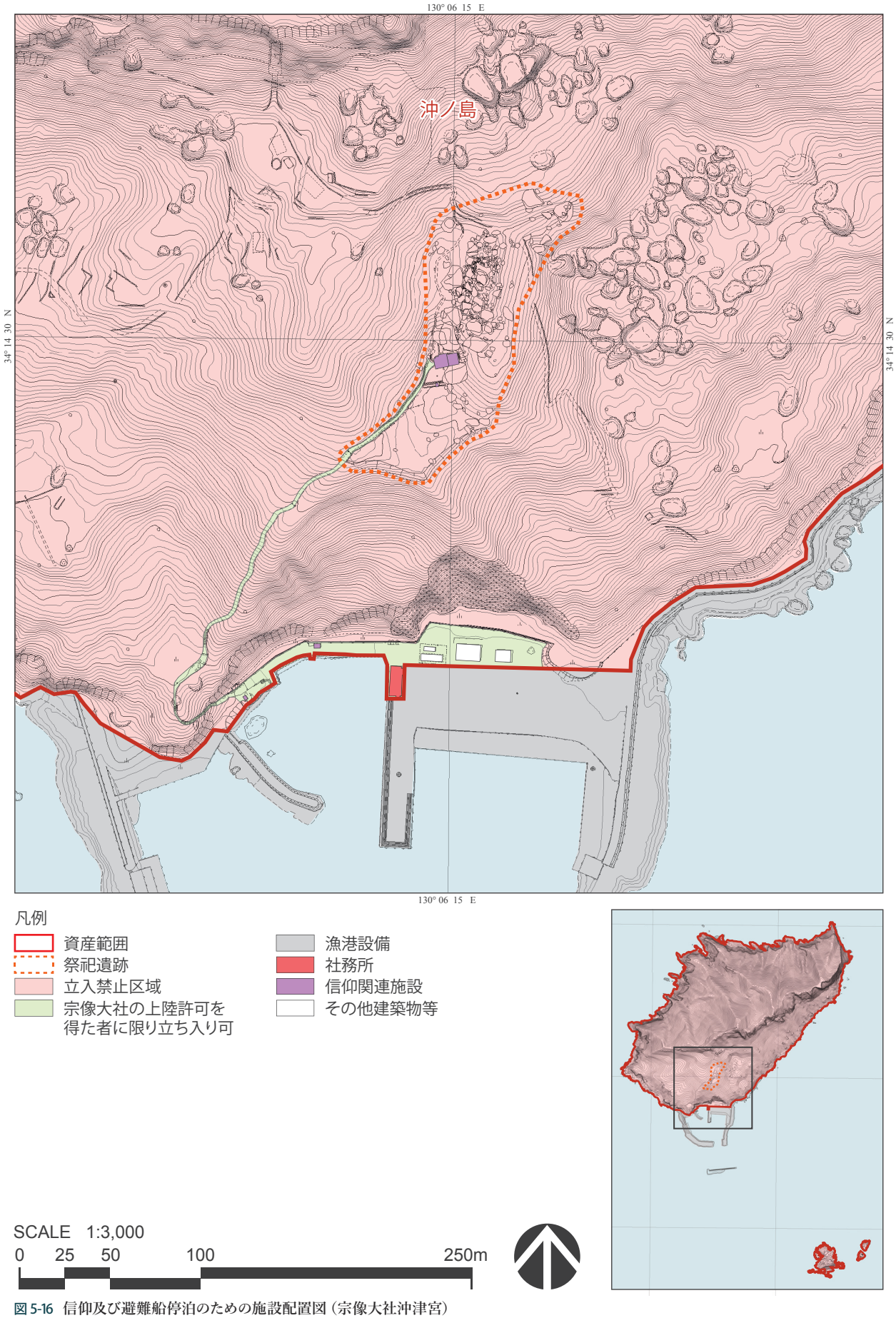
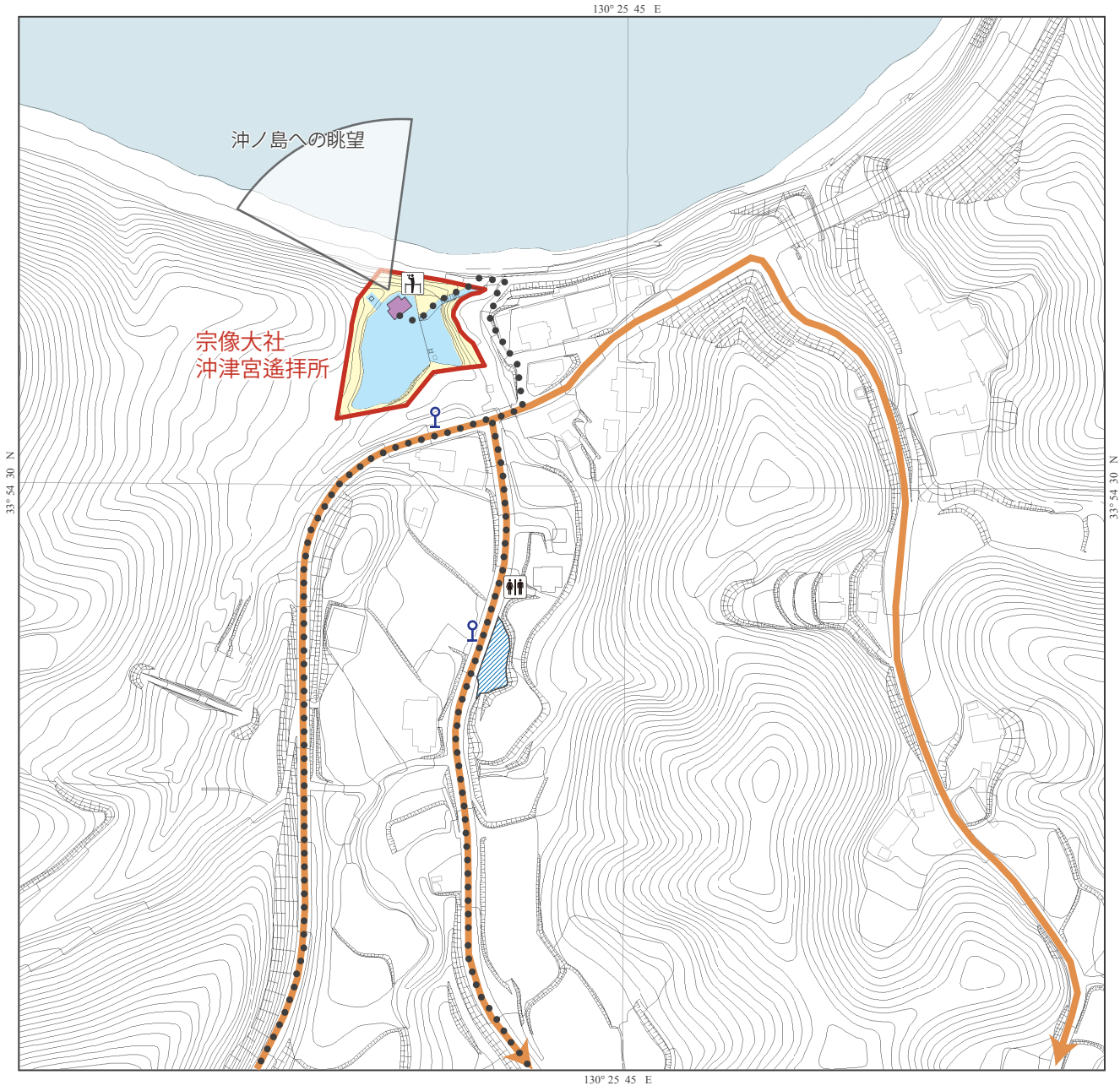


図 5-16　信仰及び避難船停泊のための施設配置図（宗像大社沖津宮）





沖津宮遙拝所から望む沖ノ島

図 5-17 便益施設及び来訪者のための施設配置図（沖津宮遙拝所）

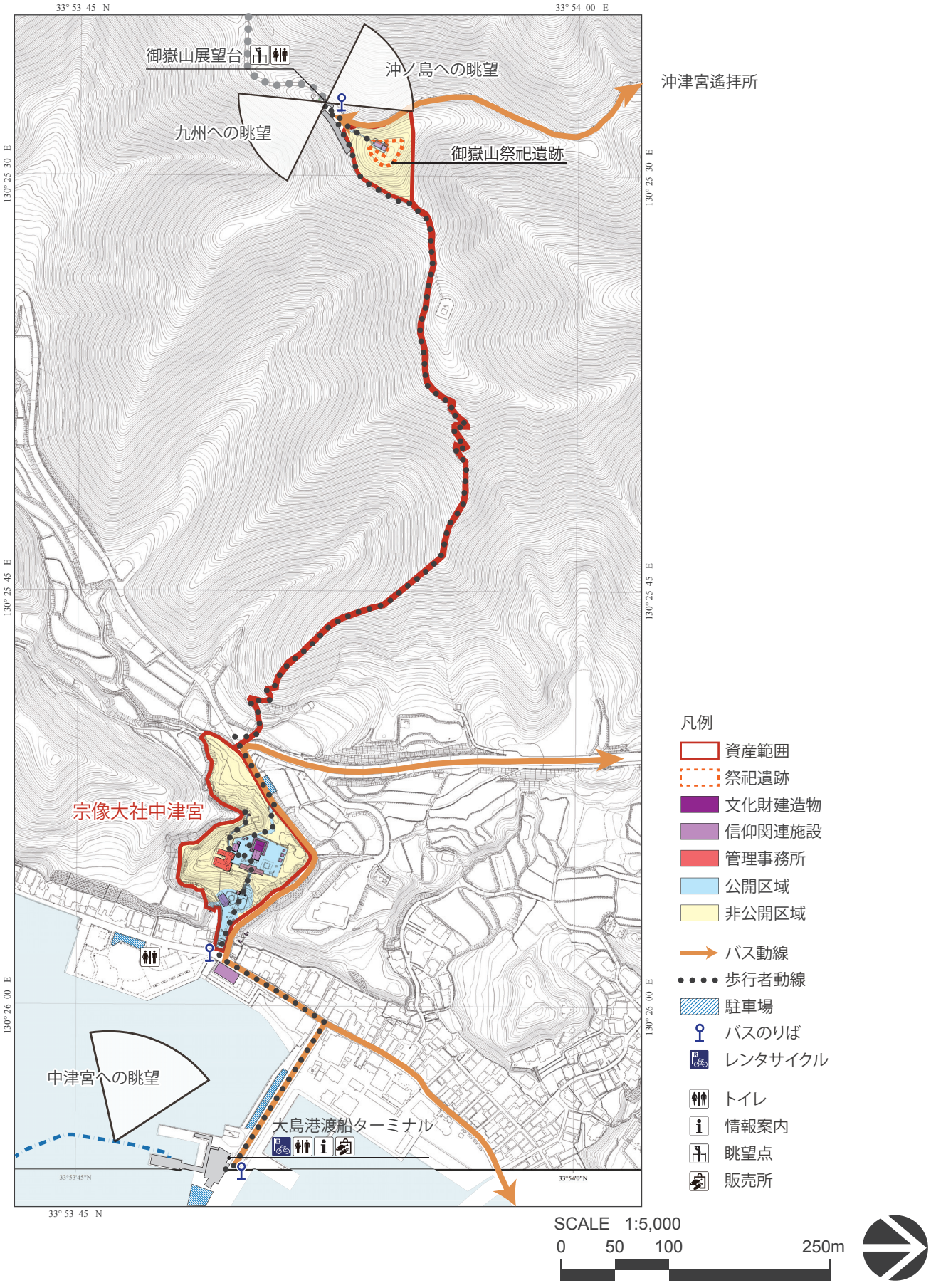


図 5-18　便益施設及び来訪者のための施設配置図（宗像大社中津宮）

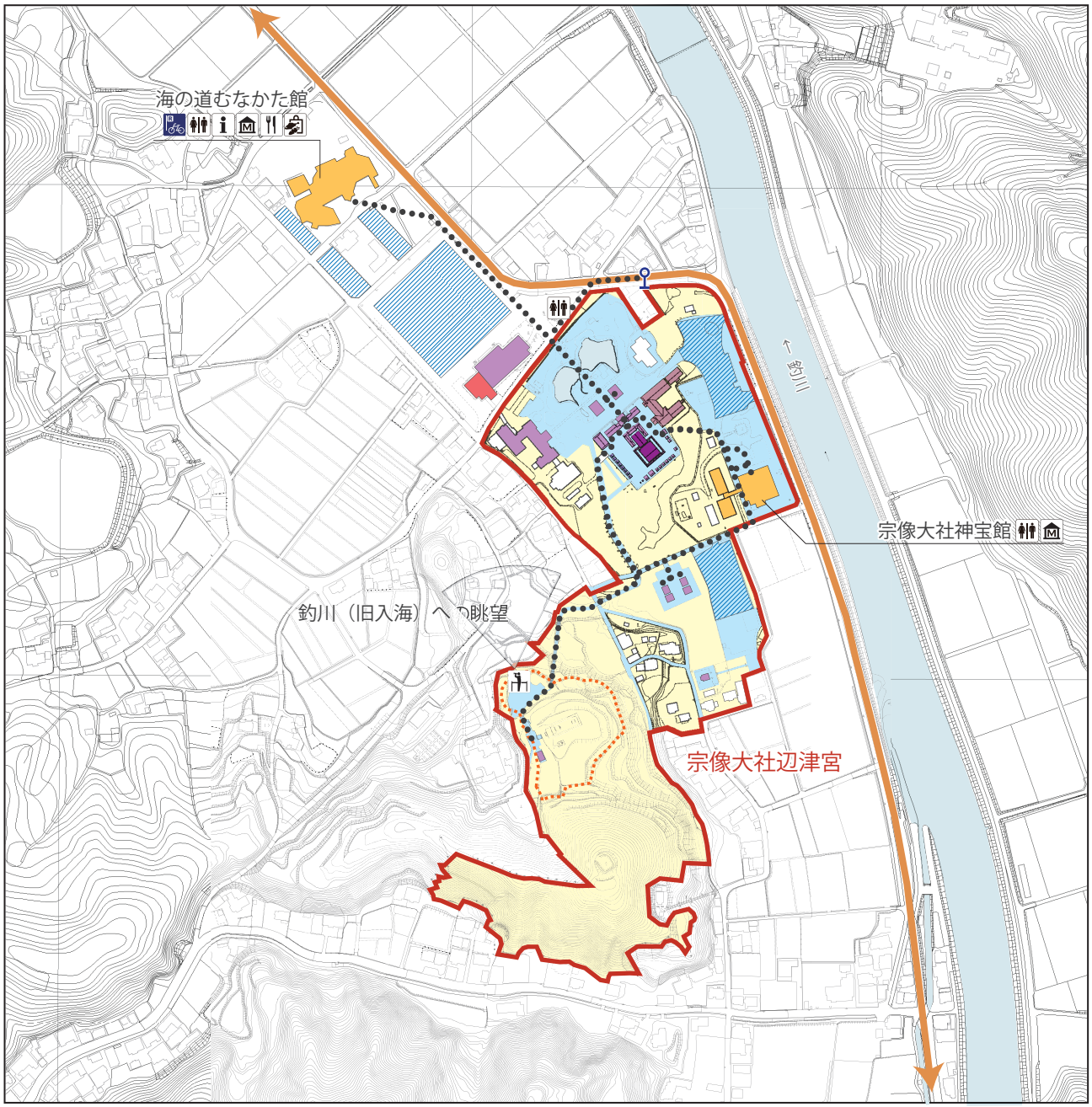


図 5-19 便益施設及び来訪者のための施設配置図（宗像大社辺津宮）

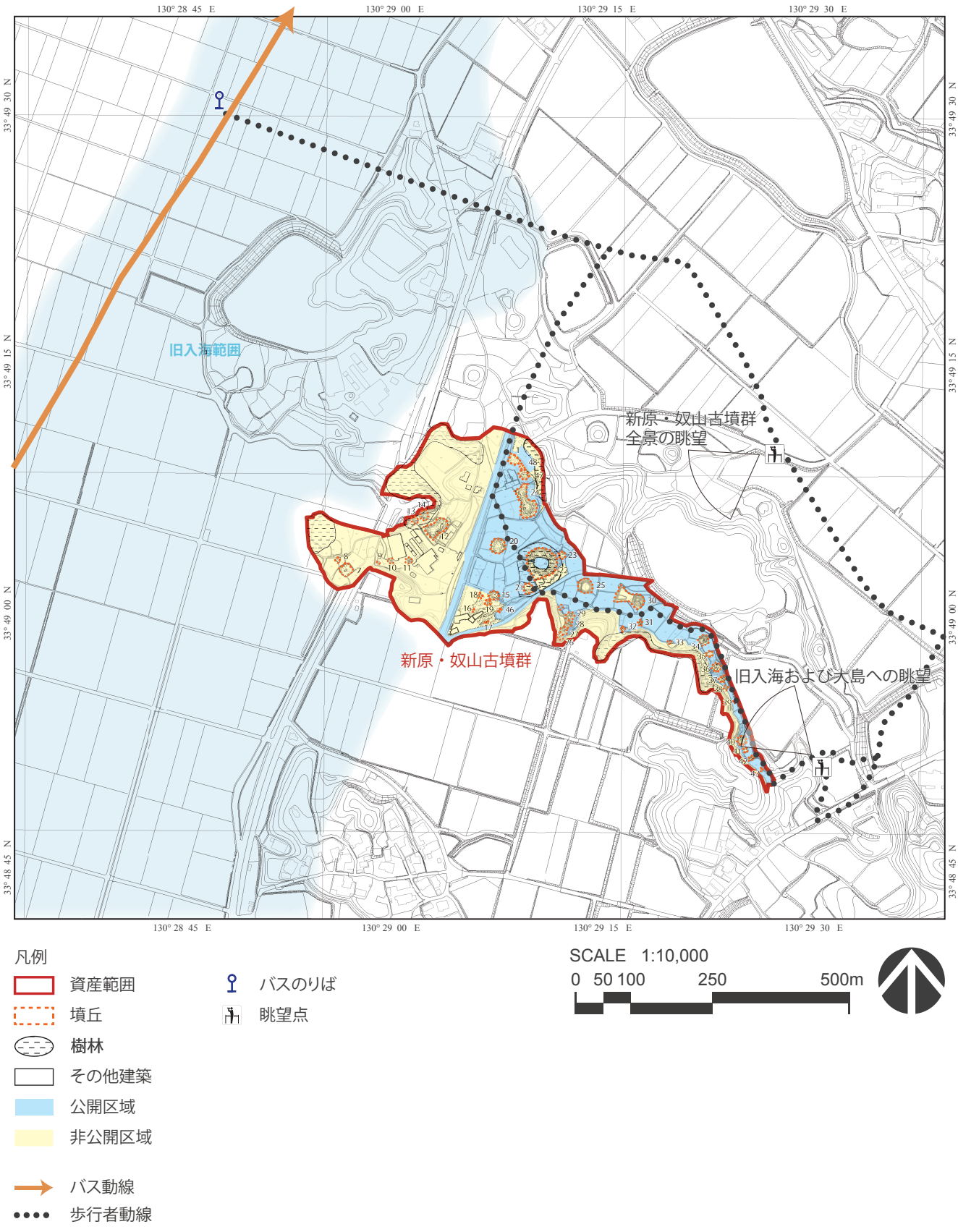


図 5-20　便益施設及び来訪者のための施設配置図（新原・奴山古墳群）

表 5-6 本資産に関わる展示・解説施設一覧

No.	名称	所在地	対象	内容	利用者数
1	海の道むなかた館	福岡県宗像市深田	資産全体 沖津宮 沖津宮遙拝所 辺津宮、中津宮	本資産のパネル展示、沖ノ島3D 映像展示	168,678 人（2015 年）
2	宗像大社神宝館	福岡県宗像市田島	沖ノ島、中津宮 辺津宮	沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物及び宗像大社が所蔵する文化財を収蔵・展示	28,421 人（2015 年）
3	在自唐坊跡展示館	福岡県福津市在自	新原・奴山古墳群	新原・奴山古墳群から出土した考古資料を展示	137 人（2015 年）
4	九州歴史資料館	福岡県小郡市三沢	資産全体 新原・奴山古墳群	本資産のパネル展示、新原・奴山古墳群から出土した考古資料を展示	23,425 人（2015 年度）
5	九州国立博物館	福岡県太宰府市	沖ノ島	沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物の展示	1,024,008 人（2015 年度）
6	国立歴史民俗博物館	千葉県佐倉市	沖ノ島	沖ノ島祭祀遺跡の実物大模型と出土遺物のレプリカの展示	169,604 人（2015 年度）

表 5-7 本資産に関わる案内施設一覧

No.	名称	所在地	対象	内容	利用者数
1	大島港渡船ターミナル	福岡県宗像市大島	資産全体 中津宮 沖津宮遙拝所	世界遺産や本資産及び大島の構成資産のパネル展示	209,199 人（2015 年）
2	道の駅むなかた	福岡県宗像市江口	資産全体	本資産に関する情報発信及び観光案内	1,696,875 人（2015 年度）
3	あんずの里	福岡県福津市勝浦	資産全体	本資産に関する情報発信及び観光案内	274,666 人（2015 年）
4	福津市行政・観光情報ステーションふっくる	福岡県福津市中央	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報発信及び観光案内	26,658 人（2015 年）
5	福津市観光情報ステーション（ビーチハウス）	福岡県福津市福間	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報発信及び観光案内	14,365 人（2015 年）
6	福津市まちおこしセンター津屋崎千軒なごみ	福岡県福津市津屋崎	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報発信及び観光案内	54,618 人（2015 年）



写真 5-12 海の道むなかた館における 3D 展示



写真 5-13 宗像大社神宝館展示



写真 5-14 国立歴史民俗博物館における沖ノ島祭祀遺跡の展示

5.i　資産の公開、活用に関する方針、計画

本資産は、全体で一つの顕著な普遍的価値を持つシリアル・プロパティであり、資産の顕著な普遍的価値に即した一貫性をもった資産の価値の解説が必要である。沖ノ島は信仰や遺跡の保護上、原則非公開であるため価値の解説を目的とした施設で行われる。本資産の保護と公開、活用を両立するため、世界遺産としての価値について総合的な解説を用意する。

今後、資産の公開、活用に関しては、「公開、活用基本構想」を 2016 年に策定し、具体的施策を検討する。

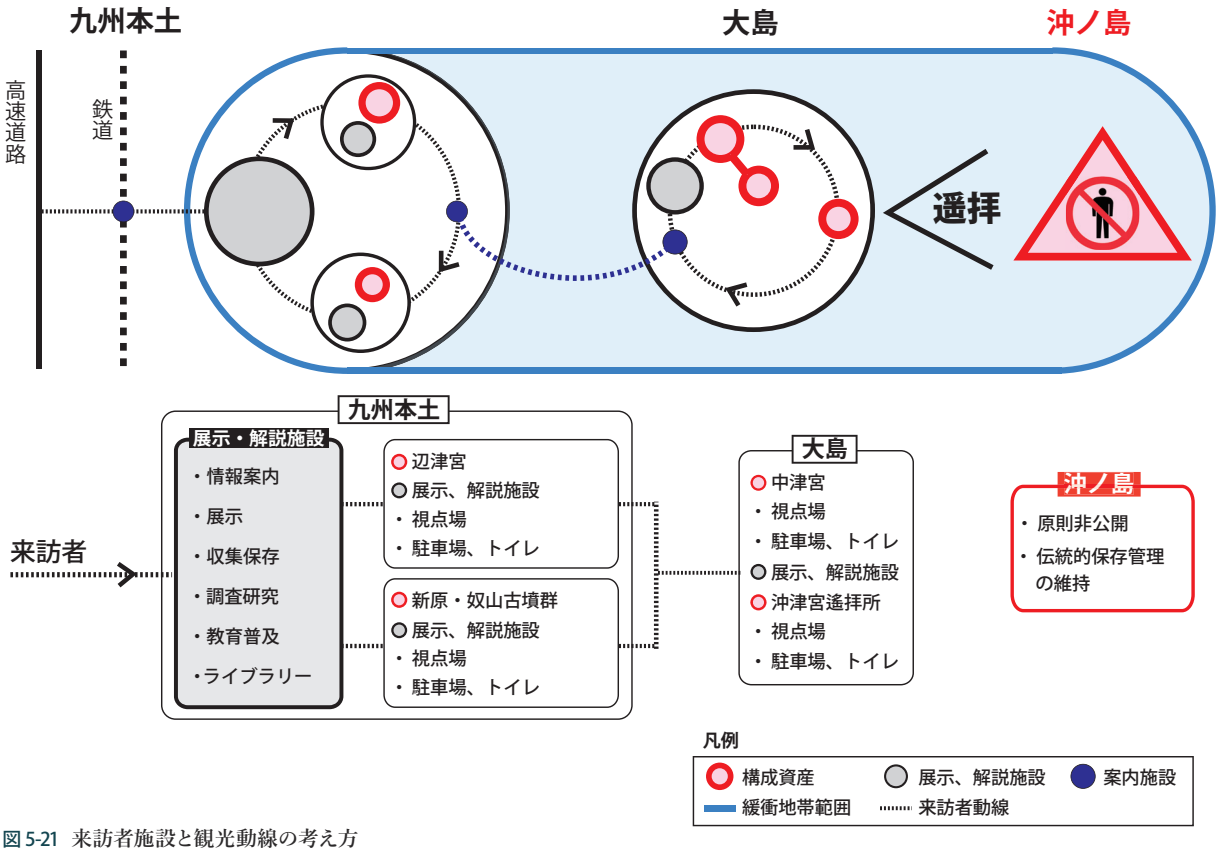


図 5-21　来訪者施設と観光動線の考え方

5.i.1 価値の解説

(1) 公開・活用の方針

本資産の特徴を考慮し、来訪者に対して以下四つの観点から本資産の価値を解説して資産の価値の理解促進を図る。各構成資産の公開、活用方針は表 5-7 に示すとおりである。

考古遺跡　：本資産の価値の中核である古代祭祀遺跡について、現地の遺構と出土遺物の解説を行う。信仰や遺跡の保護上立入りを禁止している構成資産もあるため、出土遺物を収蔵、展示する施設と連携して本資産の価値を解説する

信仰の場　：本資産は、古代祭祀遺跡が信仰の場として一体となって現代まで継承されており、資産と信仰がともに守り伝えられてきた背景について解説する。

景観　：沖ノ島に対する遥拝など、各構成資産の位置関係や眺望について、視点場を整備し、資産と周辺の景観について解説する。

地域の文化的伝統　：信仰と結びついた漁業などの生業や、禁忌や祭礼行事といった生きた信仰の伝統など、宗像地域の人々の暮らしと資産との関係について解説する。

(2) 来訪者施設

沖ノ島は、禁忌に基づいて原則非公開のため、九州本土や大島に位置する構成資産や展示施設に来訪者を誘導し、本資産の価値を解説する（図 5-21）。今後、来訪者に対して本資産の価値を解説するために、以下の項目について整備を進める。

展示・解説施設

既存の展示・解説施設は展示内容や機能が分散しているため、資産全体の顕著な普遍的価値を一元的に解説する拠点が必要である。今後、総合的なガイダンス機能を担い、資産の調査、研究と公開、活用を連携して行う世界遺産センター（仮）について、既存施設の活用を含め検討を進める。

案内施設

本資産の案内施設を拡充し、Wi-Fi 環境の提供や案内窓口の設置等、利用者の利便性を図る。また、民間企業や観光関連施設に協力を依頼し、更なる充実を図る。

便益施設

各構成資産とその周辺地域には、公開、活用に必要とされる最小限の便益施設を設置している。今後、交通体系やガイダンス施設の整備と併せて、駐車場、トイレ、休憩所などの便益施設を計画的に整備する。また、各便益施設の利便性の向上や利用分散を促すため、便益施設の情報を来訪者に提供する。

サイン

資産の顕著な普遍的価値や個別の構成資産の特徴を紹介する解説板や案内誘導サインなど、世界遺産に係るサインを資産および来訪者動線に整備する。サインの整備にあたっては多言語に翻訳し、デザインコードを定めたサインガイドラインを 2016 年に策定し、本資産に係るサインの統一を図る。

視点場

沖ノ島の遥拝をはじめとする眺望は本資産の価値を伝える重要な要素であるため、来訪者に現地での魅力的な空間体験を提供できるように構成資産およびその周辺に視点場の整備と眺望景観の修景を行う。

来訪者動線

地域コミュニティが渋滞やその他の問題によって悪影響を受けるのをさけ、また来訪者が構成資産に円滑にアクセスできるように、電車やバス等の公共交通の利用を中心とした交通システムの対策を講じる。特に資産周辺は徒歩もしくは自転車を基本とし、構成資産間の相互のつながりや近隣の歴史文化遺産との関係についての理解を促進するような動線を設計する。

(3) 情報提供と受入体制

沖ノ島は、「島で見聞きしたことは一切口外してはならない」という禁忌のため、沖ノ島の歴史的価値や重要性は限定的にしか広まらなかった経緯がある。今後、世界遺産として将来世代に守り伝えていくために、地域コミュニティや国内外の来訪者に対し、以下の方法で資産の価値や保存管理に係る情報等、本資産に関する各種情報を発信し、来訪者受入体制の充実を図る。

ガイド

資産の価値や魅力を伝えるガイド養成講座を実施し、宗像市、福津市の市民グループ、地域住民等からなる既存観光ガイド組織の連携を強化する（写真 5-15、5-16）。

情報発信

本資産の情報については公式ウェブサイト、資産の周遊ルートを示したガイドマップ、パンフレット（写真 5-17）、写真、映像、多言語に対応したガイドマップ、スマートフォン等の情報端末を活用して発信する。

イベント

本資産の公開講座、シンポジウムやボランティアガイドと連携した資産周遊イベント、資産周辺の清掃活動等の各種イベント、本資産の類似性をもつ世界文化遺産や関連地域との国際交流事業等を企画・開催する。

ホスピタリティの向上

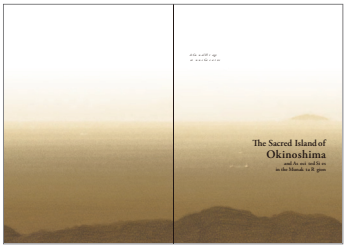
観光事業者（旅館、ホテル、飲食店、土産物店等）やタクシー運転手、バス運転手を対象とした講習、情報提供を行う。また、地域住民と来訪者が交流できる機会を創出する。



写真 5-15　辺津宮におけるボランティアによる解説



写真 5-16　新原・奴山古墳群におけるボランティアによる解説



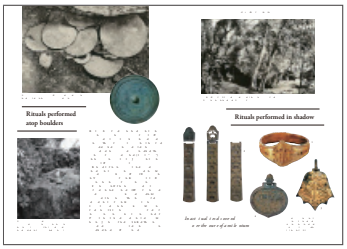


写真 5-17　パンフレット

表 5-8　各構成資産の公開・活用方針

ID No.	構成資産	方針
1 ～ 4	宗像大社沖津宮	- 沖ノ島は一部神事の機会を除き原則非公開とし、信仰と遺跡の保護の観点から立ち入りが禁止されていることをパンフレット等の各種媒体で周知徹底する。 - 大島や九州本土側のガイダンス施設に誘導し、沖ノ島の価値とともに禁忌に基づいて古代祭祀遺跡が良好な状態で残されてきた重要性について解説する。 - 宗像大社神宝館で、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物の展示を通して、古代の対外交流や沖ノ島祭祀の変遷について解説する。 - 海の道むなかた館で、沖ノ島に関する 3D 映像（祭祀遺跡、祭礼行事等）によって解説する。
5	宗像大社沖津宮遙拝所	- 非公開である沖ノ島を遥拝する場として現地に来訪者を誘導し、沖ノ島と遙拝所の関係や信仰の場としての機能を解説する。 - 沖津宮遙拝所に解説板を設置し、資産全体および沖津宮遙拝所の価値を解説する。 - 沖津宮遙拝所の概要とともに大島の暮らしや信仰との関係について解説する。
6	宗像大社中津宮	- 脆弱な遺跡である御嶽山祭祀遺跡は立入禁止とし、宗像大社神宝館の遺物展示により遺跡を解説する。 - 解説板・案内サインを整備し、資産全体および宗像大社中津宮の価値を解説する。 - 御嶽山展望台を視点場とし、沖津宮や新原・奴山古墳群、辺津宮との関係を眺望景観によって解説する。 - 宗像大社中津宮の概要とともに大島の暮らしや信仰との関係について解説する。
7	宗像大社辺津宮	- 解説板・案内サインを整備し、資産全体および宗像大社中津宮の価値を解説する。特に、古代祭祀遺跡から現在の社殿へと信仰の場が展開していく過程を解説する。 - 高宮祭場は祭祀遺跡の中で唯一来訪者が近づくことのできる場所であるため、現地で祭祀遺跡を解説する。併せて、宗像大社神宝館で下高宮祭祀遺跡の出土遺物の解説をおこなう。 - 旧入海であった釣川と辺津宮の関係を眺望景観により解説する。 - 全国へ伝播した宗像三女神信仰の歴史について解説する。
8	新原・奴山古墳群	- 散策路や解説板・案内サインを整備し、古墳群の特色とともに、台地上の立地や海との関係等、新原・奴山古墳群の空間構成を解説する。 - 付近の丘陵に視点場を整備し、大島から沖ノ島へと続く海域や旧入海との関係について、資産からの眺望景観により解説する。 - 古墳群の周辺にフットパスを設定し、旧入海の変遷、津屋崎古墳群との関係、地域の人々の暮らしや農業との関わり等、資産と周辺環境との関係について解説する。 - 出土遺物の展示と併せて資産全体及び古墳群の価値を解説するための公開、活用施設の整備を検討する。

5.i.2 学術調査・研究

福岡県、宗像市、福津市は、資産の保存管理や公開、活用を目的に各種学術調査を実施している。構成資産の整備の際には、各種学術調査、研究の成果に基づき高い精度で実施することで、資産の真実性を担保している。調査を実施する場合には、顕著な普遍的価値を保護することを大前提に、非破壊の調査法等を含め適切な調査手法を選択している。これら調査、研究成果は、調査報告書の作成、研究報告会、シンポジウムを開催するなど、本資産の価値の解説や公開、活用に役立てている（写真 5-18）。



写真 5-18「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際学術研究報告会（2013 年 10 月 12 ～ 13 日）

推進会議では、本資産の価値を明らかにするべく、3 か年の委託研究事業（2010 ～ 2013 年）として国内外の専門家による調査、研究を行った。こうした研究成果は『「宗像･沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ～Ⅲ（2011 ～ 2013 年、日・英）として刊行し、ホームページで広く公開しており、国内外の幅広い分野での本資産に関する調査・研究の進展を図っている（写真 5-19）。



写真 5-19「宗像･沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ～Ⅲ

今後、国内外の大学・研究機関等と連携して資産の多岐にわたる特性を活かす総合的な調査・研究体制を検討し、資産の保存管理、公開、活用を一体的な体制の下で継続的に実施する。また、宗像大社と連携の上、宗像大社所蔵の膨大な考古、歴史資料に関する調査、研究や、本資産と関連する遺跡等の調査、研究を進める。

5.j　　職員の技術水準と専門性



写真 5-20　ボランティアガイド養成講座

福岡県、宗像市、福津市は、世界遺産の保存管理を専任とする考古学、歴史学、建築学等の専門職員及び技術者を配置し、資産を適切に保存管理している（表 5-9）。また、資産の所有者である宗像大社や地域住民に対する技術的支援、本資産の調査、研究、展示、解説をはじめとする普及・啓発活動を行っている。さらに、福岡県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員が、定期的に文化財を巡回、点検し、保護に関する助言を行っており、指導員の調査報告に基づき、所有者や関係各市町に対して文化財の保存管理に関して指導している。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持、管理については、行政のみならず、市民ボランティアが定期的に資産を巡回点検している。さらに宗像市、福津市では市民ガイド養成講座（写真 5-20）を開催しており、受講した市民ボランティアガイドが来訪者への資産の解説を行っている。このように、地域住民と行政機関が協働して資産を保存管理している。

表 5-9　本資産の保存管理に関わる人員配置

		世界遺産部局	文化財部局
福岡県	事務職	4	1
	専門職	5 ［考古 (1)、歴史 (3)、建築 (1)］	7 ［考古 (2)、建築 (1)、史跡整備 (1)、造園 (1)、民俗 (1)、美術工芸 (1)］
宗像市	事務職	7	1
	専門職	1 ［考古］	5 ［考古］
福津市	事務職	2	3
	専門職	1 ［考古］	1 ［考古］
宗像大社	事務職	-	3
	専門職	-	2 ［考古 (1)、歴史 (1) ］



九州本土から望む大島

第6章 経過観察

6.a 保存状況を計測するための主な指標

6.b 資産の経過観察のための体制

6.c 以前の保全状況報告の成果

経過観察

6.a. 保存状況を計測するための主な指標

構成資産および緩衝地帯について、顕著な普遍的価値の確実な保持、修理又は復旧、維持管理、防災及び危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、4 章に掲げた保全状況及び資産全体に与える影響に対し定期的に経過観察を実施する。

経過観察にあたって、「4.b 資産に影響を与える要因」で整理した潜在的脅威に対し、以下 3 点の観点の下、観察指標を設定する。経過観察と測定方法については**表 6-1** に示すとおりである。

① 推薦書「第 3 章 記載のための価値証明」に記された、顕著な普遍的価値と真実性及び完全性が維持されているか。
② 推薦書「第 4 章 保全状況と資産に与える影響」に記された、潜在的脅威（開発圧力、環境圧力、自然災害、来訪者）が資産にどのような影響を与えているか。
③ 推薦書「第 5 章 資産の保護と管理」に記された、資産の保護、緩衝地帯の管理、資産の公開、活用に関する取り組みが適切に機能しているか。

表 6-1 観察指標と測定方法 (1/2)

項目		指標	測定の内容・方法	周期	記録組織
1 構成資産の保護と管理	1-1 考古遺跡の保護	a) 資産範囲における現状変更	文化財保護法関係の各種申請及び許可等について、件数及びその内容を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		b) 遺構の状況	遺構の状況について、観察、写真撮影等により記録する。	毎年	宗像市 福津市
	1-2 建造物の保護	a) 建造物の修理・整備	建造物の修理・整備結果を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
		b) 建造物防火施設及び保存施設の点検、整備、改修または修理結果(補助、自費)	防火施設及び保存施設の点検、整備、改修または修理結果を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
		c) 建造物の現状変更	文化財保護法関係の各種申請及び許可等について、件数及びその内容を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
	1-3 祭礼行事の保護	a) 祭礼行事の継承	祭礼行事の継承数及びその現状を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
2 開発圧力		a) 緩衝地帯における開発の申請	各種法令に基づく申請許可の件数及びその内容を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		b) 視点場からの景観を阻害する要因	視点場からの定点観測（写真撮影）により、阻害要素の状況を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		c) 各種法令の違反物件	各種法令の違反物件の状況を記録する。	毎年	宗像市 福津市
3 環境圧力	3-1 気候変動	a) 気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	宗像市 福津市
	3-2 酸性雨	a) 酸性雨の状況	降水時の酸性雨の状況を、pH 検査により測定する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
	3-3 大気汚染	a) 大気汚染に係る環境基準達成率	大気の常時監視を行い、大気中の二酸化硫黄、SPM、PM2.5 等の含有量を測定する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
	3-4 鳥類の営巣活動	a) 鳥類の営巣状況	沖ノ島祭祀遺跡におけるオオミズナギドリの営巣状況を記録する。	3 年毎	宗像市
	3-5 樹木の繁殖	a) 植生の状況	構成資産における植生の状況（樹種、生育状況等）について、観察、記録する。	3 年毎 *	宗像市 福津市
	3-6 漂着ごみ	a) 漂着ごみの状況	沖ノ島及び沖津宮遙拝所周辺に打ちあがる漂着ごみの状況を記録する。	毎年	宗像市

表 6-1 観察指標と測定方法 (2/2)

項目		指標	測定の内容・方法	周期	記録組織
4 自然災害	4-1 台風	a) 遺構、建造物等の状況	構成資産における遺構、歴史的建造物等の腐食、毀損状況、崩壊の有無を観察、写真撮影により記録する。	毎年 *	宗像大社 宗像市 福津市
	4-2 大雨及び洪水				
	4-3 地震				
	4-4 津波				
	4-5 火災 (落雷、放火を含む)				
5 来訪者		a) 遺構、建造物等の状況	構成資産における遺構、建造物等の毀損状況 (落書き、建造物の破壊等) を観察、写真撮影により記録する。	毎年	宗像大社 宗像市 福津市
		b) 来訪者数	来訪者施設の来訪者数、交通機関の利用状況を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市 福津市
		c) 沖ノ島への来訪者数	沖ノ島への参拝者等の来訪者数および沖の島漁港への来船数を記録する。	毎年	宗像大社
6 顕著な普遍的価値の解説		a) 来訪者施設と基盤施設の整備の進捗率	整備計画に沿った進捗状況を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		b) 便益施設と収容能力の状況	構成資産やその周辺地域の便益施設の設置状況を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		c) 調査報告書、研究報告書等の刊行数	構成資産及びその周辺地域において、調査が実施された場合の調査報告書、研究報告書等の数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		d) パンフレット、ホームページによる情報提供数	刊行されているパンフレット類及びホームページにより、情報提供の回数、状況を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		e) 専門家による現地確認、指導会の開催数	専門家による現地確認、指導会の実施回数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		f) 研修会、セミナー等の開催数	研修会、セミナー等の開催数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市

* 台風及び大雨、洪水、地震等の自然災害発生直後においても適宜観測を実施。

6.b 資産の経過観察のための体制

定期報告を含む経過観察については、資産の所有者である宗像市、福津市、宗像大社が、福岡県を通じて文化庁の指導の下に行う。経過観察の実施にあたっては『世界遺産条約の履行のための作業指針』に基づき、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について 6 年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産委員会に定期報告書を提出する。

本資産に係る経過観察の体制は既に機能しており表 6-2 に示すとおりである。

表 6-2 経過観察体制

分担	管轄区域	担当組織
1 担当組織及び担当課名	宗像大社沖津宮 宗像大社沖津宮遙拝所 宗像大社中津宮 宗像大社辺津宮 緩衝地帯（宗像市域）	**組織および代表者：** 宗像市長 **担当課及び責任者：** 宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室 室長 **住所：** 〒 811-3492 福岡県宗像市東郷 1-1-1
	新原・奴山古墳群 緩衝地帯（福津市域）	**組織および代表者：** 福津市長 **担当課及び責任者：** 福津市総合政策部世界遺産登録推進室 室長 **住所：** 〒 811-3293 福岡県福津市中央 1-1-1
	宗像大社沖津宮 沖津宮遙拝所 宗像大社中津宮 宗像大社辺津宮	**組織および代表者：** 宗像大社 宮司 **担当課及び責任者：** 文化財管理事務局 事務局長 **住所：** 〒 811-3505 福岡県宗像市田島 2331
2 監督組織	資産及び緩衝地帯	**組織および代表者：** 文化庁長官 **担当課及び責任者：** 文化庁記念物課 課長 **住所：** 〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
3 指導組織	資産及び緩衝地帯	**組織および代表者：** 福岡県知事 **担当課及び責任者：** 福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室 室長 **住所：** 〒 812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7

6.c 以前の保全状況報告の成果

経過観察に関する諸事項の資料、情報については、福岡県、宗像市、福津市によって適切に収集、保管されている。それらの一覧表については、表 6-3 に示すとおりである。

表 6-3 経過観察に係る過去の資料・情報

No.	名称	発行者	発行年	対象資産	概要
1	国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画	宗像市	2014	宗像大社沖津宮沖ノ島 宗像大社沖津宮遙拝所 宗像大社中津宮 宗像大社辺津宮	宗像神社境内範囲の航空レーザー測量および建築物、工作物、樹木の保存状況等の現地調査を実施し、各要素の写真、位置図、一覧表が記載されている。
2	国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画	宗像市	2014	沖ノ島	沖ノ島の植物分布状況と沖ノ島祭祀遺跡周辺のオオミズナギドリの巣穴調査の結果が記載されている。
3	国指定史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画	福津市	2011	新原・奴山古墳群	新原・奴山古墳群の調査カードが記載されており、各古墳の規模、構造、調査歴、保存状況等が記録されている。
4	重要文化財「宗像神社辺津宮本殿、拝殿」保存活用計画	宗像大社	2014	宗像大社辺津宮	宗像大社辺津宮本殿、拝殿の過去の修理歴や社殿の現況図面、防災施設の配置図面が記載されている。
5	福岡県指定有形文化財「宗像大社中津宮本殿」保存修理工事報告書	宗像大社	1999	宗像大社中津宮	宗像大社中津宮本殿の過去の修理歴や社殿の現況図面が記載されている。



中津宮参道におけるみあれ祭ご神幸

第7章 資料

7.a 写真、スライド、画像一覧

7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画
または管理体制の解説及び関係諸計画（抜粋）

7.c 資産関係資料

7.d 資産管理機関住所

7.e 参考文献

資料

7.a 写真、スライド、画像一覧表

表 7-1 写真・スライド・画像一覧

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者編集者	著作権保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	概要扉絵	画像情報	沖ノ島の遠景	2013 年	宗像市	宗像市	宗像市 （写真 2-a-3 参照）	可	可
写真	概要	画像情報	沖津宮遙拝所から望む沖ノ島	2013 年	宗像市	宗像市	宗像市 （写真 2-a-3 参照）	可	可
写真	第 1 章扉絵	画像情報	沖津宮社殿へと向かう神職	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 〒 221-0863 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町 1648 斉藤製作所 Tel/FAX: 045-373-4219 E-mail: sunnyside1223@ybb.ne.jp	不可	可
写真	第 2 章扉絵	画像情報	巨岩群の只中にある沖津宮社殿	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 3 章扉絵	画像情報	みあれ祭は地元漁師に息づく信仰を表すものである	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 4 章扉絵	画像情報	沖ノ島の露天祭祀遺跡には未だ多くの遺物が残されている	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 5 章扉絵	画像情報	辺津宮における日常の手入れ	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 6 章扉絵	画像情報	九州本土から望む大島	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 7 章扉絵	画像情報	中津宮参道におけるみあれ祭ご神幸	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 8 章扉絵	画像情報	高宮祭場	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	第 9 章扉絵	画像情報	辺津宮社殿	2011 年 10 月	阿部伸治	阿部伸治	阿部伸治 （写真第 1 章扉絵参照）	不可	可
写真	2-a-1	画像情報	資産空撮	2015 年 2 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 〒 812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 TEL: +81-92-643-3162 FAX: +81-92-643-3163 E-mail: sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp	可	可
写真	2-a-2	画像情報	沖ノ島全景	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-3	画像情報	沖ノ島に付随する三つの岩礁（右より小屋島、御門柱天狗岩）			宗像市	宗像市 〒 811-3504 福岡県宗像市東郷 1-1-1 TEL: +81-940-36-1121 FAX: +81-940-37-1242 E-mail: munakata@city.munakata.fukuoka.jp	可	可
写真	2-a-4	画像情報	沖津宮社殿	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-5	画像情報	禊	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	2-a-6	画像情報	沖ノ島の自然	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-7	画像情報	17 号遺跡（現況）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-8	画像情報	7 号遺跡（現況）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-9	画像情報	5 号遺跡（現況）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-10	画像情報	1 号遺跡（現況）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-11	画像情報	沖ノ島を望む沖津宮遙拝所	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-12	画像情報	沖津宮遙拝所から沖ノ島を望む	2013 年	宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	可	可
写真	2-a-13	画像情報	沖津宮遙拝所社殿（正面）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-14	画像情報	沖津宮遙拝所社殿（内部）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-15	画像情報	宗像大社中津宮社殿	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-16	画像情報	御嶽山祭祀遺跡（現況）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-17	画像情報	中津宮空撮	2015 年 12 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-18	画像情報	御嶽山山頂より沖ノ島を望む	2015 年 4 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-19	画像情報	御嶽山山頂より九州本土を望む	2015 年 4 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-20	画像情報	宗像大社辺津宮社殿	2015 年 2 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-21	画像情報	現在の宗像大社辺津宮境内	2015 年 2 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-22	画像情報	宗像大社辺津宮全景	2015 年 2 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-23	画像情報	高宮祭場	2015 年 2 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-24	画像情報	新原・奴山古墳群から大島と海を望む	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-25	画像情報	22 号墳	2014 年 12 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-26	画像情報	25 号墳	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-27	画像情報	12 号墳	2014 年 12 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-a-28	画像情報	新原・奴山古墳群全景	2015 年 2 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-1	画像情報	好太王碑		西谷正	西谷正	宗像市（写真 2-a-3 参照）	不可	可
写真	2-b-2	画像情報	遣唐使船			唐招提寺	唐招提寺 〒 630-8032 奈良県奈良市五條町 13-46 TEL: +81-742-33-7900	不可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	2-b-3	画像情報	7 号墳	2014 年 12 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-4	画像情報	7 号墳出土の鉄斧	2013 年 1 月	福津市教育委員会	福津市教育委員会	福津市教育委員会 〒 811-3293 福岡県福津市津屋崎 1-7-1 TEL: +81-940-42-1111 FAX: +81-940-43-3168 E-mail: bunka@city.fukutsu.lg.jp	不可	可
写真	2-b-5	画像情報	17 号遺跡（1957 年発掘調査時）	1957 年	野口恭彦、花田邦穂、久光良城	宗像大社	宗像大社 〒 811-3505 福岡県宗像市田島 2331 TEL: +81-940-62-1311	可	可
写真	2-b-6	画像情報	17 号遺跡の奉献品出土状況（俯瞰）	1957 年	野口恭彦、花田邦穂、久光良城	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-7	画像情報	17 号遺跡の鏡出土状況（俯瞰）	1957 年	野口恭彦、花田邦穂、久光良城	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-8	画像情報	17 号遺跡の鏡出土状況（俯瞰）	1957 年	野口恭彦、花田邦穂、久光良城	宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-9	画像情報	四神文帯二神二獣鏡（三角縁神獣鏡）			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-10	画像情報	獣文縁冝子孫銘獣帯鏡			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-11	画像情報	画文帯同向式神獣鏡			公益財団法人東洋文庫	公益財団法人東洋文庫 〒 113-0021 東京都文京区本駒込 2-28-21 TEL: +81-3-3942-0122 FAX: +81-3-3942-0120	不可	可
写真	2-b-12	画像情報	1970 年発掘調査時の 21 号遺跡	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-13	画像情報	21 号遺跡出土の鉄鋌			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-14	画像情報	21 号遺跡の出土状況	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-15	画像情報	7 号遺跡（右）と 8 号遺跡（左）（1954 年発掘調査時	1954 年	片山摂三	宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-16	画像情報	8 号遺跡の奉献品出土状況	1954 年	片山摂三	宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-17	画像情報	7 号遺跡の奉献品出土状況	1954 年	片山摂三	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-18	画像情報	金製指輪			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-19	画像情報	金銅製歩揺付雲珠			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-20	画像情報	金銅製棘葉形杏葉			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-21	画像情報	金銅製心葉形杏葉			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-22	画像情報	カットグラス破片			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-23	画像情報	浮出切子碗（イラン出土）			岡山市立オリエント美術館	岡山市立オリエント美術館 〒 700-0814 岡山県岡山市北区天神町 9-31 TEL: +81-86-232-3636 FAX: +81-86-232-5342 E-mail: orient@city.okayama.jp	不可	可
写真	2-b-24	画像情報	22 号遺跡（1970 年発掘調査時）	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	2-b-25	画像情報	金銅製雛形紡織具	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-26	画像情報	22 号遺跡の奉献品出土状況	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-27	画像情報	5 号遺跡 (1969 年発掘調査時)	1969 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-28	画像情報	金銅製龍頭出土状況	1969 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-29	画像情報	金銅製龍頭			宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-30	画像情報	唐三彩長頸瓶出土状況	1969 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-31	画像情報	唐三彩長頸瓶 (口縁部分)			宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-32	画像情報	唐三彩貼花文長頸瓶 (完形)			東京国立博物館所蔵 Copyright: TNM Image Archives	東京国立博物館 〒 110-8712 東京都台東区上野公園 13-9 TEL: +81-3-5777-8600	不可	可
写真	2-b-33	画像情報	金銅製雛形五弦琴出土状況			宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-34	画像情報	金銅製雛形五弦琴			宗像大社	宗像大社 (写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-35	画像情報	金銅製雛形紡織具			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-36	画像情報	金銅製高機 (伝沖ノ島出土)		杉本和樹	島根県立古代出雲歴史博物館	島根県立古代出雲歴史博物館 〒 699-0701 島根県出雲市大社町杵築東 99-4 TEL: +81-853-53-8600 FAX: +81-853-53-5350	不可	可
写真	2-b-37	画像情報	『神宮神宝図巻』(部分)			公益財団法人前田育徳会	公益財団法人前田育徳会 〒 153-0041 東京都目黒区駒場 4-3-55 TEL: +81-3-3467-0263	不可	不可
写真	2-b-38	画像情報	5 号遺跡	1969 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-39	画像情報	1 号遺跡 (1970 年発掘調査時)	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-40	画像情報	滑石製人形			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-41	画像情報	滑石製馬形			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-42	画像情報	滑石製舟形			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-43	画像情報	奈良三彩小壺出土状況	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-44	画像情報	奈良三彩有蓋小壺			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-45	画像情報	有孔土器		藤本健八	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-46	画像情報	富寿神宝出土状況	1970 年	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-47	画像情報	富寿神宝		藤本健八	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	2-b-48	画像情報	御嶽山祭祀遺跡（調査時）	2010 年後半	宗像市教育委員会	宗像市教育委員会	宗像市教育委員会 福岡県宗像市東郷 1-1-1 TEL: +81-940-36-1121 FAX: +81-940-37-1242 E-mail: munakata@city.munakata.fukuoka.jp	可	可
写真	2-b-49	画像情報	御嶽山祭祀遺跡出土の奉献品	2010 年後半	宗像市教育委員会	宗像市教育委委員会	宗像市教育委員会（写真 2-b-4 参照）	可	可
写真	2-b-50	画像情報	下高宮祭祀遺跡出土の奉献品	2011 年	宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	可	可
写真	2-b-51	画像情報	『古事記』			宝生院 大須観音	宝生院 大須観音 〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須 2-21-47 TEL: +81-52-231-6525	不可	不可
写真	2-b-52	画像情報	『日本書紀』			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-53	画像情報	三宮の拝殿にかけられる御神勅扁額			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-54	画像情報	京都御苑内の宗像神社	2014 年 12 月	宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	不可	可
写真	2-b-55	画像情報	宋風獅子	2003 年	宗像市教育委員会	宗像市教育委委員会	宗像市教育委員会（写真 2-b-4 参照 8）	可	可
写真	2-b-56	画像情報	一筆一切経	1966 年 12 月	松見守道、阿久井長則	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-57	画像情報	在自西ノ後遺跡		福津市教育委員会	福津市教育委員会	福津市教育委員会（写真 2-b-4 参照）	不可	可
写真	2-b-58	画像情報	阿弥陀経石	2003 年	宗像市教育委員会	宗像市教育委委員会	宗像市教育委員会（写真 2-b-4 参照）	可	可
写真	2-b-59	画像情報	色定法師坐像	2003 年	宗像大社	興聖寺所蔵、宗像大社保管	宗像大社 写真 2-b-5 参照）	不可	可
写真	2-b-60	画像情報	宗像氏盛事書案	1999 年 11 月	宗像大社	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-61	画像情報	『正平二十三年宗像宮年中行事』	2009 年 2 月	宗像大社	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-62	画像情報	沖津宮遙拝所石碑	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-63	画像情報	沖津宮遙拝所社殿	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-64	画像情報	『宗像大菩薩御縁起』	2009 年 2 月	宗像大社	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-65	画像情報	沖津宮社殿	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-66	画像情報	中津宮社殿	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-67	画像情報	辺津宮社殿	2014 年 12 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-68	画像情報	大宮司宗像氏貞			承福寺	承福寺 〒811-3513 福岡県宗像市上八 1373 TEL: +81-940-62-1833 FAX: +81-940-62-0435	不可	可
写真	2-b-69	画像情報	宗像大社沖津宮遙拝所			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-70	画像情報	『田島宮社頭古絵図』	1961 年 6 月		菊武成利	菊武成利	不可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	2-b-71	画像情報	『筑前国続風土記附録』所収「大島図」		福岡県立図書館	平岡邦幸	平岡邦幸	不可	可
写真	2-b-72	画像情報	『筑前国続風土記附録』所収「宗像宮」		福岡県立図書館	平岡邦幸	平岡邦幸	不可	可
写真	2-b-73	画像情報	第 3 次発掘調査の風景	1954-1955 年		宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	可	可
写真	2-b-74	画像情報	みあれ祭（海上神幸）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-75	画像情報	みあれ祭（陸上神幸）	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-76	画像情報	高宮祭場における神奈備祭	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	2-b-77	画像情報	戦艦三笠の羅針儀	1966 年 12 月	片山摂三、葦津幹之	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	2-b-78	画像情報	沖津宮現地大祭	2007 年 5 月	宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	可	可
写真	2-b-79	画像情報	交通安全のお祓い（1966 ～ 1968 年頃）		宗像大社	宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	可	可
写真	3-1	画像情報	パパハナウモクアケア			Nomination File		不可	可
写真	3-2	画像情報	首長ロイマタの地		Megumi Takimoto	UNESCO		不可	可
写真	3-3	画像情報	スケリグ・ヴィヒール		Graciela Gonzalez Brigas	UNESCO		不可	可
写真	3-4	画像情報	モン・サン・ミッシェルとその湾		Jean-Jacques Gelbart	Editions Gelbart		不可	可
写真	3-5	画像情報	紅山文化の遺産群（牛河梁遺跡）			“China's Cultural Heritage Protection . State Administration of Cultural Heritage, People's Republic of China		不可	可
写真	3-6	画像情報	竹幕洞遺跡		「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	3-7	画像情報	厳島神社と彌山		「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	3-8	画像情報	斎場御嶽			沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会 〒 900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 TEL: +81-98-866-2705	不可	可
写真	3-9	画像情報	三輪山			桜井市観光課	桜井市 〒 633-8585 奈良県桜井市粟殿 432-1 TEL: +81-744-42-9111	不可	可
写真	3-10	画像情報	大飛島		「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	4-1	画像情報	現在も沖ノ島に残る奉献品	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	4-2	画像情報	辺津宮本殿・拝殿の屋根葺替作業（2014 年）	2014 年		宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	不可	可
写真	4-3	画像情報	新原・奴山古墳群 25 号墳墳丘の崩落部の復旧作業（2014 年）	2014 年	福津市教育委員会	福津市教育委員会	福津市教育委員会（写真 2-b-4 参照）	不可	可
写真	4-4	画像情報	メガソーラーの修景	2015 年	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	4-5	画像情報	オオミズナギドリ		岡部海都	岡部海都	宗像市（写真 2-a-3 参照）	不可	可
写真	4-6	画像情報	沖ノ島におけるオオミズナギドリの巣穴	2012 年	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	4-7	画像情報	新原・奴山古墳群 22 号墳を覆う樹木	2012 年 11 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	4-8	画像情報	地元住民のボランティアによる沖津宮遙拝所周辺の漂着ゴミの清掃		宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	不可	可
写真	4-9	画像情報	辺津宮駐車場における防火訓練		宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	不可	可
写真	4-10	画像情報	沖津宮現地大祭の様子（5 月 27 日）			宗像大社	宗像大社(写真 2-b-5 参照)	不可	可
写真	4-11	画像情報	沖ノ島には 1 名の宗像大社の神職が 10 日間交代で常駐している。	2014 年 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-1	画像情報	沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望	2011 年	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-2	画像情報	御嶽山展望台から沖ノ島への眺望	2012 年 11 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-3	画像情報	神湊 - 大島間渡船航路からの眺望	2015 年 11 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-4	画像情報	御嶽山展望台から九州本土への眺望	2014 月 10 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-5	画像情報	高宮祭場から釣川流域への眺望	2014 年	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-6	画像情報	高台から新原・奴山古墳群への眺望	2014 年	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-7	画像情報	地元住民による辺津宮の維持管理			宗像大社	宗像大社（写真 2-b-5 参照）	不可	可
写真	5-8	画像情報	推進会議	2013 年 5 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	5-9	画像情報	専門家会議	2014 年 2 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	5-10	画像情報	新原・奴山古墳群における除草・清掃作業	2014 年 10 月	福津市教育委員会	福津市教育委員会	福津市教育委員会（写真 2-b-4 参照）	不可	可
写真	5-11	画像情報	UNITAR によるトレーニング（2012 年広島）	2012 年 5 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	5-12	画像情報	海の道むなかた館における 3D 展示	2014 年 4 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-13	画像情報	宗像大社神宝館展示	2014 年 4 月	今城秀和	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-14	画像情報	国立歴史民俗博物館における沖ノ島祭祀遺跡の展示	2015 年 7 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可
写真	5-15	画像情報	辺津宮におけるボランティアの会による解説	2015 年 8 月	宗像市	宗像市	宗像市（写真 2-a-3 参照）	不可	可
写真	5-16	画像情報	新原・奴山古墳群におけるボランティアガイドによる解説	2013 年	福津市教育委員会	福津市教育委員会	福津市教育委員会（写真 2-b-4 参照）	不可	可
写真	5-17	画像情報	パンフレット（日・英）	2015 年	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	可	可
写真	5-18	画像情報	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際学術研究報告会（2013 年 10 月 12 日～ 13 日）	2013 年 10 月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真 2-a-1 参照）	不可	可

No.		フォーマット	タイトル	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作権連絡先	非排他的権利譲渡	web公開
写真	5-19	画像情報	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ〜Ⅲ	2015年11月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真2-a-1参照）	不可	可
写真	5-20	画像情報	ボランティアガイド養成講座	2014年	宗像市	宗像市	宗像市（写真2-a-3参照）	不可	可
図	2-b-5	画像情報	沖ノ島祭祀遺跡と沖津宮社殿の想定復元図	2013年3月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	北野陽子	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真2-a-1参照）	不可	可
図	3-3	画像情報	古代における本資産の鳥瞰図	2013年3月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	北野陽子	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真2-a-1参照）	不可	可
図	3-4	画像情報	現代における本資産の鳥瞰図	2013年3月	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	北野陽子	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（写真2-a-1参照）	不可	可
		映像	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	–	株式会社TBSビジョン	株式会社TBSビジョン	株式会社TBSビジョン 〒102-0052 東京都港区赤坂5-3-6 TEL: +81-3-5571-5070 FAX: +80-3-5571-5068	不可	–

7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画または管理体制の解説及び関係諸計画（抜粋）

7.b.1 法律

- 文化財保護法（付属資料 7-1 参照）
- 景観法（付属資料 6-2 参照）
- 福岡県一般海域管理条例（付属資料 6-2）
- 都市計画法（付属資料 6-2）
- 農業振興地域の整備に関する法律（付属資料 6-2）

7.b.2 包括的保存管理計画

- 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画（全文は付属資料 1-1 を参照）

7.b.3 文化財保護法に関連する保存管理計画

各保存管理計画の抜粋は付属資料 1-2 を参照。

- 国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画（宗像市、2014 年）
- 天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画（宗像市、2014 年）
- 重要文化財「宗像神社辺津宮本殿、拝殿」保存活用計画（宗像大社、2014 年）
- 史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画（福津市、2014 年）

7.b.4 推薦資産が所在する県、市に関連する計画

各計画の概要は 5.d 推薦資産が所在する市、県に関係する諸計画（p. 173 〜 181）を参照されたい。

総合計画

- 福岡県総合計画（福岡県、2012 年）
- 宗像市総合計画（第 2 次）（宗像市、2015 年）
- 福津市総合計画（福津市、2007 年）

都市計画、土地利用、基盤整備に関わるもの

- 福岡県国土利用計画（第 4 次）（福岡県、2009 年）
- 福岡県土地利用基本計画（福岡県、2010 年）
- 宗像都市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（福岡県、2013 年）
- 津屋崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（福岡県、2008 年）
- 宗像市国土利用計画（第 2 次）（宗像市、2015 年）
- 宗像市都市計画マスタープラン（第 2 次）（宗像市、2015 年）
- 福津市国土利用計画（福津市、2008 年）
- 福津市都市計画マスタープラン（福津市、2008 年）

景観に関わるもの

- 宗像市景観まちづくりプラン（宗像市、2014 年）
- 宗像市景観計画（宗像市、2014 年）
- 福津市景観マスタープラン（福津市、2008 年）
- 福津市景観計画（福津市、2014 年）

環境に関わるもの

- 福岡県環境総合ビジョン（第三次福岡県環境総合基本計画）（福岡県、2013 年）
- 福岡県生物多様性戦略（福岡県、2013 年）
- 宗像市環境基本計画（宗像市、2013 年）
- 福津市環境基本計画（福津市、2007 年）

防災に関わるもの

- 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）（福岡県、2012 年改訂）
- 福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（福岡県、2011 年改訂）
- 福岡県地域防災計画（風水害対策編）（福岡県、2010 年改訂）
- 宗像市地域防災計画（宗像市、2014 年修正）
- 福津市地域防災計画（福津市、2013 年）

地域振興に関わるもの

- 福岡県離島振興計画（福岡県、2013 年）
- 宗像市離島振興計画（宗像市、2013 年）
- 福津市ブランド戦略（福津市、2010 年）
- 福岡県過疎地域自立促進計画（福岡県、2010 年）
- 福岡県農業、農村振興基本計画（福岡県、2012 年）
- 福岡県水産振興基本計画（福岡県、2013 年）

産業の育成に関わるもの

- 福岡森林計画区地域管理経営計画（第 5 次）（林野庁、2015 年）
- 福岡県森林・林業振興基本計画（福岡県、2013 年）

河川に関わるもの

- 釣川水系河川整備基本方針（福岡県、2011 年）

観光に関わるもの

- 宗像市歴史、観光推進計画（宗像市、2005 年）
- 福津市観光基本計画（福津市、2010 年）

7.c 資産関連資料

構成資産 1 ～ 4：宗像大社沖津宮

	書名	編著者	発行	発刊年
祭祀遺跡	沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡	宗像神社復興期成会	吉川弘文館	1958 年
	続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡	宗像神社復興期成会	吉川弘文館	1961 年
	宗像沖ノ島	宗像大社復興期成会	吉川弘文館	1979 年
社殿・境内	国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画書	宗像市教育委員会		2014 年

構成資産 5：宗像大社沖津宮遙拝所

	書名	編著者	発行	発刊年
社殿・境内	国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画書	宗像市教育委員会		2014 年

構成資産 6：宗像大社中津宮

	書名	編著者	発行	発刊年
祭祀遺跡	大島御嶽山遺跡（福岡県宗像市大島所在遺跡の発掘調査報告）	宗像市教育委員会		2012 年
社殿	福岡県指定有形文化財宗像大社中津宮本殿保存修理工事報告書	文化財建造物保存技術協会	宗像大社	1999 年
境内	国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画書	宗像市教育委員会		2014 年

構成資産 7：宗像大社辺津宮

	書名	編著者	発行	発刊年
社殿	重要文化財宗像神社辺津宮本殿拝殿修理工事報告書	重要文化財宗像神社辺津宮本殿拝殿修理工事委員会		1971 年
境内	国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画書	宗像市教育委員会		2014 年

構成資産 8：新原・奴山古墳群

	書名	編著者	発行	発刊年
	新原・奴山古墳群 津屋崎町文化財調査報告書第 6 集	津屋崎町教育委員会		1989 年

7.d 資産管理機関住所（インベントリー、過去の記録等の保管場所）

福岡県教育委員会
福岡県福岡市博多区東公園 7-7

宗像市教育委員会
福岡県宗像市東郷 1-1-1

福津市教育委員会
福岡県福津市津屋崎 1-7-1

宗像大社
福岡県宗像市田島 2331

7.e　　参考文献

(1) 報告書

(i) 構成資産に関する 7.c 以外の報告書

- 『沖ノ島 1　宗像大社沖津宮祭祀遺跡昭和 44 年度調査概報』宗像大社復興期成会、1970 年
- 『沖ノ島 2　宗像大社沖津宮祭祀遺跡昭和 45 年度調査概報』宗像大社復興期成会、1971 年
- 福岡県高等学校生物部会『沖の島生物総合調査報告』博洋社、1971 年
- 『宗像大社昭和造営誌』宗像大社復興期成会、1976 年
- 福岡県教育委員会『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書第 54 集、1977 年
- 津屋崎町教育委員会『奴山 5 号墳』津屋崎町文化財調査報告書第 2 集、1978 年
- 津屋崎町教育委員会『奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第 3 集、1981 年
- 津屋崎町教育委員会『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第 5 集、1987 年
- 津屋崎町教育委員会『新原・奴山古墳群Ⅱ』津屋崎町文化財調査報告書第 17 集、2001 年
- 『宗像市自然環境調査結果報告書』宗像市、2007 年
- 『福岡県の希少野生生物　福岡県レッドデータブック 2011―植物群落・植物・哺乳類・鳥類―』福岡県、2011 年

(ii) 発掘調査報告書（宗像地域の古墳等に関わるもの）

- 『国宝宮地嶽古墳出土品修理報告書』宮地嶽神社、1968 年
- 宗像市教育委員会『東郷高塚Ⅰ』宗像市文化財調査報告書第 21 集、1989 年
- 津屋崎町教育委員会『宮司井手ノ上古墳』津屋崎町文化財調査報告書第 7 集、1991 年
- 津屋崎町教育委員会『須多田古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第 12 集、1996 年
- 津屋崎町教育委員会『津屋崎古墳群Ⅰ』津屋崎町文化財調査報告書第 20 集、2004 年
- 津屋崎町教育委員会『在自西ノ後遺跡 2』津屋崎町文化財調査報告書第 21 集、2004 年
- 宗像市教育委員会『桜京古墳』宗像市文化財調査報告書第 58 集、2007 年
- 宗像市教育委員会『概報田熊石畑遺跡』宗像市文化財調査報告書第 61 集、2009 年
- 福津市教育委員会『津屋崎古墳群Ⅱ』福津市文化財調査報告書第 4 集、2011 年
- 福津市教育委員会『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第 7 集、2013 年
- 宗像市教育委員会『国史跡田熊石畑遺跡』宗像市文化財調査報告書第 71 集、2014 年

(2) 史料

- 『新訂魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』岩波書店、1985 年
- 『古事記』新編日本古典文学全集、小学館、1997 年
- 『日本書紀』新編日本古典文学全集、小学館、1994 年
- 『皇太神宮儀式帳・止由気宮儀式帳・太神宮諸雑事記』神道大系　神宮編 1 、神道大系編纂会、1979 年
- 『延喜式』訳注日本史料、集英社、2000・2007 年
- 『宗像大社文書』 1 ～ 4 、宗像大社復興期成会、1992・1999・2009・2015 年
- 『神道大系　神社編 49　宗像』神道大系編纂会、1979 年
- 貝原益軒編『筑前国続風土記』文献出版、1988 年
- 加藤一純・鷹取周成編『筑前国続風土記附録』文献出版、1977・1978 年
- 青柳種信『瀛津嶋防人日記』日本庶民生活史料集成 2 、三一書房、1969 年
- 青柳種信編『筑前国続風土記拾遺』文献出版、1993 年
- 伊東尾四郎編『宗像郡誌』上・中・下、臨川書店、1986 年
- 中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』文献出版、1997 年
- 『宗像市史』史料編 1 ～ 3 、1995・1996 年
- 『津屋崎町史』資料編上・下、1996 年
- 『福間町史』資料編 1 ～ 4 、1997 ～ 1999 年

(3) 総記

- 『宗像神社史』上・下・附巻、宗像神社復興期成会、1961・1966・1971 年
- 『福間町史』明治編、1972 年
- 『玄海町誌』1979 年
- 『大島村史』1985 年
- 『宗像市史』通史編 1 ～ 4 、1996~1999 年
- 『津屋崎町史』通史編、1999 年
- 『福間町史』通史編、2000 年
- 山本忠尚『和英対照日本考古学用語辞典』東京美術、2001 年

(4) 学術論文、書籍

(i) 沖ノ島祭祀

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
（書籍）				
海の正倉院　宗像沖ノ島	弓場紀知	平凡社カラー新書 109	平凡社	1979 年
古代を考える　沖ノ島と古代祭祀	小田富士雄編		吉川弘文館	1988 年
住吉と宗像の神	上田正昭編		筑摩書房	1988 年
沖ノ島祭祀遺跡	佐田茂	考古学ライブラリー 63	ニュー・サイエンス社	1991 年
海の正倉院　沖ノ島―よみがえる建国の神々	武藤正行		世界日報社	1993 年
古代祭祀とシルクロードの終着地：沖ノ島	弓場紀知	シリーズ「遺跡を学ぶ」013	新泉社	2005 年
（論文）				
瀛津島紀行	江藤正澄	『東京人類学会雑誌』69	東京人類学会	1891 年
沖島の御金蔵	柴田常恵	『中央史壇』13-4	国史講習会	1927 年
筑前沖津宮の石造模造品	田中幸夫	『考古学雑誌』25-2	考古学会	1935 年
沖の島祭祀遺跡の調査	鏡山猛	『Museum』49	東京国立博物館	1955 年
「沖ノ島－宗像神社沖津宮祭祀遺跡－」から見た古代祭祀遺跡の意義	大場磐雄	『國學院雑誌』60-5	國學院大學	1959 年
お言わず島―沖ノ島	大場磐雄	『まつり　考古学から探る日本古代の祭』	学生社	1967 年
海神の島―沖ノ島とその祭祀	弓場紀知	『世界』395	岩波書店	1978 年
古代沖の島の祭祀	井上光貞	『日本古代の王権と祭祀』/『井上光貞著作集』5	東京大学出版会 / 岩波書店	1984 年 /1986 年（初出 1978 年）
福岡県・沖ノ島の祭祀遺跡	小田富士雄	『九州考古学研究　古墳時代篇』	学生社	1979 年
宗像沖ノ島の祭祀	真弓常忠	『日本古代祭祀と鉄』	学生社	1981 年（初出 1979 年）
「宗像　沖ノ島」―沖ノ島の祭祀遺跡	三上次男	『考古学雑誌』65-4	日本考古学会	1980 年
宗像沖ノ島祭祀の歴史的諸段階	田村圓澄	『日本仏教史』4	法蔵館	1983 年（初出 1982 年）
沖ノ島の調査と成果	佐田茂	『古代を考える　37　沖ノ島祭祀遺跡の検討』	古代を考える会	1984 年
古代国家と宗像の神	岡田精司			1984 年
沖ノ島出土船載遺物の再検討―特に金銅製龍頭の流伝に関して	弓場紀知	『国立歴史民俗博物館研究報告』7	国立歴史民俗博物館	1985 年
沖ノ島祭祀と在地首長の動向	花田勝広	『古代学研究』148	古代学研究会	1999 年
福岡県大島村沖ノ島遺跡の祭祀遺構と儀鏡	佐田茂	『月刊考古学ジャーナル』446	ニュー・サイエンス社	1999 年
伝沖ノ島出土の透彫り金具について	岡村秀典	茂木雅博編『日中交流の考古学』	同成社	2007 年
沖ノ島出土鏡の再検討	重住真貴子、水野敏典、森下章司	『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』	奈良県立橿原考古学研究所	2010 年
沖ノ島と北部九州における首長層の動向	宇野愼敏	『古文化談叢』63	九州古文化研究会	2010 年

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
沖ノ島祭祀の成立前史	武末純一			2011 年
沖ノ島祭祀遺跡の再検討 －４～５世紀宗像地方との関連で－	小田富士雄			2011 年
神道史上における沖ノ島の祭祀	椙山林継			2011 年
ヤマト王権と沖ノ島祭祀	白石太一郎			2011 年
沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造 ―鉄製品・金属製模造品を中心に―	笹生衛	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ		2011 年
五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材	篠原祐一			2011 年
沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀	柳田康雄			2011 年
沖ノ島出土のガラス碗	椙山林継			2011 年
沖ノ島祭祀遺跡の再検討 2	小田富士雄		「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2012 年
日本における古代祭祀研究と沖ノ島祭祀　―主に祭祀遺跡研究の流れと沖ノ島祭祀遺跡の関係から―	笹生衛			2012 年
文献からみた古代王権・国家のカミマツリと神への捧げ物　―沖ノ島祭祀の歴史的前提―	西宮秀紀	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-1		2012 年
宗像大社復興期成会による調査以前の沖ノ島	椙山林継			2012 年
神道から見た沖ノ島	ノルマン・ヘイヴンズ			2012 年
国家形成からみた沖ノ島	ウェルナー・シュタインハウス	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-2		2012 年
沖ノ島祭祀遺跡の再検討 3	小田富士雄	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅲ		2013 年
沖ノ島国家型祭祀開始の契機とその背景	宇野愼敏	高倉洋彰編『東アジア古文化論攷』2	中国書店	2014 年
沖ノ島研究の現在	大高広和	『歴史評論』776	歴史科学協議会	2014 年
祭祀遺跡からみた宗像信仰	小田富士雄			2014 年
唐三彩と沖ノ島	弓場紀知	『悠久』136	鶴岡八幡宮	2014 年
大島御嶽山遺跡	福島真貴子			2014 年

(ii) 古代祭祀 / 神道

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
（書籍）				
神道考古学論攷	大場磐雄		葦牙書房	1943 年
祭祀遺蹟―神道考古学の基礎的研究―	大場磐雄		角川書店	1970 年
日本古代宗教	原田敏明		中央公論社	1970 年
古代王権の祭祀と神話	岡田精司		塙書房	1970 年
神道考古学講座　全６巻	大場磐雄編		雄山閣	1972 ～ 1981 年
神道の成立	高取正男	平凡社ライブラリー５	平凡社	1993 年（初出 1979 年）
神社建築の研究	福山敏男	『福山敏男著作集』４	中央公論美術出版	1984 年
呪法と祭祀・信仰	斎藤忠編	日本考古学論集３	吉川弘文館	1986 年
神道祭祀	真弓常忠		朱鷺書房	1992 年
古代祭祀論	中村英重		吉川弘文館	1999 年
神道事典	國學院大學日本文化研究所編		弘文堂	1999 年
歴史と宗教の考古学	坂詰秀一		吉川弘文館	2000 年
古代諸国神社神階制の研究	岡田荘司編		岩田書院	2002 年
神社建築史研究　Ⅰ・Ⅱ	稲垣栄三	『稲垣栄三著作集』１・２	中央公論美術出版	2006・2008 年
律令国家と神祇祭祀制度の研究	西宮秀紀		塙書房	2006 年
祭祀考古学の研究	大平茂		雄山閣	2008 年

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
カミ観念と古代国家	広瀬和雄	角川叢書 49	角川学芸出版	2010 年
日本神道史	岡田荘司編		吉川弘文館	2010 年
新編神社の古代史	岡田精司		学生社	2011 年
日本古代の祭祀考古学	笹生衛		吉川弘文館	2012 年
事典　神社の歴史と祭り	岡田荘司、笹生衛編		吉川弘文館	2013 年
伊勢神宮と三種の神器	新谷尚紀	講談社メチエ 562	講談社	2013 年
古代都城と律令祭祀	金子裕之著、春成秀爾編		柳原出版	2014 年
（論文）				
記紀神話の成立	岡田精司	『岩波講座　日本歴史　第 2 巻　古代 2』	岩波書店	1975 年
律令制祭祀の特質	岡田精司	菊地康明編『律令制祭祀論考』	塙書房	1991 年
律令期直前の祭祀	椙山林継			1991 年
八・九世紀における地方神社行政の展開	小倉慈司	『史学雑誌』103-3	史学会	1994 年
律令国家の地方祭祀構造	佐々田悠	『日本史研究』516	日本史研究会	2005 年
神祇祭祀	西宮秀紀	『列島の古代史 7　信仰と世界観』	岩波書店	2006 年
神と他界観の変容	河野一隆	岸本直文編『史跡で読む日本の歴史 2　古墳の時代』	吉川弘文館	2010 年
「律令祭祀」と「律令天皇制祭祀」	榎村寛之	『歴史学研究』911	歴史学研究会	2013 年
古代祭祀の形成と系譜	笹生衛	『古代文化』65	古代学協会	2013 年
古墳時代祭祀遺構から神社遺構への変遷	穂積裕昌			2013 年
律令制成立期の神社政策	小倉慈司			2013 年
古墳時代から律令時代における神社成立の諸相	黒田龍二			2013 年
記紀神話と王権の祭祀	佐々田悠	『岩波講座　日本歴史　第 2 巻　古代 2』	岩波書店	2014 年

（iii）古代の宗像三女神と宗像氏、対外交流

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
（書籍）				
古代対外関係史の研究	鈴木靖民		吉川弘文館	1985 年
古代海人の謎	田村圓澄、荒木博之編	海鳥ブックス 8	海鳥社	1991 年
海の古代史	千田稔編著	角川選書 336	角川書店	2002 年
古代・中世　宗像の歴史と伝承	正木喜三郎		岩田書院	2004 年
同型鏡とワカタケル	川西宏幸		同成社	2004 年
鏡と初期ヤマト政権	辻田淳一郎		すいれん舎	2007 年
宗像大社・古代祭祀の原風景	正木晃	NHK ブックス 1119	日本放送出版協会	2008 年
東アジア世界の成立	荒野泰典、石井正敏、村井章介編	日本の対外関係 1	吉川弘文館	2010 年
古代北東アジアの中の日本	西谷正		梓書院	2010 年
律令国家と東アジア	荒野泰典、石井正敏、村井章介編	日本の対外関係 2	吉川弘文館	2011 年
宗像地域の古墳	九州古墳時代研究会	第 37 回九州古墳時代研究会資料集	九州古墳時代研究会	2011 年
沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉	第 15 回九州前方後円墳研究会北九州大会実行委員会	第 15 回九州前方後円墳研究会北九州大会発表要旨・資料集	九州前方後円墳研究会	2012 年
古代日本と朝鮮半島の交流史	西谷正	市民の考古学 13	同成社	2014 年
古墳時代の日朝関係	高田貫太		吉川弘文館	2014 年
（論文）				
官幣大社宗像神社辺津宮と祭祀遺跡	田中幸夫	『考古学雑誌』28-1	考古学会	1938 年
ムナカタ神の創祀	田中卓	田中卓著作集 1『神話と史実』	国書刊行会	1987 年（初出 1957 年）

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
高市皇子と胸形氏の伝承	本位田菊士	『日本古代国家形成過程の研究』	名著出版	1978 年（初出 1972 年）
ウケヒ神話の構造	福島秋穂	『記紀神話伝説の研究』	六興出版	1988 年（初出 1976 年）
出雲大神と宗像神	水野祐	神道学会編『出雲学論攷』	出雲大社	1977 年
宗像氏と大和国宗像神社	瀧音能之	『出雲国風土記と古代日本』	雄山閣	1994 年（初出 1982 年）
神郡の成立とその歴史的意義	高嶋弘志	佐伯有清編『日本古代政治史論考』	吉川弘文館	1983 年
海洋と祭祀	北見俊夫	大林太良編『日本の古代　3　海をこえての交流』	中央公論社	1986 年
宗像神と大和王権	長洋一	『明日香風』18	古都飛鳥保存財団	1986 年
宗像郡司考	正木喜三郎	『大宰府領の研究』	文献出版	1991 年（初出 1987 年）
統一国家形成期における宗像	角林文雄	『日本古代・中世史　研究と資料』6	史耿会	1989 年
神郡についての基礎的考察	有富由紀子	『史論』44	東京女子大学学会史学研究室	1991 年
宗像と宇佐	新川登亀男	下條信行ほか編『新版　古代の日本』第3巻　九州・沖縄	角川書店	1991 年
長屋王と「宗像」木簡	石川千恵子	『日本歴史』558	日本歴史学会	1994 年
4、5 世紀における韓日交渉の考古学的検討	朴天秀	『青丘学術論集』12	韓国文化研究振興財団	1998 年
古代の出雲と宗像	瀧音能之	『古代出雲の社会と信仰』	雄山閣	1998 年
王臣家と郡司	森公章	『日本歴史』651	日本歴史学会	2002 年
もう一つの倭・韓交易ルート	白石太一郎	『考古学からみた倭国』	青木書店	2009 年（初出 2004 年）
三韓と倭の交流	武末純一	『国立歴史民俗博物館研究報告』151	国立歴史民俗博物館	2009 年
沖ノ島と宗像神・宗像神主	亀井輝一郎	『福岡教育大学紀要』第 2 分冊 第 59 号	福岡教育大学	2010 年
宗像地域の古代史と遺跡概説	花田勝広	『むなかた電子博物館紀要』2	むなかた電子博物館	2010 年
宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀	重藤輝行	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2011 年
古代の宗像氏と宗像信仰	亀井輝一郎			2011 年
古代神祇祭祀制度の形成過程と宗像社	加瀬直弥			2011 年
墓制と領域　—胸肩君一族の足跡	小嶋篤	『九州歴史資料館研究論集』37	九州歴史資料館	2012 年
日本民俗学（伝承分析学・traditionology）からみる沖ノ島　—日本古代の神祇祭祀の形成と展開—	新谷尚紀	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-1	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2012 年
東アジアの海洋文明と海人の世界—宗像・沖ノ島遺産の基盤—	秋道智彌			2012 年
古代宗像の渡来人	亀田修一	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅲ	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2013 年
古代宗像氏の氏族的展開	篠川賢			2013 年
交流史から見た沖ノ島祭祀	森公章			2013 年
倭国の成立と東アジア	仁藤敦史	『岩波講座　日本歴史　第1巻　原始・古代1』	岩波書店	2013 年
古墳時代の社会と豪族	菱田哲郎			2013 年
倭の五王と列島支配	田中史生			2013 年
朝鮮三国の国家形成と倭	田中俊明			2013 年
律令時代の宗像信仰	亀井輝一郎	『悠久』136	鶴岡八幡宮	2015 年

(iv) 中世以降の宗像大社、宗像地域

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
（書籍）				
宗像三神奉斎神社調	宗像神社	宗像神社史料 2	宗像神社	1944 年
中世の海人と東アジア	川添昭二、網野善彦編	海鳥ブックス 16	海鳥社	1994 年
津屋崎の民俗　第1集～第4集	津屋崎町史編集委員会	津屋崎町史民俗調査報告書	津屋崎町	1997 ～ 1998 年
中世筑前国宗像氏と宗像社	桑田和明		岩田書院	2003 年
（論文）				
中世に於ける宗像大宮司職について	杉谷昭	『日本歴史』75	日本歴史学会	1954 年
一四世紀初頭における在地領主法の一形態	石井進	『石井進著作集』6	岩波書店	2005 年（初出 1959 年）
宗像氏事書の性格について	伊藤一義	『法制史研究』25	法制史学会	1976 年
筑前国宗像神社大宮司職補任と荘園領主をめぐる諸問題	金沢正大	『政治経済史学』140･141	政治経済史学会	1978 年
中世前期における宗像氏	森川悦子	『史燈』2	熊本大学文学部国史学研究室	1978 年
中世前期の神官領主の存在形態　―筑前国宗像郡の在地支配を中心に―	安達直哉	秀村選三編『西南地域史研究』2	文献出版	1978 年
中世宗像社領に関する一考察	河窪奈津子	川添昭二編『九州中世史研究』3	文献出版	1982 年
宗像大社所蔵文書・典籍について	河窪奈津子	『古文書研究』19	日本古文書学会	1982 年
宗像の中世文書	川添昭二	『宗像の歴史と文化財』	宗像市教育委員会	1988 年
宗像氏の対外貿易と志賀島の海人	川添昭二	宮田登ほか『海と列島文化 3　玄界灘の島々』	小学館	1990 年
宗像大社所蔵八巻文書の研究	川添昭二	『中世九州地域史料の研究』	法政大学出版局	1996 年（初出 1991 年）
宗像大社所蔵出光佐三氏奉納文書について	川添昭二	『政治経済史学』380	政治経済史学会	1998 年
宗像氏の朝鮮通交と称号	桑田和明	『海路』1	石風社	2004 年
宗像大社の宋風獅子とその周辺	井形進	『仏教芸術』283	仏教芸術学会	2005 年
宗像大社所蔵の神事史料	河窪奈津子	『神道宗教』211	神道宗教学会	2008 年
宗像大宮司と日宋貿易	服部英雄	九州史学研究会編『境界からみた内と外』	岩田書院	2008 年
宗像の島々・小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌	服部英雄	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2011 年
宗像大社の無形民俗文化財	森弘子			2011 年
宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史	河窪奈津子			2011 年
日本における社殿の成立と宗像神社	山野善郎	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-1		2012 年
中世の宗像神社と鎮国寺	花田勝広	『むなかた電子博物館紀要』4	むなかた電子博物館	2012 年
鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業	中村翼	『九州史学』165	九州史学研究会	2013 年
中世宗像社の信仰と祭祀	河窪奈津子	『悠久』136	鶴岡八幡宮	2015 年
宗像大社の年中行事	森弘子			2015 年

(v) 比較研究

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
瀬戸内の海上信仰調査報告（東部地域）	瀬戸内海歴史民俗資料館編		瀬戸内海歴史民俗資料館	1979 年
竹生島の歴史	佐藤宗諄	『名所史跡竹生島調査報告書』	滋賀県教育委員会	1979 年
春日大社古代祭祀遺跡調査報告	春日顕彰会		春日顕彰会	1979 年
春日大社古代祭祀遺跡調査報告	春日顕彰会		春日顕彰会	1981 年
香川大浦浜遺跡の国家的祭祀について	大山真充	森浩一編『考古学と古代史』（同志社考古学シリーズⅠ）	同志社大学考古学研究室	1982 年
太宰府・宝満山の初期祭祀	小田富士雄、武末純一		太宰府天満宮文化研究所	1983 年

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
福山市宇治島北の浜遺跡の第 1 次発掘調査	川越哲志ほか	『内海文化研究紀要』12	広島大学内海文化研究室	1984 年
福山市宇治島北の浜遺跡第 2 次発掘調査	古瀬清秀ほか	『内海文化研究紀要』13	広島大学内海文化研究室	1985 年
大神と石上	和田萃編		筑摩書房	1988 年
吉祥・弁才天像	根立研介	日本の美術 317	至文堂	1992 年
扶安竹幕洞祭祀遺蹟	国立全州博物館	国立全州博物館学術調査報告 1	国立全州博物館	1994 年
韓国古代の祭祀　―竹幕洞遺跡とその周辺	竹谷俊夫	金関恕先生の古稀をお祝いする会編『宗教と考古学』	勉誠社	1997 年
扶安竹幕洞祭祀遺蹟研究	国立全州博物館	開館5周年記念学術シンポジウム論文集	国立全州博物館	1998 年
韓国竹幕洞祭祀遺跡と古代祭祀	小田富士雄	『古代九州と東アジアⅠ』	同成社	2012 年（初出 1998 年）
UNESCO Thematic Expert Meeting on Asia-Pacific Sacred Mountains FINAL REPORT（アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議　最終報告書）	ユネスコ世界遺産センター / 文化庁 / 和歌山県		ユネスコ世界遺産センター / 文化庁 / 和歌山県	2001 年
瀬戸内海における古代海上交通と祭祀	古瀬清秀	『瀬戸内海に関する研究』	福武学術文化振興財団	2002 年
三国時代の海洋祭祀に関する一考察　－扶安竹幕洞祭祀遺跡を中心に－	高慶秀	松藤和人編『考古学に学ぶ（Ⅱ）』（同志社大学考古学シリーズⅧ）	同志社大学考古学研究室	2003 年
三重県鳥羽屋代神社の神宝	金子裕之	奈良文化財研究所紀要 2004	国立奈良文化財研究所	2004 年
三重県鳥羽屋代神社の神宝2	金子裕之	奈良文化財研究所紀要 2005	国立奈良文化財研究所	2005 年
大宰府における国境祭祀と宝満山・有智山寺	山村信榮	『仏教芸術』282	仏教芸術学会	2005 年
聖なる水の祀りと古代王権：天白磐座遺跡	辰巳和弘	シリーズ「遺跡を学ぶ」033	新泉社	2006 年
東山道の峠の祭祀：神坂峠遺跡	市澤英利	シリーズ「遺跡を学ぶ」044	新泉社	2008 年
韓国扶安竹幕洞祭祀遺跡の文化複合	高慶秀	鈴木靖民編『古代日本の異文化交流』	勉誠出版	2008 年
三輪山と古代の神まつり	小笠原好彦ほか		学生社	2008 年
沖ノ島祭祀遺跡の再検討　－祭祀考古学の視点から－	サイモン・ケイナー	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2011 年
竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡	禹在柄			2011 年
韓国における祭祀遺跡・祭祀関連遺物　―沖ノ島祭祀の位置づけのための比較検討資料―	高慶秀			2011 年
大飛島の遺跡と砂洲	笠岡市教育委員会編		笠岡市教育委員会	2012 年
安芸、厳島における新発見の祭祀遺跡	妹尾周三	『MUSEUM』639	東京国立博物館	2012 年
中国古代の祭祀	王巍ほか3名	『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』II-2	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	2012 年
朝鮮半島における航海と祭祀　―古代を中心として―	兪炳夏			2012 年
世界から見た沖ノ島　―祭祀、政治、交易の物語の創造―	サイモン・ケイナー			2012 年
伊勢神宮の考古学	穂積裕昌		雄山閣	2013 年

(vi) 英語文献

- HORI, Ichiro."Mountains and Their Importance for the Idea of the Afterworld in Japanese Folk Religion". 'History of Religion', No.6, 1966.
- HAYASHI, Ryoichi. "The Silk Road and the Shosoin". Translated by Robert Ricketts. Weatherhill, 1975.
- INOUE, Mitsusada. "The ritsuryo system in Japan". 'Acta Asiatica', No.31, 1977.
- HIRANO, Kunio. "The Yamato State and Korea in the Fourth and Fifth Centuries". 'Acta Asiatica', No.31, 1977.
- HATADA, Takashi. "An Interpretation of the King Kwanggaet'o Inscription". Translated by V. Dixon Morris. 'Korean Studies', Vol.3, 1979.

- OKADA, Shoji. "The Development of State Ritual in Ancient Japan". 'Acta Asiatica', No.51, 1987.
- OBAYASHI, Taryo. "The Origins of Japanese Mythology". 'Acta Asiatica', No.61, 1991.
- OKAZAKI, Takashi. "Japan and the Continent". 'The Cambridge History of Japan'. Vol.1. Cambridge University Press, 1993.
- MATSUMAE, Takeshi. "Early Kami Worship". 'The Cambridge History of Japan'. Vol.1. Cambridge University Press, 1993.
- WADA, Atsumu. "The Origins of Ise Shrine". 'Acta Asiatica', No.69, 1995.
- TONO, Haruyuki. "Japanese Embassies to T'ang China and Their Ships". 'Acta Asiatica', No.69, 1995.
- KONISHI, Takamitsu. "Constructing Imperial Mythology: Kojiki and Nihon Shoki". In SHIRANE and SUZUKI (eds.) 'Inventing the Classics: Modernity, National Identity, and Japanese Literature'. Stanford University Press, 2000.
- MIZOGUCHI, Koji. "The Archaeology of Japan: From the Earliest Rice Farming Villages to the Rise of the State". Cambridge World Archaeology, Cambridge University Press, 2013.
- PIGGOTT, Joan R. "Sacral Kingship and Confederacy in Early Izumo". 'Monumenta Nipponica'. Volume 44: 1, 1989.
- PIGGOTT, Joan R. "The Emergence of Japanese Kingship". Stanford University Press, 1997.
- BARNES, G.L. "State Formation in Japan: Emergence of a 4th-Century Ruling Elite". Routledge, 2007.
- MORLEY, Brendan A. "The Goddesses' Shrine Family: the Munakata through the Kamakura Era". Unpublished MA Thesis, University of Oregon, 2009.
- STOVEL, Herb. "Reconciling Faith and Conservation on World Heritage Sacred Sites Related to the Sea". Unpublished Conference Materials of the 2nd International Expert Meeting for Okinoshima Island and Related Sites in Munakata Region, 2010.
- KANER, Simon. "The Archaeology of Religion and Ritual in the Prehistoric Japanese Archipelago". In INSOLL, Timothy (ed.) 'The Oxford Handbook of the Archaeology of Ritual and Religion'. Oxford University Press, 2011.

(5) 展示図録

書名・論文名	編著者	所収（シリーズ名）	発行	発刊年
宗像大社国宝展：玄界灘の神島沖ノ島古代祭祀遺品と社伝神宝			出光美術館	1968 年
海の正倉院　沖ノ島	毎日新聞社編		毎日新聞社	1972 年
宗像大社秘宝展：海の正倉院・沖ノ島	宗像大社・京都新聞社編		京都新聞社	1973 年
海の正倉院宗像沖ノ島の神宝	出光美術館・宗像大社復興期成会編		北九州市立歴史博物館	1978 年
特別展・伊勢神宝と考古学	奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	特別展図録第 23 冊	奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	1985 年
考古資料展：沖ノ島祭祀を支えた古代むなかた族			宗像市教育委員会	1988 年
第 51 回企画展　海の正倉院　沖ノ島　―古代の祭祀　西・東―			群馬県立歴史博物館	1995 年
「海の正倉院」沖ノ島　宗像大社神宝館　沖ノ島大国宝展記念	宗像大社文化財管理事務局		宗像大社	2003 年
国宝一括指定記念：沖ノ島祭祀と宗像・福津の文化財展	宗像大社神宝館			2006 年
昭和を駆けた考古学者　原田大六：　伊都国にロマンを求めた男	糸島市立伊都国歴史博物館	平成 22 年度伊都国歴史博物館秋季特別展	糸島市立伊都国歴史博物館	2010 年
国宝大神社展	東京国立博物館、九州国立博物館		NHK、NHK プロモーション	2013 年
宗像大社国宝展　―神の島・沖ノ島と大社の神宝	出光美術館		出光美術館	2014 年
日本国宝展	東京国立博物館		東京国立博物館	2014 年



高宮祭場

第8章 連絡先

8.a 推薦書作成者

8.b 地方行政組織

8.c その他の組織

8.d 公式のウェブアドレス

連絡先

8.a　推薦書作成者

文化庁　文化財部記念物課
〒 100-8959　東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL：+81-3-5253-4111
FAX：+81-3-6734-3822
E-mail: w-isan@bunka.go.jp

8.b　地方行政組織

福岡県　世界遺産登録推進室
〒 812-8577　福岡県福岡市博多区東公園 7-7
TEL: +81-92-643-3162
FAX: +81-92-643-3163
E-mail: sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp

宗像市　世界遺産登録推進室
〒 811-3504　福岡県宗像市東郷 1-1-1
TEL: +81-940-62-2617
FAX: +81-940-62-2601
E-mail: sekaiisan@tw.city.munakata.fukuoka.jp

福津市　世界遺産登録推進室
〒 811-3293　福岡県福津市中央 1-1-1
TEL: +81-940-43-8134
FAX: +81-940-43-3168
E-mail: sekaiisan@city.fukutsu.lg.jp

8.c　その他の組織

宗像大社
〒 811-3505 福岡県宗像市田島 2331
TEL: +81-940-62-1311

8.d 公式のウェブ・アドレス

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（公式ウェブサイト）
http://www.okinoshima-heritage.jp/

宗像大社
http://www.munakata-taisha.or.jp/

文化庁
http://www.bunka.go.jp/

福岡県
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/

宗像市
http://www.city.munakata.lg.jp/

福津市
http://www.city.fukutsu.lg.jp/



辺津宮社殿

第9章 締約国の代表者署名

The Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region

日本政府の代表者署名



文化庁　長官
青柳 正規

2016 年 1 月

委任状

AUTHORIZATION

1. I, Hiroshi OGAWA
the undersigned, hereby grant free of charge to UNESCO the non-exclusive right for the legal term of copyright to reproduce and use in accordance with the terms of paragraph 2 of the present authorization throughout the world the photograph(s) described in paragraph 4.

2. I understand that the photograph(s) described in paragraph 4 of the present authorization will be used by UNESCO to disseminate information on the sites protected under the World Heritage Convention in the following ways:

   a) UNESCO publications;

   b) co-editions with private publishing houses for World Heritage publications (a percentage of the profits will be given to the World Heritage Fund);

   c) postcards - to be sold at the sites protected under the World Heritage Convention through national parks services or antiquities (profits, if any, will be divided between the services in question and the World Heritage Fund);

   d) slide series - to be sold to schools, libraries, other institutions and eventually at the sites (profits, if any, will go to the World Heritage Fund);

   e) exhibitions, etc.

   f) UNESCO websites, etc.

3. I also understand that I shall be free to grant the same rights to any other eventual user but without any prejudice to the rights granted to UNESCO.

4. The photograph(s) for which the authorization is given include: (Please describe photographs and give for each a complete caption and the year of production or, if published, of first publication. Attach additional sheets, if necessary.)

   An additional sheet (one page in total) is attached.

5. All photograph(s) will be duly credited. The photographer's moral rights will be respected. (Please indicate the exact wording to be used for the photographic credit.)

   ©World Heritage Promotion Committee

6. I hereby declare and certify that I am duly authorized to grant the rights mentioned in paragraph 1 of the present authorization.

7. I hereby undertake to indemnify UNESCO, and to hold it harmless of any responsibility, for any damages resulting from any violation of the certification mentioned under paragraph 6 of the present authorization.

8. Any differences or disputes which may arise from the exercise of the rights granted to UNESCO will be settled in a friendly way. Reference to courts or arbitration is excluded.

JAPAN	8 / Jan./ 2016	Governor of Fukuoka Prefecture 小川 洋
Place	date	Signature, title or function of the person duly authorized

List of Photographs and Figures for which the authorization is given

(World Heritage Promotion Committee)

No.	Caption
Photo 2-a-1	Aerial view of the property
Photo 2-a-2	View of Okinoshima
Photo 2-a-4	Shrine buildings of Okitsu-miya
Photo 2-a-5	Ritual purification through bathing
Photo 2-a-6	Okinoshima Primeval Forest
Photo 2-a-7	Site 17 (present state)
Photo 2-a-8	Site 7 (present state)
Photo 2-a-9	Site 5 (present state)
Photo 2-a-10	Site 1 (present state)
Photo 2-a-11	Okitsu-miya Yohaisho, from which the sacred island of Okinoshima is
Photo 2-a-13	Worship hall of Okitsu-miya Yohaisho (front view)
Photo 2-a-14	Worship hall (interior) of Okitsu-miya Yohaisho
Photo 2-a-15	Shrine buildings of Nakatsu-miya, Munakata Taisha
Photo 2-a-16	Mitakesan ritual site (present state)
Photo 2-a-17	Aerial view of Nakatsu-miya
Photo 2-a-18	View of Okinoshima from the summit of Mt. Mitakesan
Photo 2-a-19	View of the main island of Kyushu, from the summit of Mt. Mitakesan
Photo 2-a-20	Shrine buildings of Hetsu-miya, Munakata Taisha
Photo 2-a-21	Present shrine compound of Hetsu-miya, Munakata Taisha
Photo 2-a-22	View of Hetsu-miya, Munakata Taisha
Photo 2-a-23	Takamiya Saijo
Photo 2-a-24	View from the Shimbaru-Nuyama Mounded Tomb Group toward Oshima and the sea
Photo 2-a-25	Tomb 22
Photo 2-a-26	Tomb 25
Photo 2-a-27	Tomb 12
Photo 2-a-28	Aerial view of the Shimbaru-Nuyama Mounded Tomb Group
Photo 2-b-3	Tomb 7
Photo 2-b-62	Stone monument of Okitsu-miya Yohaisho
Photo 2-b-63	Shrine building of Okitsu-miya Yohaisho
Photo 2-b-65	Shrine buildings of Okitsu-miya
Photo 2-b-66	Shrine buildings of Nakatsu-miya
Photo 2-b-67	Shrine buildings of Hetsu-miya
Photo 2-b-74	Miare Festival (sea procession)
Photo 2-b-75	Miare Festival (land procession)
Photo 2-b-76	Kannabi Festival at Takamiya Saijo
Photo 4-1	Fragments of objects deposited as votive offerings that still remain on Okinoshima today
Photo 4-11	One Shinto priest is stationed at all times on Okinoshima, each serving for a ten-day shift
Photo 5-1	View from Okitsu-miya Yohaisho toward Okinoshima
Photo 5-2	View from the summit of Mt. Mitakesan toward Okinoshima
Photo 5-3	View from the ferry routes operating between Konominato Port and Oshima Port
Photo 5-4	View from the summit of Mt. Mitakesan toward the main island Kyushu
Photo 5-5	View from the Shimotakamiya ritual site toward the Tsurikawa River
Photo 5-6	View from the plateau to the Shimbaru-Nuyama Mounded Tomb Group
Photo 5-12	Exhibition at Uminomichi Munakatakan Museum
Photo 5-13	Exhibition at Shimpokan Museum
Photo 5-14	Pamphlet

AUTHORIZATION

1. I, Hiromi TANII
the undersigned, hereby grant free of charge to UNESCO the non-exclusive right for the legal term of copyright to reproduce and use in accordance with the terms of paragraph 2 of the present authorization throughout the world the photograph(s) described in paragraph 4.

2. I understand that the photograph(s) described in paragraph 4 of the present authorization will be used by UNESCO to disseminate information on the sites protected under the World Heritage Convention in the following ways:

   a) UNESCO publications;

   b) co-editions with private publishing houses for World Heritage publications (a percentage of the profits will be given to the World Heritage Fund);

   c) postcards - to be sold at the sites protected under the World Heritage Convention through national parks services or antiquities (profits, if any, will be divided between the services in question and the World Heritage Fund);

   d) slide series - to be sold to schools, libraries, other institutions and eventually at the sites (profits, if any, will go to the World Heritage Fund);

   e) exhibitions, etc.

   f) UNESCO websites, etc.

3. I also understand that I shall be free to grant the same rights to any other eventual user but without any prejudice to the rights granted to UNESCO.

4. The photograph(s) for which the authorization is given include: (Please describe photographs and give for each a complete caption and the year of production or, if published, of first publication. Attach additional sheets, if necessary.)

   An additional sheet (one page in total) is attached.

5. All photograph(s) will be duly credited. The photographer's moral rights will be respected. (Please indicate the exact wording to be used for the photographic credit.)

   ©Munakata City

6. I hereby declare and certify that I am duly authorized to grant the rights mentioned in paragraph 1 of the present authorization.

7. I hereby undertake to indemnify UNESCO, and to hold it harmless of any responsibility, for any damages resulting from any violation of the certification mentioned under paragraph 6 of the present authorization.

8. Any differences or disputes which may arise from the exercise of the rights granted to UNESCO will be settled in a friendly way. Reference to courts or arbitration is excluded.

JAPAN	8 / Jan / 2016	Mayor of Munakata 谷井博美
Place	date	Signature, title or function of the person duly authorized

List of Photographs and Figures for which the authorization is given

(Munakata City)

No.		Caption
Photo	Exective summary Frontispiece	Distant view of Okinoshima.
Photo	Executive Summary	View of Okinoshima from Okitsu-miya Yohaisho.
Photo	2-a-3	Okinoshima's three attendant reefs (from right, Koyajima, Mikadobashira, and Tenguiwa)
Photo	2-a-12	View of Okinoshima from Okitsu-miya Yohaisho
Photo	2-b-50	Ritual artifacts unearthed at around the Shimotakamiya ritual site
Photo	2-b-78	Okitsu-miya Grand Festival

AUTHORIZATION

1. I, Osamu TOYA
the undersigned, hereby grant free of charge to UNESCO the non-exclusive right for the legal term of copyright to reproduce and use in accordance with the terms of paragraph 2 of the present authorization throughout the world the photograph(s) described in paragraph 4.

2. I understand that the photograph(s) described in paragraph 4 of the present authorization will be used by UNESCO to disseminate information on the sites protected under the World Heritage Convention in the following ways:

   a) UNESCO publications;

   b) co-editions with private publishing houses for World Heritage publications (a percentage of the profits will be given to the World Heritage Fund);

   c) postcards - to be sold at the sites protected under the World Heritage Convention through national parks services or antiquities (profits, if any, will be divided between the services in question and the World Heritage Fund);

   d) slide series - to be sold to schools, libraries, other institutions and eventually at the sites (profits, if any, will go to the World Heritage Fund);

   e) exhibitions, etc.

   f) UNESCO websites, etc.

3. I also understand that I shall be free to grant the same rights to any other eventual user but without any prejudice to the rights granted to UNESCO.

4. The photograph(s) for which the authorization is given include: (Please describe photographs and give for each a complete caption and the year of production or, if published, of first publication. Attach additional sheets, if necessary.)

   An additional sheet (one page in total) is attached.

5. All photograph(s) will be duly credited. The photographer's moral rights will be respected. (Please indicate the exact wording to be used for the photographic credit.)

   ©Munakata City Board of Education

6. I hereby declare and certify that I am duly authorized to grant the rights mentioned in paragraph 1 of the present authorization.

7. I hereby undertake to indemnify UNESCO, and to hold it harmless of any responsibility, for any damages resulting from any violation of the certification mentioned under paragraph 6 of the present authorization.

8. Any differences or disputes which may arise from the exercise of the rights granted to UNESCO will be settled in a friendly way. Reference to courts or arbitration is excluded.

The superintendent of Munakata City Board of Education,

JAPAN	8 / Jan / 2016	遠矢修
Place	date	Signature, title or function of the person duly authorized

List of Photographs and Figures for which the authorization is given

(Munakata City Board of Education)

No.	Caption
Photo 2-b-48	Mitakesan ritual site (as excavated)
Photo 2-b-49	Ritual artifacts unearthed from Mitakesan ritual site
Photo 2-b-55	Song-style guardian lion-dog statues
Photo 2-b-58	*Amidakyo* (Sukhavati Sutra) Stone

AUTHORIZATION

1. I, Takayuki ASHIZU
the undersigned, hereby grant free of charge to UNESCO the non-exclusive right for the legal term of copyright to reproduce and use in accordance with the terms of paragraph 2 of the present authorization throughout the world the photograph(s) described in paragraph 4.

2. I understand that the photograph(s) described in paragraph 4 of the present authorization will be used by UNESCO to disseminate information on the sites protected under the World Heritage Convention in the following ways:

   a) UNESCO publications;

   b) co-editions with private publishing houses for World Heritage publications (a percentage of the profits will be given to the World Heritage Fund);

   c) postcards - to be sold at the sites protected under the World Heritage Convention through national parks services or antiquities (profits, if any, will be divided between the services in question and the World Heritage Fund);

   d) slide series - to be sold to schools, libraries, other institutions and eventually at the sites (profits, if any, will go to the World Heritage Fund);

   e) exhibitions, etc.

   f) UNESCO websites, etc.

3. I also understand that I shall be free to grant the same rights to any other eventual user but without any prejudice to the rights granted to UNESCO.

4. The photograph(s) for which the authorization is given include: (Please describe photographs and give for each a complete caption and the year of production or, if published, of first publication. Attach additional sheets, if necessary.)

   Additional sheets (two pages in total) are attached.

5. All photograph(s) will be duly credited. The photographer's moral rights will be respected. (Please indicate the exact wording to be used for the photographic credit.)

   ©Munakata Taisha

6. I hereby declare and certify that I am duly authorized to grant the rights mentioned in paragraph 1 of the present authorization.

7. I hereby undertake to indemnify UNESCO, and to hold it harmless of any responsibility, for any damages resulting from any violation of the certification mentioned under paragraph 6 of the present authorization.

8. Any differences or disputes which may arise from the exercise of the rights granted to UNESCO will be settled in a friendly way. Reference to courts or arbitration is excluded.

JAPAN	1/Jan./2016	Chief priest 葦津敬之
Place	date	Signature, title or function of the person duly authorized

List of Photographs and Figures for which the authorization is given

(Munakata Taisha)

No.	Caption
Photo 2-b-5	Site 17 (at the time of the archaeological survey conducted in 1957)
Photo 2-b-6	Ritual artifacts as excavated at Site 17 (seen from above)
Photo 2-b-7	Mirrors as excavated at Site 17 (seen from above)
Photo 2-b-8	Mirrors as excavated at Site 17 (seen from the same level)
Photo 2-b-9	Triangular-rimmed mirror with images of two deities and two beasts in a four-deities band (a type of triangular-rimmed deity-and-beast mirror)
Photo 2-b-10	Beast-band mirror with an inscription of “yi zi sun” characters
Photo 2-b-12	Site 21 at the time of the archaeological survey in 1970
Photo 2-b-13	Iron ingots unearthed at Site 21
Photo 2-b-14	Archaeological remains identified at Site 21
Photo 2-b-15	Site 7 (right) and Site 8 (left) (at the time of the archaeological survey in
Photo 2-b-16	Ritual artifacts as excavated at Site 8
Photo 2-b-17	Ritual artifacts as excavated at Site 7
Photo 2-b-18	Gold ring
Photo 2-b-19	Gilt-bronze crupper strap dividers with spangles
Photo 2-b-20	Flat gilt-bronze pendants in the shape of a thorned leaf
Photo 2-b-21	Gilt-bronze heart-shaped flat pendant
Photo 2-b-22	Shards of a cut-glass bowl
Photo 2-b-24	Site 22 (at the time of the archaeological survey conducted in 1970)
Photo 2-b-25	Gilt-bronze miniature spinning and weaving tools
Photo 2-b-26	Ritual artifacts as excavated at Site 22
Photo 2-b-27	Site 5 (at the time of the archaeological survey in 1969)
Photo 2-b-28	Gilt-bronze dragon heads as excavated
Photo 2-b-29	Gilt-bronze dragon heads
Photo 2-b-30	Tang Dynasty three-colored bottle-shaped vase with long neck, as
Photo 2-b-31	Tang Dynasty three-colored bottle-shaped vase with long neck
Photo 2-b-33	Gilt-bronze miniature pentachord as excavated
Photo 2-b-34	Gilt-bronze miniature pentachord
Photo 2-b-35	Gilt-bronze miniature spinning tools (Site 5)
Photo 2-b-38	Site 5
Photo 2-b-39	Site 1 (at the time of the archaeological survey conducted in 1970)
Photo 2-b-40	Steatite human-shaped figure
Photo 2-b-41	Steatite horse shaped figure
Photo 2-b-42	Steatite boat shaped figure
Photo 2-b-43	Nara-style three-colored small jar, as excavated
Photo 2-b-44	Nara-style three-colored small jar with the lid
Photo 2-b-45	Perforated earthenwares
Photo 2-b-46	Fujushimpo coin, as excavated
Photo 2-b-47	Fujushimpo coin
Photo 2-b-48	Mitakesan ritual site (as excavated)
Photo 2-b-49	Ritual artifacts unearthed from the Mitakesan ritual site
Photo 2-b-50	Ritual artifacts unearthed at around the Shimotakamiya ritual site
Photo 2-b-52	The *Nihonshoki* (Chronicles of Japan)
Photo 2-b-53	Divine rescript tablet in the worship halls of the three shrines
Photo 2-b-56	The *Ippitsu issaikyo* (copy of the entire Buddhist canon)
Photo 2-b-60	*Munakata ujimori kotogakian*
Photo 2-b-61	*Shoei nijusan-nen Munakata-gu nenju gyoji*
Photo 2-b-64	*Munakata daibosatsu goengi (History of the Great Bodhisattva*
Photo 2-b-69	Okitsu-miya Yohaisho
Photo 2-b-73	Scene from the third archaeological excavation

List of Photographs and Figures for which the authorization is given

(Munakata Taisha)

No.	Caption
Photo 2-b-77	Mariner's compass from the warship Mikasa
Photo 2-b-79	Rite of car purification to pray for traffic safety (ca. 1966-1968)